

主な意見の整理(第1～7回委員会)

2017年 1月  
 上席学術調査員  
 下田隆二・川名 晋史

通番号	検討課題①～⑤(複数選択可)	①～⑤のサブカテゴリー(1)	①～⑤のサブカテゴリー(2)	主な意見(主な意見を集約する見出しをつける)	キーワード(主な意見中のキーワード、3語程度を抽出)	発言者(委員・説明者)	委員会回数	議題番号(1～(1)など)	議題名	議事録該当ページ
1	①	1-2. 決議の扱い	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【日本学術会議の存在意義】 ・最後に、池内先生は、ここでもお話しになりましたので、それと共通する点がありますけれども、4項目に分けて日本学術会議の存在意義、あるいは日本学術会議に期待することということを述べられました。軍学共同反対の声明を維持し、各大学を励ます役割。科学者の貧困状態解決のために日本政府に働きかけるという役割。誰のための学問か、何のための学問かという学術の原点を確認する科学者の倫理教育を提案、実践すること。それから世界の平和のための提言を行うことというふうにまとめられました。	・日本学術会議の存在意義 ・日本学術会議に期待すること ・声明の維持	小森田委員(史学委員会シンポ報告)	7	5(1)	その他(小森田委員からの説明)	6
2	①	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い	【原点を忘れてはならない】 ・「普遍的な真実を探求する営みを通じて世界の平和と人類の福祉に貢献すること」。この原点を忘れてはならないということであり。そして、環境条件がいかに変わろうと、この原点は変わるものではないだろう。それに合うかどうかということが私たちがこういう制度を考えていく上で一番重要なことであると思っています。	・原点 ・環境条件	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	29
3	①	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い	【学術研究の自律性、公開性は、学術研究を進めていく上での基本的な条件】 ・したがって、学術研究の自律性、公開性ということは学術研究を進めていく上では全くの基本的な条件でありまして、かつそれが研究成果の発表・公開の完全な自由が保障されねばならないというわけです。それが大学の自治の慣行とか、憲法の23条で規定されている学問の自由ということに連なることでもあります。	・自律性 ・公開性 ・学術研究を進めていく上での基本的な条件	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	29
4	①	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い	【「自衛のため」というのは戦争を起こすための論理としても使われている】 ・それから、2番目の防衛のための軍事研究は許されるという、これに関してはいろいろな議論があって、そう単純に切り捨ててしまうわけにはいきません。私は、一切の武力は保持すべきではないというふうに考えておりますが、「国を守るため」ということが、あるいは「自衛のため」ということがこれまで戦争の始まりに常に使われてきたという、つまり「自衛のため」というのは戦争を起こすための論理としても使われているということ。	・防衛のための軍事研究 ・自衛のため ・戦争の始まり	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	31

5	①	1-1. 環境変化	4-1. 【安全保障技術研究推進制度も軍事化のための布石】 ・というふうに、そうすると、まさに国民の安全保障じゃなくて、国家の安全保障、国を守るための安全保障ということになっていくというのは、もう大体目に見えているじゃないですか。ということを僕はリアルに見ないと、それから今の国を守って、人を、国民を守らないというのは、例えば緊急事態法案というのが安倍首相が考えているということも言われています。あれは、まさに国を守って人を守らないの論理で書かれています。そういうものは続々と一続々というのか、そういうものが出てくる状況にあって、今は戦前のようにならんよ、君というふうに安閑としていいんでしょうか。この防衛省のこの資金もそういう状況に応じて一まあ、僕はさっき悪乗りと言いましたが、そういう状況に応じて軍事化のための布石を打っているというふうに僕は当然見るべきではないかと思っております。	・国民の安全保障 ・国家の安全保障 ・緊急事態法案 ・軍事化のための布石	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	41
6	①	1-1. 環境変化	4-1. 【安全保障技術研究推進制度も軍事化のための布石】 ・というふうに、そうすると、まさに国民の安全保障じゃなくて、国家の安全保障、国を守るための安全保障ということになっていくというのは、もう大体目に見えているじゃないですか。ということを僕はリアルに見ないと、それから今の国を守って、人を、国民を守らないというのは、例えば緊急事態法案というのが安倍首相が考えているということも言われています。あれは、まさに国を守って人を守らないの論理で書かれています。そういうものは続々と一続々というのか、そういうものが出てくる状況にあって、今は戦前のようにならんよ、君というふうに安閑としていいんでしょうか。この防衛省のこの資金もそういう状況に応じて一まあ、僕はさっき悪乗りと言いましたが、そういう状況に応じて軍事化のための布石を打っているというふうに僕は当然見るべきではないかと思っております。	・国民の安全保障 ・国家の安全保障 ・緊急事態法案 ・軍事化のための布石	池内先生	6	1	各夏季各部会での討議の報告	41
7	①	1-1. 環境変化	【我が国を取り巻く安全保障環境】 ・まず、我が国を取り巻く安全保障環境でございますが、我が国周辺では、大規模な軍事力を有する国家等が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されておらず、依然として領土問題や統一問題を初めとする不透明・不確実な要素がある。領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向にある。周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著というものでございます。 これに対しまして、我が国の安全保障と防衛の基本的な考え方についてでございますが、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備をするというものでございます。	・安全保障環境 ・日本国憲法 ・専守防衛 ・文民統制	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	7
8	①	1-1. 環境変化	【防衛装備・技術に関する考え方】 ・まず、防衛装備・技術に関する考え方でございますが、各国は最新技術を用いた先進的な軍事力の獲得を目指しており、技術革新の急速な進展が、グローバルな安全保障環境に大きな影響を与える中、防衛力の「質」を十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくためには、我が国が諸外国に対する技術的優越を確保することが重要だというように示してございます。	・技術的優位の確保 ・ ・ ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	7
9	①	1-1. 環境変化	【武力としての自衛力は必要ではないとの考え】 ・（自衛力は必要ないとお考えか、それとも、必要だが、大学はかかわらずに、民間や防衛省の研究者がやればよいというお考えかとの質問に対して）私の基本的な考え方は、武力としての自衛力は必要ではないと考えております。いかなる紛争、当事者との問題が生じたとしても、それは交渉と話し合いで常に頑張って決めて解決点を見出す、そのための努力を常にやっていくということこそが最も平和の基本的な原則であると考えております。	・武力 ・自衛力 ・ ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	41

10	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	1-2. 決議の扱い	【声明の理想の踏襲と現在における新たな線引き】 ・井野瀬委員から、設立以来、多様な議論が行われていることを注視すべきだ。今、情勢が悪化する中で、かつての声明の理想を踏襲すべきである。現在の段階において線引きを新たに示すべきである。抽象的な線引きではなく、何らかの別な線引きを示すべきである。	・声明の理想の踏襲 ・新たな線引き ・ ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	7
11	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	5-4. 学術会議等の学術会議の役割	【意見の多様性は残しながらも合意できるところについて声明を出すなり、あるいは堅持するというを再度言うべきでは】 ・また、その学術会議としての多様性を生かすという観点の中には、考え方の多様性も当然出てくるということですから、最終的にどのような形にまとめていくかという中で、意見の多様性は残しながらも合意できるところについて声明を出すなり、あるいは堅持するというを再度言うなりという、何段構えかのアプローチでやっていくということに今なるのかなと、個人的には考えております。	・ ・ ・ ・	花木委員	3	1	各夏季部会の討議の報告	9
12	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【自衛力を認めるのか、認めないのか、認めるとしたらどこまで認めるのかをまず議論すべき】 ・今後の検討課題としていろんな問題があるのですが、いわゆる専守防衛、個別的自衛、この自衛力を我々は認めるのか、認めないのか。認めるとしたらどこまで認めるのか、それをまず議論すべきじゃないかなという気がするんですね。	・自衛力 ・認める ・認めない ・どこまで	小松幹事	3	1	各夏季部会の討議の報告	8
13	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等		【状況変化なし】 ・状況の変化とタイミングということに関しましては、変化はないと。ブタペスト宣言もあり、これを覆すということはない。	・状況 ・ブタペスト宣言 ・ ・	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	5
14	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等		【自衛のための力は必要ではないか】 ・その他、全体に関わる話として、防衛能力は国家に必然で整備必要。社会のための科学、平和のための科学は大事。しかし国際情勢では力の論理で動いていて、オリジンは国民の税金であり、自衛のための力は必要ではないか。軍事は国という考え方は狭義という御意見。	・防衛能力 ・力の論理 ・自衛のための力 ・	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	5
15	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等		【抑止力論】 ・あるいは、平和を守るために抑止力を強化するという考え方もあると。抑止力論も出ております。	・抑止力 ・ ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	6

16	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	【国際組織との連携を】 ・今日では、学術会議として国際組織との連携を深めることによって平和を目指すべきである。	・国際組織との連携 ・ ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	7
17	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	【憲法が変えられようとしている中で、こうした問題が出ている】 ・今の状況、憲法が変えられようとしている中で、こうした問題が出ていることを認識すべきである。	・憲法の変更 ・ ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	7
18	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	【アメリカのDARPAのような軍学共同の状況を参照することはできない】 ・アメリカのDARPAのような軍学共同の状況を参照することはできない。アメリカは状況が全く異なる。	・アメリカ ・DARPA ・参照できない ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	7
19	①	1-2. 決議の扱い	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 【67年の声明はある事件を契機に50年の声明をもう一回確認したので、50年の声明が1つのキーになっている】 ・これ自体1つの議論、論点かと思うのですが、学術会議の歴史上は1950年と67年に声明があります。これは17年たっているのですけれども、67年の声明は軍事研究はしないという表題になっているのですけれども、中身、本文では戦争を目的とした研究は行わないということ、内容は50年の声明と同一というふうに私は理解しています。だから、67年の声明はある事件があって、それを契機にして50年の声明をもう一回確認したと、学術会議の記録上もそんな記録があります。ある事件というのは、学術会議も共催した、あるいは後援したシンポジウムか何かがある当時の米軍の一部からバックアップされた、資金的に。という事件があって、それを遺憾とするという学術会議全体のムードになって、もう一度その声明が確認されたという、そういう意味では50年の声明というのが1つのキーになっているというふうに私は理解しています。	・1950年声明 ・1967年声明 ・50年声明の確認 ・	大西委員	1	1	本委員会の位置付けについて	21
20	①	1-2. 決議の扱い	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 【第二次大戦後、物理学者は核開発を反省したが、医学者は十分に反省していない】 ・第二次大戦後、物理学者は核開発を反省したけれども、医学者は十分に反省していない。 現在の時点で抑止論を持ち出すことは適切ではない。	・核開発 ・反省 ・物理学者 ・医学者	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	7

21	①	1-2. 決議の扱い	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	【軍事研究をする人は学術会議をやめるべき】 ・個人には研究の自由があるが、学術会議は組織として軍事研究はしないとしているので、声明を修正しないのであれば、軍事研究をする人は学術会議をやめるべきである。	・軍事研究 ・学術会議 ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	6
22	①	1-2. 決議の扱い	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【】 ・それ(引用者注: 自衛がとこまで云々との議論)をしてしまえば、そうすることで、それこそ本当に政治的判断、政治性が含まれることになり、「学術会議としてどうなのか」という、今までの歴史の中で繰り返されてきた議論を更にまた引きずることになるのではないのでしょうか。どういうプロセスで二つの声明が毅然として出されたかを考えるべきだと思います。	・ ・ ・	井野瀬委員	3	1	各夏季部会の討議の報告	10
23	①	1-2. 決議の扱い		【現段階で1950年と67年の声明、考え方をどう捉えるのか】 ・学術会議は更にさかのぼると1950年と67年に軍事目的のための科学研究は行わないという声明を出しているわけであり。この声明、私は個人的にはこれを堅持するということを申し上げていますがけれども、その後いろいろな日本国内における条件変化というものもあるので、現段階でこうした声明、考え方をどう捉えるのかというのは、当然ながら論点の1つであります。	・1950年の声明 ・1967年の声明 ・条件変化 ・	天西会長 (委員会設置の趣旨説明)	1	1	本委員会の位置付けについて	3
24	①	1-2. 決議の扱い		【声明は堅持すべき】 ・過去2回の声明につきましては堅持すべきで、現在問題になっているのは研究費であり、声明とは分けて考えるべき。	・声明 ・堅持 ・	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	4
25	①	1-2. 決議の扱い		【条件が変わったという認識のもとに声明を変えることは不適切】 ・50年、67年声明時と条件が変わったという認識のもとに変えることは適切ではない。	・50年、67年声明 ・条件が変わったという認識 ・変える ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	7
26	①	1-2. 決議の扱い		【声明変更は極めて慎重に】 ・学術会議は社会の流れに合わせるだけでなく、社会に対して問いかけることが必要である。かつての声明を変えることについては極めて慎重に考えるべきである。	・学術会議 ・社会への問いかけ ・声明変更 ・慎重	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	7

27	①	1-2. 決議の扱い	【慎重に議論を】 ・50年及び67年声明は、科学者・研究者としての基本指針であり、この基本指針があるにもかかわらず、安全保障技術研究推進制度の存在を容認することを前提に委員会が設置されたこと自体に大きな危惧を抱いている。これまでの声明を尊重して、軍事と学術との接近の危険性等について、慎重に議論を進めることを望む。	・50年及び67年声明 ・尊重 ・	大政委員提出資料を委員長代読	4	1	第二部の部会における意見交換状況について	3
28	①	1-2. 決議の扱い	【軍事研究を放棄する姿勢を貫くべき】 ・50年及び67年決議を再確認(再認識)すべき。これらの学術会議の精神は、現在も何ら変わっていないので、上記決議に対して何かを変更したり補足したりする必要はない。防衛・安全保障は軍事と異なる、という見方もあるが、それらに境界はなく、そのような言葉の言い換えが過去の不幸な結果をもたらしてきた。世界情勢は決議以降変化しているが、平和国家たる日本の学術界は軍事研究を放棄する姿勢を貫くべきであり、防衛省の今回の公募のような政策により、学術会議の理念や考え方を変える必要はない。	・50年及び67年決議 ・再確認 ・軍事研究 ・放棄する姿勢	大政委員提出資料を委員長代読	4	1	第二部の部会における意見交換状況について	3
29	①	1-2. 決議の扱い	【条件付きでの防衛省との共同研究容認は、学術の原点の放棄】 ・これ(引用者注:条件付きで防衛省との共同研究を容認すること)は、やはり学術の原点を放棄したものであると思います。軍学共同を容認するようになれば、学術の原点を放棄したものであると思いますが、単純に言いますと、政府や財界や防衛組織から、「学者は金の方で屈服させられる」ものだと甘く見られて見くびられるようになるという、これはもう明らかでしょうね。あるいは専門家として日本学術会議が占めているそれなりの社会的信用度がた落ちになるだろう。あるいは市民社会において、科学や技術に対する信用度—学術への信頼度ですね。今「科学技術社会」と呼ばれている。それは科学者への大きな信頼のもとで成立しているわけですが、それが非常に危ない状況になるというわけで、特に条件付で容認したという場合には、「堅持する」と言いながら、結局のところは全体を容認してしまうということになると思われまます。先ほど言いましたように、「自衛のため」というのは、あらゆる戦争において使われてきたということを再度思い起こすべきではないかと思えます。	・日本学術会議 ・学術の原点を放棄 ・社会的信用 ・科学者への信頼	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	35
30	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	1-4. 【防衛省等の研究者の位置づけと大学の位置づけ】 ・というのは、いろんな問題があるのですが、例えば研究者の問題、大学だけではなくて国研とか産業界、それから防衛省関係も600名ぐらいいらっしゃるということで、じゃ、軍事研究は駄目だといったときに、大学だけは駄目で、ほかはいいのかという問題。	・軍事研究 ・防衛省 ・国研 ・大学	小松幹事	3	1	各夏季部会での討議の報告	8

31	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【名宛人には企業、防衛関係も含む】 ・今の名宛人のことですがけれども、日本学術会議とすると、従来から多様な科学の在り方、多様な科学者を育てていこうという立場に立っていることを考えると、大学の人間だけではなくて、企業の方、あるいは防衛に近いところで研究しておられる方も当然含まれるべきであろうと思うんですね。	・名宛人 ・ ・	花木委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	9
32	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【防衛省側の研究サイド、研究者の活動についても一定の歯どめが要るのでは】 ・こういうニュアンスの意見と捉えられる御意見もあると思うので、そこについてどう考えるのかということがあると思います。その場合にも、花木先生おっしゃいましたけれども、防衛省の研究所がどんな研究をしてもいいということにはならないわけですね。日本の自衛という概念の限界というのがあるわけですから、その範囲の中での研究なり装備の開発というのを行うべきだということがあるので、仮に大学とは一線を引くという場合にも、防衛省側の研究サイド、研究者の活動についても一定の歯どめが要るのだろうと。どういう歯どめのつけ方をするかということは、また別な議論になると思いますけれども、そういう議論が要ると。	・防衛省側の研究サイド、研究者の活動 ・一定の歯どめ ・	大西委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	11
33	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い		【防衛省関係に勤める研究者の位置づけ】 ・防衛省関係に勤める研究者もおられるので、研究者を差別していいのかということで、ここに関しましては、先ほど、すみません、少し省略した2ページ目から3ページ目の御意見の中にも、研究者がそういう意味で自由に研究するというのは阻害してはならないという御意見がありました。ということです。以上です。	・防衛省関係に勤める研究者 ・ ・	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	5

34	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	【自衛隊に所属する医師や歯科医師で、大学において研究を行っている者も多い】 ・自衛隊に所属する医師や歯科医師は、研究方法習得や学位取得等のため大学において研究を行っている者も多い。今回は予算の問題で新たな議論になっているが、従来からこのような状況があることは理解する必要がある。	・自衛隊 ・医師 ・歯科医師 ・大学	大政委員 提出資料 委員長 代読	4	1	第二部の 夏季に おける 意見交 換状況 について	5
35	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割 【学術会議の代表性とそこから発せられるメッセージ】 ・誰を代表しているのかということ、その正当性はどこにあるのかということ、学術会議の会員の皆様と、私は連携会員ですが、選出の方法においては、学術界の代表性というものを担保する仕組みを持っていないと思います。したがって、それが厄介だなと。 それから、誰に向けて発言をするのかというときに、日本なのか、世界なのか、日本の大学なのかということは気になるところであります。 (中略) 科学者と一言で言っていますが、これだけのボリュームがあるんだと。そして、所属形態が違うのだということ、我々は意識しなくてはならないと思います。	・学術会議 ・代表制	小林委員	5	1	第二部の 夏季に おける 意見交 換状況 について	43
36	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【名宛人】 ・小森田委員から、誰を名宛人とするか等、様々な可能性があるので今後、検討していく。	・名宛人 ・	杉田委員長 (第一部 夏季部 会の報 告)	3	1	各夏季 部会で の討議 の報告	7
37	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【大学の位置づけ】 ・次のステップで、もう一つの立場として、それ(引用者注:自衛隊の存在)は認めると。例えば防衛省の研究所が防衛のための研究をやったり、それが装備品に生かされるのは、やっていただいと。だけど大学はそれとは縁を切るべきだという立場がもう一つあり得ると思うんですね。	・防衛のための研究 ・装備品 ・大学 ・	大西委員	3	1	各夏季 部会で の討議 の報告	11
38	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【日本学術会議は企業等の研究者を代表しない】 ・それから、日本学術会議は大学及び研究機関、これはこれから「大学等」と言いますが、その機関及び科学者を代表しているものであって、企業の、あるいは財団法人等の研究者を代表するわけではないということも、これを前提として押さえておいていただきたいと思います。	・日本学術会議 ・企業等の研究者 ・	池内先生	6	1	安全保 障にか かわる 研究資 金の導 入が学 術研究 全般に 及ぼす 影響	29



39	①	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【デュアル・ユース問題に対して、科学者のあり得べき3つの立場】 ・そこで、その次、科学者の側から見てデュアル・ユースをなぜ問題にするかということですけれども、科学者のあり得べき立場としては3つ考えられるように思いました。 ①つは、科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しない、という立場があり得るだろうと思います。 ②番目に、科学研究の成果の利用の両義性について自覚をし、必要があればその利用の仕方について発言する、あるいは行動する必要がある、とする立場。これは、前回も指摘がありましたバグウォッシュ会議などがスタートしたということは、そのような認識を背景にしていると思われます。 ③番目、科学研究の成果の利用の両義性について自覚するだけではなくて、好ましくない利用のされ方をする可能性がある場合は、研究ないし研究発表そのものを抑制する必要がある、とする立場が考えられます。	・デュアル・ユース問題 ・科学者 ・立場 ・	小森田委員 (論点整理)	2	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	15
40	①	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金提供	【サイバー研究の資金源はどこからでないといけないということはない】 ・後段の方(サイバー研究の研究費は企業の資金で行えるか、軍の資金が必要などの趣旨の質問)は、これは私個人はわかりません。ある意味で日本のIT技術あるいはセキュリティ技術をもうちょっと高めたいという意味では、そこにお金が来てほしいなと思っております。思っておりますけれども、それがどこからでなきゃいけないかということはないんじゃないかと思えますね。	・サイバー研究 ・研究費 ・金	林先生	4	1	各夏季部会での討議の報告	13
41	①	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【アメリカのファンダメンタルリサーチは国立研究所にも適用】 ・(アメリカのファンダメンタルリサーチの適用は大学だけか、資料6-6にfederal laboratories記載があるので、研究所も入るのかとの大西委員からの質問に対し) 国立研究所は入ります。	・リストラクテッドリサーチ ・ ・	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	30
42	①	3-1. 基礎研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【ファンダメンタルリサーチからリストラクテッドリサーチへの移行】: ・(「リストラクテッドかどうかというのは、最初に定義するようなお話」だったが、「研究しているうちに、これはリストラクテッドな話になってきたとか、そういうことはないのかとの杉田委員長からの質問に対して)「それは分かりませんが、例えば、軍から新しい情報をもらって、それを使って研究を進めないといけないという場合には、多分、契約を結び直したりするんだと思います。それでファンダメンタルからリストラクテッドに移るんじゃないかと」。「最初にファンダメンタルで、もう契約して、その範囲の中でやっている分に関しては、それは契約ですから、契約社会で信じてやっているから、みんな安心してやっていますし、アメリカの研究者の人たちも、インド出身の人、中国出身の人、DARPAのお金をとって研究している」。	・リストラクテッドリサーチ ・契約 ・ ・	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	26
43	①	3-2. 学問の自由	3-7. 安全保障貿易管理	【別に好き放題の研究ができるような世界ではもはやない】 ・それから今、多分、安浦先生がおっしゃろうとされたのだろうと思いますが、昔だと冷戦体制のときの禁輸、禁止をしていたような輸出の禁止とか、それからそういう何かいろいろとやってはいけないことというのがあって、大学には定期的かどうかというチェックの、来ていますよね。そういったものを一度、一覧はしておいた方がいいだろうと。だから、今だって別に好き放題の研究ができるような世界ではもはやないということを確認した上でということをおっしゃったのだろうと思いますし、少なくとも私はそれを確認しておくべきだと思います。	・好き放題の研究 ・ ・ ・	小林委員	1	1	各夏季部会での討議の報告	17

44	①	3-3. 公表の自由	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度の研究成果の公開】 ・研究成果の公開でございますが、この制度、研究成果の公開が可能ということでございます。	・研究成果の公開 ・ ・	鈴木技術振興官	6	1	各夏季での討議の報告	11
45	①	3-3. 公表の自由	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度は、「公開の完全な自由」が保証されておらず研究の自律性と齟齬する制度】 ・だから、研究の自律性と齟齬する制度であると言えます。だから、この「公開の完全な自由」は保証されておられません。完全な自由が保証されているならば、「公開は完全に自由である」と明言すべきです。しかし、「原則」とか「可能」とか「事前に確認」とか、そういう言葉が延々と連なるわけです。必ず、これは防衛装備庁のチェックが入るということであるわけです。	・安全保障技術研究推進制度 ・公開の完全な自由 ・ ・	池内先生	6	1	各夏季での討議の報告	30
46	①	3-3. 公表の自由	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度による成果の発表の自由の担保】 ・この制度で応募されて成果を出していただいた方につきましては、この制度の中できちんと、先生方の発表の自由というか、研究の自由というのは私どもは担保していきたいと思っております。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究の自由の担保 ・ ・	外園防衛技監	6	1	各夏季での討議の報告	37
47	①	3-4. 研究契約等による制約	3-7. 安全保障貿易管理	【留学生への対応の該非判定で、大学には大きな負担】 ・（「武器輸出の問題で・・・すごく微妙な場面を想定すると、例えば、2年の目的で留学してきた学生、でもまだ6カ月に至っていない。そういう学生がいるゼミでこういう内容を話したとすると、それは違反になるのかとの山極委員の質問に対し）（前略）山極先生がこういう話を今日講義しようと思うけれども、クラスの学生はこういうメンバーで、これでやっていいかということを該非判定の責任者に聞いて、いいと言われたらやるというのが、一応日本の法律上の建前になっています。（中略）その留学生を入れるときのいろんなチェックが、アメリカや、特にイギリスが一番すごいんですけども、ものすごいチェックがあって、大学がやるのではなくて、入国管理局がやるんです。日本の場合は、入管は一切やらずに、その学生は大丈夫かということを大学が判定しろというふうに言われていて、これも大学においてもものすごい負担になっています。	・留学生 ・武器輸出 ・該非判定 ・大学	安浦委員	5	1	各夏季での討議の報告	28

48	①	3-4. 研究契約等による制約	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【防衛装備庁のプログラムオフィサーの進捗管理では、研究者の自由度を最大限尊重する】 ・ おっしゃるように、このプログラムディレクター、プログラムオフィサーは防衛装備庁に所属いたします研究者が行います。我々5つの研究所、機関を持っておりまして、そこに約600人程度の研究者がおります。(中略) 我々のプログラムオフィサーというものは、いわゆる採択された研究計画というものがございまして。これは実際に応募していただいた研究計画に基づいて安全保障技術研究推進委員会が採択をして、それに基づいて我々委託契約を結ぶわけでございますが、その計画に沿って研究が行われていることを確認するというものがプログラムオフィサーの中心的な業務になります。 プログラムディレクターにつきましては、こういったプログラムオフィサーを統括するということで役割を担っているものでございます。 また、プログラムオフィサーの進捗管理でございますが、我々のスタンスとしては特に基礎研究でございますので、研究者の自由な発想こそがいわゆる革新的・独創的な知見を獲得する上で重要であるというように考えておりますので、研究者の自由度を最大限尊重するという点において、より成果を得るということを期待しているものでございます。	・プログラムオフィサー ・進捗管理 ・研究者の自由度の尊重	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会での討議の報告	18
49	①	3-6. 秘密保持義務関係	3-7. 安全保障貿易管理 【学術研究に対する4つの制約: 契約、安全保障輸出管理、社会的な規範と防衛秘密法制】: ・先ほど、安浦先生の御報告で、学術研究が制約される局面として3つを挙げられました。契約による制約、安全保障輸出管理による制約、それから社会的な規範による制約の3つですが、実はもう一つ、防衛秘密に関する法制、法制度による制約があるのではないかとということで、安浦先生の御報告を補足する意味もあるのではないかと思います。	・防衛秘密 ・公開性	佐藤委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	31
50	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度のプログラムオフィサーは「防衛用途への応用という出口を目指して、研究委託先と調整を実施する】 ・資料⑬をちょっと御覧いただきますと、これは正にこの制度について防衛省の関係者の方が解説した論文です。資料⑬の上の図ですけれども、この図の中では、プログラムオフィサーの役割が書かれておりまして、プログラムオフィサー、POは「防衛用途への応用という出口を目指して、研究委託先と調整」を実施するという点で、下の箱では、「研究委託先の状況を把握し必要なサポートを実施」する。サポートをするためには、それなりのステータスのある人でなければいけないので、POになる人は、大学であれば研究室長レベルの人を当てるというふうに書かれております。	・安全保障技術研究推進制度 ・プログラムオフィサー ・防衛用途への応用 ・出口	小森委員(論点整理)	2	1	各夏季部会での討議の報告	17
51	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【アメリカの防衛省のファンディングのベーシックリサーチは、ユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチ】 ・かつ、アメリカの防衛省のファンディングの中では、6.1、6.2というふうな番号がついていて、6.1というのが、いわゆるベーシックリサーチという言い方をしているわけですね。しかし、このベーシックリサーチは、例えば理論物理学者が考えているようなベーシックよりは、やはりユースに向かっていくわけですね。最近そういうのをユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチみたいな言い方をします。こういう言い方をすると、実は工学研究というのは大体そういうものではないかという議論になって、そしてピュア・リサーチというのは、そもそもユースを全く考えないという意味での自然の秘密の解明、純粋研究と、そういうふうになってくるわけですね。ですから、このDARPA型みたいなものをいろいろな場面で取り入れるという文脈の中でこの問題が出てきているというふうには考えなくてははいけません。それが2つ目。	・アメリカ ・防衛省 ・ファンディング ・ユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチ		2	1	各夏季部会での討議の報告	

52	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術推進制度は技術志向型であり、制度のターゲットを設定している。】 ・(前略)従来は基礎研究と応用研究、ベーシック・リサーチズとアプライド・リサーチズという二分法で、基礎研究から応用研究へというふう に単線的に発展していくというふう理解されていたけれども、基礎か 応用かという軸と並んで、これはファンダメンタル・アンダースタンディ ングという考え方と、ユース・インスパイアードという考え方が対になっ ていますけれども、何を指して研究をするかというもう一つの軸があ ると。ですから4象限で考える必要があるという、ストークスという方 のお考え方が紹介されています。 これを読んで、改めてこの安全保障技術推進制度を読み直してみ ると、ここでは「技術志向型の基礎研究」が対象だと。つまり基礎研究で あるけれども、技術志向型であるということが書かれています。そして その説明の文脈の中で、特別な応用用途を直接に考慮することなく、 仮説や議論を形成するための理論的・知見的研究というものもある、 と。つまりこれが恐らくファンダメンタル・アンダースタンディングを目的 とする基礎研究ということなんだと思うんですけども、かなりはっきり とそれとの区別を意識してこの制度のターゲットというものを設定して いるということになると思います。	・安全保障 技術推進 制度 ・基礎研究 ・技術志向 型 ・制度の ターゲット を設定	小森 田委員	3	1	各夏季 部会での討議 の報告	17
53	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の審査】 ・まず公募フェーズが終わりますと審査フェーズに入りますが、まず 予備審査という形で、これは防衛装備庁の職員により書類審査を行 います。ただ、この書類審査というものは点数をつけることはありません。 我々の職員数名程度が応募いただいた応募書類を読ませていた だきまして、それに対してコメントを書くというようなものでございま す。この段階でのスクリーニング、いわゆる足切り等はいりません。全 て応募は一次審査に回ります。	・安全保障 技術研究 推進制度 ・書類審査 ・ ・	鈴木 技術 振興 官	6	1	各夏季 部会での討議 の報告	11
54	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の最終審査】 ・その後、最終審査でございますが、その3分科会の成果等を持ち寄 りまして、また同じように安全保障技術研究推進委員会の中で、まあ、そ の他の事情ですね。研究不正等を総合的に勘案いたしまして、研究課 題の採択候補を選定いたします。 その選定された採択候補に基づきまして、これは単なる役所の中の 手続ではございますが、プロセスとして防衛装備庁長官が決定をする という形で文書をまとめて外部に報告をさせていただくということにな っております。	・安全保障 技術研究 推進制度 ・最終審査 ・ ・	鈴木 技術 振興 官	6	1	各夏季 部会での討議 の報告	11
55	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度のテーマ選定】 ・(前略)競争的資金、私どもが行政目的のために実施するということ でございますが、潜在的には我々の将来の防衛装備品の効率的な研 究開発につながるような成果を出すテーマを私どもは選定をさせて いただきます。	・防衛装備 品 ・効率的な 研究開発 ・ ・	外園 防衛 技監	6	1	各夏季 部会での討議 の報告	14

56	①	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金提	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【米国国防総省の研究資金の審査方式】 ・国防総省の研究資金でございますけれども、いわゆるピア・レビューとは異なる方式で運用、審査がなされておりまして、彼らはそれを「メリットレビュー」というふうに呼んでいたわけでございます。 この要点は、ファンディング・エージェンシー、つまり国防総省といいますが、背広組であります国防長官府、陸・海・空・DARPAと、それぞれがエージェンシーとなっているわけでございますけれども、彼らのミッションに適合的かと、寄与するかどうかと、これが審査のポイントだったということでございます。	・国防総省の研究資金 ・メリットレビュー ・	川名調査員	6	1	各夏季部会の討議の報告	5
57	①	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金提	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度の一次審査】 ・ 続きまして一次審査に移りますが、この一次審査以降につきましては、外部の専門家でご構成いたします安全保障技術研究推進委員会というものが実施をいたします。 まず一次審査でございますが、これは予備審査において我々が書いたコメント、また応募書類の内容に基づきまして、いわゆる書類審査を行います。書類審査で審査員の方に点数をつけていただきます。その結果を踏まえまして、点数の高いもの、応募が多数の場合、ヒアリング審査を全てやりますと時間がかかりますので、そこで先生にお集まりいただきまして、二次審査を行う研究課題を選定をいたします。	・安全保障技術研究推進制度 ・一次審査 ・	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会の討議の報告	11
58	①	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 【安全保障技術研究推進制度による研究の大学としてのチェックが必要】 ・一般的に、ある事柄に夢中になると、とことん打ち込むというのは科学者の特性だから、より一層外部的な、あるいは開かれた大学としてのチェックということを行っていかねばならないというふうには思っています。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学としてのチェック ・	池内先生	6	1	各夏季部会の討議の報告	34
59	①	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【DARPAの災害ロボットコンテストの事例】 ・それから、これは学術会議では正式な議論になってはいいませんでしたけれども、今の安全保障の防衛装備庁の前に、こちらはアメリカの国防総省がやはり災害ロボットについて、これはDARPAですけれども、世界的なコンテストをやるということで、是非日本の研究者にも参加してほしいということで、2回出来事があった、特に2回目についてはコンテストには日本の研究チーム、学生だったと思いますけれども、参加をした。ただ、日本側ではいろいろなことを考慮して、DARPAからは一切お金を受け取らないという仕組みをつくって、派遣費用あるいは事前の研究も日本の資金で行って、仮に賞を取っても賞金は受け取らないというような、たしか条件を整えて参加したということだったと思います。	・DARPA ・災害ロボット ・コンテスト ・資金は受け取らない	大西委員	1	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	23

60	①	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	4-1. 【安全保障技術研究推進制度への対処のみを考えるのか、諸外国の軍の公募・共同研究も合わせてかんがえるべきか】 ・これは今度の防衛装備庁の件の対処だけにとどまるのか、あるいは安全保障ですから、例えばアメリカを問わず諸外国からこの種類のデュアル・ユースの公募があった場合に、それも含めて考えるべきなのかというような議論の内容について、少し御意見を伺いたいと思うのですね。これは当然出てくる可能性は十分ありますね。軍事と言ったときに、実は私の大学ではアメリカ軍ということも意識して討論したことがございました。むしろ軍事というのはそっちの方だったのですね。日本は軍を持たないと言っているのだから軍事と言ってないわけですよ。アメリカ軍の依頼による共同研究だったと思いますけれども、そちらの方もあわせて考えるべきなのか、あるいはそれは全くもう論外で、今は日本の防衛省の、装備庁の話だけにとどめるべきなのかという、ちょっとそのあたりを含めて。	・防衛装備庁 ・公募 ・諸外国からのデュアル・ユースの公募	山極委員	1	1	各夏季部会での討議の報告	22
61	①	1-1. 環境変化	【この20数年間の動きをワンセットとして捉える必要がある】 ・1つのポイントは、よく1950年に日本学術会議が戦争目的の科学研究をやらないというふうに言ったということが強調されますが、その直後には、それがまた一旦ひっくり返されるというようなこともありますので、この事実経過を見ていきますと、1967年10月までいろんな出来事を繰り返しながら徐々に定着していったと。この20数年間の動きをワンセットとして捉える必要があるだろうというのが1つ目です。	・学術会議 ・1950年 ・1967年	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	18
62	①	1-1. 環境変化	【1980年頃には研究成果の軍事利用を阻止する点が実質的に掘り崩された】 ・遅くとも1980年ぐらいになってきますと、この目指したことの2つ目が実質的に掘り崩されているのではないかというふうに私は思います。	・ ・ ・	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	19
63	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【科学者たちは自分の研究をするだけではなく、科学がどうい影響を与えるのかというのを別のパスで助言をしなければいけない、これが科学顧問】 ・ですから一方、その科学者たちは自分の研究をするだけではなくて、科学というものがどうい影響を与えるのかというのを別のパスで助言をしなければいけない。それはつまり科学顧問という。これが先ほど申し上げた、最近になって非常に多くの科学顧問というのが各国にできて、科学顧問会議というのも世界にできたんですけども、そういったような形で社会と科学とが非常に接近してくる。	・科学がどうい影響を与えるのか ・別のパスで助言 ・科学顧問	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	32
64	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	2-2. 【産業政策としての防衛装備(武器等)の開発ということが新しい論点】 ・第2点としては、産業政策としての防衛装備(武器等)の開発ということが新しい論点となってきました。 先ほどちょっと言及しました「武器輸出三原則」から「防衛装備移転三原則」へと名前も若干変わりましたが、中身が、原則禁止で例外的に承認していくという枠組みから、基本的には、承認した上で部分的に禁止、あるいは認める場合も審査をするというシステムに変わったということがあります。 それを受けて「防衛力の大綱」などが間にありますけれども、防衛省から「防衛生産・技術基盤戦略」というものが出されて、その中で、資料①にあります。大学や研究機関との連携強化ということが打ち出されております。 そして、去年10月に防衛装備庁が発足いたしました。 大学へも関わりが増えてきた背景として、3番目に一応独自に立てておきましたのが、今日あるいはこの委員会全体の大きな論点の一つになるであろう、民生技術と軍事技術との区別の流動化、いわゆる「デュアル・ユース問題」ということが様々なところで強調されております。	・産業政策 ・防衛装備(武器等)の開発 ・新しい論点	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	9

65	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 2-2. 両用技術と汎用技術	【サイバーセキュリティという、1950年、1967年の声明とは違う状況がある】 ・いや、1点目は安浦先生が総会するときにも御指摘になられていましたけれども、サイバーセキュリティという、そういう意味ではこの1967年以降にできた新しいICTの技術で、情報の空間で日々アタック、攻撃があるわけですので、そういう状況はこの1950年、1967年の声明とは違う状況であるというのを認識いただきたいということと、それに合わせて、やはりサイバーセキュリティの専門家である情報処理学会と、もしかしたら電子情報通信学会と言われたのかもしれないのですが、その専門家に是非話を聞いていただいて、1つ大事なものは、この1950年、1967年のときに出しているとき、多分、今もそうなのだと思いますが、国が軍を持ってという、そういう前提でお話をされていると思うのですが、サイバーセキュリティでのアタックは国なのか、どこなのか、悪意を持った個人なのか、それともテロ組織なのか、そういうあたりもちょっとよく分からないという問題を含んでいるので、さらに安浦先生の2点目とかかわると思うのですが、軍事目的という話と安全保障というのを同一で議論してしまうと、サイバーセキュリティのアタックのようなものは軍事でなく安全保障としては考えていけないといけないという話になるので、そのあたりの考慮が必要であるという御意見だと思います。	・サイバーセキュリティ ・1967年以降にできた新しいICTの技術	土井委員	1	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	25
66	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 2-2. 両用技術と汎用技術	【産業政策としての防衛装備(武器等)の開発ということが新しい論点】 ・第2点としては、産業政策としての防衛装備(武器等)の開発ということが新しい論点となってきました。 先ほどちょっと言及しました「武器輸出三原則」から「防衛装備移転三原則」へと名前も若干変わりましたが、中身が、原則禁止で例外的に承認していくという枠組みから、基本的には、承認した上で部分的に禁止、あるいは認める場合も審査をするというシステムに変わったということがあります。 それを受けて「防衛力の綱」などが間にありますけれども、防衛省から「防衛生産・技術基盤戦略」というものが出されて、その中で、資料①にあります、大学や研究機関との連携強化ということが打ち出されております。 そして、去年10月に防衛装備庁が発足いたしました。 大学へも関わりが増えてきた背景として、3番目に一応独自に立てておきましたのが、今日あるいはこの委員会全体の大きな論点の一つになるであろう、民生技術と軍事技術との区別の流動化、いわゆる「デュアル・ユース問題」ということが様々なところで強調されております。	・産業政策 ・防衛装備(武器等)の開発 ・新しい論点	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	9
67	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 2-2. 両用技術と汎用技術	【軍事技術の高度化の観点から民生技術へ関心が寄せられ、大学等へアプローチ】 ・それが一つ起こってきている問題ですが、もう一つは、我々の委員会の中心的な検討課題である、軍事技術の高度化の観点からの民生技術への関心が寄せられ、大学等へのアプローチが始まってきたということだと思います。	・軍事技術の高度化 ・民生技術へ関心 ・大学等へのアプローチ	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	10
68	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 3-2. 学問の自由	【科学の結果が社会に影響を与えたということの認識の中で、科学者は自由なんだと言っていらなくなった】 ・こういった流れです。簡単に言うと、科学者というのは社会から自立して、やっぱり社会の言うことを聞かずに自治で、自分たちの正しい好奇心に基づいて知識をつかっていくのが、これが人間にとって非常に大事だということから、ずっと社会の中に染み込んでいくような形で、これは科学の結果が余りに社会に影響を与えたということの認識の中で、もう初めのように俺たちは自由なんだと言っていらなくなった、こういう認識が強くなってきたんだということだと思います。	・科学 ・社会に影響 ・自由	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	31

69	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	3-7. 安全保障貿易管理	【技術流出に対する規制の強化:安全保障輸出管理】 ・一方では、技術流出に対する規制の強化という問題です。もともとはCOCOMから出発していると思いますけれども、現在では、外為法に基づく「安全保障輸出管理」という制度がつくられていて、要するに、安全性を脅かす国家やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に技術が渡ることを防ぐための仕組みということで、貿易管理ということになります。	・安全保障輸出管理 ・ ・	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	9
70	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	5-1. 機関等の判断/個々の科学者の判断	【私たち科学コミュニティというものが存在しなければ、科学顧問は動けない】 ・その科学顧問を支えるものとして、私たち科学コミュニティというものが存在しなければ、この科学顧問は動けないんです。個人じゃないんですから。科学者というのは研究する集団なんだけれども、それが実は助言者としてというか、社会に対して何か助言をするということをミッションとして持った、科学者たちの合意を取りつける場所として日本学術会議というのが存在している。一般には合意はなかなかできないんですけれども、どうい状況かというのを、合意をする努力をした結果が科学顧問に入っていく。こういう構図をつくろうとして、再三の提案をして、ここまで政府に提案することができたんですけども。	・科学顧問を支えるもの ・科学コミュニティ ・科学者たちの合意を取りつける場所 ・日本学術会議	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	32
71	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【デュアル・ユースは政策的概念として捉えることも必要】 ・1つはデュアル・ユース、あるいはデュアル・ユース技術ということの意味ですけれども、第1番目の問題です。これについては一つ、どう定義するかということもあると思いますが、同時にこれは一部の議論の中で出てきて、私も教えられたことですけれども、この言葉自体は軍事研究、あるいは軍需生産をめぐる予算のあり方の一定の歴史的流れの中で形成されてきた、いわば政策的概念として捉えることも必要、つまり歴史的に生まれてきたものというふうに捉えることが必要だということが、特にアメリカについての研究がたくさんあるようです。それから日本についても、前回私もちょっと申しましたけれども、一定の時点でこの問題が出てきているということなので、いわば具体的状況の中でこの概念が出てきているということの意味を捉える必要があるんじゃないかということが第1点です。	・デュアル・ユース ・政策的概念 ・アメリカ ・日本	小森委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	16
72	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【研究が国際化しており、外国の研究者から見ても理解される科学者の論理を立てるべき】 ・しかし、他方では、研究者の現場から言うと、研究のプロセスの結果も、非常に国際化しているという状況になっているわけです。ですから、日本の科学者はこういうふうにするけれども、それはアメリカとは、例えば違うかもしれないということでは済まない、非常に国境を越えた科学者の世界というのができてきている。そうすると、仮に日本ではこういうやり方をとるということを決めて、それに基づいてやっていくとしても、そのことが国際社会から見て、あるいは外国の研究者から見ても、一致できるかどうかはともかくとして、少なくとも理解されるような科学者の論理というものを立てていかないと、他方ではまずい。つまり、日本は日本、独自の道をやりますというだけでは済まないという問題が、多分あるんだと思うんです。	・研究の国際化 ・外国の研究者に理解される科学者の論理	小森委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	15



73	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【1967年段階から現時点に至る変化をどう捉えるか：国家安全保障戦略、日米ガイドライン、安保法制】</p> <p>・そこで、2番目が論点ですけれども、今のような2つの声明、とりわけ1967年段階から現時点に至る変化をどう捉えるかという問題です。これについては、まず背景事情といたしまして、比較的直近の事柄を書いてありますので御記憶のことと思いますけれども、まず、どこから説き起こすかということについてはいろいろな考えがあると思いますが、2013年の「国家安全保障戦略について」というところから一応スタートさせました。といいますのは、この中でキーワードとして「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化を踏まえて、「国際協調主義にもとづく積極的平和主義」に基づく方針を展開するという、今日に至るまで政府によって繰り返し強調されているキーワードがこのときに整理された形で出てきているわけです。</p> <p>これを受けて、2015年4月には日米ガイドライン、日米安保条約に基づく日米両組織の協力関係についてのガイドラインが改訂されました。(中略)そして昨年、いわゆる安保法制が制定されました。詳しいことは省略いたしますけれども、レジュメに書いた3項目ぐらいを通じて、全体として国外で自衛隊が武器を使用する可能性が少なくとも法的には広がったということが言えるだろうと思います。</p> <p>要約的に自衛隊法3条の自衛隊の任務の項目だけ引いておきましたけれども、従来は、「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」というふうになっていたところ、この「直接侵略及び間接侵略に対し」というところが削除されました。これが先ほど言ったような事情のもとで、このような枠組み、枠づけというものが窮屈になってきたということを示していると思われまふ。これが第1点です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変化</li> <li>・国家安全保障戦略</li> <li>・日米ガイドライン</li> <li>・安保法制</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	8
74	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【第5期科学技術基本計画における「国家安全保障」の位置づけ】</p> <p>・そして、第5期科学技術基本計画、今年度から始まったものですが、この中で「国家安全保障」についての位置づけが行われました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期科学技術基本計画</li> <li>・国家安全保障</li> <li>・</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	11
75	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【アメリカを参照するということ】</p> <p>・(前略)こと軍事に関連する問題では、日本がアメリカと歩みを共にしたり、あるいは、アメリカの制度を模倣したりするときには、十分に意識的であればいけない。私たちが模倣しようとしている国というのはこういう国だということ意識していかなければいけないということも申し上げたいと思いますし、同時に、アメリカ自身も、こういった軍事国家としても自らの運命を、そんなにコントロールできているわけではないということで、1960年にアイゼンハワー大統領が軍産複合体に警鐘を鳴らしたというのは有名ですが、それから65年以上になって、今でもアメリカは軍事費の圧迫に苦しんでいる部分がありますし、もちろんそれが経済を潤しているという見方もありますけれども、しかし、やはり軍事費の圧迫は強い。財政赤字にも苦しんでいる状況がある。</p> <p>そういった状況の中で、本当にアメリカというのはモデルになるのかということ、問題意識としてお話をしたいというふう考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカの制度</li> <li>・参照・模倣の危険性</li> <li>・</li> </ul>	西崎委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	8
76	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【アメリカの特殊性】</p> <p>・(前略)基本的には、ほとんどシームレスに軍事と産業、教育、研究がつながってきたのがアメリカの歴史であると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカの歴史</li> <li>・</li> </ul>	西崎委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	9

77	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【欧州の新しい動き】</p> <p>・たまたま10月の初めにEUの代表の方と会う機会があって、そのときに意見交換している中で、この安全保障と研究の問題についてお尋ねしたところ、ちょうどEUで新しい動きがあるということで、それが参考資料2になっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUにおける防衛技術研究</li> </ul>	大西委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	16
78	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【アメリカは、軍事が社会に深く埋め込まれた社会】</p> <p>・アメリカは、軍事が社会に深く埋め込まれた社会であるように思います。現実には、地域限定のない軍事力を展開・行使しております。それから、軍需を中核とする産業・企業が発達しております。それから、研究面では、軍関係機関による研究資金の大規模な配分が行われております。これは、幹事会の懇談会での発表の中でも指摘されたことですが、アメリカでは、日本で問題になっているような軍民両用技術を特に問題にするという意味での問題としては問われることが少ないようです。それに対して秘密の確保は重視される。したがって、貿易管理を厳格にするということが必要になりますし、それから、秘密と関連して「秘密特許」という制度もあるということです。したがって、公開性ということは大変重視されますので、基礎研究と応用研究の区別ですね、ファンダメンタル・リサーチとアプライド・リサーチの区別ということはかなり重要な論点になっているという指摘がありました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ</li> <li>・軍事</li> <li>・社会</li> <li>・秘密の重視</li> </ul>	小森田委員(論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	13
79	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【アメリカと日本が接近してきているのではないかと、これを科学者としてはどう考えるか】</p> <p>・そういうアメリカと日本が接近してきているのではないかと考えられます。しかし、日本は憲法9条を持っている社会であり、社会的文脈は、少なくともこれまでは異なっておりました。そういう両国が接近することをどう考えるか。これは、政治や政策の問題であります。これは政治家の問題という意味ではなくて、国民が判断すべき問題だと思いますけれども、これを科学者としてはどう考えるかということが2番目の、今の状況をどう考えるかという点については問題になるのではないかとということになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ</li> <li>・日本</li> <li>・接近</li> </ul>	小森田委員(論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	14
80	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【科学者への平和、持続性、繁栄の両立、文化の共存、不平等への考慮の要求】</p> <p>・もちろん、外にこういうものがあつたんだけど、科学者はこれはほかの人に任せていけばいいと言っていたのが、最近の傾向でこちらへ移ってきて、実は科学者にも平和を考えてくれ、あるいは持続性と繁栄の両立だとか、文化の共存、不平等、こういった話が科学者も生でこういう要求が突きつけられるようになるんです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学者</li> <li>・要求</li> <li>・平和</li> </ul>	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	33

81	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【社会的期待の発見研究】</p> <p>・それに対して、1つの、例えばこれは提案なんだけれども、この問題を、一体、科学に何を期待するのかという、むしろ科学にというよりは、社会は何をしたいのか。今の社会は何を求めているのか。これは「社会的期待の発見研究」と我々は呼ぶんです。こういったものをまずやって、これは基礎研究の実は好奇心と同じことです。この社会化というのは、社会的期待というものを科学的に、学問的に研究しよう。これを受けて目的研究をやろう。</p> <p>これが、実はこれも科学者、これも科学者。ただ同じ人ではないです。多分、これを主導するのは私たち人文・社会系の研究者だと思っただけですけども、こちらが理系研究者だとすれば、文理共同というか、そういったような集団が、いわゆる科学者の自治、研究の自由というのは一個人が守るものではなくて、こういった一種の科学者の集団が守っていくという形にならざるを得ない。これが、言わば科学者の学問というものが非常に領域化して、1人の科学者が1つの領域にしか属することができないということと、学問というものが社会にどう貢献するかということとの矛盾を解消する1つの解答になっていくのではなからうか、こういうことです。</p>		吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	33
82	①	1-2. 決議の扱い	<p>1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等</p> <p>【第11回総会では、「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」との文言があるがゆえに、講和条約調印に際しての声明案が否決されている】</p> <p>・とりわけ1951年10月の第11回総会、すなわち1950年の声明が4月に出了たわけですけども、それから1年半後、1951年10月19日の決議ですけれども、第11回総会では、この「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」という、この文言をめぐって、この文言があるがゆえに、講和条約調印に際しての声明案というのが否決されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11回総会</li> <li>・講和条約調印に際しての声明案</li> <li>・否決</li> </ul>	井野瀬委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	28
83	①	1-2. 決議の扱い	<p>1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等</p> <p>【1950年に出て1967年まで出なかったという話では実はないという、そのこのところを見ていかなければならない】</p> <p>・小森田さんの今日の論点整理の一番最後にもありましたけれども、そして、委員長が今、歴史から何を見ていくのかというところがありました。その議論は、実はそれほど単純なものではない、1950年に出て1967年まで出なかったという話では実はないという、そのこのところを見ていかなきゃいけないと思います。その間に研究資金が全く足りない、今よりも多分足りなかったと思います。そんなことも山ほど議事録の中から出てきます。私たちは、一体この委員会で何を議論すべきかというときには、この上に、こういったものの行間を読んだ、そこで出てきた議論の上に重ねていかなければいけない。今は何だろうかという、その部分を見ていかなきゃいけない作業はそれほど単純なものではないということを私自身考えていて、では、どこで、どういうふうに、何を表明すればいいのかということを探しているところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1950年</li> <li>・1967年</li> <li>・議論</li> </ul>	井野瀬委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	29
84	①	1-2. 決議の扱い	<p>1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い</p> <p>【防衛省自体の研究があまり問題視されていない】</p> <p>・防衛省から出るお金を使ってやるのが軍事研究であるということがよく言われるわけですけども、防衛省自体がそれをやることについては余り問題視されないというような気が私はします。そうしてみますと、仮に目指したことの2つ目がもし掘り崩されているんだとするならば、かつての声明のどこに限界があったのかと、そういう観点からの見直しもあっていいのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛省</li> <li>・軍事研究</li> <li>・問題視(されない)</li> <li>・声明</li> </ul>	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	20

85	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【名宛人は内容から決まる】 ・2番目に、名宛人ということがありました。これについては、内容がどうなるかによって名宛人はおのずから多分決まってくるだろうと思いますので、議論の出発点の段階では、これについて決めておくということとはできないだろうと思います。ただ、審議の過程で名宛人が誰かということ意識しておくことは、論点を明確にする意味では有益ではないかと思ひます。その意味で、レジュメでは、仮にですけれども、学術会議会員自身から始まって一般の国民に至る、考え得る様々な名宛人について書いておきました。	・名宛人 ・内容 ・学術会議会員 ・国民一般	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	5
86	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【形式は内容と名宛人で規定される】 ・3番目は、形式の話も出ました。これについては、文字どおり内容と名宛人によって規定されると思いますので、最後のところで問題になることかと思ひます。	・形式 ・内容 ・名宛人	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	6
87	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【声明は学術会議会員としての決意の表明】 ・討論の中で、私として注目してよいと思つた点を3点挙げておきました。 1つは名宛人の問題で、個々の科学者を拘束するものではなく、学術会議会員としての決意の表明であるということが、声明の一番最後の文言のところで表明されております。	・声明 ・学術会議会員としての決意	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	7
88	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【学術会議のいう「我々は」という、我々が誰なのか、ものすごく議論されている】 ・それから、名宛人の話もありましたが、学術会議のいう「我々は」という、我々が誰なのか、これもものすごく議論されています。	・学術会議のいう「我々は」	井野瀬委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	29
89	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【推薦制となった学術会議による声明見直しには、広く科学者の意見を吸い上げるような方法、広く議論喚起するような方策が必要】 ・最後、声明見直しの手続に関してちょっと気になることがあります。70年ぐらいまでの2つの声明は、学術会議の会員が公選制、選挙で選ばれていた時代のものです。ところが、会員の選出方法が1985年に推薦制に変わりました。(中略) 更に2004年に再改正して、この方向での改定が強まったように思われます。だとするならば、もちろん規定上は問題ないんだと思うんですが、広く科学者の意見を吸い上げるような方法、広く議論喚起するような方策が必要なのではないかという気がいたします。	・学術会議 ・公選制 ・推薦制	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	25
90	①	1-2. 決議の扱い	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係 【あるべき科学者の三つの立場】 ・2番目は、それに対して、じゃ、科学者がデュアル・ユースを問題にする意味はどこにあるかということで、これは前回、あるべき科学者の立場として3つあり得るということをお申しました。 科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるものなので関知しないとする立場。2番目に科学研究の成果の利用の両義性について自覚し、必要があればその利用の仕方について発言ないし行動する必要があるとする立場。3番目に科学研究の成果の利用の両義性について自覚し、好ましくない利用のされ方をする可能性がある場合には、研究あるいは発表そのものを抑制する必要がある立場というものが有り得るだろうということをお申しまして、 57年の核に関するバグウォッシュ会議のことを申しました。議論の中では、75年の遺伝子組換えについて議論したアシロマ会議についての発言もありました。	・科学者の立場 ・関知しない ・利用について発言・行動 ・研究・発表を抑制	小森田委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	16

91	①	1-2. 決議の扱い	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究資金	【67年声明は、米軍からの資金提供に基づく国際会議の開催が直接の契機】 ・その次に書いたことは、私のコメントですけれども、1950年のときと状況が変わってきているということは明らかでありまして、直接的には、この声明の中にも明示されていますように、米軍からの資金提供に基づく国際会議の開催という現実の問題が直接の契機になっておりました。この段階では、既に実際にベトナム戦争という戦争が戦われているという状況です。 自衛隊は既に存在しております。憲法9条との関係については様々な意見がありましたけれども、合憲論の立場に立っていた政府も、いわゆる「専守防衛」、今日の言葉で言えば「個別的自衛権」を前提として合憲であるという議論をしていたと思います。 ベトナム戦争には、日本は自衛隊としては参加していませんが、アメリカが日本の基地を使って飛び立っていたという意味では無関係ではなかったと、こういう時期だったと思います。	・67年声明 ・国際会議 ・米軍からの資金提供	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	7
92	①	1-2. 決議の扱い	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究資金	【67年声明は、米軍からの資金提供に基づく国際会議の開催が直接の契機】 ・その次に書いたことは、私のコメントですけれども、1950年のときと状況が変わってきているということは明らかでありまして、直接的には、この声明の中にも明示されていますように、米軍からの資金提供に基づく国際会議の開催という現実の問題が直接の契機になっておりました。この段階では、既に実際にベトナム戦争という戦争が戦われているという状況です。 自衛隊は既に存在しております。憲法9条との関係については様々な意見がありましたけれども、合憲論の立場に立っていた政府も、いわゆる「専守防衛」、今日の言葉で言えば「個別的自衛権」を前提として合憲であるという議論をしていたと思います。 ベトナム戦争には、日本は自衛隊としては参加していませんが、アメリカが日本の基地を使って飛び立っていたという意味では無関係ではなかったと、こういう時期だったと思います。	・67年声明 ・国際会議 ・米軍からの資金提供	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	7
93	①	1-2. 決議の扱い	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【軍事研究の拡大は学術にどのような影響を与えるか、アメリカの経験はどう見るか、戦前の日本の経験から何を酌み取るか】 ・最後に、それでは、軍事研究の拡大は学術にどのような影響を与えるかということが問題になると思います。これについては、少なくとも2つ素材があると思います。 先ほど言いました、国防高等研究計画局の役割を含む、日本が参照しようとしているアメリカの経験をどう見るかということが1つです。 もう一つは、戦前の日本の経験から何を酌み取るかということです。これは、先ほどの冒頭の1950年あるいは1967年の決議をどう今日受け止めるかという問題に循環してくるということかなというふうに思います。	・軍事研究の拡大 ・学術への影響 ・アメリカの経験 ・戦前の日本の経験	小森田委員(論点整理)	2	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	20
94	①	1-2. 決議の扱い		【声明の扱い:「何も言わない」、「再確認する」、「再確認した上で解釈したり敷衍したりするという形で付加する」、「変更する」】 ・例えば、2つの声明をどうするかということが注目的になっているわけですけれども、論理的には、「何も言わない」、「再確認する」、「再確認した上で解釈したり敷衍したりするという形で付加する」、それから「変更する」ということが考えられます。解釈したり敷衍したりするという場合に、その中身によっては事実上変更するにひとしい中身になることもあり得ると思いますが、いずれにしても、論理的にはそういうことがあり得ると思いますけれども、議論してみないと、どこに行き着くかは分からないということだろうと思います。	・声明 ・なにもしない ・再確認 ・解釈・敷衍 ・変更	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	5

95	①	1-2. 決議の扱い	<p>【50年決議は戦前に対する反省と世界平和への志向を強く意識】</p> <p>・1950年4月総会の決議の文言はここに書いたとおりで、アンダーラインは私が付けたものですが、「強く反省する」という言葉、「科学者としての節操」という言葉などが注目されます。</p> <p>議事録でうかがえる限りで言いますと、理論物理学者などによる提案に基づいて議論が行われて採択されました。</p> <p>戦前に対する「反省」——この戦前というのは、言うまでもなく1945年以前ということなので、戦争中も含むということですが——に対する「反省」と「世界平和」への志向ということが、憲法9条を制定した日本として意識されていたと考えられます。</p> <p>それから、提案理由の中でうかがわれるのは、米ソ冷戦が進行を始めていて、それを背景として国内外情勢が不穏な状況になってきたということに対する懸念が語られております。会員の中には、「戦争の気配は感じない」というような発言もありましたが、提案者の中にはそういう問題意識があったようです。実際にその2カ月後、朝鮮戦争が起これ、再軍備が始まっていくという、そういうタイミングにぶつかっていました。それから、米ソ冷戦と関係していますけれども、当初の提案では、「内外の科学者への呼びかけ」という趣旨のものが含まれておりました。ここで念頭に置かれていたことの一つは、ソ連の科学者に届くかということです。当時、国交は回復されておりませんでしたので、そういうことが議論されておりまして、この点は削除された結果、先ほど見たような簡潔な内容になっております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50年決議</li> <li>・戦前に対する反省</li> <li>・世界平和への志向</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	6	
96	①	1-2. 決議の扱い	<p>【米軍か自衛隊かは区別せず、「戦争」に「真理の探求」と「平和」を対置するという論理で声明が採択されている】</p> <p>・ということで、少なくとも文言や、それから総会の議事録からうかがえる限りでは、米軍か自衛隊かということの区別を特にしていません。それから、本文には「戦争を目的とする」という表現になっており、表題では「軍事目的」というふうになっていて若干文言が違うのですけれども、そのことが特別意識され、あるいは区別されている様子はないように思われます。特に区別を行うことなく、「戦争」に「真理の探求」と「平和」を対置するという論理で声明が採択されているというふうに理解することができるようになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米軍か自衛隊か</li> <li>・戦争</li> <li>・平和</li> <li>・真理の探求</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	8	
97	①	1-2. 決議の扱い	<p>【声明は、研究の発端、目的、遂行、そしてその成果の利用という研究の一連のプロセスを対象としている】</p> <p>・それからも一つ、デュアル・ユースという場合、研究成果の利用の局面に焦点が合っているわけですが、1950年声明、あるいは1967年声明が問題にしているのは、必ずしも利用の側面だけではなく、研究の発端、目的、遂行、そしてその成果の利用という、こういった研究の一連のプロセスの全体であるということは明らかです。</p> <p>この点に思いを致せば、この委員会で民生、軍事の両義性の問題を議論する際には、いわば研究の入り口、つまり研究の発端や目的から、出口、研究の成果の利用に至る一連のプロセスの全体の中で検討する必要があるのではないかとこのように思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声明</li> <li>・研究の一連のプロセス</li> </ul>	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	25	
98	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	<p>【防衛省の研究者は、我々の議論の中の科学者に含まれると考えるか、含まれないと考えるか】</p> <p>・その方々(引用者注:防衛省の研究者)は、この我々の議論の中の科学者に含まれると考えるか、含まれないと考えるかというのは結構悩ましい問題でありまして、常識的には、含まれると考えざるを得ないのかな。つまり、ここで我々が想定している科学者というのは誰のことを考えているのか。つい、大学関係者は、防衛省からのファンディングで、大学の研究者がお金を受け取って研究するという、この図式で考えているのですが、多分、科学者が携わっている研究というのは、大学を超えているところにいるんじゃないかと。その方々がミッションとしてやっている事柄を我々はどういうふうに語ればいいのかという問題がどうも出てきそうな気がいたしますので、ちょっとそこをまず申し上げたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学者</li> <li>・防衛省の研究者</li> <li>・大学の研究者</li> </ul>	小林委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	25

99	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【日本学術会議は、科学者の代表ではなく、社会における全科学者の責任を集約する1つの主体】 ・もともと日本学術会議の代表制というのは科学の代表だったんですけれども、今はまさに科学の代表という意味は、科学的知識をユースした結果、社会に何を与えるかという、この境界における代表制。日本学術会議というのは、科学者の社会における代表なんです。科学者の代表ではなくて、社会における全科学者の責任を集約する1つの主体だというふうに考えるべきだと思います。	・日本学術会議 ・科学者の社会における代表 ・社会における全科学者の責任を集約する1つの主体	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	31
100	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者		【日本学術会議法は、企業の研究者も代表していると事実上言っている】 ・学術会議法という法律があって、これのもで運用されているということですが、そこに今山極先生、杉田先生言われたのかな、「学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関」と言っているんです。科学者というのは誰かという時に、学術会議では84万人の日本の科学者を代表するというふうに、これは法律には書いてありませんけれども、そういうふうになっているわけです。(中略) この大半は企業の研究者になります。だから、その意味では企業の研究者も代表していると事実上言っているんです。	・日本学術会議法 ・企業研究者	大西委員	6	2	シンポジウムについて	45
101	①	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	2-2. 両用技術と汎用技術	【検討項目①は軍事組織、軍事というのと民生を意識した整理、②はデュアル・ユースというのを幅広く捉えた場合に、どういう問題が生ずるのかというのをおあわせて議論】 ・学術会議の今の項目立ては、①番というのはどちらかということその軍事組織、軍事というのと民生というのを意識した整理だと思うのです。ただ、それだけだと落ちる問題があるので、②番のところでは、それだけではなくてもうちょっとデュアル・ユースというのを幅広く捉えた場合に、どういう問題が生ずるのかというのをおあわせて議論しておく必要があるのではないかと、私としては考えたつもりです。こちら辺りここでの議論でありますけれども、そういう意味では焦点を絞りつつ、それだけだとカバーできないところが出てくるので、少し広くデュアル・ユースの他の意味、概念についても整理、議論する必要があるのかなというふうに私は感じています。	・軍事と民生 ・善用と悪用 ・デュアル・ユース	大西委員	1	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	27
102	①	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	2-2. 両用技術と汎用技術	【それ自体としては殺傷を目的としていないけれども、武力行使のシステムの一部を構成しているものをどのように考えたら良いか】 ・もう一つ、武器との関係で問題になるのは6ページ目ですけれども、それ自体としては殺傷を目的としていないけれども、武力行使のシステムの一部を構成している、例えば、通信関係のもの、こういったものをどのように考えたら良いかということが、「防衛装備」あるいは「防衛装備品」とは何かということと関連して問題になり得るだろうと思います。	・武力行使 ・システム ・一部分 ・通信関係	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	13
103	①	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	2-2. 両用技術と汎用技術	【サイバー犯罪とサイバー攻撃とサイバー戦争がなかなか線引きできない】 ・もう少し社会的な事象として御説明し直しますと、サイバー犯罪とサイバー攻撃とサイバー戦争というようなことがなかなか線引きできないようになってきているわけであり、決して望ましいことではないわけですが、現にそうなっていると思わざるを得ないわけです。サイバー犯罪が大規模化して攻撃に至れば、武力の行使という国際法上の概念に当たるかどうかは別にして、それと同じような効果を生ずるものにはなり得るという時代になってしまいました。先ほどのStaxnetはまさにイランの核兵器の開発のところに忍び込ませて、その機能を麻痺させるということで開発をある程度おくらせたと言われております。	・サイバー犯罪 ・サイバー攻撃 ・サイバー戦争 ・線引き	林先生	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	8

104	①	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・	2-2. 両用技術と汎用技術	【情報セキュリティ技術は、善悪、悪用という意味では、その両用の代表例】 ・善悪、悪用という意味では、その両用の代表例とも言えるんですけども、両者を事前に区別することはなかなか難しいと思います。	・善悪 ・悪用 ・両用	林先生	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	10
105	①	2-2. 両用技術と汎用技術	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【科学の成果の利用の両義性は、倫理的判断の問題を伴う】 ・というわけで、科学の成果の利用の両義性は、倫理的判断の問題を伴うということになります。	・科学 ・成果 ・利用の両義性 ・倫理的判断	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	15
106	①	3-1. 基礎研究	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【基礎研究と軍事研究の線引き問題の議論に矮小化すべきではない】 ・(前略)「今回の議論は、基礎研究と軍事研究の違いはどこにあるかなどという線引き問題の議論に矮小化すべきではない」ということが、この御意見の結論になっています。	・基礎研究 ・軍事研究 ・線引き ・矮小化	土井委員(第三部夏季部の報告)	3	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	4
107	①	3-3. 公表の自由	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【公開性という科学の理念の意味するところは、知識の生産者が知識の利用者を管理できないということ】 ・そして、公開性という科学の理念の意味するところは、知識の生産者が知識の利用者を管理できないということの意味しております。これは、ある意味で創造性の源泉でもありますし、デュアルユース、マルチプルユースの生じるゆえんということにもなるかと思えます。	・公開性 ・知識の利用者 ・管理できない	小林委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	43
108	①	3-3. 公表の自由	3-4. 研究契約等による制約	【成果公開にかかる契約上の義務】 ・各府省の委託研究の契約書と比較して、防衛省の委託研究の制約が特に大きいというものではないと。ただ、事前の内容確認の運用によっては、実態としての制約が変わる可能性があるということでございます。	・成果公開 ・事前の内容確認	下田調査員	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	33
109	①	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【大学施設外での軍事研究により大学内における自由な研究環境を守る】 ・その次は、シカゴ大学が一つの例なんですけれども、アメリカの大学ではユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーション、URAあたりが大学で行われる研究の公開の原則をはっきり打ち出していますね。研究に関する完全な自由と無条件での情報公開、これに抵触するような研究資金は受け入れないし、大学の研究設備も使わせないと。はっきり大学では基本的に公開できる研究しかないということを明示的に打ち出す。その一方で、秘密研究をやりたいんだったら、軍の人物調査をパスした上で、軍の研究施設に行ってくださいと。それは別に大学として拒否はしませんという形で線引きをしているわけですね。これは軍事研究を認めているという意味では問題なのかもしれないけれども、大学における自由な研究環境を守るという観点からいえば、一つのやり方なのかもしれないという意味でここに挙げました。	・アメリカ ・大学 ・自由な研究環境 ・秘密研究	杉山先生	4	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	37
110	①	3-6. 秘密保持義務関係	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進	【秘密指定につながる可能性があるということをどのように考えるのか、委員会の検討で重要】 ・いずれにせよ、結果としてせよ、軍事的に利用される技術や知識の研究は秘密指定につながる可能性があるということをどのように考えるのか、これはこの委員会の中で今後検討していくべき重要な事項であらうと思います。	・秘密指定の可能性	佐藤委員	5	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	34



111	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【「安全保障技術研究推進制度」は大学等とのつながりを広めていくという意図】 ・そこで、そのような状況を踏まえた上で、3番目に、今回特に中心的な検討対象である、「安全保障技術研究推進制度」が去年発足いたしました。 資料⑥は、最初の初年度に当たる平成27年度の概算要求に向けて、防衛省の当時の技術研究本部が作成した概要の一部分です。この下の方に、「本制度のメリット」というのがありまして、2ですけれども、これまで防衛分野でつながりがなかった大学や企業等が参入する端緒になる可能性があるということで、大学等とのつながりをこれを契機に広めていくという意図が書かれております。	・安全保障技術研究推進制度 ・意図 ・大学等とのつながり	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	11
112	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【安全保障技術研究推進制度では「技術志向型の基礎研究」が主な対象】 ・もう一つは、その次の「」ですけれども、基礎研究と応用研究という文脈の中で、この研究は、アンダーラインを引いたところですが、「技術志向型の基礎研究」が主な対象である。ですから、純粋な基礎研究とも違う、やや応用を向いたような技術志向型の基礎研究ということになっております。ただ、ちょっとここは入り組んだ表現ですけれども、いわば純粋な基礎研究もあるので、ここでは、応用先を直接指示することはしないという文言に28年度の公募要領ではなっております。	・安全保障技術研究推進制度 ・技術志向型 ・基礎研究 ・対象	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16
113	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障研究は防衛秘密指定につながる可能性がある】 ・実は、この二つのタイプの研究(引用者注:政府の安全保障政策や外交等に関する事実を明らかにするような調査研究と「軍事的に利用される技術や知識」の研究)は、公開性との関係ではベクトルが全く逆になります。第1のタイプの研究は、秘密の公開が目的ということで、公開性を促進する意味を持つ。これに対して、第2のタイプの研究、本委員会の主題である安全保障研究です。けれども、これは結果としてということになるかもしれませんが、防衛秘密指定につながる可能性があるという点で、重大な問題があるのではないかと考えております。	・安全保障研究 ・防衛秘密指	佐藤委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	31
114	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【現在は受託者に特定秘密が提供されていないので、漏えいの問題はない】 ・特定秘密との関係でいいますと、二つの局面を分けて考えた方がいいと思います 一つは、既に防衛省なり防衛装備庁が持っている特定秘密が、この安全保障技術研究推進制度を通じて各研究機関に提供されて、その結果として、各研究機関で、その特定秘密を漏えいした、そのことについて漏えい罪に問われるかどうかという問題であります。これについては、今大西委員がおっしゃったように、現在は特定秘密が提供されていませぬので、この漏えいの問題はない、漏えい罪に問われる問題はないということです。	・特定秘密 ・漏洩	佐藤委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	36
115	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度で得られた研究成果が、将来特定秘密や防衛秘密に指定される可能性は排除されていない】 ・他方で、この安全保障技術研究推進制度の中で得られた研究成果が、将来特定秘密や防衛秘密に指定される可能性があるかといえば、その可能性は排除されていないということをお知らせしました。そのことについては、公募要領等では記載がないのではないかと。そのことについては十分注意をする必要があるのではないかと。ということでございます。	・防衛秘密 ・特定秘密 ・指定の可能性	佐藤委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	37

116	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用 【安全保障技術研究推進制度による研究成果としての知的財産の使用】 ・そのため、本制度における、例えば受託者が特許権なり知的財産権をお持ちの場合でも、我々がそれを直接、例えば量産段階で使わせていただくということは、かなり蓋然性が低く、むしろ先生が発明された知的財産権を何かもう商品化されて、汎用性の高い構成部品としてつくられた後に、それを我々が部品として活用させていただくといったようなのが一番大きいのではないかなと。 その場合につきましては、汎用性のあるものを民生品として購入することになるわけですので、これは、もうその扱いはほかの一般的な特許と何ら変わるところはないというふうに考えております。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・知的財産 ・活用	鈴木技術振興官	6	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	38
117	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-4. 「学術研究」の範囲と大学の位置づけ(学術会議の代表性・対象とする科学者(1-4.)と関 【安全保障技術研究推進制度で、大学として契約するシステムをやめてくれという議論が出てくる可能性もある】 ・つまり、大学として契約しなくてはいけないというのが、今の安全保障技術研究推進制度の立て付けであるのは事実ですが、だから、そのシステムをやめてくれという議論がここから出てくる可能性もあるというのが、多分、山極さんの論点だろうと思うのですよね。だから、そういう形で契約で大学を真正面に出すということが本当にいいのかという論点があり得るので、それは(引用者注:大学向けのアンケート案が)ちょっと先取りしているのではないかとおっしゃっているのかなと思いました。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学として契約するシステム ・ ・	小林委員	2	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	38
118	①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【国内の機関の話と、国外の機関(米軍ほか)とは分けて考えて議論を】 ・今の結論(引用者注:大学向けのアンケートはしない)でいいと思うのですが、将来的に議論するとき、この2番を、国内の機関の話と、国外の機関、米軍とここでは書いてありますが、これは分けて考えないと、今日の小森田先生の9ページの、要するに、国費の投入をしたのだから規制すべきではないという議論の話とがごっちゃになってしまう可能性があると思うのです。海外のものというのは、これは厳然として、今日のお話でも、国家という議論があれば、海外からお金をもらう話と、日本国内でお金をもらう、日本の国のお金をもらう話というのは本質的に違うわけだと思うので、こういう書き方をすること自身が、ちょっと一般の国民からも疑惑を招くのではないかと、米軍と防衛省は一緒だと我々は見ているのだという、そういう推論さえされかねないという気がいたします。	・国内の機関 ・国外の機関(米軍ほか) ・分けて考えて ・議論	安浦委員	2	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	39

119	①	4-5. 学術研究のための研究費の確保	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究資金	【研究資金をめぐる全体的な動向という視点からどう考えるか】 ・最後に、研究資金をめぐる全体的な動向という視点からどう考えるかという問題です。 これは十分な検討ができておりませんので、ほとんど項目だけなのですが、まず、研究資金についての動向について言いますと、大学への要請は、今日の議論の文脈から言うと、非常に粗っぽく要約すれば次のようになるかなと思います。 基礎研究の主要な担い手として引き続き期待する。そして、基盤的経費、国立大学の場合には運営費交付金ですけれども、これの依存度を減らして、外部資金に比重を移すようにと、これが特に財務省からは強く求められている点です。3番目、大学を他から隔てている—他というのは企業や研究独法などが含まれると思いますけれども—資金面、人の面あるいは制度の面での「壁」をなくして風通しをよくするようということが求められているように思います。 そういう状況の中で「デュアル・ユース技術」の研究の拡大が主張されております。	・研究資金 ・動向 ・基盤的経費 ・外部資金	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	19
120	①	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【科学者は本来こういうことを考えるべきと言うのか、それとも、現実には動かなかった歴史をリアルに見るのか】 ・いずれにせよ、①から②、③(引用者注:小森田委員の論点整理の科学者のありべき立場の三種)というふうに進むに従って、科学者は倫理的で立派な人間であるべきであるという、そういうモードになっていくだろうと思います。そういうことを我々は、少なくとも声明というか、科学者は本来こういうことを考えるべきなのだよということと言うのか、それとも、現実の科学はそういうふうには動かなかったよねという歴史をリアルに見るのか、そのリアルに見た上で、でもというふうに語るのかというところが問われるような気がいたします。	・科学者 ・倫理的 ・現実の科学 ・歴史をリアルに見る	小林委員	2	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	27
121	①	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方		【67年声明に反映されなかった論点:標準的な見解の必要性和問題が外部から提起されたこと】 ・あと2つ注目される意見は、してよいことといけないことのけじめについて「標準的な見解」を学術会議としては示すべきではないか。それがなければ、一般的なことを言っても不十分であるという意見が一方では出されました。 他方では、基準をつくって、いい悪いということを決める以前に、この問題が外部から提起されたということ自体について学会自身が反省することが必要はないかという趣旨の意見も出ました。 この最後の2つの点は、いずれも決議そのものには反映されないままになりましたけれども、議論の中で出てきた論点ということになります。	・67年声明 ・論点 ・標準的な見解 ・外部からの問題提起	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	7
122	①	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い	【原点を忘れてはならない】 ・「普遍的な真実を探求する営みを通じて世界の平和と人類の福祉に貢献すること」。この原点を忘れてはならないということでもあります。そして、環境条件がいかに変わろうと、この原点は変わるものではないだろう。それに合うかどうかということが私たちがこういう制度を考えていく上で一番重要なことであると思っています。	・原点 ・環境条件 ・	池内先生	6	3	意見交換、今後の審議の進め方について	29
123	①	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い	【学術研究の自律性、公開性は、学術研究を進めていく上での基本的な条件】 ・したがって、学術研究の自律性、公開性ということは学術研究を進めていく上では全くの基本的な条件でありまして、かつそれが研究成果の発表・公開の完全な自由が保障されねばならないというわけです。それが大学の自治の慣行とか、憲法の23条で規定されている学問の自由ということに連なることでもあります。	・自律性 ・公開性 ・学術研究を進めていく上での基本的な条件 ・	池内先生	6	3	意見交換、今後の審議の進め方について	29

124	①	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い	【「自衛のため」というのは戦争を起こすための論理としても使われている】 ・それから、2番目の防衛のための軍事研究は許されるという、これに関してはいろいろな議論があって、そう単純に切り捨ててしまうわけにはいきません。私は、一切の武力は保持すべきではないというふうに考えておりますが、「国を守るため」ということが、あるいは「自衛のため」ということがこれまで戦争の始まりに常に使われてきたという、つまり「自衛のため」というのは戦争を起こすための論理としても使われているということ。	・防衛のための軍事研究 ・自衛のため ・戦争の始まり ・	池内先生	6	3	意見交換、今後の審議の進め方について	31
125	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	1-2. 決議の扱い	【自衛隊の存在、憲法の解釈、安全保障環境の変化等を踏まえて、現段階で50年の声明をどう考えるのか、議論の価値がある】 ・それで、見直しというのは私も行き過ぎた見出しの取り方だというふうには思っているのですが、ただ、1950年という、まだ自衛隊が存在しない時期であります。したがって、こうした問題で憲法の解釈とか、あるいは実態としての安全保障に対する日本の仕組みというのは変わってきたというのは事実だと思うのです。そういうことを踏まえて、現段階で50年の声明をどう考えるのかということは、その後、出てきた事実なり出来事を踏まえると、議論の価値があるのではないかとこのように私は思ったわけがあります。	・自衛隊の存在 ・憲法の解釈 ・安全保障 ・50年の声明	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	21
126	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【「軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為」である】 ・そこで、なぜ「軍事研究」を問うのか？ 「軍事研究」という言葉については最後に述べたいと思いますけれども、まず第1番目には、「軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為」であるということです。	・軍事 ・人の殺傷の可能性を前提 ・国家行為 ・	小森田委員（論点整理）	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	12
127	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	2-2. 両用技術と汎用技術	【サイバーセキュリティという、1950年、1967年の声明とは違う状況がある】 ・いや、1点目は安浦先生が総会するときにも御指摘になられていましたけれども、サイバーセキュリティという、そういう意味ではこの1967年以降にできた新しいICTの技術で、情報の空間で日々アタック、攻撃があるわけですので、そういう状況はこの1950年、1967年の声明とは違う状況であるというのを認識いただきたいということと、それに合わせて、やはりサイバーセキュリティの専門家である情報処理学会と、もしかしたら電子情報通信学会と言われたのかもしれないのですが、その専門家に是非話を聞いていただいて、1つ大事なことは、この1950年、1967年のときに出しているとき、多分、今もそうなのだと思いますが、国が軍を持ってという、そういう前提でお話をされていると思うのですが、サイバーセキュリティでのアタックは国なのか、どこなのか、悪意を持った個人なのか、それともテロ組織なのか、そういうあたりもちよっとよく分からないという問題を含んでいるので、さらに安浦先生の2点目とかかわると思うのですが、軍事目的という話と安全保障というのを同一で議論してしまうと、サイバーセキュリティのアタックのようなものは軍事でなく安全保障としては考えていけないといけないう話になるので、そのあたりの考慮が必要であるという御意見だと思います。	・サイバーセキュリティ ・1967年以降にできた新しいICTの技術 ・	土井委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	25

128	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【学術会議は六十数年間、余り軍事研究の問題に触れてこず、科学者の行動規範にも直接関連する記述がない】 ・その意味では、50年のときにはまだ存在しなかった事実が、やはり数十年の間にいろいろな格好で蓄積されてきて、そうしたことを踏まえてどう考えるのかと。本来は、こうした重要な問題については、学術会議は節目節目で議論する必要があったのだろうというふうに思うのですが、残念ながら公式な声明というような意味では、少なくとも67年からずっとないわけですね、直接触れているのが。50年と67年がイコールだとすると、六十数年間、余りこの問題に触れてこなかったということなので、その結果どうい問題があるかということ、例えば昨今の、先ほどから出ている防衛装備庁の研究資金が提示されたときに、各大学として行動規範にどう書いてあるのかということも考えても、書いてない。では、学術会議の行動規範には何か参考になることが書いてあるかということ、デュアル・ユースについてはあるのですけれども、直接その問題に関連するような記述はないわけですね。ですから学術会議としても、もし必要ならば、この委員会の議論が契機となって、行動規範についても加えていくというようなことも必要になるのではないかというふうに考えたわけです。	・学術会議 ・この問題に触れてこなかった ・行動規範 ・	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	21
129	①	1-2. 決議の扱い	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 【67年の声明はある事件を契機に50年の声明をもう一回確認したので、50年の声明が1つのキーになっている】 ・これ自体1つの議論、論点かと思うのですが、学術会議の歴史上は1950年と67年に声明があります。これは17年たっているのですけれども、67年の声明は軍事研究はしないという表題になっているのですけれども、中身、本文では戦争を目的とした研究は行わないということ、内容は50年の声明と同一というふうに私は理解しています。だから、67年の声明はある事件があって、それを契機にして50年の声明をもう一回確認したと、学術会議の記録上もそんな記録があります。ある事件というのは、学術会議も共催した、あるいは後援したシンポジウムか何かがある当時の米軍の一部からバックアップされた、資金的に。という事件があって、それを遺憾とするという学術会議全体のムードになって、もう一度その声明が確認されたという、そういう意味では50年の声明というのが1つのキーになっているというふうに私は理解しています。	・1950年声明 ・1967年声明 ・50年声明の確認 ・	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	21
130	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【声明は学術会議会員としての決意の表明】 ・討論の中で、私として注目してよいと思った点を3点挙げておきました。1つは名宛人の問題で、個々の科学者を拘束するものではなく、学術会議会員としての決意の表明であるということが、声明の一番最後の文言のところで表明されております。	・声明 ・学術会議会員としての決意 ・ ・	小森田委員(論点整理)	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	7
131	①	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【学術会議のいう「我々は」という、我々が誰なのか、ものすごく議論されている】 ・それから、名宛人の話もありましたが、学術会議のいう「我々は」という、我々が誰なのか、これもものすごく議論されています。	・学術会議のいう「我々は」 ・ ・	井野瀬委員	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	29
132	①	1-2. 決議の扱い	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【見直しの要否、あるいは見直しの是非そのものを議論することから、この委員会のミッションがある】 ・この委員会の設置が決まった直後に、軍事研究はしないという学術会議の原則の見直しに向けての検討が始まったという、こういう報道をしたメディアがありました。最初から見直しに向けて検討を始めたということでは決してなくて、見直しの要否、あるいは見直しの是非そのものを議論することから、この委員会のミッションがあるのだということをも改め確認をさせていただきたいと思ひます。冒頭の大西会長の御説明というのは、正に白紙で、一定の方向性があるわけではなくて、学術会議がこれまで行ってきた声明の歴史を踏まえた上で議論するということだったと思ひます。その点について改めてもう一度確認をさせていただきたいと思ひます。	・見直しの要否 ・見直しの是非 ・委員会のミッション ・	佐藤委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	20

133	①	1-2. 決議の扱い	<p>【学術会議のミッションは科学と人類のための平和希求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議の学術会議法、並びに1949年の設立に当たっての決意表明の声明、こういったものの流れを見ていますと、あるいは今に至るも学術会議のミッションは科学と人類のための平和希求という、これはもう完全に遺伝子として埋め込まれているということは、改めて確認しておきたいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議のミッション</li> <li>・科学と人類のための平和希求</li> <li>・</li> </ul>	井野瀬委員	7	3	日本学術会議声明をめぐる議論からの展望(井野瀬先生からの説明)	44
134	①	1-2. 決議の扱い	<p>【学術会議は単独で存在したのではなく、当時の日本国内外の科学者たちの平和を求める運動の中で、それにお互いにネットワークが重なる形で、最初の声明を出した】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つ目です。その先の流れを見ていきますと、先ほどから科学者コミュニティという言葉が出ていますが、学術会議は単独で存在したのではもちろんなく、それ以外の当時の日本国内外の科学者たちの平和を求める運動の中で、それにお互いにネットワークが重なる形で、そしてその中身も刺激し合いながら最初の声明を出していき、様々な議論をしていたということが読み取れます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議</li> <li>・国内外の科学者</li> <li>・平和を求める運動</li> <li>・ネットワーク</li> </ul>	井野瀬委員	7	3	日本学術会議声明をめぐる議論からの展望(井野瀬先生からの説明)	44
135	①	1-2. 決議の扱い	<p>【戦前の反省は、研究資金の交附、就職の機会の増加、その他の誘惑によって戦争準備に協力することが、如何に危険であるを知ったこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月15日に学術会議有志による科学者平和問題懇談会というのを立ち上げています。この中に今日も、そしてこの間の日曜日、11日のときも問題になった学術会議の反省の対象というものが、一体何を反省しているのかということが、極めて明確にある部分に書き込まれています。</li> <li>これはもうちょっと長い声明なんですけど、その部分のところがかかわっている部分を抜き出しました。下線部の部分を見ていただければ、何を苦い経験をしているかということ、「われわれは研究資金の交附、就職の機会の増加、その他の誘惑によって戦争準備に協力することが、如何に危険であるかを知っている。それ故に、一杯のあつもの」と「最初はあつものって平仮名で書いてあったので何だろうと思ったんですけど、「一杯のあつものと全相続権」—自分の持っているもの全てを「交換した愚をくりかえすことを欲しない」という言葉が明確に書かれていて、この2週間後に学術会議の中で、総会で最初の声明が出たわ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦前の反省</li> <li>・研究資金の交附、就職の機会の増加、その他の誘惑</li> <li>・戦争準備に協力</li> <li>・</li> </ul>	井野瀬委員	7	3	日本学術会議声明をめぐる議論からの展望(井野瀬先生からの説明)	45
136	①	1-2. 決議の扱い	<p>【科学者の反省の流れは、学問思想の自由保障委員会と原子物理学者の国際的な反省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(前略)戦争を目的とする科学の研究は絶対にしないよう支えた科学者の反省の流れが、1つは学問思想の自由保障委員会という、つまり学問思想の自由というところにあるということと、もう1つが、国際的なアピール運動になっております、原子物理学者の国際的な反省というものがあるということです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学者の反省の流れ</li> <li>・学問思想の自由保障委員会</li> <li>・原子物理学者の国際的な反省</li> <li>・</li> </ul>	井野瀬委員	7	3	日本学術会議声明をめぐる議論からの展望(井野瀬先生からの説明)	46
137	①	1-2. 決議の扱い	<p>【ほとんど発言がないのが5部(工学)と7部(医学)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど、小沼先生が1983年の云々で、学術会議の足並みが第5部でそろわなかった、1つ反対があったと言いましたが、おもしろいなというふうに思うのは、やはり、こういった声明では一切5部は、つまり工学が関係していらっしゃらないということです。それと7部、医学ですね。</li> <li>特に、5部はほとんど発言もないということが、つまり、発言するという声と、沈黙するということとの意味をいろいろと刺激する。それは、いい悪いじゃありません。恐らくそれが、科学研究がどう利用されるのかという、その部分。そこに働く力学。つまり、研究費を含んだ問題と関係しているんだなということを非常に強く感じました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5部(工学)</li> <li>・7部(医学)</li> <li>・科学研究の利用</li> <li>・研究費</li> </ul>	井野瀬委員	7	3	日本学術会議声明をめぐる議論からの展望(井野瀬先生からの説明)	46

138	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【防衛省の研究者は、我々の議論の中の科学者に含まれると考えるか、含まれないと考えるか】 ・その方々(引用者注:防衛省の研究者)は、この我々の議論の中の科学者に含まれると考えるか、含まれないと考えるかというのは結構悩ましい問題でありまして、常識的には、含まれると考えざるを得ないのかな。つまり、ここで我々が想定している科学者というのは誰のことを考えているのか。つい、大学関係者は、防衛省からのファンディングで、大学の研究者がお金を受け取って研究するという、この図式で考えているのですが、多分、科学者が携わっている研究というのは、大学を超えているところなどにいらっしゃいます。その方々がミッションとしてやっている事柄を我々はどういうふうに語ればいいのかという問題がどうも出てきそうな気がいたしますので、ちょっとそこをまず申し上げたい。	・科学者 ・防衛省の研究者 ・大学の研究者	小林委員	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	25
139	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【防衛省等の研究者の位置づけと大学の位置づけ】 ・というのは、いろんな問題があるのですが、例えば研究者の問題、大学だけではなくて国研とか産業界、それから防衛省関係も600名ぐらいいらっしゃるといことで、じゃ、軍事研究は駄目だといったときに、大学だけは駄目で、ほかはいいのかという問題。	・軍事研究 ・防衛省 ・国研 ・大学	小松幹事	3	3	意見交換、今後の審議の進め方について	8
140	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	3-7. 安全保障貿易管理	【外国人研究者や留学生の扱い、日本の研究者が海外に行った場合の扱い】 ・実は先回の学術会議でも少し申し上げたのですが、外国人の研究者や外国人の留学生がこういう研究にどうかかわっていくのか。つまり彼らは日本人ではないので、この日本学術会議の、たとえ声明を出したとしても、それはどういうふうな影響を及ぼすのか。あるいは日本の研究者が海外に行った場合に、海外で研究する場合にこの声明がどういう影響を及ぼすのかというようなあたりですね。そのあたりの議論というのは、やはり資料を持っていた方が、どういう資料が必要かという、海外の研究者は例えばどういう共同研究の中でその倫理とか軍事とか装備とかいうものを認識して分けているのか、分けていないのかというようなところですね。やはり今の国際情勢ですと、そのあたりがすぐに問題になってくるのではないかと思うのです。もしそろえられるならば、そういう資料をそろえていただきたいと思うのですけれども。	・外国人研究者 ・留学生 ・日本の研究者が海外に行った場合	山極委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	16
141	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度の対象は民間の研究者も含む】 ・こういう問題だと、どうしても大学の研究者が何となく対象になるのですけれども、この安全保障技術研究推進制度の募集要項を見ると、応募資格は民間企業とか独立行政法人とか一般法人とかも入っているわけですね。また、この学術会議にも民間の研究者も当然入っているわけですね。ですから、やはりその辺、少し幅広に考えないといけないのかなというふうに思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・応募資格 ・民間企業 ・研究者	小松委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	10

142	①	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【名宛人をどう設定するか; 国民一般か、ファンディングエージェンシーか、科学者か】 ・これもやや質問のようなことですが、名宛て人をどう設定してこれを書くのかということは、やはり考えておくべきかと思います。先ほど井野瀬副委員長から大学の学長に対する指針にも使えるようなという御議論がありました。学術会議というのは研究者、科学者のコミュニティですので、そこから発出する文章の名宛て人は誰なのかということは、やはり念頭に置くべきで、例えば国民一般なのか、あるいはファンディングエージェンシーなのか、それとも科学者に対してやるのか、それを全てやるのかということは一回想えた方がいいだろうというふうに思います。	・名宛人 ・国民一般 ・ファンディングエージェンシー ・科学者	小林委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	10
143	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【学術会議が対象とする科学者・組織の範囲を議論すべき】 ・これまでも既に出たんですが、要するに我々が対象とする範囲をどこにするか。それで、大学だけを聖域として議論しても意味がないというようなことを杉山先生はおっしゃったと思うんですけども、一方で、大学が一番学術に関係していて、この聖域を守るということも我々としては非常に重要なことだと思っているので、その辺の関係、それから、防衛装備庁の資金は企業も対象としていると思うので、企業に対してここで何か訴えかけることができるのかどうか、その対象のことについて議論がもう少し必要なのではないか。既に一度は議論したことであるということは理解しているんですが、一方で、そのときに必ずしも結論が出ていなかったような気がするので、その辺をお願いしたいと思います。	・学術会議が対象とする科学者・組織の範囲 ・企業	岡委員	4	4	その他	39
144	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	1-2. 決議の扱い 【学術会議の「反省」: 学術研究会議が43年に科学研究動員委員会をつくり、その中に「国民総武装兵器」の特別委員会を設けた】 ・学術会議が始まったときに、反省ということを行いましたけれども、この話を実は11日の、先ほど出た史学委員会の際には私にもっと詳しく言いましたから、ここではコメント5は、真ん中あたりに、学術研究会議、これは学術会議みたいなものです。7つの部があって、それぞれの分野があって国際対応もしたし、国内の研究連絡もしていましたけれども、その委員会が43年に科学研究動員委員会というのをつくりまして、その中に特別委員会をつかって、それぞれがメンバーが決まって議論をしたんです。何をしたかという、その次に、1つだけ言います。「国民総武装兵器」の特別委員会というのができて、学術研究会議というのは変な組織じゃなくて学術会議みたいな組織なんです。その中で「国民総武装兵器」の研究を真面目にやっていたような時代が二度と来てほしくないと私は思います。そんなこともありますので、反省というのは、決して第1回の総会も形式だけではなかったと思います。	・学術会議の「反省」 ・学術研究会議 ・科学研究動員委員会 ・「国民総武装兵器」特別委員会	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	21
145	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	【自衛隊は武力行使を目指すような装備の強化、戦力増強というのは、国民の希望とはずれている】 ・そこで、その質問の一番最近の世論調査の最後は何が書いてあるかというPKO。今、問題になっているアフリカに言ったりする話。あれは今まで以上に積極的にすべきか、現状維持がいいかということについては、圧倒的に現状維持でふやすべきじゃない。 そういう意味では、自衛隊は武力行使を目指すような装備の強化、戦力増強というのは、国民の希望とはずれていると思います。	・自衛隊 ・装備強化 ・戦力増強 ・国民の希望	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	21



146	①	1-2. 決議の扱い	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【物理学会声明時は、自衛隊のことも意識】</p> <p>・これは、これで全文ですので読んでみると、「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たない。」これが決議の全文なんです。もちろん提案理由はありましたけれども、そうするとここで言っている軍隊というのは、内外を問わずというふうに書いてありますけれども、日本の自衛隊も当然、軍隊か軍隊じゃないのかというのはデリケートですけども、ここでは対象として自衛隊のことも意識しておりました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学会</li> <li>・軍隊からの援助</li> <li>・協力関係</li> <li>・自衛隊も意識</li> </ul>	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	17
147	①	1-2. 決議の扱い	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	<p>【物理学会決議の具体化】</p> <p>・こういうことで次第に固まってきて、ある意味では運営方針が定着したのが70年までかかったわけです。それで決議3を具体的にどういうふうを実施するのか、学会会合のあり方をどうするのか。最初に申し上げたとおり、物理学会は、ということですから、物理学会の物理学者1人1人のことを言っているわけじゃないんです、これは。</p> <p>そこで、最後に下に「方針」と書いてありますように、具体的には物理学会の執行機関には軍の関係者は入ってもらっては困る。物理学会の公的な活動は、軍関係の人は参加してもらっても困る。ただし、個人個人、例えば防衛大学の物理の先生なんていう人だっているわけです。こういう人々を規制するものではないので、その人たちが個人でやる研究は、一方から言うと物理学会の定款では「会員の権利」というのがありまして、学会で講演する権利がある。もちろんレフェリーの審査がありますけれども、論文を発表する権利もありますから、それとの関係で、個人が個人の研究をやる分においては頭から拒否するものではない、こういうことでやってきたんですが、実はこれは、言うのは簡単ですけども、具体的にになるととても厄介なことです。何しろ、日本中、全部をここで作り直すわけじゃありませんから、自衛隊もあるし、当然、当時は防衛庁ですけども、その中で具体的に開発研究やっている人もいます。こういう中でやりますから、なかなかすっきりはしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学会決議</li> <li>・物理学者</li> <li>・学会員の権利</li> </ul>	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	17
148	①	1-2. 決議の扱い	5-1. 機関等の判断/個々の科学者の判断	<p>【95年の慣行改正】</p> <p>・ところが、95年という年が実は、今日は格好悪い話なんですけれども申し上げなきゃならないのは、95年に会長が、いろいろ今まで悩んできたけれども、それがみんな最終的には黒ではなくてグレーのもの、それから白のものということになって、実際にはかなりのことを受け入れてきた。まずくて断ったことについては、いろいろ問題なので新しく作り直したい、こういうことを言い出しまして、上から五、六行目ですけども、6月の委員会にもう何もしないで今までのようにいか、慣行を改正するかという2つの案を提示して、どっちがいいかということ議論したんです。</p> <p>この委員会には出席しているのは二、三十人で、百何十人は郵便で事前に議題を見て意見を書く。それから、その結論について賛否を書く。こういうふうになっていました。</p> <p>6月は一度やりまして、7月に最終案というのを会長が出しまして、審議不足だ、まだまだいろいろ詰まっていけないという話もあったんですけども、それは書面の人たちが賛成している—書面の人は当日の議論を聞いていません。それまでもやっていたことは意見が出てくれば少数だから蹴るというのではなくて、延ばせるものは延ばすということをやってきたんですけども、このときはもう多数で決めちゃうということを強行的にやりました。</p> <p>後から会長が書いたものなどを見ると、先ほど申しました67年から70年までの議論は全く御存じない会長が、いろいろ喉にひっかかったとげを全部抜こうということで、今までひっかかっていたものは全部やってもいいことにする。それがこの年にやったことです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・95年</li> <li>・慣行の修正</li> </ul>	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	18

149	①	1-2. 決議の扱い	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	<p>【学術会議は、知らないでまずいことをやるようなことをしていただきたいくない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それで、一番上に戻りますけれども、そういうことが出てくるというのは、やっぱり形骸化しちゃっていったんですね。議論はしていたんです。そのたびごとに議論はしているんですけども、そうして議論した結果は、やっぱり議論したけれどもこれはいいことにしようということで繰り返されてきたという意味では、全く議論してこなかったわけじゃないんですけども、過去のことは無関係に決めるということがあって、それで形骸化・風化と一番上に書かせていただきましたけれども、今、学術会議はその50年、67年の話を踏まえて今、考えておられますけれども、昔のことを知った上で変えていこう、あるいはつけ加えていこうということも結構なんですけれども、知らないでまずいことをやるようなことをしていただきたいくないので、ぜひお考えいただきたいと思っておりま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議</li> <li>・50年、67年の話</li> <li>・形骸化・風化</li> </ul>	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	19
150	①	1-2. 決議の扱い		<p>【国際会議への米軍資金提供に関して、学術会議も大変深刻に受けとめたが、物理学学会も当然そうだった】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今日のお話は、1967年から始まるんですけども、67年というのは学術会議でいうと、ちょうど2つ目の声明が出た年の、それは10月に出ていますけれども、その年の5月5日に新聞が、今ここに映っているような「物理学学会に米軍資金」という華々しい一面の一番上から一番下までであるような大きな記事が出ました。我々もそれで初めて知ったんです。物理の中の半導体というのは、もちろん大きな分野なんですけれども、物理も範囲が広いもんですから、これを会議に関係ない人たちがある意味では大部分ということで。この会議はIUPAPという学術会議が加盟している会議が世界中で順番にやっている会の8回目が日本に来た、こういう位置づけなんです。その意味では、学術会議は決して人ごとではなくて、元来、学術会議が加盟しているところでこういうことが起きたというので、学術会議も大変深刻に受けとめてくださったんですが、物理学学会も当然そうでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学学会</li> <li>・米軍資金</li> <li>・学術会議</li> <li>・IUPAP</li> </ul>	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	16
151	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	<p>【学術会議は、大学・研究機関の人たち、企業で基礎研究をやっている人たちや論文発表があるような人たちを代表していると考えべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そこで、次へいきますけれども、それ以来、今84万人の科学者を代表するんだということが言われております。この会議でも出たと思いますが。そして、84万人をつかみ切れないで、ざっくばらんに言えばお困りになっている感じがあると思うんですけども、先ほど申しましたとおりの学術会議の有権者と、84万人の根拠を見ると、84万人というのは学部を出ていればもう、何かを研究していれば研究者なんだ。これが総務省統計局ですから、そうすると兵器を設計しているのも研究者、それから企業でもって業績発表を全くしないけれども技術関係の人、これも科学者というか研究者になるんですけども、学術会議はその人たちを代表しているわけではないので、一番下に書きましたように、私の考えとしては、従来のものに沿って、大学・研究機関の人たちは事実上全部というか大部分、企業の人たちは基礎研究をやっている人たちや論文発表があるような人、そういう人たちを代表していると考えるのでいいんじゃないかなと私は思っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議</li> <li>・代表</li> <li>・大学・研究機関の人たち</li> <li>・企業で基礎研究をやっている人たち</li> </ul>	小沼先生	7	1 (2)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(小沼先生からの説明)	20

152	①	1-2. 議の扱い	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛産業における研究とそれら職員の研究の扱い	<p>【物理学会の決議は、物理学者の研究の規範をつくったのではなく、学会の規範をつくったもの】</p> <p>・御質問は、物理学会の定款は平和利用か軍事利用か、これからするかしないかが書いてあるわけじゃなくて、会員の権利として会員は物理学会が行う学問の発表の機会、会員の権利としてそこで発表できる。学会の雑誌に対しては、もちろんレベルが高い低い、あるいは間違っているかどうかのレフェリーのチェックはあるにしても、会員は学会の機関誌に投稿する権利があるんだと書いてあるわけです。</p> <p>そのことと、今の、仮にその人が防衛省、あるいは防衛大学の所属であったときに、軍機関と協力しないということ、会員としての権利がある。会員にもう既に入っている場合に。</p> <p>当然これは、素直に読めば矛盾するわけです。ところが、この臨時総会の決議は学会について決めたんだから、個人が自由な研究をする分については、これは認めようではないかというのが物理学会の態度だったわけです。</p> <p>だから、個々の防衛大学の人が講演をしたいというときに、あの人は所属しているから駄目だ、こういう言い方をしなかった。その問題がある。</p> <p>もう一つ言ってしまう、だから物理学会のこの決議というのは、物理学者の研究の規範をつくったんじゃない、学会の規範をつくった。こういうことになっています。これで全ての問題が解決しているわけじゃないということですよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学会の決議</li> <li>・学会の規範</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	小沼先生	7	1・2	質疑応答	39
153	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	<p>【戦時中の731部隊の研究体制に今日のPMIに相当する者が存在】</p> <p>・常石先生の御報告は、いわゆる戦時中の731部隊、いわゆる石井機関によって行われた人体実験にかかわる歴史資料を豊富に示しながら、これが単に過去の出来事ではなく、今日においても再現される可能性があるということを幾つかの点に即してお話しされました。</p> <p>例えば、今日のPM、プログラムマネジャーと、POプログラムオフィサーに相当する人物が、この研究体制の中にも存在していて、その管理のもとで研究者は相互に孤立させられていて、自分が担っている研究の全体像を見通すことができない状態に置かれていた等々の指摘がなされました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・731部隊</li> <li>・今日において再現される可能性</li> <li>・PMIに相当する者</li> <li>・研究者は相互に孤立</li> </ul>	小森田委員 (史学委員会シンポ報告)	7	5 (1)	その他 (小森田委員からの説明)	5
154	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等		<p>【軍備を包括的にどう考えるのかということ踏まえなければ、軍学協同反対論は、説得力のある議論にならない】</p> <p>・吉岡先生の御報告は、軍学協同反対という立場に立って、それをどのようにして根拠づけるかということについての先生のお考えを述べたものです。反対論には、平和主義に基づく反対論と、それから学術の発展を阻害するという観点からの反対論があるけれども、それぞれ難点があるということ指摘された上で、どこに難点があるかということ、軍備というものについて包括的にどう考えるのかということ踏まえなければ、説得力のある議論にならないだろうということです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍学共同反対</li> <li>・軍備</li> <li>・議論</li> <li>・説得力</li> </ul>	小森田委員 (史学委員会シンポ報告)	7	5 (1)	その他 (小森田委員からの説明)	5
155	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等		<p>【既に軍事力は相当大きなものになっており軍縮が必要で、そういう文脈で科学軍縮ということ位置づける必要がある】</p> <p>・裏側ですけれども、科学軍縮、技術軍縮、装備軍縮、運用軍縮と、軍縮というものこの4つの位相に即して考えることができる、こういう観点から戦後の歩みを振り返った上で、今日では自衛隊だけでなくアメリカ軍を含めて考えると、既に軍事力は相当大きなものになっているということ踏まえて軍縮が必要である。そういう文脈で科学軍縮ということ位置づける必要がある。そうすると、軍学協同については、これから今問題になろうとしているわけですから、そういう意味での日本の後進性は、むしろ将来の目標という点から言うと先進性のあかしとなるのではないかと趣旨のお話をされました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学軍縮</li> <li>・軍学共同</li> <li>・日本の後進性</li> <li>・先進性のあかし</li> </ul>	小森田委員 (史学委員会シンポ報告)	7	5 (1)	その他 (小森田委員からの説明)	5

156	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【米国では、デュアルユースはスローガンであって、軍事的R&amp;Dが減されたわけではない】</p> <p>・西川先生は、この委員会でも川名さんから折に触れて報告がありましたような、アメリカにおける状況の紹介です。戦後のアメリカにおいて、軍産複合体が成立したということを前提として、連邦政府の研究開発費R&amp;Dの一部として、軍事的R&amp;Dの制度がつくられてきたということを歴史的に検討されたもので、特に、いわゆる軍民両用技術、デュアルユースについては、冷戦後に軍事費が縮小されたクリントン政権のときにみられたものだけでも、一種のそれはスローガンであって、軍事的R&amp;Dが減されたわけではないということを指摘されました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国</li> <li>・デュアルユース</li> <li>・スローガン</li> <li>・</li> </ul>	小森委員 (史学委員会シンポ報告)	7	5 (1)	その他 (小森田委員からの説明)	5	
157	①	1-2. 決議の扱い	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	<p>【学術会議は、歴史的評価に耐え得るような責任ある判断を】</p> <p>・その後のディスカッションでは、参加者からたくさん意見が出されまして、学術会議に対する厳しい注文も含まれておりましたけれども、委員会の当面の役割について言いますと、日本学術会議が軍事研究についてどのような見解を出すかが大学等に大きな影響を及ぼすので、歴史的評価に耐え得るような責任ある判断を下してほしいという意見が強く出されました。責任ある判断の中身としては、軍事研究に関与しないということが曖昧ではない形で表明されることが望ましいという観点からの意見が多かったように受けとめました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議</li> <li>・歴史的評価に耐え得る判断</li> <li>・</li> </ul>	小森委員 (史学委員会シンポ報告)	7	5 (1)	その他 (小森田委員からの説明)	6
158	①	1-2. 決議の扱い	<p>【50年、67年声明の名目にとどまることのない継承を求める】</p> <p>・小沼先生からは、今日もお出でになっておられますので、その点は省きたいと思いますが、学術会議の50年の声明が出たのは、いきなりそこで出てきたというよりも、戦前以来の経緯、それから戦後の初期のユネスコや、日本の科学者の戦争と平和に関する声明などが出されたという背景のもとで出されてきたということを強調されたと思います。</p> <p>御趣旨としては、50年、67年声明の名目にとどまることのない継承を求めるということで、安全保障技術研究推進制度についても否定的な御見解を述べられました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術会議</li> <li>・50年声明</li> <li>・50年、67年声明の継承</li> <li>・</li> </ul>	小森委員 (史学委員会シンポ報告)	7	5 (1)	その他 (小森田委員からの説明)	5	
159	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【自衛・防衛というのは、これは相対的なものであり、外の脅威が増大してくるたびに、現在の自衛力に頼って安住しているわけにはいかない】</p> <p>・自衛・防衛というのは、これは相対的なものです。憲法第9条のもと、自衛力の行使は必要最小限の範囲にとどめるべきであるということは、もう言うまでもありませんが、外の脅威が増大してくるたびに、現在の自衛力に頼って安住しているわけにはいきません。</p> <p>憲法第13条に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」というふうに、国にその責任があることを述べています。国や政府は現実問題として、国民の生命・財産を守らなければならないということですから。我が国土を侵略によって災害現場以上の悲惨な状況にしてはならないというふうに考えています。</p> <p>我が国では、人々の安全を守るために警察があります。警官には自衛力として拳銃の所持が認められています。これは、一般に武器は出回っていないため拳銃程度で十分な自衛力となりますが、しかしながら、アメリカのようにライフル銃などが大量に出回っている社会だと、警官の装備も強化されて自動小銃なども必要になると思われます。もちろん、武器に頼らない安全な国際社会を目指すべきというふうに当然思います。しかしながら、長い目で見た理想の追求と目の前の現実への対応は区別して考えざるを得ないというふうに考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛・防衛</li> <li>・相対的</li> <li>・外の脅威が増大</li> <li>・</li> </ul>	小松委員	7	5 (2)	その他 (小松委員からの説明)	47	

160	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障	【今の日本は戦前と違って民主国家、専守防衛、自衛は、現在はほぼ国是として国民に認められている】 ・少なくとも、今の日本は戦前と違って民主国家です。国民が政府を選んで、政治を委託しています。信任しています。信任できなくなったら政権交代も可能です。また、専守防衛、自衛は、現在はほぼ国是として国民に認められていると言っていいと思います。	・民主国家 ・専守防衛、自衛 ・国是 ・	小松委員	7	5 (2)	その他 (小松委員からの説明)	48
161	①	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障	【当面の備えは必要】 ・長期的には、国際的な軍縮等により、力の論理から道理の通る平和な世界を目指して、対話や外交による不断の努力を続けなければなりません。残念ながら、短期的には丸腰というわけにはいきません。当面の備えは必要と思われます。	・当面の備え ・対話や外交による不断の努力 ・ ・	小松委員	7	5 (2)	その他 (小松委員からの説明)	49
162	①	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【学術にかかわる組織であれば国の研究機関あるいは民間の研究機関も対象】 ・今の点ですけれども、一応設置提案者としては、設置提案の中では学術という言葉で統一して、大学を対象としているとは書いていないですね。ですから、学術にかかわる組織であれば国の研究機関あるいは民間の研究機関も対象としているというのが一応設置の趣旨で、典型的には大学かもしれませんが、学術と安全保障との関係というのが一応問いかけにはなっています。	・学術会議の代表性、 ・国の研究機関、民間の研究機関	大西委員	4		その他	40
163	① ②	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障	5-4. 学術会議の役割 【意見の多様性は残しながらも合意できるところについて声明を出すなり、あるいは堅持するというを再度言うべきでは】 ・また、その学術会議としての多様性を生かすという観点の中には、考え方の多様性も当然出てくるということですから、最終的にどのような形にまとめていくかという中で、意見の多様性は残しながらも合意できるところについて声明を出すなり、あるいは堅持するというを再度言うなりという、何段階かのアプローチでやっていくということに今なるのかなと、個人的には考えております。	・ ・ ・ ・	花木委員	3	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	9
164	① ②	1-2. 決議の扱い	2-3. 研究成果の利用/基礎研究との関係 【いかにして生命科学の研究の悪用・スピンオフを防ぐか】 ・デュアルユースの考え方は、67年決議に明記されており、そのままでもよい。当時に比べて変わったとすれば、学問の発展によって、従来可能性がなかった分野でも、デュアルユースが懸念されるようになってきたことですが、それは量的な変化で、学術全体が変わったわけではない。日本が「生物兵器禁止条約」や「化学兵器禁止条約」の締約国であり、生物・化学兵器の開発、生産、貯蔵等を放棄しており、いかにして生命科学の研究の悪用・スピンオフを防ぐか、知恵を絞る必要がある。	・デュアルユース ・67年決議 ・生命科学 ・悪用	大政委員 提出資料を委員長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	3
165	① ②	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い 【ほかの人たちも含めて研究成果の軍事利用を阻止する】 ・学術会議の20数年間にわたる70年ぐらいまでの動きをみますと、声明は一つの象徴なわけですけれども、2つのことを目指していた。一つは戦争目的の科学研究を科学者として行わないと。もう一つは、自分たちだけではなくて、ほかの人たちも含めて研究成果の軍事利用を阻止すると。そうすることによって戦争が起きるのを防ぐんだというこの2つがあったというふうに私は理解します。簡単に言えば、軍事研究をしないし、させないということです。	・軍事研究 ・研究成果の軍事利用 ・ ・	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	18

166	① ②	1-1. 環境変化 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	【現在は脅威が拡散しデュアルユース問題の議論がしにくい】 ・核兵器の脅威が今やなくなったとはとても言えないわけで、むしろ核兵器以外にいろんな形の脅威がありとあらゆるところに拡散する形で出てきているというのが実態だろうと思いますね。ただ、昔は核兵器とか毒ガスとか非常にピンポイントで象徴的な兵器があったので、ある意味では議論しやすかったと思うんですけども、今は拡散してしまっているのが議論がしにくい、難しくなっているということがあるんだろうと思います。	・核兵器 ・毒ガス ・象徴的 ・拡散	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	32
167	① ②	1-1. 環境変化 2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【戦争や兵器の形態が昔とは変わってきているのに、直観的ないしは古典的な兵器像で議論していいのかわかるか】 ・とりわけ近年は運用体での変革が目覚ましいと。その背景としては、Revolution in Military Affairsということが言われますけれども、情報技術などの急速な進展によって戦争の形態も兵器の形態も昔とはかなり変わってきていると、こういう事情があります。したがって、「兵器をもろにつくるのは文字どおり軍事研究だろう」というふうな捉え方だけでいいのだろうか。直観的ないしは古典的な兵器像で議論していいのだろうか、こういう論点があるのではないかと思います。	・兵器 ・古典的な兵器像 ・	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	23
168	① ②	1-1. 環境変化／自衛隊／憲法／安全保障環境 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	【「軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為」である】 ・そこで、なぜ「軍事研究」を問うのか？ 「軍事研究」という言葉については最後に述べたいと思いますけれども、まず第1番目には、「軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為」であるということです。	・軍事 ・人の殺傷の可能性を前提 ・国家行為 ・	小森田委員（論点整理）	2	2	論点整理（小森田委員）を受けて討議	12
169	① ②	1-1. 環境変化／自衛隊／憲法／安全保障環境等 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	【「武器」の殺傷能力の水準については限界がない】 ・そして、「武器」について言いますと、殺傷能力の水準については限界がない。これは、つまり相手側が能力を高めれば、こちら側もそれに対応して高めていくという、そういう関係にありますので、それ自体としては限界を設けることは困難である。近年の内閣法制局長官の発言、これは憲法論ですので、直接どうすべきかということを行っているわけではありませんけれども、核兵器も憲法上は持ち得るという見解が政府の高官から示されています。ただし、特に非人道的なものについては国際的に禁止されている。つまり、お互いに禁止しないとかなかなか一方的に禁止することが難しいということなので、条約を通じて禁止することになっていて、化学兵器については禁止条約があり、国内法がそれを受けているということになります。	・武器 ・殺傷能力の水準 ・限界なし ・	小森田委員（論点整理）	2	2	論点整理（小森田委員）を受けて討議	12
170	① ②	1-1. 環境変化／自衛隊／憲法／安全保障 2-2. 両用技術と汎用技術	【軍事技術の高度化の観点から民生技術へ関心が寄せられ、大学等へアプローチ】 ・それが一つ起こってきている問題ですが、もう一つは、我々の委員会の中心的な検討課題である、軍事技術の高度化の観点からの民生技術への関心が寄せられ、大学等へのアプローチが始まってきたということだと思います。	・軍事技術の高度化 ・民生技術へ関心 ・大学等へのアプローチ ・	小森田委員（論点整理）	2	2	論点整理（小森田委員）を受けて討議	10
171	① ②	1-1. 環境変化／自衛隊／憲法／安全保障環境等	【大学や研究独法等との技術交流を促進する必要があるとの防衛装備庁の認識】 ・そこで、2番目に〈軍事〉と〈学術〉との接近という問題ですけれども、資料④、防衛装備庁の2011年の文書、これは長い文章の一部ですけれども、これを付けておきました。要するに、財政事情が厳しい状況の中で、1つは、「内部資源」について「選択と集中」を行う必要があるということと並んで、「外部資源」を積極的に活用することが重要であるということが指摘されています。「外部資源」というのは、つまり、大学や研究独法等との技術交流を促進する必要があるということがこの中では端的に指摘されています。	・外部資源 ・積極的に活用 ・技術交流 ・大学や研究独法	小森田委員（論点整理）	2	2	論点整理（小森田委員）を受けて討議	10

172	① ②	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	【外部に当たるところが受け皿としての条件を整える必要がある; JAXA法の改正】 ・そこで、「外部資源」の積極的活用へということになってきますと、その外部に当たるところが受け皿としての条件を整える必要があるということになってくると思います。 そこで、1つは宇宙航空研究開発機構法ですね、いわゆるJAXA法の改正が2012年に行われまして、「平和の目的に限り」となっていたところが文言が若干変わりました。「平和」という言葉自体がなくなったわけではありませんけれども、宇宙基本法の参照を求める形で、宇宙基本法で「我が国の安全保障に資する」ということになっていますので、「平和」という概念から「安全保障」という方向にその目的のシフトが行われたのではないかとこのように考えております。	・受け皿 ・JAXA法改正 ・	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	10
173	① ②	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障	【日米の前提・状況の違いからアメリカとの共同開発等は無理がある】 ・そして、その日本との関係からいっても、そういったかなり論争の舞台、もともとの前提も違い、そして今の状況も違い、そういったアメリカとの共同開発とか、あるいはその外交、日米同盟の中での軍事開発、あるいは軍事戦略というのは、かなり無理があるということが窺えるのではないかとこのように思います。	・日米比較 ・前提の違い ・状況の違い	西崎委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	11
174	① ②	1-2. 決議の扱い	2-3. 【デュアルユースは軍用装備品の研究・開発・生産の進め方も含む】 ・したがって、デュアルユースというふうに今日言われるのは、単に軍民両用ということだけではなくて、軍用装備品の研究・開発・生産の進め方と、そういう意味も含んでいるというふうに思います。日本で今日言われるデュアルユースあるいは安全保障技術研究推進制度も、こうした動向の延長線上にあるんだというふうに理解する必要があるのではないかと思います。	・デュアルユース ・軍用装備品 ・研究・開発・生産の進め方 ・	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	22
175	① ②	1-2. 決議の扱い	2-3. 【あるべき科学者の三つの立場】 ・2番目は、それに対して、じゃ、科学者がデュアル・ユースを問題にする意味はどこにあるかということで、これは前回、あるべき科学者の立場として3つあり得るということを示しました。 科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるものなので関知しないとする立場。2番目に科学研究の成果の利用の両義性について自覚し、必要があればその利用の仕方について発言ないし行動する必要があるとする立場。3番目に科学研究の成果の利用の両義性について自覚し、好ましくない利用のされ方をする可能性がある場合には、研究あるいは発表そのものを抑制する必要がある立場というものが有り得るだろうということを示しまして、57年の核に関するパグウォッシュ会議のことを示しまして、75年の遺伝子組換えについて議論したアシロマ会議についての発言もありました。	・科学者の立場 ・関知しない ・利用について発言・行動 ・研究・発表を抑制	小森田委員	3	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16
176	① ②	1-2. 決議の扱い	2-3. 【いかにして生命科学の研究の悪用・スピンオフを防ぐか】 ・デュアルユースの考え方は、67年決議に明記されており、そのままでもよい。当時に比べて変わったとすれば、学問の発展によって、従来可能性がなかった分野でも、デュアルユースが懸念されるようになってきたことですが、それは量的な変化で、学術全体が変わったわけではない。日本が「生物兵器禁止条約」や「化学兵器禁止条約」の締約国であり、生物・化学兵器の開発、生産、貯蔵等を放棄しており、いかにして生命科学の研究の悪用・スピンオフを防ぐか、知恵を絞る必要がある。	・デュアルユース ・67年決議 ・生命科学 ・悪用	大委員 提出資料を 委員長代読	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	3

177	① ②	1-2. 決議の扱い 2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	【学会議の当初から、軍事研究あるいは非軍事研究、軍事と非軍事、そのボーダーは一体どこにあるのかの議論がある】 ・それからもつとえば、先ほどから議論されている、例えばデュアル・ユースにしても、「デュアル・ユース」という言葉は使わなくても、軍事研究あるいは非軍事研究、軍事と非軍事、そのボーダーは一体どこにあるのか、そんなもの明確ではないだろうということは最初から出ています。	・軍事研究 あるいは 非軍事研究、 ・軍事と非軍事 ・ボーダー	井野 瀨委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	29
178	① ②	1-2. 決議の扱い 6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進	【】 ・それ(引用者注:自衛がとこまで云々との議論)をしてしまえば、そうすることで、それこそ本当に政治的判断、政治性が含まれることになり、「学会議としてどうなのか」という、今までの歴史の中で繰り返されてきた議論を更にまた引きずることになるのではないのでしょうか。どうというプロセスで二つの声明が毅然として出されたかを考えるべきだと思います。	・ ・ ・	井野 瀨委員	3	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	10
179	① ②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【利用することが問題なので、監視する機関、第三者委員会を日本国内に設置すべき】 ・そういう意味でいうと、これは研究すること自体が問題ではなくて、ユースの方が問題、利用することが問題なんだと思うんですね。例えば研究している人が知らず、知らずやっていたことが、文科省の研究費であれ、どこの研究費であれ、研究したことが利用されるときに、軍事なりそういう、軍事っていうとアタックという意味合いがちょっと強くなっちゃうんですが、インベーションとか、そういうふうに使われるということが問題なのであれば、この第一部から出ているような、一部の御意見の中に、暴走しないように監視する機関、こういった第三者委員会、例えば財源なんかでいえばオンブズマンみたいな、ああいう第三者委員会をきちんと日本国内の中につくって、こういったところが揺れることなく、使うということに関して、ユースに関して見ていくという監視委員会をつくっていくって、何か新たなスキームのところを学会議が提案できないのかなというのを一つ考えています。	・利用 ・監視する機関、第三者委員会 ・ ・	向井 委員	3	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	12
180	① ②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進	【デュアル・ユース問題は、軍事研究は許されるのかどうかという文脈に則して考えていくべき】 ・さて、本題のこの委員会が検討すべき課題とデュアル・ユース問題ですが、結論から申し上げますと、デュアル・ユース問題はこの委員会が検討すべき重要な課題ではありますがけれども、このデュアル・ユース問題は、飽くまでも本委員会の中心課題である、軍事研究は許されるのかどうかというこの文脈に則して考えていくべきではないかと考えております。	・デュアル・ユース問題 ・検討課題 ・軍事研究は許されるのか ・	佐藤 委員	3	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	24
181	① ②	3-3. 公表の自由 3-6. 秘密保持義務関係	【防衛秘密は学術の公開性とは、本来的に緊張関係を持つ】 ・防衛秘密というのは、罰則による情報の秘匿を本質にするわけでございますので、これは学術の公開性とは、本来的に緊張関係を持つ。その緊張関係は非常に大きい領域であると考えられるべきだろうと思っております。	・防衛秘密 ・学術の公開性 ・緊張関係	佐藤 委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	34



182	① ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-4. 二面性（軍事研究の成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用） 【防衛装備庁がその目的に照らして研究資金を提供する安全保障技術研究推進制度で、デュアル・ユースという言葉を使えるかどうか、議論が必要】 ・（前略）例えば防衛装備庁がデュアル・ユースという言葉を使えるかどうかについて、私自身はとても疑問です。もはや、軍とか軍の1つの日本のパーツである防衛装備庁が、その目的に照らしてファンディングする、資金を提供するというそのものに、デュアルを問うことが正しいことなのかどうなのかということ、これも議論してほしいと思っています。	・安全保障技術研究推進制度 ・目的に照らした研究資金提供 ・デュアル・ユースという言葉 ・使えるか	井野委員	1	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	27
183	① ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-4. 二面性（軍事研究の成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用） 【安全保障技術研究推進制度では、スピンオンについては「分離」を強調している】 ・そして、研究者に対してそのことを踏まえた上で、文言は省略しますけれども——これは公募要領の文言の一文を引いてあります——スピンオンについては「分離」を強調していると思います。 つまり、防衛装備品そのものの研究開発ではない。防衛装備品そのものの研究開発は防衛省において引き続き行う。600人の研究者がいると言われておりますけれども、そこでやっていくということが前提になっておりまして、両者は別であるということが強調されております。	・安全保障技術研究推進制度 ・スピンオン ・分離 ・強調	小森田委員（論点整理）	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16
184	① ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【アメリカをモデルにしていくということの意味というのは、なかなか重いものがある】 ・3つ目は、これは軍事とか日米の社会的文脈という議論の中で出てくるのですが、6ページのところで(3)でお書きになっているように、アメリカというのは非常にユニークな国家です。全ての軍事動員力、開発力を一国で賅っている国というのは、かつてはどの国もそれを目指したのですが、現実にはそういうフルセット型の国というのは、アメリカと中国とロシアぐらいしかもうなくなってきているわけで、それ以外の国は、必ず何らかの多国間の連携の中で問題を立てざるを得ない構造になっています。そういう意味で、アメリカをモデルにしていくということの意味というのは、なかなか重いものがあるのではないかと。そういうことをやはり議論しておかないと、DARPA型の、それも成功事例のファンディングシステムだけを見ると、非常に成功例に見えるかもしれないところがあるところがちょっと議論としては必要なかなと思います。	・アメリカ ・モデル ・重い	小林委員	2	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	26
185	① ⑤	1-4. 学術会議の代表性・対象とすゑる科	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【基礎研究をやっている人を守るのが学術会議の役割】 ・基礎研究をやっている人を守るのが学術会議の役割で、方針の堅持が重要である。	・学術会議の役割 ・方針の堅持	杉田委員長（第三部会意見の紹介）	5	1	前回の総会・部会について	6
186	① ⑤	1-1. 環境変化／自衛隊／憲法／安全保障環境	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【大学でのいわゆる「軍事研究」については、各大学の慣行等に委ねられてきている】 ・大学については、自律性を前提としておりますし、それから直接的に、例えば「平和」云々ということについて明示した法的なものがあるわけではありませぬので、法改正ということが問題になっているわけではないと思います。いわゆる「軍事研究」については、各大学の慣行等に委ねられてきているところだろうと思います。	・大学 ・軍事研究 ・各大学の慣行	小森田委員（論点整理）	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	10

187	① ⑤	1-2. 決議の扱い	2-3. 【デュアルユースは軍用装備品の研究・開発・生産の進め方も含む】 ・したがって、デュアルユースというふうに今日言われるのは、単に軍民両用ということだけではなくて、軍用装備品の研究・開発・生産の進め方と、そういう意味も含んでいるというふうに思います。日本で今日言われるデュアルユースあるいは安全保障技術研究推進制度も、こうした動向の延長線上にあるんだというふうに理解する必要があるのではないかと思います。	・デュアルユース ・軍用装備品 ・研究・開発・生産の進め方	杉山先生	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	22
188	① ⑤	1-2. 決議の扱い	5-4. 【国論が分裂しているときに一方に学術会議が加担してよいのか】 ・つまり国民的な合意がない中で、安全保障のための研究は許容し得る研究なんだという路線を打ち出すことは、かつて1951年のときに日本学術会議で問題になったように、国論が分裂しているときに、その一方に学術会議が加担するようなことをしていいのかと、そういう議論が出てきてもいいのかなという気がしないでもない、ということですね。	・ ・ ・	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	24
189	① ⑤	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	5-4. 【学術会議がどういう人を科学者だと思って、どういう人に対してメッセージを発するかを考えた方がよい】 ・科学者の定義ということについての質問に近いものですが、科学者の定義というのは、余り厳密にそもそもすることに意味があるかどうかということにちょっと疑問が私にはあります。今回この小森田先生がまとめられた論点整理を見て私が強く感じたのは、「科学者の行動規範」という学術会議が発表したものが非常によくできているというか、学術会議というのが非常に高い理念を持って科学者というのはどういうことをする人かということを書いていると思うのです。そういう観点から言うと、我々が科学者のバウンダリをきちんと定義をするというよりは、むしろ、学術会議がどういう人を科学者だと思って、どういう人に対してメッセージを発するか。特に、日本の学術というのを支えているような研究グループとかそういうものの集まりとして学術会議というのとはできていると思いますので、そういうそれぞれの個別の学術分野を支えている団体の、ある意味での集合総体としての学術会議というようなもの。それから、この科学者の行動規範に書かれているような理念を具体化するような日本の科学者というふうに大きく考えた方が私は分かりやすいのではないかなというふうに思いました。	・学術会議の定義 ・科学者の定義 ・メッセージ	岡委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	30
190	① ⑤	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	6-3. 【基礎科学と軍事用の線引きを議論しても仕方がない】 ・基礎科学と軍事用の線引きは難しい状況であり、そういうことを議論しても仕方がない。	・基礎科学と軍事用の線引き ・難しい	杉田委員長(第三部会意見の紹介)	5	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	6
191	① ⑤	3-1. 基礎研究	3-6. 【科研費は補助金であって事業委託でない】 ・注意してほしいのは、この場合に秘密指定をするのは文科大臣ではなくて事業の委託者である防衛大臣です。防衛省は当然特定秘密の指定権限を持っているということになります。ちなみに、科学研究費補助金は、補助金であって事業委託ではありませんので、この問題は生じない。このあたりが、次回の研究資金の在り方に関する議論とも関わってくるかもしれません。	・秘密の指定権限 ・事業委託 ・科研費 ・補助金	佐藤委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	33 - 34

192	① ⑥	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	4-4. 【大学だけでなく民間も含めた議論が必要】 「学術研究」の範囲と大学の位置づけ(学術会議の代表性・対象とする科学者(1-4.)と関 ・デュアルユースの線引きはできない、大学だけ線引きするのはどうか、民間も含む必要がある。	・デュアルユース ・民間を含んだ議論	杉田委員長(第三部意見の紹介)	5	1	前回の総会・部会について	6
193	① ⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	1-2. 決議の扱い 【学術会議の既出の声明で尽きている、再検討する必要はない】 ・それから、学術会議の既出の声明で尽きている、再検討する必要はない。むしろ、学術研究が日本だけを対象にしているわけではなく、世界に対してどのように訴えていくのかである。	・声明 ・再検討不用 ・世界に対する訴え	杉田委員(第一部意見の紹介)	5	1	前回の総会・部会について	6
194	① ⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	5-4. 【日本物理学会のようなガイドラインを示すべき】 ・例えば、日本物理学会のようなガイドラインを示すべきであるという意見もございました。	・ガイドライン策定	杉田委員(第一部意見の紹介)	5	1	前回の総会・部会について	6
195	① ⑥	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進 【「防衛」と呼ばれる〈軍事〉が存在し、実質的な〈軍事組織〉が存在するということを前提として議論するほかはない】 ・そうすると、実質的に考えざるを得ないということになりまして、公式の文書では「防衛」という表現が使われておりますけれども、「防衛」と呼ばれる〈軍事〉が存在し、実質的な〈軍事組織〉が存在するということを前提として議論するほかはないという点が1点目です。	・「防衛」と呼ばれる〈軍事〉 ・実質的な〈軍事組織〉 ・議論 ・前提	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	11

196	① ⑥	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	<p>【「軍事的手段による安全保障」というものについては、明確な輪郭が存在する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2番目が、先ほども言いました〈安全保障〉という概念と〈軍事〉との関係です。〈安全保障〉の概念は、非常に近年多用されており多義的になっております。食料安全保障、人間の安全保障、それからサイバーセキュリティも一種の安全保障だと思いますけれども、様々な用法がありますので、何から何を、いかなる手段で守るかということについて、それぞれの安全保障に則してあるわけです。</li> <li>例えばサイバーセキュリティについて言いますと基本法ができておりまして、かなり包括的な定義が与えられており、かなり包括的な課題が示されているということです。</li> </ul> <p>そういう中で、「軍事的手段による安全保障」というものについては、明確な輪郭が存在すると思うことができるだろうと思います。つまり、防衛省及び自衛隊という軍事組織が一防衛組織ですけれども、軍事組織が存在するということですね。もちろん外国の軍事組織というものもありますので、安全保障の概念の中でも、一定の領域というものを切り分けて対象とすることができるのだろうと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事的手段</li> <li>・安全保障</li> <li>・明確な輪郭</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	11
197	① ⑥	1-2. 決議の扱い	6-2. 専門家の役割	<p>【国会で日本の安全保障政策、必要な軍事力、許容される兵器に関する真摯な議論が必要で、必要な情報提供には専門家が大きな役割を果たすべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントはやっぱり国会で日本の安全保障政策はどうあるべきで、どこまでの軍事力が必要で、そのためにはどういう兵器が許容範囲なのかということに関する真摯な議論が必要であろうと。その議論をするために必要な情報を提供するの、これはやっぱり専門家が非常に大きな役割を果たすと。それが社会に広く提供されることによって、国民も議論する材料が出てくるし、選挙のときの投票行動の判断材料にもなる。なので、組織としてどういう場所にどういう形態のものをつくるのかということはいろいろ議論があるんだと思うんですけども、人文科学者、社会学者、自然科学者、それから、場合によっては軍事専門家ですとか国際政治の専門家だとか、いろんな方たちが入って、どこまでが必要でどこまでが許容されるのかということをきちんと第三者的に評価して、材料を提供するような組織をつくることは最低限必要ではないかと。 </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会</li> <li>・専門家</li> </ul>	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	26
198	① ⑥	1-2. 決議の扱い	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	<p>【軍事研究の拡大は学術にどのような影響を与えるか、アメリカの経験をどう見るか、戦前の日本の経験から何を酌み取るか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後に、それでは、軍事研究の拡大は学術にどのような影響を与えるかということが問題になると思います。これについては、少なくとも2つ素材があると思います。</li> <li>先ほども言いました、国防高等研究計画局の役割を含む、日本が参照しようとしているアメリカの経験をどう見るかということが1つです。</li> <li>もう一つは、戦前の日本の経験から何を酌み取るかということです。これは、先ほどの冒頭の1950年あるいは1967年の決議をどう今日受け止めるかという問題に循環してくるということかなというふうに思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事研究の拡大</li> <li>・学術への影響</li> <li>・アメリカの経験</li> <li>・戦前の日本の経験</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	20

199	① ⑥	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係 【防衛にも応用可能な民生技術の積極的な活用】 ・平成25年12月閣議決定・国家安全保障会議が決定いたしました国家安全保障戦略の中にこういった文がございます。 「我が国の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が我が国に強く求める価値ある資源でもある。このため、デュアルユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力強化を図る必要がある。産学官の力を集結させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく。」 また、防衛計画の大綱。これは平成25年12月に閣議決定・国家安全保障会議が決定したものでございますが、この中にも、「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る」といった文がございます。 また、平成28年1月に閣議決定されました第5期科学技術基本計画でございますが、この中にも「我が国の安全保障を巡る環境が一層厳しさを増している中で、国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する」と、こういった文章がそれぞれのドキュメントに記載されているところでございます。	・技術力強化 ・デュアルユース技術の積極的な活用 ・関係府省・産学官連携	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	8
200	① ⑥	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織から	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係 【安全保障技術研究推進制度は、軍事技術の利用推進ということが基本目標】 ・そして、今説明のありました防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は、「将来の装備品につなげていくことを想定」した委託研究制度であるということ。これは基礎研究、基礎研究とおっしゃるけれども、その目標は軍事技術の利用推進ということが基本目標であると明言されているわけです。そして、先ほどの工程表を見ても、順々に成熟度が上がっていくことは無難考えられないのは当たり前ですが、大目標としてそれがあるということは明確であると思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・将来の装備品 ・軍事技術の利用推進	池内先生	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	29
201	① ⑥	3-2. 学問の自由	3-3. 公表の自由 【科学に携わる者の倫理規範:身を戒め続けると同時に、研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、これに抵抗・拒否すべき】 ・それから、科学に携わる者の倫理規範として、今言った学術研究の原点ということ考えた場合に、自分がやった研究や開発した技術が社会の平和や人間を破壊する方向に用いられないか。これは常に問いかけて、身を戒め続ける必要がある。同時に、研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、これに抵抗する、あるいは拒否するという、この点は科学研究に携わる者としての最低の倫理規範であると私は考えております。	・科学に携わる者の倫理規範 ・研究活動への干渉 ・成果の発表・公開についての阻害 ・抵抗・拒否	池内先生	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	29
202	②	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障	3-7. 安全保障貿易管理 【技術流出に対する規制の強化:安全保障輸出管理】 ・一方では、技術流出に対する規制の強化という問題です。もともとはCOCOMから出発していると思いますけれども、現在では、外為法に基づく「安全保障輸出管理」という制度がつけられていて、要するに、安全性を脅かす国家やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に技術が渡ることを防ぐための仕組みということで、貿易管理ということになります。	・安全保障輸出管理	小森田委員(論点整理)	2	1	各夏季部会での討議の報告	9

203	②	1-2. 決議の扱い	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	【第11回総会では、「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」との文言があるがゆえに、講和条約調印に際しての声明案が否決されている】 ・とりわけ1951年10月の第11回総会、すなわち1950年の声明が4月に 出たわけですがけれども、それから1年半後、1951年10月19日の決議で すけれども、第11回総会では、この「戦争を目的とする科学研究は絶対 に行わない」という、この文言をめぐって、この文言があるがゆえに、 講和条約調印に際しての声明案というのが否決されています。	・11回総会 ・講和条約 調印に際し ての声明 案 ・否決 ・	井野 瀬委員	2	1	本委員 会の位 置付け につい て	28
204	②	1-2. 決議の扱い	2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事利用)	【デュアルユースは二面性あり、また、各論の議論は軍事研究の容認 の議論となる】 ・軍事研究容認の前提についてを議論せずに、デュアルユースの各論 について話し合いを始めると容認を認めるための話し合いとなる。防衛省 の研究費で行う研究成果の平時への活用を意味するデュアルユース の考え方は、文部科学省などの他の研究費で行う研究の非常事態への 活用としてのデュアルユースとは異なる論旨展開があると思うので、 慎重な議論を望む。	・デュアル ユース ・軍事研究 ・容認 ・活用	大政 員提 出資 料委 員長 代読	4	1	第二部 の夏季 部会に おける 意見交 換状況 につい て	3
205	②	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究	5-4. 学会議声明等の学会議の役割	【防衛省側の研究サイド、研究者の活動についても一定の歯どめが要 るのでは】 ・こういうニュアンスの意見と捉えられる御意見もあると思うので、そこ についてどう考えるのかということがあると思います。その場合にも、 花木先生おっしゃいましたけれども、防衛省の研究所がどんな研究を してもいいということにはならないわけですね。日本の自衛という概念 の限界というのがあるわけですから、その範囲の中での研究なり装備 の開発というのを行うべきだということがあるので、仮に大学とは一線 を引くという場合にも、防衛省側の研究サイド、研究者の活動につい ても一定の歯どめが要るのだらうと。どういう歯どめのつけ方をするか ということ、また別な議論になると思いますけれども、そういう議論が 要ると。	・防衛省側 の研究サ イド、研 究者の 活動 ・一定の 歯どめ ・	大西 委員	3	1	第二部 の夏季 部会に おける 意見交 換状況 につい て	11
206	②	1-4. 学会議の代表性・対象とする科学者	3-7. 安全保障貿易管理	【外国人研究者や留学生の扱い、日本の研究者が海外に行った場合 の扱い】 ・実は先回の学会議でも少し申し上げたのですが、外国人の研究者 や外国人の留学生がこういう研究にどうかかわっていくのか。つまり彼 らは日本人ではないので、この日本学会議の、たとえ声明を出した としても、それはどういうふうな影響を及ぼすのか。あるいは日本の研 究者が海外に行った場合に、海外で研究する場合にこの声明がどう いう影響を及ぼすのかというようなあたりですね。そのあたりの議論と いうのは、やはり資料を持っていた方が。どういう資料が必要かとい うと、海外の研究者は例えばどういう共同研究の中でその倫理とか軍事 とか装備とかいうものを認識して分けているのか、分けていないのか というようなところですね。やはり今の国際情勢ですと、そのあたりが すぐに問題になってくるのではないかと思うのです。もしそろえられる ならば、そういう資料をそろえていただきたいと思うのですけれども。	・外国人 研究者 ・留学生 ・日本の 研究者 が海外 に行った 場合 ・	山極 委員	1	1	各夏季 部会 での 討議 の報 告	16

207	②	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割 【学術会議がどういう人を科学者だと思って、どういう人に対してメッセージを発するかを考えた方が良い】 ・科学者の定義ということに関しての質問に近いものですが、科学者の定義というのは、余り厳密にそもそもすることに意味があるかどうかということにちょっと疑問が私にはあります。 今回この小森田先生がまとめられた論点整理を見て私が強く感じたのは、「科学者の行動規範」という学術会議が発表したものが非常にできてきているというか、学術会議というのが非常に高い理念を持って科学者というのはどういうことをする人かということを書いていると思うのです。 そういう観点から言うと、我々が科学者のバウンダリをきちんと定義をするというよりは、むしろ、学術会議がどういう人を科学者だと思って、どういう人に対してメッセージを発するか。特に、日本の学術というのを支えているような研究グループとかそういうものの集まりとして学術会議とされているかと思っていますので、そういうそれぞれの個別の学術分野を支えている団体の、ある意味での集合総体としての学術会議というようなもの。それから、この科学者の行動規範に書かれているような理念を具体化するような日本の科学者というふうに大きく考えた方が私は分かりやすいのではないかなというふうに思いました。	・学術会議 ・科学者の定義 ・メッセージ	岡委員	2	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	30
208	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	2-3. 【利用することが問題なので、監視する機関、第三者委員会を日本国内に設置すべき】 ・そういう意味でいうと、これは研究すること自体が問題ではなくて、ユースの方が問題、利用することが問題なんだと思うんですね。例えば研究している人が知らず、知らずやっていたことが、文科省の研究費であれ、どこの研究費であれ、研究したことが利用されるときに、軍事なりそういう、軍事っていうとアタックという意味合いがちょっと強くなっちゃうんですが、インベーションとか、そういうふうに使われるということが問題なのであれば、この第一部から出ているような、一部の御意見の中に、暴走しないように監視する機関、こういった第三者委員会、例えば財源なんかでいえばオンブズマンみたいな、ああいう第三者委員会をきちんと日本国内の中につくって、こういったところが揺れることなく、使うということに関して、ユースに関して見ていくという監視委員会をつくっていくって、何か新たなスキームのところを学術会議が提案できないのかなというのを一つ考えています。	・利用 ・監視する機関、第三者委員会	向井委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	12
209	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	2-3. 【防衛にも応用可能な民生技術の積極的な活用】 ・平成25年12月閣議決定・国家安全保障会議が決定いたしました国家安全保障戦略の中にこういった文がございます。 「我が国の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が我が国に強く求める価値ある資源でもある。このため、デュアルユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力強化を図る必要がある。産学官の力を集結させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく。」 また、防衛計画の大綱。これは平成25年12月に閣議決定・国家安全保障会議が決定したものでございますが、この中にも、「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る」といった文がございます。 また、平成28年1月に閣議決定されました第5期科学技術基本計画でございますが、この中にも「我が国の安全保障を巡る環境が一層厳しさを増している中で、国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する」と、こういった文章がそれぞれのドキュメントに記載されているところでございます。	・技術力強化 ・デュアルユース技術の積極的な活用 ・関係府省・産学官連携	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	8

210	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 2-4. 二面性（軍事研究の成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用）	【デュアル・ユースという概念は民生か軍事かの区分を曖昧にするもの】 ・技術は自然によって規定される面と、社会によって規定される面があり、民生か軍事か等の区分も社会的に規定される。デュアル・ユースという概念はこの点を曖昧にするものである。 アメリカでデュアル・ユースという概念が出てきたのは、70年代に民生的な研究予算が増えた。それまで軍事予算が多かったけれども、軍事予算の相対的割合が低くなったので、民生的な基礎研究を軍事に転用しようとしたものである。日本はそれとは違う対応をしてきた。	・デュアル・ユース ・技術 ・自然によって規定される面 ・社会によって規定される面	杉田委員長（第一部夏季部会の報告）	3	1	各夏季部会の討議の報告	6
211	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【軍事的利用と民生的利用、デュアル・ユース問題】 ・それから、軍事的利用と民生的利用、あるいはデュアル・ユースという問題、これがもう一つの論点かと思えます。実はデュアル・ユースについては、学術会議の定義は簡単に言うと善用と悪用、科学技術の成果を正しく利用するのか、悪用するのかというふうな分け方になっておりまして、社会ではここに書いてある軍事的、民生的利用という分け方も結構行われているということですが、学術会議の分け方とは少し違う。さらに、国際的にはもっと多様なデュアル・ユースの、そのデュアルとは何かということをめぐる、ある種の定義づけが行われておりまして、デュアル・ユースについては何と何のデュアルなのかということをもめぐっても整理が必要だということを感じています。	・軍事的利用 ・民生的利用 ・デュアル・ユース問題	大西会長（委員会設置の趣旨説明）	1	1	本委員会の位置付けについて	3
212	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【心理学者、人文社会科学者の軍事協力という問題】 ・それから国際人権ということの関係で、心理学者、人文社会科学者の軍事協力という問題もあるということも出ております。	・心理学者 ・人文社会科学者 ・軍事協力	杉田委員長（第一部夏季部会の報告）	3	1	各夏季部会の討議の報告	6
213	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【軍事を対象とする社会科学は別ではないか】 ・それから科学者は軍事研究に原則として関与すべきではないが、ただ、軍事を対象とする社会科学、軍事の実態を調べるとか、そういうふうなことは別ではないか。	・軍事を対象とする社会科学	杉田委員長（第一部夏季部会の報告）	3	1	各夏季部会の討議の報告	6
214	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【軍事研究と産学共同との相違・産学共同では特許がとれれば基本的にオープン】 ・これに関して、ひょっとして後の質問で産学共同はどうかということとは多分出てくると思っています。産学共同の場合には、僕は、だから、今の状態がいいとはとても思っておりません。もう今は各大学が基本線、あるいは基本条件なんか何にもほとんど統一的な考え方を示さずに五月雨的にやっている状況なわけです。それはいいとは思いません。しかしながら、産学共同の唯一の公開の自由に関して言いますと、産学共同は基本的には特許を取っちゃえばオープンになるわけです。産学共同においては、オープンにしなければ、それは意味がないわけです。 ・ということは、ある期限付、明確な期限付の公開の不自由ということはあるというふうに思っております。	・デュアルユース ・スピンオン ・民から軍への転換	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	32



215	②	2-2. 両用技術と汎用技術	1-1. 【サイバーテロとバイオテロへの対応】 ・我々にとって本当に怖いのは国という概念を持たないで起こってくるいわゆる今のISみたいなテロの組織だと思うんですね。そういうテロに関して、そういったものをどういふふうになショナルセキュリティで防護していくのかというのは非常に大きな私たちにとって問題なのじゃないかと思ひます。 このときにやっぱり一番テロは、本当にやろうとしているのはサイバーセキュリティというのが本当に大きな問題。それともう一つ、これ二部からの報告が出ていないのですが、結局、人の生命とか、生物の命とか、バイオハザードとか、そういうものを変えられてしまうようなテロであった場合には非常に大きいわけで、バイオテロの分野、これラディエーションもそうですし、バイオハザード、これジェネティックなことを含めて、こういったことに関して、私は現在こういうような状況が本当にテロ組織なんかが入ることができてしまつて、そういうことで国という枠を超えてもアタックができてしまうような現状なのかどうなのか。そういうことに関して我々は国際組織の一員として、どういふふうに守っていくかということに関してもしっかり議論をしないと、これまでの1番目の問題に行くんですけど、これまでのスキームの中だけでやるべきか、やるべきじゃないかという議論にとどまるべきではないというふうに入っています。	・サイバーセキュリティ ・サイバーテロ ・バイオテロ	向井委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	13
216	②	2-2. 両用技術と汎用技術	【利用目的が民事か軍事かの線引きは難し】 ・具体的には、例えば利用目的が民事か軍事かの線引きは難しいということで、地形図、GPS、気象学の話、また通信の話、計算機の話、軍事関係に成果が利用される可能性もあるということで、橋の話。	・利用目的 ・軍事と民事 ・線引き	土井委員(第三部夏季部会の報)	3	1	各夏季部会での討議の報告	4
217	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	4-1. 【政府の他の研究制度の成果の活用】 ・政府の他の研究制度の成果につきましては、防衛装備庁としても府省内協力で安全保障分野として活用可能なものは活用していきたいというふうに入っています。 他方、各府省が現時点で運用しております研究資金制度、競争的資金制度を中心としますが、それぞれの府省が所掌する行政目的のために設けられているものと存じ上げております。 したがって、防衛装備庁が期待する目的のために、他府省がその制度をその目的のために運用するということはないと思ひております。 よつて、防衛装備庁といたしましては、装備品の研究開発の効果的・効率的な実施を図るという自らの行政目的の達成のために本制度を開始し、運用しているところでござひます。	・政府の他の研究制度の成果 ・防衛装備庁が期待する目的 ・装備品の研究開発	外園防衛技監	6	1	各夏季部会での討議の報告	13
218	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	4-3. 【我が国の技術力の強さを我々の行政目的に使わせていただいた】 ・それで、そういう基礎であれば、文科省さんの科研費を中心とした分野で、それがかなりの分野網羅されているのではないかと入っています。今までも我々はそういうところを活用させていただきながら、我が国の技術力の強さを我々の行政目的に使わせていただいたというふうに入っています。	・我が国の技術力の強さ ・活用	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	17
219	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	5-4. 【2つの総会声明では、科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しないという立場は退けてきた】 ・日本学術会議のこれまでの立場は、2つの総会声明で見る限り、少なくとも①(科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しない、という立場)は退けてきたように思ひます。	・総会声明 ・科学 ・成果の利用 ・科学者の責任の範囲	小森田委員(論点整理)	2	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	15

220	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【軍事と学術は密接に関わる】 ・軍事と学術は密接に関わる。基礎研究が直ちに応用研究に転化されることもある。	・軍事と学術 ・ ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の報告	6
221	②	2-4. 二面性(軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	・軍事利用が目的のスピノフとしての民生利用の研究を区別しないで取り組むメンタリティを科学者は持つべきではない。	・スピノフ ・ ・	大政委員 提出資料を委員長代読	4	1	第二部夏季部会における意見交換状況について	3
222	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)	3-3. 公表の自由 【民生技術と軍事技術の区分けは3点のメルクマール: 資金源、資金提供の目的、公開が完全に自由か】 ・私自身は、民生技術と軍事技術の区分けは、できないとよく言われるんですが、3点、つまり資金源はどこであるか、その資金を提供する目的は何であるか、そして公開が完全に自由か条件付か制限があるか、その3点がメルクマールになると僕は思っております。 その3点に関する議論抜きで、公開は原則自由ですと言って、それはそのまま受け取れますかということなんです。	・民生技術と軍事技術の区分け ・資金源 ・資金提供の目的 ・公開	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	32
223	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)	4-1. 【研究助成の財源で線引きを】 ・デュアルユースは、民生か軍事研究かの線引きが困難なので、研究助成を行う財源が、民生に関わる官庁なのか、防衛省なのか、で線引きをしたほうがいいのではないかと。	・デュアルユース ・研究助成 ・財源 ・防衛省	大政委員 提出資料を委員長代読	4	1	第二部夏季部会における意見交換状況について	4
224	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織から	2-1. 【研究目的と資金については分けて考えるべき】 ・意見取りまとめといたしまして幾つかありますが、まず研究目的と資金については分けて考えるべきであると。	・研究目的 ・研究資金 ・ ・	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の報告	4

225	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織から	2-3. 研究成果の利用 / 基礎研究との関係	【安全保障技術研究推進制度は、軍事技術の利用推進ということが基本目標】 ・そして、今説明のありました防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は、「将来の装備品につなげていくことを想定」した委託研究制度であるということ。これは基礎研究、基礎研究とおっしゃるけれども、その目標は軍事技術の利用推進ということが基本目標であると明言されているわけです。そして、先ほどの工程表を見ても、順々に成熟度が上がるに従って具体的な装備化につながる。だから、すぐに装備化なんていうことは無論考えられないのは当たり前ですが、大目標としてそれがあるということは明確であると思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・将来の装備品 ・軍事技術の利用推進 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	29
226	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織から		【資金の流れで判断する】 ・資金の流れで判断することは可能というのが2ページから3ページにかけてあります。	・資金の流れ ・ ・	土井委員(第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の報告	4
227	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織から		【資金源によって軍事目的かどうかは判断できる】 ・研究資金については、その出所、資金源によって軍事目的かどうかは判断できる。文部科学省の資金等に一括化すべきである。	・資金源 ・軍事目的 ・判断 ・	杉田委員長(第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の報告	6
228	②	3-1. 基礎研究	4-1. 安全保障技術研究推進制度 / 米軍の資金 / その他	【安全保障技術研究推進制度における基礎研究の定義】 ・まず基礎研究の定義でございますが、これはいろいろ各種定義がございますが、我々といましては、将来の応用における重要課題を構想し、その解決のために原理や現象の解明に立ち返って何か新たな方法を探索、模索するといったような革新的な研究を基礎研究であろうというように理解しております。 もちろん、こういった基礎研究におきましては、新たな知識が得られれば、当然様々な防衛先が考えられるわけでございまして、そういった意味でも先ほど外園が申し上げましたとおり、我々の目的以外にも民間でも広く使っていただきたいというのは、そこでございます。	・ ・ ・	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会の報告	18

229	②	3-3. 公表の自由	3-7. 安全保障貿易管理	【日本の大学や研究機関で活動する外国の研究者や留学生の研究活動が制約されないように】 ・先ほどの花木先生の御意見、大変重要だと思いました。学術会議の議論は多様な科学者を対象にすることで、お触れにならなかった重要な点としては、日本の大学や研究機関で活動する外国の研究者や留学生、そういった方の研究活動が制約されないように配慮していくのもこの委員会の重要な議論ではないかということ、花木先生のお話を伺って改めて感じた次第です。	・外国人研究者 ・留学生 ・	佐藤委員	3	1	各夏季部会での報告	13
230	②	3-3. 公表の自由	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【全てオープンでは防衛に役に立たない】 ・国の研究助成は国に貢献することを目指していると。防衛と関連の全てオープンでは防衛に役に立たないということで、例えばミサイルコントロールに使われている材料の話があります。また、カナダの原発に関しましても、研究は非公開になっていると。アメリカ、フランスも同様で、公開透明性を全てに求めるというには無理があるのではないかと御意見もあります。	・国の研究助成 ・防衛 ・オープン ・	土井委員(第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での報告	5
231	②	3-5. 知的財産関係	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度における知的財産の扱い：日本版バイドール条項の適用】 ・また、知的財産権につきましては、これは他省庁と同じでございますが、一定の条件のもとに、委託相手方、これは受託者でございますが、に帰属させることができます。これは産業技術力強化法第19条、いわゆる日本版のバイドール条項と言われておりますが、この条項の適用をこの制度がしております。	・知的財産 ・日本版バイドール ・	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会での報告	11
232	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の研究実施において、先生方の自由な発想、自由な計画を我々の意思で曲げるつもりはない】 ・繰り返しでございますが、そういう意図(引用者注：POの役割としては防衛用途への応用という方向に向けていくとの趣旨)があるかという御質問には、ありません。そういった意図は一切ございません。文章ですので、行政目的ですので、潜在的な応用というのは我々念頭に置いていますけれども、この研究実施において先生方の自由な発想、自由な計画を我々の意思で曲げると、こうやってください、ここまでやってくださいということは一切お願いするつもりはございませんし、その辺については説明が不足でございましたら、今後とも説明を尽くしていきたいと、御理解を賜りたいというふうに思っております。	・安全保障技術研究推進制度 ・自由な発想 ・	外園防衛技監	6	1	各夏季部会での報告	21
233	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度は、大学や研究機関の人間を防衛省の都合のよいパートナーに仕立て上げる】 ・それから、防衛省資金という意味を考えてみますと、この資金提供によって、基盤技術の開発、防衛装備品開発のための提案だけじゃなしに、軍事技術開発のための人脈づくりとか継続的な協力関係とか、技術収集とか情報提供者としての役割等、大学や研究機関の人間を防衛省の都合のよいパートナーに仕立て上げるということ、これも1つの重要な目的であると私たちは踏んでおります。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学や研究機関の人間 ・防衛省の都合のよいパートナー ・	池内先生	6	1	各夏季部会での報告	30

234	②	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 【安全保障技術研究推進制度の創設に関し、防衛、安全保障に詳しい政治家の話を聞く必要はないか】 ・安全保障に関わるということは、もろに政治が関わっているわけですね。この研究助成も以前はなかったのが新しくこういう推進制度が出てきたということですから、防衛省の方の話は幹事会の方で聞かれたということですが、政治の分野の話は聞く必要はないでしょうか。何かそれも必要のような気がするのですが。(中略) いわゆるお役人ではなくて、防衛、安全保障に詳しい政治家です。	・防衛、安全保障に詳しい政治家の話 ・ ・	小松委員	1	1	各夏季部会での討議の報告	
235	②	1-1. 環境変化	6-2. 専門家の役割 【狭義の軍事技術のみを安全保障技術と考えるのは、現実離れ】 ・Food SecurityやCyber Securityなど、Security(安全保障)の学術分野は急速に広がっており、狭義の軍事技術のみを安全保障技術と考えるのは、現実離れしている。このため、「安全保障と学術」に関する包括的な調査・議論と提案を行う専門委員会の設置を提案する。	・安全保障 ・包括的な調査・議論 ・	大政委員 提出資料を委員長代読	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	5
236	②	1-1. 環境変化 / 自衛隊 / 憲法 / 安全保障環境等	5-4. 学術会議 【学術会議は六十数年間、余り軍事研究の問題に触れてこず、科学者の行動規範にも直接関連する記述がない】 ・その意味では、50年のときにはまだ存在しなかった事実が、やはり数十年の間にいろいろな格好で蓄積されてきて、そうしたことを踏まえてどう考えるのかと。本来は、こうした重要な問題については、学術会議は節目節目で議論する必要があったのだろうというふうに思うのですが、残念ながら公式な声明というような意味では、少なくとも67年からずっとないわけですね、直接触れているのが。50年と67年がイコールだとすると、六十数年間、余りこの問題に触れてこなかったということなので、その結果どう問題があるかということ、例えば昨今の、先ほどから出ている防衛装備庁の研究資金が提示されたときに、各大学として行動規範にどう書いてあるのかということを考えても、書いてないと。では、学術会議の行動規範には何か参考になることが書いてあるかということ、デュアル・ユースについてはあるのですけれども、直接その問題に関連するような記述はないわけですね。ですから学術会議としても、もし必要ならば、この委員会の議論が契機となって、行動規範についても加えていくというようなことも必要になるのではないかというふうに考えたわけです。	・学術会議 ・この問題に触れてこなかった ・行動規範 ・	大西委員	1	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	21
237	②	1-1. 環境変化 / 自衛隊 / 憲法 / 安全保障環境	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【「防衛」と呼ばれる〈軍事〉が存在し、実質的な〈軍事組織〉が存在するということを前提として議論するほかはない】 ・そうすると、実質的に考えざるを得ないということになりまして、公式の文書では「防衛」という表現が使われておりますけれども、「防衛」と呼ばれる〈軍事〉が存在し、実質的な〈軍事組織〉が存在するということを前提として議論するほかはないという点が1点目です。	・「防衛」と呼ばれる〈軍事〉 ・実質的な〈軍事組織〉 ・議論 ・前提	小森委員 (論点整理)	2	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	11
238	②	1-1. 環境変化 / 自衛隊 / 憲法 / 安全保障環境	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【自衛力を認めるのか、認めないのか、認めるとしたらどこまで認めるのかをまず議論すべき】 ・今後の検討課題としていろんな問題があるのですが、いわゆる専守防衛、個別的自衛、この自衛力を我々は認めるのか、認めないのか。認めるとしたらどこまで認めるのか、それをまず議論すべきじゃないかなという気がするんですね。	・自衛力 ・認める ・認めない ・どこまで	小松幹事	3	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	8

239	②	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【デュアル・ユースは政策的概念として捉えることも必要】 ・1つはデュアル・ユース、あるいはデュアル・ユース技術ということの意味ですけれども、第1番目の問題です。これについては一つ、どう定義するかということもあと思いますが、同時にこれは一部の議論の中で出てきて、私も教えられたことですが、この言葉自体は軍事研究、あるいは軍需生産をめぐる予算のあり方の一定の歴史的流れの中で形成されてきた、いわば政策的概念として捉えることも必要、つまり歴史的に生まれてきたものというふうに捉えることが必要だということが、特にアメリカについての研究がたくさんあるようです。それから日本についても、前回私もちょっと申しましたが、一定の時点でこの問題が出てきているということなので、いわば具体的状況の中でこの概念が出てきているということの意味を捉える必要があるんじゃないかということが第1点です。	・デュアル・ユース ・政策的概念 ・アメリカ ・日本	小森委員	3	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	16
240	②	1-2. 決議の扱い	2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事利用)	【学術会議の当初から、軍事研究あるいは非軍事研究、軍事と非軍事、そのボーダーは一体どこにあるのかの議論がある】 ・それからもつとえば、先ほどから議論されている、例えばデュアル・ユースにしても、「デュアル・ユース」という言葉は使わなくても、軍事研究あるいは非軍事研究、軍事と非軍事、そのボーダーは一体どこにあるのか、そんなもの明確ではないだろうということは最初から出ています。	・軍事研究 あるいは 非軍事研究、 ・軍事と非軍事 ・ボーダー	井野委員	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	29
241	②	1-2. 決議の扱い	5-4. 学術会議の役割	【日本学術会議が打ち出すべき声明(軍事関連研究関係)】 ・最後に、日本学術会議に打ち出していきたいと声明というのは、これは資料3-2の最後のところにちょっとだけ大きい字で、ちょっとだけわかるように書いたわけですが、やはり学術研究の原点を矜持、誇りと節操をもって遵守することを誓い、軍事開発と関連する機関からの献金は一切受け取らないという明言にする。それから、武器輸出にかかわる研究には携わらない、民生のための研究のみに従うとの決意を表明する。それは、戦争のない平和を創造するための先頭に立つ日本学術会議として守るべき責務であり、積極的にこの責務を全うすることは科学者としての義務であるということをきちんと述べていただきたい。これは希望であります。	・日本学術会議 ・学術研究の原点 ・声明	池内先生	6	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	35
242	②	1-2. 決議の扱い	6-2. 専門家の役割	【国会で日本の安全保障政策、必要な軍事力、許容される兵器に関する真摯な議論が必要で、必要な情報提供には専門家が大きな役割を果たすべき】 ・ポイントはやっぱり国会で日本の安全保障政策はどうあるべきで、どこまでの軍事力が必要で、そのためにはどういう兵器が許容範囲なのかということに関する真摯な議論が必要であろうと。その議論をするために必要な情報を提供するの、これはやっぱり専門家が非常に大きな役割を果たすと。それが社会に広く提供されることによって、国民も議論する材料が出てくるし、選挙のときの投票行動の判断材料にもなる。なので、組織としてどういう場所にどういう形態のものをつくるのかということはいろいろ議論があるんだと思うんですけども、人文科学者、社会科学者、自然科学者、それから、場合によっては軍事専門家ですとか国際政治の専門家だとか、いろんな方たちが入って、どこまでが必要でどこまでが許容されるのかということもきちんと第三者的に評価して、材料を提供するような組織をつくることは最低限必要ではないかと。	・国会 ・専門家	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	26

243	②	1-2. 決議の扱い	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【見直しの要否、あるいは見直しの是非そのものを議論することから、この委員会のミッションがある】 ・この委員会の設置が決まった直後に、軍事研究はしないという学術会議の原則の見直しに向けての検討が始まったという、こういう報道をしたメディアがありました。最初から見直しに向けて検討を始めたということでは決してなくて、見直しの要否、あるいは見直しの是非そのものを議論することから、この委員会のミッションがあるのだということをも改めて確認をさせていただきたいと思います。 冒頭の大西会長の御説明というのは、正に白紙で、一定の方向性があるわけではなくて、学術会議がこれまで行ってきた声明の歴史を踏まえた上で議論するということだったと思います。その点について改めてもう一度確認をさせていただきたいと思います。	・見直しの要否 ・見直しの是非 ・委員会のミッション	佐藤委員	1	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	20
244	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・	2-2. 両用技術と汎用技術	【それ自体としては殺傷を目的としていないけれども、武力行使のシステムの一部を構成しているものをどのように考えたら良いか】 ・もう一つ、武器との関係で問題になるのは6ページ目ですけれども、それ自体としては殺傷を目的としていないけれども、武力行使のシステムの一部を構成している、例えば、通信関係のもの、こういったものをどのように考えたら良いかということが、「防衛装備」あるいは「防衛装備品」とは何かということと関連して問題になり得るだろうと思います。	・武力行使 ・システム ・一部分 ・通信関係	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	13
245	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	2-2. 両用技術と汎用技術	【サイバー犯罪とサイバー攻撃とサイバー戦争がなかなか線引きできない】 ・もう少し社会的な事象として御説明し直しますと、サイバー犯罪とサイバー攻撃とサイバー戦争というようなことがなかなか線引きできないようになってきているわけでありまして。決して望ましいことではないわけですが、現にそうなっていると思わざるを得ないわけです。サイバー犯罪が大規模化して攻撃に至れば、武力の行使という国際法上の概念に当たるかどうかは別にして、それと同じような効果を生ずるものにはなり得るといって時代になってしまいました。先ほどのStaxnetはまさにイランの核兵器の開発のところに忍び込ませて、その機能を麻痺させるということを開発をある程度おくらせたと言われております。	・サイバー犯罪 ・サイバー攻撃 ・サイバー戦争 ・線引き	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	8
246	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・	2-2. 両用技術と汎用技術	【情報セキュリティ技術は、善用、悪用という意味では、その両用の代表例】 ・善用、悪用という意味では、その両用の代表例とも言えるんですけども、両者を事前に区別することはなかなか難しいと思います。	・善用 ・悪用 ・両用	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	10
247	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究資金	【アメリカの大学と国防総省との協力】 ・そういった状況の中で、アメリカの大学は今どうしているかという、いろいろなかたちで国防総省との研究協力を進めている。いろんなシステムがあるんですが、それだけでなく、例えば、極端な例といえば極端な例ですけども、MITのように、国防総省の予算に18%ぐらいを頼るといような大学では、MIT自身がリンカーンラボラトリーという、リンカーンラボ、非常に有名なところですけども、そういった連邦予算、国防総省との予算で建てた研究所をつくり、そして、そこを受皿として国防総省の予算を引っ張ってくるということをやっているわけです。	・アメリカの大学と国防総省 ・受け皿	西崎委員	5	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	10

248	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【】 ・先ほど言ったことの繰り返しですけど、科学者の行動規範は、「科学者の意図に反して」という言葉が入っているわけですね。つまり自分たちの研究がどういうものに使われるか分からないということについて自覚をする必要があるということに重要なポイントがあって、これはどんな問題についても妥当するものだと思います。 しかし同時に、今、問題になっている防衛装備庁の制度についていうと、これは防衛装備庁の制度目的そのものが防衛装備の改善につなげていくという目的が明示されているわけですね。それに応募する、あるいは大学が承認するということの是非ということが問題になっているわけなので、そうすると「意図に反して」ということではなくて、正にそういうものであるということ在意図して受け入れるかどうか。意図する場合にも積極的に意図するという場合もあるし、消極的にということもあると思いますけれども、そのところがありますので、科学者の行動規範で言っていることの意味では延長線上なんだけれども、それとは違った要素が含まれている。(中略)その意味でも、行動規範と全く無関係ではないけれども、違った次元の問題が提起されているというふうに理解すべきじゃないかというふうに思います。	・ ・ ・	小森委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	34
249	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【研究者の倫理－個人と共同体】 ・それから、歯止めがないということですが、これは非常に難しい問題ですけれども、学問はデュアルユースというのは、これはやっぱりそうだと思うんです。 それは地域研究、また地域研究の話で恐縮なんですけれども、私たちが地域のエキスパートがいて、その人たちがその情報を提供したときに、それがどう使われるかというのはコントロールできないわけですよ。やはり、その軍事政策とか、そういったものに使われることもあり得るわけで、ですから、そこはいつも悩みは存在すると思うんですけれども、それでもやはり研究者の倫理というのは、これはあるものだと思います。それは個々のものかもしれないですけども、共同体としてもあるものだと思います。そこのぶつかり合いといいますか、倫理をめぐる衝突というのは、原爆開発、投下、そしてその後の軍拡競争の中で、アメリカの中ではずっと戦われてきたところですね。	・学問のデュアルユース性 ・研究者の倫理 ・共同体としての倫理	西崎委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	19
250	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【出口に何らかの倫理規定なり行動規範なり、あるいはチェックを設けるという形が構造的には良い】 ・佐藤先生の出口の問題、善用と悪用の話も同じですけども、そこに何らかの倫理規定なり行動規範なりを設ける、あるいはチェックを設けるという形の方が構造的にはいいんじゃないかという感じがしました。	・ ・ ・	大政委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	31
251	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【デュアル・ユース問題は、軍事研究は許されるのかどうかという文脈に則して考えていくべき】 ・さて、本題のこの委員会が検討すべき課題とデュアル・ユース問題ですが、結論から申し上げますと、デュアル・ユース問題はこの委員会が検討すべき重要な課題ではありますけれども、このデュアル・ユース問題は、飽くまでも本委員会の中心課題である、軍事研究は許されるのかどうかというこの文脈に則して考えていくべきではないかと考えております。	・デュアル・ユース問題 ・検討課題 ・軍事研究は許されるのか ・	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	24



252	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【武器そのものに、攻撃用と防御用との区別をつけることができるか】 ・そうしますと、問題は、武器をどう考えるかですけれども、武器とその使用目的についてどう考えるかという問題が出てきます。武器そのものに、攻撃用と防御用との区別をつけることができるかということで、これはいろいろな文書などありますが、とりあえず先ほども出しました資料⑧ですけれども、防衛省技術研究本部の概算要求の概要という文書の中で示されている一例ですね。これは、今度の研究推進制度の対象というわけではありませんで、既に技術を具体化するために概算要求しているものですが、パワードスーツというものが挙がっております。これは、介護の現場なども使えそうな、文字どおりデュアル・ユースを想起させるようなものですが、こういうものの研究を行うということが概算要求されているのですけれども、この真ん中辺の説明の中に、本研究により隊員の防御力、攻撃力、機動力を大幅に向上させることが可能となるということになっていて、これ自体は防御の力にも攻撃の力にもなるという説明が付けられています。	・武器 ・攻撃用 ・防御用 ・区別	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	12
253	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【デュアル・ユース、用途の両義性、民生と軍事】 ・下のページで4ページから、「科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告」というのがありまして、これが、この報告を受けて科学者の行動規範の改訂の当該部分、さっきの第6というところの付加が行われたということになるのですけれども、その中では、デュアル・ユースが必ずしも民生と軍事というふうに分けていなくて、「用途の両義性」という言葉で日本語が与えられていて、簡単に言えば、善用と悪用がある。本来の意図で科学技術が開発されないで悪用されるケースがあるので、それについての科学者の責任ということが問われているのです。だから、そうすると、民生か軍事かということではなくて、民生の中にも、使い方によってはそれが大量破壊とかに使われる可能性のある技術というのがある。そういうことについてデュアル・ユースは問題にしているということなので、それ以外のデュアル・ユースの定義も国際的にはあるようではありますが、学術会議は民生、軍事とは違う定義をしているということで、社会一般では民生、軍事というのがむしろ多い、流布しているというふうに思うのですが、最後にまとめをいくときに、少しそこは、これまでの学術会議の考え方をどういうふうにするのかということで注意が要るかなというふうに思いました。	・デュアル・ユース ・用途の両義性 ・民生と軍事 ・科学者の行動規範	大西委員	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	21
254	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【ドイツ学術界のデュアル・ユース対応】 ・デュアル・ユース問題については、ドイツではドイツ研究振興協会、いわゆるDFG、ドイツの学術コミュニティの代表組織と言っていますが、ドイツ研究振興協会が2014年に提言をまとめております。そこでのデュアル・ユースの定義ですが、「有用な研究成果の誤用」と書かれております。もう少し正確に言いますと、「それ自体は中立的な有用な研究成果が、他者によって有害な目的のために誤って利用される危険」というような形でまとめられています。そのような状況のもとで研究者はどのような責任を負うのかが論じられております。詳細は省略いたしますけれども、研究者は自分の研究がもたらすチャンスと、自分の研究が及ぼすかもしれないリスク、例えば人間の尊厳であるとか生命や自由、そのような重要な価値に及ぼし得るリスクを慎重に比較衡量しなければならぬとした上で、具体的にはリスクをどう分析するのか、あるいはリスク低減、低く減じるということです、研究成果の公表の在り方、あるいは最終的には研究そのものの放棄の可能性に至るまで具体的に丁寧に論じられています。	・	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	23
255	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【研究の目的や発端が民生研究であるのか軍事研究であるのかということが重要な違いをもたらす】 ・まず第1に、この両義性ということ、デュアル・ユースということにつきましては、「民生から軍事」、つまり民生研究の成果が軍事用途に利用される場合と、それから「軍事から民生へ」、軍事研究が民生用途に利用される場合の二つがあるわけですが、この二つを同列に論じて良いのかという点であります。研究の両義性ということであれば、双方向に同じになるという理解もあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、両義性の問題を研究の発端や目的、つまり入り口の部分から考える場合には、やはりその入り口、研究の目的や発端が民生研究であるのか軍事研究であるのかということが重要な違いをもたらすように思います。	・		3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	25

256	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【軍事か民生かというときも、入り口のところが非常に重要だということは、物理学者として非常に強く感じている】</p> <p>・その点でさっき佐藤委員からお話があったように、民生から始まったのか軍事から始まったのかというのはやっぱり非常に重要なポイントで、我々はともかく軍事を目的として始めることだけはやめたいという強い意識を持っているというふうに思うんですね。</p> <p>だから、やっぱり軍事か民生かというときも、入り口のところが非常に重要だということは、物理学者として非常に強く感じているということを申し上げたいと思います。</p>	・ ・ ・	岡委員	3	2	谷夏李部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	32
257	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【サイバー攻撃の行為者を特定できるかが課題】</p> <p>・サイバー攻撃が物理的な力を伴えば武力の行使になるという理解が一般的でありまして、そこは皆さんそう思っていて、そのときは国際法が適用になると思っっているんですが、重要インフラの機能停止が生じた段階で自衛権を行使できるかというのは不明確なままではないかと思っいます。明確・不明確の一番大きなところは、行為者を特定できなければ対策が講じられないので、行為者が特定できるかというアトリビューション問題と言われているものがありまして、これがなかなかわからないように攻めてくるということになっていまして、相当膨大なパワーがないと、行為者の特定には結びつかないということになります。</p>	・サイバー攻撃 ・行為者 ・特定	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	9
258	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【武力を用いない対抗措置は均衡性を維持した範囲内であり得る】</p> <p>・仮に武力を用いない対抗措置というのを考えるとすると、これは一般的な国際法上の均衡性を維持した範囲内での対抗措置はあり得るといふふうには思われますが、どこまでがいいのかという線引きもこれまで難しいわけでありまして、西側の諸国はタリンで組織的な検討しまして、タリンマニュアルというのを出しているわけですが、いろんな原則を並べて整理しているんですが、その原則が100もありまして、このケースはこれだといふふうにぴったりと合うということにはなっていないということになります。</p>	・対抗措置 ・均衡性 ・	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	9
259	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【力のあるアメリカはアトリビューションを明確とし、対抗措置をとり得る】</p> <p>・ただし、そのような中で力があるアメリカは、アトリビューションがまず問題だと。アトリビューションさえ明確になれば、対抗措置をとり得るといふ形でいろいろな行動を起こしております。(中略)しかし、これはアメリカの権威とパワーでもってやっているということだと思っいます。</p>	・アメリカ ・アトリビューション ・対抗措置 ・	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	9
260	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【米国では平和利用と軍事利用という区別でのデュアルユースは意識されない】</p> <p>・(前略)すごく乱暴に言ってしまうと、まずデュアルユースという議論ですが、これは平和利用と軍事利用という区別でのデュアルユースというのは、余りもう意識されていない。ほかの意味でのデュアルユースというのはいろいろあると思うんですが、それは意識されていない。それから、攻撃的、防御的というの、これも区別は非常に曖昧である。アメリカの軍事戦略がもともとそうなっていますので、プリベンティブインターベンションとか、プリエンティブインターベンションと、先制攻撃を言い始めると、防御と攻撃というのはかなり曖昧になっている。</p>	・デュアルユース ・攻撃的、防御的 ・区別が曖昧	西崎委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	11

261	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善・悪用	【「科学者の行動規範」では軍事研究は主題化されていない】 ・「科学者の行動規範」の中で「6」というのがありまして、これが関連している項目かと思えます。ここでは、「研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」という言葉がありますので、③を考慮しているように読めなくもありません。ただ、この科学者の行動規範自身は、直接的には鳥インフルエンザ問題が契機になっておりますので、軍事研究は主題化されていないように思えます。「破壊的行為」とか「悪用」という言葉は、どうも国家の行為としての軍事というものを想定している文言のようには見えません。したがって、この「科学者の行動規範」6は、手がかりとしては意味があると思えますけれども、答えがここで与えられたというわけではないだろうと思えます。	・科学者の行動規範 ・軍事研究は主題化されていない ・	小森田委員 (論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	15
262	②	2-2. 両用技術と汎用技術	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係 【科学の成果の利用の両義性は、倫理的判断の問題を伴う】 ・というわけで、科学の成果の利用の両義性は、倫理的判断の問題を伴うということになります。	・科学 ・成果 ・利用の両義性 ・倫理的判断	小森田委員 (論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	15
263	②	2-2. 両用技術と汎用技術	【警察と軍の区別は大事だがサイバー事象への適用は難しい】 ・結局、法律の方に戻りますと、従来から警察と軍は区別することになっていまして、これを一緒にすると大変なことになりますので、この伝統的尺度というのは大事だと思いますが、サイバー事象にこれをそのまま適用するということはなかなか難しいというのが残念ながら現状であるということになると思えます。	・警察 ・軍 ・区別	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	10
264	②	2-2. 両用技術と汎用技術	【(情報)セキュリティ技術は、軍用か民生用かという意味では、両用というよりも汎用に近い】 ・セキュリティ技術は両用技術かというようなテーマでちょっとだけ考えてみました。 軍用か民生用かという意味では、両用というよりも汎用に近いんじゃないかというのが私の印象でございます。軍でなければつけれないとか、民生用にしか使えないといった区分はないだろうと思えます。TORという技術がありまして、暗号を使って発信者の発信元をわからなくする技術ですけれども、開発したのはアメリカ海軍でございます。今使っているのは、攻める側でございます。ということは、どちらも使えるということになると思えます。	・軍用 ・民生用 ・汎用 ・	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	10
265	②	2-2. 両用技術と汎用技術	【「デュアル・ユース技術」という言葉が使われるときには、既に「軍事技術」と「民生技術」との両用性あるいは両義性が前提となっている】 ・そして、「デュアル・ユース技術」という言葉が使われるときには、既に「軍事技術」と「民生技術」との両用性あるいは両義性がデュアル・ユースという問題設定の前提となっているというふうに考えることができます。	・デュアル・ユース技術 ・軍事技術と民生技術 ・両用性	小森田委員 (論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	14
266	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	4-3. 研究成果の利用 【我が国の技術力の強さを我々の行政目的に使わせていただいた】 ・それで、そういった基礎であれば、文科省さんの科研費を中心とした分野で、それがかなりの分野網羅されているのではないかと思います。今までも我々はそういったところを活用させていただきながら、我が国の技術力の強さを我々の行政目的に使わせていただいたというふう認識しております。	・我が国の技術力の強さ ・活用 ・	外園防衛技監	6	2	谷夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	17

267	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【科学技術の成果の軍事的な利用については、憲法や国際条約の考え方を踏まえてとるべき科学者の対応を行動規範に定めるべき】 ・これらを踏まえてですが、特に今回の議論をしていくに当たって、デュアル・ユースを科学技術の成果の利用において、民生的な利用と軍事的な利用の両義性を持つことがあり得ることというのをベースの用法として、軍事的な利用については、これは私見が入りますけど、憲法や国際条約の考え方を踏まえて、とるべき科学者の対応を行動規範に定めるべきではないかというふうに考えるわけです。	・デュアル・ユース ・科学技術の成果の利用 ・軍事的な利用 ・憲法や国際条約の考え方	大西委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	20
268	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係		【「基礎研究だから用途と無縁」とは限らない】 ・役に立つかどうかとは無関係にひたすら自然の秘密を解き明かすと、こういうタイプの基礎研究、もう一つは、あることのために現象面だけ捉えていては解決が見つからないので、なぜそういうことが起きるのかということをも根本から理解して、それで対策を考えた方が結果的に急がば回れで早く対策が打てる、そういうタイプの基礎研究ですね。この2つ目のものは、基礎研究ではあるけれども、あることのためにということが出発点になっているわけですから、ある海外の研究者の言葉を使えば、use-inspiredなベーシック研究であると。したがって、基礎研究といった場合も特にこの2の場合であれば、「基礎研究だから用途と無縁」とは限らないというふうに思います。	・基礎研究 ・用途 ・無縁	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	21
269	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係		【基礎研究だったとしても、軍事利用と無関係とは言えない】 ・一方、安全保障技術研究推進制度は基礎研究だということが強調されますけれども、今言った今日的な意味でのデュアルユースという言葉がどういふ文脈で出てきたかということを考えれば、仮に基礎研究だったとしても、軍事利用と無関係とは言えないだろうと。	・基礎研究 ・デュアルユース ・軍事利用	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	22
270	②	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係		【技術の利用段階での歯止め】 ・基礎科学と軍事の線引きは難しい。軍事と民事とのボーダーはできない。最後にあるところが非常に大きいと思うんですが、この歯止めがないということを理解して一歯止めがないというのは、研究をする側(がわ)からしてみると、その資金がどこから出ようと、研究の面白さとか、追求するという科学者のそういったスピリッツみたいなところからしたら、歯止めがないというのは、よく私も理解できるので、そうなる、やっぱり利用のところ歯止めをかけるべきだと思うんです。	・技術の両義性 ・利用段階での歯止め	向井委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	18
271	②	2-4. 二面性(軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	2-5. 財源による線引き(研究資金の出身)／ミッションを持つ組織からの研究資金	【将来、民生にも役立つかもしれないということが、どれだけ軍事研究の軍事性を緩和するのか】 ・そのように分けて考えた場合に、まず「軍事から民生へ」というのをどう考えるかですけれども、この場合は研究の発端や目的が軍事研究ということになりますので、そもそもそのような研究が許されるのかどうか。デュアル・ユースとの関係では、軍事研究ではあるけれども、将来、民生にも役立つかもしれないということが、どれだけこの軍事性というものを緩和するのか、中和するのかということも含めて判断をしていく必要があるように思います。	・		3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	25

272	②	2-4. 二面性 (軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	2-5. 財源による線引き (研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究資金	【将来、民生にも役立つかもしれないということが、どれだけ軍事研究の軍事性を緩和するのか】 ・そのように分けて考えた場合に、まず「軍事から民生へ」というのをどう考えるかですけれども、この場合は研究の発端や目的が軍事研究ということになりますので、そもそもそのような研究が許されるのかどうか。デュアル・ユースとの関係では、軍事研究ではあるけれども、将来、民生にも役立つかもしれないということが、どれだけこの軍事性というものを緩和するのか、中和するのかということも含めて判断をしていく必要があるように思います。				3	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	25
273	②	2-4. 二面性 (軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)		【スピンオン(民生から軍事部門への転用)については慎重にあるべき】 ・ここでは、読んでいただくのがいいのですけれども、いわゆるスピンオン、つまり民生から軍事部門への転用、それからスピノフ、いわゆる軍事部門から民生部門への転用という二つのことが焦点なのだとすることで、そのうち、いわゆるスピノフ、つまり軍事目的で開発された技術を民生が応用することは一般的に合意が得られるでしょうが、スピンオンについては慎重にあるべきだと。	・スピンオン ・慎重	杉田委員長 (山極委員の資料5の説明)		3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	14
274	②	2-4. 二面性 (軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)		【民生部門の研究の成果をスピンオンする場合は国民的な合意が必要では】 ・つまり、先ほど向井委員からも御指摘があったユースのレベルの問題で、これについてどういうふうにか考えるべきかということで、山極委員としましては、公開原則との関係で、やはりなかなか今回の防衛省の制度等は受け入れにくいということで、民生部門の研究を推進し、その成果をスピンオンする場合は国民的な合意が必要じゃないかというふうな御発言かと私は受け止めました。	・スピンオン ・国民的な合意	杉田委員長 (山極委員の資料説明)		3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	14
275	②	2-5. 財源による線引き (研究資金の出所)	3-3. 公表の自由	【民生技術と軍事技術の区別は3点のメルクマール: 資金源、資金提供の目的、公開が完全に自由か】 ・私自身は、民生技術と軍事技術の区別は、できないとよく言われるんですが、3点、つまり資金源はどこであるか、その資金を提供する目的は何であるか、そして公開が完全に自由か条件付か制限があるか、その3点がメルクマールになると僕は思っております。 その3点についての議論抜きで、公開は原則自由ですと言って、それはそのまま受け取れますかということなんです。	・民生技術と軍事技術の区別 ・資金源 ・資金提供の目的 ・公開	池内先生		6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	32

276	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)	5-1. 機関等の判断/個々の科学者の判断	【ファンディング組織により事業の性質を判断すべき、防衛省事業は軍事研究】 ・ファンディング組織により、事業の性質を判断すべきで、防衛省の事業は、国際的にみても明らかに軍事研究で、これを曖昧にすると、誤謬や偽造の議論に陥りやすくなる。	・ファンディング組織 ・防衛省 ・軍事研究	大政委員 出資委員長 代読	4	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	4
277	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)/ミッションを持つ組織から		【研究の入り口、つまり研究の発端や目的の段階から、民生か軍事かということを実際に考える必要がある】 ・決して出口、研究成果の利用の局面だけに問題を矮小化してはならない。端的に申し上げれば、最終的に民生利用につながる可能性があるなら、研究の発端や目的は問わなくても良いというわけでは決していない。研究の入り口、つまり研究の発端や目的の段階から、民生か軍事かということを実際に考える必要があるのではないかと思います。	・ ・ ・		3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	25
278	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)/ミッションを持つ組織から		【研究資金制度のレベルで判断】 ・次に、「軍事から民生」の研究の許容性を判断するもう一つの方法ですが、個別の研究ではなく、研究資金制度のレベルで判断をするという方法もあろうかと思います。類型的、制度的に軍事性が強いとか、あるいは公開性や透明性の確保等に課題があるというような、そのような研究資金制度については認めないという、このような対応の方法です。先ほど来出ている防衛装備庁の安全保障技術推進制度については、正にこのような場合に当たるのかどうかということが今後検討される課題になります。	・ ・ ・	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	26
279	②	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)/ミッションを持つ組織から		【「軍事的ポテンシャルを高めることを目的とする研究」、あるいは「軍事組織と協力し、またはそれに支援された研究」というものを軍事研究として考えることができるのではないか】 ・そういうあたりが、なぜ「軍事研究」を問題にするのかという理由であると仮にするならば、検討の対象となるべき「軍事研究」の定義のようなものを仮にするとすると、これは仮にのものであって、様々な考え方があり得ると思いますけれども、例えば、「軍事的ポテンシャルを高めることを目的とする研究」、あるいは「軍事組織と協力し、またはそれに支援された研究」というものを軍事研究として考えることができるのではないかと思います。	・軍事研究 ・軍事的ポテンシャル ・軍事組織と協力 ・軍事組織に支援	小森委員 (論点整理)		2	論点整理(小森委員)を受けて討議	13

280	②	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【米国の状況：リトリクテッドリサーチを大学外とする米大学】 ・MITとかジョンズホプキンスは、その先生が(引用者注：リトリクテッドの)研究をすることは認めるけれども、大学内ではやってはいけない。別の機関で、サバティカルのとときか、週1日そちらの方で研究するという契約を結んでやるということ認めています。	・リトリクテッドリサーチ ・大学外	安浦委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
281	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究成果の軍事的利用)	【安全保障技術研究推進制度では、スピノフについては、「連続」を強調している】 ・スピノフの方については、その次のページですけれども、いわば「連続」を強調しております。防衛装備の研究が民生にも生かされることを期待するということが強調されております。 2007年から2008年にかけて公募要領の文言が若干変更されておりますけれども、新しい公募要領でも、民生への利用ということが強調されております。	・安全保障技術研究推進制度 ・スピノフ ・連続 ・強調	小森委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	16
282	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-2. 学問の自由	【防衛装備庁のPOによる研究進捗管理で、自由で自律的な研究環境が保証されていない】 ・それで、PO、プログラムオフィサーによる研究進捗管理が行われるということから、自由で自律的な研究環境が保証されていないと私たちは見ております。 先ほど言いましたように、熱心なPOであればあるほど、これが実現できない、自律的に研究できなくなるという状況であると思います。	・プログラムオフィサー ・研究進捗管理	池内先生	6	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	30
283	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用	【防衛省独自で期待する応用分野が我々の行政目的に照らしてある】 ・これは私どもからの見方になりますけれども、各府省さんの競争的資金—まあ、お話しはよくさせていただきまして、重複がないようにとか、どこを目指しているんだ、これは日々文科省さんとも、経済産業省さんともいろいろなどころでお話をさせていただきながら、防衛省独自で期待する応用分野、ここが伸びたらいいな、これが伸びたら、もう少し我々の装備品も社会のお役に立つんだろうなという分野が我々の行政目的に照らしてあるという認識でございます。	・防衛省独自で期待する分野	外園防衛技監	6	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	16

284	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【軍事目的を持っている組織が非軍事部門に研究資金を供給するという制度が直接的問題】 ・2番目は、先ほども出ていましたけれども、今、問題になっているのは軍事目的ですね、防衛と言ってもいいですけども、軍事目的を持っている組織がそれに役立つ研究を推進するために、非軍事部門に資金を供給するという制度が今できていて、それをどう考えるかということが直接的問題だろうと思います。 したがって軍事部門—自衛隊、防衛装備庁ですけれども、ここに防衛装備を開発することを目的として研究されていたり、仕事をされている技術者がおられるという、その存在そのものを直接にその是非を問うているわけではないということだと思います。	・軍事目的を持っている組織 ・役立つ研究を推進 ・非軍事部門に資金を供給 ・制度	小森田委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	18
285	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【安全保障技術研究推進制度への大学の対応に関して情報を集めるべきではないか】 ・岡ですけれども、いろいろ報道を既にされていますけれども、この防衛装備庁の資金に関しては大学によっていろいろ対応をしているというか、その進んでいる大学と進んでいない大学と全く拒否している大学といろいろあると。そういう状況をやはりちょっと把握して、進んでいてある程度のきちんとした内規というものをつくってやっているところもあると思いますので、そういう情報も集められたら集めて、それも資料として見て、やはり検討する課題にすべきではないかと思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学の対応 ・	岡委員	1	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	19
286	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【機関として大学等が自衛のための装備の研究を認めるのかどうか、その基準はなにか】 ・更に自衛のための一定の装備が認められて、そのために大学等の研究者が研究をしたいという人が出てきたときに、機関として大学等がそれを認めるのかどうかという判断というのが当然あると思うので、それは機関として認めるべきでないというのと、機関として場合によっては認めるべきだという議論があり得ると思うんですね。 そのときの、機関として認めるということがあり得るとすれば、その基準は何かという議論があると思うので、やっぱり幾つか議論の分岐点というのが実際にはあるのだろうと思います。そこをしっかりとっておかないと、どこから意見が違っているのかということが余り漠としていると議論が詰まっていけないのかなと。	・大学等の研究者 ・研究 ・機関としての大学等 ・基準	大西委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	11
287	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【この制度の資金における研究は、大学の研究倫理委で判断すべき】 ・あるいは、この制度の資金における研究については、研究者個人ではなく、大学の研究倫理委で判断すべきであるという御意見。	・倫理委員会 ・	杉田委員（第一部会意見の紹介）	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	6



288	②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【安全保障に関わる研究は、研究者各人が、あるいは研究者コミュニティとして慎重に考えていく必要がある】 ・その上で、安全保障に関わる研究は、あえてこの緊張関係に踏み込んでいくという性格を持っておりますので、そこで何がかけられているのか、これは研究者各人が、あるいは研究者コミュニティとして慎重に考えていく必要があると思います。	・安全保障に関わる研究 ・研究者 ・研究者コミュニティ ・慎重に	佐藤委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	34
289	②	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	【防衛省の安全保障技術研究推進制度等について、専門家集団が議論をし、制度の問題点を指摘し、意見を言うていくこともありうるのでは】 ・例えば防衛省の安全保障技術研究推進制度について、制度のあり方として専門家集団が議論をしていき、そういった制度の問題点を指摘するとか、あるいは資金の出所ということになるかもしれませんが、米軍からの資金供与というものが制度的にどのような問題を抱えるのかということについて専門家集団として意見を言うていく、それはあり得ることのように思いますが、改めて先生の御意見をお伺いできればと思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・制度のありかた ・専門家集団 ・問題点の指摘	佐藤委員	4	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	30
290	②	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-5. 財源による線引き（研究資金の出所）／ミッションを持つ組織からの研究資金	【委員会の議論を踏まえて大学として方針を出したい】 ・私としては、この日本学術会議の討議を注意深く見守りたいという態度を堅持しております、先ほど井野瀬委員がおっしゃられたように、ここの議論を踏まえて何らかの方針を出したい。特に、その公募に応募するに当たっては学長名で出てきますので、大学の学長の責任というのは非常に重いと思っております。ですから、先ほど議長がおっしゃられたように、この議論がどういう形でまとめられるのか、あるいはまとめられないのかまだ決まっておりますけれども、この議論の重みは非常に私どもは重いというふうに感じておりますので、是非ともそういったことを指針とさせていただきますと思います。	・大学の対応 ・ ・	山極委員	1	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	10
291	②	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-2. 学問の自由	【生命倫理の分野で法的な規制等、既に研究の自由は様々な制約を受けている】 ・ここで直ちに問題になるのは、恐らく研究の自由という問題だと思えます。 研究の自由は絶対的なものか？__これは前回も若干指摘がありましたけれども、既に研究の自由は様々な制約を受けている。代表的なのは、生命倫理の分野で法的な規制もありますし、審査システムをつくられているということになります。	・生命倫理 ・法的な規制 ・研究の自由 ・制約	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	17

292	②	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-3. 【専門家集団による人文社会学者も含めた総合的判断が必要ではないか】 ・個々の研究者が常識に基づいて判断すればいいんだというふうに総長の見解ではなっているんですが、個人の客観的な判断を期待できるか、それから、総合的に判断が必要だというふうに総長はおっしゃっているんだけど、個別分野の科学者に国際政治状況なんかも含めて総合的な判断ができるかどうかという問題ですね。もう一つは、専門家集団による人文社会学者も含めた総合的判断が必要ではないかと。その中には当然仮に許容し得ると思われる軍事研究であったとしても、安全保障政策と整合性がとれているのかどうかということとはきちんとチェックする必要があるだろうと。	・総合的な判断 ・専門家集団 ・人文社会学者	杉山先生	4	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	24-25
293	②	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-4. 【適切性の判断での日本学術会議、大学・研究機関の役割】 ・私自身は、日本学術会議がそれを明確に示して、あと大学や研究機関が平和憲章とか倫理規範とか、そういうものによって宣言する、明確にする、鮮明に表現するということが重要であると、必要であると思っております。 研究者個人に委ねちゃうと、これは研究者個人の全く恣意に任される一どのような意見も含み得るので、私は機関が判断することに賛成いたします。	・日本学術会議 ・大学や研究機関 ・平和憲章・倫理規範	池内先生	6	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	36
294	②	6-1. 文民統制	6-2. 【国会での議論を通じた文民統制の一翼を担う責任が、科学者にあるのでは】 ・文民統制の最終的な決定権というのは、恐らく国会にあるんだろうと思うんですね。少なくとも首相だとか防衛大臣が文民だから、それで文民統制が効いているということではなくて、やっぱり国民も間接的であれ関与する形の国会での議論を通して文民統制が効いていくと。そこに科学者はその一翼を担う責任があるのではないかと。科学者がここはオーケー、これは駄目みたいなことを決定する権限はもちろんないと思うんですけども、そういう国会での議論をサポートするような責任を担う必要があるだろうと。それを個々の科学者がみんな一人一人やる、自分がこれからやろうとしていることについて、これは安全保障政策とどういう関係があるのかということ自分で考えることは、これは恐らく不可能なことだと思いますので、しかるべき専門家集団がいわばシンクタンクみたいな形で提言するなり指針を出すなり、何かそういうようなことがなされていれば、それにのっとって個々の科学者が行動するというふうなことがあり得るのではないかとというふうに思います。	・国会 ・文民統制 ・専門家集団	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	29
295	②	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【自由であるからこそ研究者各人、あるいは学術コミュニティが自ら責任を引き受け、自己規律を行うという視点は大変重要】 ・これが御紹介したDFGの提案や、あるいは“Zivilklausel”の基礎になっています。自由であるにもかかわらず責任が課されているということではなく、自由であるからこそ研究者各人、あるいは学術コミュニティが自ら責任を引き受け、自己規律を行うという視点は大変重要なのではないかと考えております。	・自由 ・学術コミュニティの責任 ・自己規律	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	24

296	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 2-2. 両用技術と汎用技術	【検討項目①は軍事組織、軍事というのと民生を意識した整理、②はデュアル・ユースというのを幅広く捉えた場合に、どういう問題が生ずるのかというのをおあわせて議論】 ・学術会議の今の項目立ては、①番というのはどちらかということその軍事組織、軍事というのと民生というのを意識した整理だと思うのですね。ただ、それだけだと落ちる問題があるので、②番のところでは、それだけではなくてもうちょっとデュアル・ユースというのを幅広く捉えた場合に、どういう問題が生ずるのかというのをおあわせて議論しておく必要があるのではないかということをお、私としては考えたつもりです。こちらおもここで議論でありますけれども、そういう意味では焦点を絞しつつ、それだけだとカバーできないところが出てくるので、少し広くデュアル・ユースの他の意味、概念についても整理、議論する必要があるのかなというふうには感じておます。	・軍事と民生 ・善用と悪用 ・デュアル・ユース ・	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	27
297	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【悪用・善用は議論の視点が異なる】 ・一方で、悪用・善用ということになると、それは悪用なのだから必ず悪いわけですけれども、犯罪的な目的とか、あるいは人道的に許されない目的を持って科学の成果を使うということに対して、これはむしろ科学者が研究の発表の仕方とか、あるいは研究の仕方について責任を負わないといけないということになるのだからと思うのですが、そのデュアル・ユースというのをどう設定するかによって議論の視点が違うことになります。	・デュアル・ユース ・善用・悪用 ・	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	27
298	②	2-5. 財源による線引き（研究資金の出所）／ミッションを持つ組織から 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【研究目的と資金については分けて考えるべき】 ・意見取りまとめといたしまして幾つかありますが、まず研究目的と資金については分けて考えるべきであると。	・研究目的 ・研究資金 ・	土井委員（第三夏季部会の報告）	3	3	意見交換、今後の審議の進め方について	4
299	②	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【デュアル・ユースという問題は装備庁が言っているデュアル・ユースの線に沿って話を進めるべきではないか】 ・デュアル・ユースという問題、大西委員のおっしゃったように、違う定義があり得ると思うのですが、そもそもこの委員会の発足した経緯からすると、やはり装備庁の公募ということが発端になっておりますから、装備庁が言っているデュアル・ユースということに限って、その線に沿って話を進めるべきではないかと1つは思おます。	・デュアル・ユース ・装備庁 ・	山極委員	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	23

300	②	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	3-3. 公表の自由 【公益というものを考えたときに、ハイテクのものが公表することによって社会に深刻な影響を与える場合に、一定の制限が加わるのは仕方がないが、まず、科学者が声をあげるべき】 ・(「透明性が確保されない状況のときには、その限りで研究の自由というものが一定の制約に服するということもあり得るという、このようなインプリケーションを持っているというふうに理解をしていいのかということが1点です。」との小松委員の質問に対して)1点目は、イエスです。公益というものを考えたときに、テロリズムの問題が一番いいかもしれませんが、ハイテクのものが公表することによって社会に深刻な影響を与える場合に、一定の制限が加わるのは仕方がないと私は思います。 ただし、それを誰が言うかなんですが、本来は科学者が一番、潜在的利用の可能性が一番よくわかっているのは科学者なので、まずは科学者が声を上げるべきだ。国から言われてやるのではなくてですね。そういう意味でも透明性というのは、そういうことも含めて、科学者自らが研究をするときに、先ほどの倫理委員会の仕組み、非常にいいと思いますが、そういう制度をつくる、誰かがチェックする仕組みをつくって、そこで研究について自分で枠をつけるというのが本来の姿だと思います。	・研究の自由 ・一定の制限 ・科学者 ・チェックする仕組み	鈴木先生	7	1・2	質疑応答	39
301	② ③	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事利用) 【デュアル・ユースという概念は民生か軍事かの区分を曖昧にするもの】 ・技術は自然によって規定される面と、社会によって規定される面があり、民生か軍事か等の区分も社会的に規定される。デュアル・ユースという概念はこの点を曖昧にするものである。 アメリカでデュアル・ユースという概念が出てきたのは、70年代に民生的な研究予算が増えた。それまで軍事予算が多かったけれども、軍事予算の相対的割合が低くなったので、民生的な基礎研究を軍事に転用しようとしたものである。日本はそれとは違う対応をしてきた。	・デュアル・ユース ・技術 ・自然によって規定される面 ・社会によって規定される面	杉田委員長(第一部夏季部会の報告)	3	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	6
302	② ③	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織から	3-3. 公表の自由 【軍事は公開性・透明性を原則とする科学研究との間では、何らかの緊張関係に立つ】 ・2番目は、軍事は「敵味方」の関係を事実上想定しているという領域だろうと思います。つまり、「味方」にとって有用なものを「敵」には渡さないという論理が適用される領域だろうと思います。その意味で、公開性・透明性を原則とする科学研究との間では、何らかの緊張関係に立っているという領域ではないかと思われます。これは後ほど、この点については触れたいと思います。	・軍事 ・公開性・透明性 ・科学研究 ・緊張関係	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	13
303	② ④	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断 【ファンディング組織により事業の性質を判断すべき、防衛省事業は軍事研究】 ・ファンディング組織により、事業の性質を判断すべきで、防衛省の事業は、国際的にみても明らかに軍事研究で、これを曖昧にすると、誤謬や偽造の議論に陥りやすくなる。	・ファンディング組織 ・防衛省 ・軍事研究	大政委員 提出資料委員 長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	4

304	② ④	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【日本物理学会のようなガイドラインを示すべき】 ・例えば、日本物理学会のようなガイドラインを示すべきであるという意見もございました。	・ガイドライン策定	杉田委員 (第一部会意見紹介)	5	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	6
305	② ④	1-1. 環境変化	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係 【戦争や兵器の形態が昔とは変わってきているのに、直観的ないしは古典的な兵器像で議論していいのか】 ・とりわけ近年は運用体での変革が目覚ましいと。その背景としては、Revolution in Military Affairsということが言われますけれども、情報技術などの急速な進展によって戦争の形態も兵器の形態も昔とはかなり変わってきていると、こういう事情があります。したがって、「兵器をもろにつくるのは文字どおり軍事研究だろう」というふうな捉え方だけでいいだろうか。直観的ないしは古典的な兵器像で議論していいのだろうか、こういう論点があるのではないかと思います。	・兵器 ・古典的な兵器像	杉山先生	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23
306	② ④	1-1. 環境変化 / 自衛隊 / 憲法 / 安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【「軍事的手段による安全保障」というものについては、明確な輪郭が存在する】 ・2番目が、先ほども言いました(安全保障)という概念と(軍事)との関係です。(安全保障)の概念は、非常に近年多用されており多義的になっております。食料安全保障、人間の安全保障、それからサイバーセキュリティも一種の安全保障だと思いますけれども、様々な用法がありますので、何から何を、いかなる手段で守るかということについて、それぞれの安全保障に則してあるわけです。 例えばサイバーセキュリティについて言いますと基本法ができておりまして、かなり包括的な定義が与えられており、かなり包括的な課題が示されているということです。 そういう中で、「軍事的手段による安全保障」というものについては、明確な輪郭が存在すると考えることができるだろうと思います。つまり、防衛省及び自衛隊という軍事組織が—防衛組織ですけれども、軍事組織が存在するということですね。もちろん外国の軍事組織というものもありますので、安全保障の概念の中でも、一定の領域というものを切り分けて対象とすることができるのだろうと思います。	・軍事的手段 ・安全保障 ・明確な輪郭	小森田委員 (論点整理)	2	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	11
307	② ④	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)	4-1. 財源による線引き / ミッションを持つ組織からの研究資金 【サイバー研究の資金源はどこからでないといけないということはない】 ・後段の方(サイバー研究の研究費は企業の資金で行えるか、軍の資金が必要などの趣旨の質問)は、これは私個人はわかりません。ある意味で日本のIT技術あるいはセキュリティ技術をもうちょっと高めたいという意味では、そこにお金が来てほしいなと思っております。思っておりますけれども、それがどこからでなきゃいけないかということはないんじゃないかと思えますね。	・サイバー研究 ・研究費 ・金	林先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	13
308	② ④	4-1. 安全保障技術研究推進制度 / 米軍の資金 / その他	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係 【「安全保障技術研究推進制度」は大学等とのつながりを広めていくという意図】 ・そこで、そのような状況を踏まえた上で、3番目に、今回特に中心的な検討対象である、「安全保障技術研究推進制度」が去年発足いたしました。 資料⑥は、最初の初年度に当たる平成27年度の概算要求に向けて、防衛省の当時の技術研究本部が作成した概要の一部分です。この下の方に、「本制度のメリット」というのがありまして、2ですけれども、これまで防衛分野でつながりがなかった大学や企業等が参入する端緒になる可能性があるということで、大学等とのつながりをこれを契機に広めていくという意図が書かれております。	・安全保障技術研究推進制度 ・意図 ・大学等とのつながり	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	11

309	② ⑤	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割	【基礎研究をやっている人を守るのが学術会議の役割】 ・基礎研究をやっている人を守るのが学術会議の役割で、方針の堅持が重要である。	・学術会議の役割 ・方針の堅持	杉田委員長 (第三部会意の紹介)	5	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	6
310	② ⑤	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	【防衛予算であっても、一概にその目的が戦争のためではない課題募集もあるはず】 ・すでに、以前から学術会議として、科学者は戦争のための研究に負担しないと宣言している。理念としてはこのままでよいのではないかと。しかし、防衛予算であっても、義肢や義手の開発など、傷ついた人のための技術開発などもあり、一概にその目的が戦争のためではない課題募集もあるはずだ。そこで、理念は理念で尊重し、公募課題ごとに、問題がないかどうか、問題があれば指摘するというのではどうか。	・防衛予算 ・義肢や義手の開発	大政委員 提出資料委員 長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	4
311	② ⑤	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	【以前のような民生と軍事研究の線引きは難しく、個々の課題・事例について審査すべき】 ・学術会議が過去に声明を出した時から時代が変わっているため、以前のような民生と軍事研究の線引きは難しい。国を構成する省庁は必要があって設置されている物であり、特定の省庁を否定するのはおかしい。問題とすべきは運営の問題だと考える。私個人は、個々の課題・事例について審査すべきだと考えているが、所属大学では本制度に対する応募については極めて慎重である。	・線引き、 ・個々の課題・事例について審査、 ・軍事研究	大政委員 提出資料委員 長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	5
312	② ⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割	【指針が出せるような議論になるように整理を】 ・多様な意見があるということはある程度列挙するというのは、最終的にはやむを得ないのかもしれないのですが、それにしてもやっぱり今の問題に関してきちんとした指針が出せるような議論になるように整理を是非していただきたいというふうに思います。	・指針 ・議論の整理	岡委員	3	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	12
313	② ⑤	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織からの研究資金	【アメリカの大学と国防総省との協力】 ・そういった状況の中で、アメリカの大学は今どうしているかというところ、いろいろなかたちで国防総省との研究協力を進めている。いろいろなシステムがあるんですが、それだけでなく、例えば、極端な例といえば極端な例ですけども、MITのように、国防総省の予算に18%ぐらいを頼るといような大学では、MIT自身がリンカーンラボラトリーという、リンカーンラボ、非常に有名なところですけども、そういった連邦予算、国防総省との予算で建てた研究所をつくり、そして、そこを受皿として国防総省の予算を引っ張ってくるということをやっているわけです。	・アメリカの大学と国防総省 ・受け皿	西崎委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	10

314	② ⑤	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【研究者の倫理—個人と共同体】 ・それから、歯止めがないということですが、これは非常に難しい問題ですけれども、学問はデュアルユースというのは、これはやっぱりそうだと思うんです。 それは地域研究、また地域研究の話で恐縮なんですけれども、私たちが地域のエキスパートがいて、その人たちがその情報を提供したときに、それがどう使われるかというのはコントロールできないわけですよ。やはり、その軍事政策とか、そういったものに使われることもあり得るわけで、ですから、そこはいつも悩みは存在すると思うんですけれども、それでもやはり研究者の倫理というのは、これはあるものだと思います。それは個々のものかもしれないんですけれども、共同体としてもあるものだと思います。そこのぶつかり合いといいますか、倫理をめぐる衝突というのは、原爆開発、投下、そしてその後の軍拡競争の中で、アメリカの中ではずっと戦われてきたところですね。	・学問のデュアルユース性 ・研究者の倫理 ・共同体としての倫理	西崎委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	19
315	② ⑤	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【デュアル・ユース問題に対して、科学者のあり得べき3つの立場】 ・そこで、その次、科学者の側から見てデュアル・ユースをなぜ問題にするかということですが、科学者のあり得べき立場としては3つ考えられるように思いました。 ①つは、科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しない、という立場があり得るだろうと思います。 ②番目に、科学研究の成果の利用の両義性について自覚をし、必要があればその利用の仕方について発言する、あるいは行動する必要がある、とする立場。これは、前回も指摘がありましたパグウォッシュ会議などがスタートしたということは、そのような認識を背景にしていると思われます。 ③番目、科学研究の成果の利用の両義性について自覚するだけではなくて、好ましくない利用のされ方をする可能性がある場合は、研究ないし研究発表そのものを抑制する必要がある、とする立場が考えられます。	・デュアル・ユース問題 ・科学者 ・立場	小森田委員（論点整理）		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	15
316	② ⑤	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【2つの総会声明では、科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しないという立場は退けてきた】 ・日本学術会議のこれまでの立場は、2つの総会声明で見る限り、少なくとも①(科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しない、という立場)は退けてきたように思います。	・総会声明 ・科学 ・成果の利用 ・科学者の責任の範囲	小森田委員（論点整理）		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	15
317	② ⑤	3-3. 公表の自由	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織からの研究資金 【米国における状況： リストリクテッドリサーチは公表の制限あり】 ・それに対して、初めから、国がお金を出すときに、これはリストリクテッドリサーチだといったものに対しては、これは公表の制限があるという前提でございます。	・リストリクテッドリサーチ ・公表の制限	安浦委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	21

318	② ⑥	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【基礎科学と軍事用の線引きを議論しても仕方がない】 ・基礎科学と軍事用の線引きは難しい状況であり、そういうことを議論しても仕方がない。	・基礎科学と軍事用の線引き ・難しい	杉田委員長（第三部意見の紹介）	5	1	前回の総会・部会について	6
319	② ⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【公開性、あるいは軍事と民生の区別等について、学術会議がリーダーシップを】 ・あるいは、公開性、あるいは軍事と民生の区別等について、学術会議がリーダーシップをとってチェックを進めてはどうか。	・公開性 ・軍事と民生の区別 ・学術会議のリーダーシップ	杉田委員長（第一部意見の紹介）	5	1	前回の総会・部会について	6
320	② ⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方		【日本独自の考え方を確立して、それに沿って学術と軍事との関係についても考えていくことが望ましい】 ・軍事と科学技術との関係を考える場合に、アメリカの文脈と日本の文脈の違いをよくわきまえておく必要があるという御指摘だったんですけども、私もそれは非常に重要だと思っています。 同時に、その違いを桎梏と考えて、できるだけ接近させていくことが望ましいという考え方もかなり強くなってきているのが今の状況じゃないかと思うんです。そのときに、私自身は、日本独自の考え方というものを確立して、それに沿って学術と軍事との関係についても考えていくということであり、それが望ましいというように考えています。	・日米比較 ・文脈の違い ・日本独自の考え方	小森田委員長	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	15
321	③	2-5. 財源による線引き（研究資金の出所）	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【研究助成の財源で線引きを】 ・デュアルユースは、民生か軍事研究かの線引きが困難なので、研究助成を行う財源が、民生に関わる官庁なのか、防衛省なのか、で線引きをしたほうがいいのか。	・デュアルユース ・研究助成 ・財源 ・防衛省	大政委員提出資料を委員長代読	4	1	各夏季部会での討議の報告	4
322	③	3-1. 基礎研究	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【基礎研究と軍事研究の線引き問題の議論に矮小化すべきではない】 ・（前略）「今回の議論は、基礎研究と軍事研究の違いはどこにあるかなどという線引き問題の議論に矮小化すべきではない」ということが、この御意見の結論になっています。	・基礎研究 ・軍事研究 ・線引き ・矮小化	土井委員（第三部夏季部会の報告）	3	1	各夏季部会での討議の報告	4
323	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【日本は包括的例外扱いがなく、大学の管理体制も未整備】 ・一方、日本はどうかといいますと、ファンダメンタルリサーチの概念がないので、包括的な例外扱いがございません。適用される法律が、基本的には経済活動に対する規制である経産省の外為法でコントロールされているということで、学術研究活動や教育活動も、全てこの法律に該当するか、非該当かということを判定することが、原理的には求められております。 大学における管理体制は、もちろん全然整備されていないで、研究者は、実は後で予期せぬ問題に巻き込まれる危険性にさらされながら教育研究を行っているというのが日本の現状でございます。	・日本の大学 ・輸出管理体制	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	23



324	③	3-1. 基礎研究	4-1. 【安全保障技術研究推進制度における基礎研究の定義】 ・まず基礎研究の定義でございますが、これはいろいろ各種定義がございますが、我々といしましては、将来の応用における重要課題を構想し、その解決のために原理や現象の解明に立ち返って何か新たな方法を探索、模索するといったような革新的な研究を基礎研究であろうというように理解しております。 もちろん、こういった基礎研究におきましては、新たな知識が得られれば、当然様々な防衛先が考えられるわけでございまして、そういった意味でも先ほど外園が申し上げましたとおり、我々の目的以外にも民間でも広く使っていただきたいというのは、そこでございます。	・ ・ ・	鈴木 技術 振興 官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	18
325	③	3-2. 学問の自由	3-3. 【科学に携わる者の倫理規範：身を戒め続けると同時に、研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、これに抵抗・拒否すべき】 ・それから、科学に携わる者の倫理規範として、今言った学術研究の原点ということ考えた場合に、自分がやった研究や開発した技術が社会の平和や人間を破壊する方向に用いられないか。これは常に問いかけて、身を戒め続ける必要があると。同時に、研究活動への干渉や成果の発表・公開についての阻害が予想される場合には、これに抵抗する、あるいは拒否するという、この点は科学研究に携わる者としての最低の倫理規範であると私は考えております。	・科学に携わる者の倫理規範 ・研究活動への干渉 ・成果の発表・公開についての阻害 ・抵抗・拒否	池内 先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	29
326	③	3-3. 公表の自由	3-7. 【日本の大学や研究機関で活動する外国の研究者や留学生の研究活動が制約されないように】 ・先ほどの花木先生の御意見、大変重要だと思いました。学術会議の議論は多様な科学者を対象にするということで、お触れにならなかった重要な点としては、日本の大学や研究機関で活動する外国の研究者や留学生、そういった方の研究活動が制約されないように配慮していくのもこの委員会の重要な議論ではないかということ、花木先生のお話を伺って改めて感じた次第です。	・外国人研究者 ・留学生 ・	佐藤 委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	13
327	③	3-3. 公表の自由	4-1. 【安全保障技術研究推進制度の研究成果の公開】 ・研究成果の公開でございますが、この制度、研究成果の公開が可能ということでございます。	・研究成果の公開 ・ ・	鈴木 技術 振興 官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11
328	③	3-3. 公表の自由	4-1. 【安全保障技術研究推進制度は、「公開の完全な自由」が保証されておらず研究の自律性と齟齬する制度】 ・だから、研究の自律性と齟齬する制度であると言えます。だから、この「公開の完全な自由」は保証されておりません。完全な自由が保証されているならば、「公開は完全に自由である」と明言すべきです。しかし、「原則」とか「可能」とか「事前に確認」とか、そういう言葉が延々と連なるわけです。必ず、これは防衛装備庁のチェックが入るということであるわけです。	・安全保障技術研究推進制度 ・公開の完全な自由 ・ ・	池内 先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	30
329	③	3-3. 公表の自由	4-1. 【安全保障技術研究推進制度による成果の発表の自由の担保】 ・この制度で応募されて成果を出していただいた方につきましては、この制度の中できちんと、先生方の発表の自由というか、研究の自由というのは私どもは担保していきたいと思っております。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究の自由の担保 ・ ・	外園 防衛 技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	37

330	③	3-3. 公表の自由		【研究成果は全面的に公開すべき】 ・研究成果は原則公開ではなく、全面的に公開されなければならない。	・研究成果 ・全面的に公開 ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報	3	1	各夏季各部会の討議の報告	6
331	③	3-4. 研究契約等による制約	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度の研究代表者は日本国籍保有者】 ・これに加えて、研究代表者につきましては、日本国籍を有して、日本語によるヒアリング審査や評価ができること、また研究期間中に、今所属している研究実施機関に継続的に所属することといったことを条件として挙げさせていただいております。	・研究代表者 ・日本国籍 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11
332	③	3-5. 知的財産関係	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度における知的財産の扱い：日本版バイドール条項の適用】 ・また、知的財産権につきましては、これは他省庁と同じでございますが、一定の条件のもとに、委託相手方、これは受託者でございますが、に帰属させることができます。これは産業技術力強化法第19条、いわゆる日本版のバイドール条項と言われておりますが、この条項の適用をこの制度がしております。	・知的財産 ・日本版バイドール ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11
333	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-2. 学問の自由	【防衛省資金による研究による教室、学生への悪影響】 ・それから、あとはその研究が真理の探究でなくなる。防衛省の研究のためである。そういうことをやっている研究者が堂々というということが教室に、あるいは学生たちにどんな悪影響を及ぼすか。これは私たち自身、十分押さえておく必要がある。まさに、知的退廃につながるわけですよ。	・教室、学生 ・悪影響 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	34
334	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【安全保障技術研究推進制度の成果公開における事前確認は、基本的には知財の関係だけ】 ・(「この「甲に確認をする」というのは、基本的には知財の関係だけということで、知財について以外のことであれば、確認を得る、承認を得る得ないということとは関係ないというふうに理解をしてよろしいんでしょうか、この契約の解釈として。」との質問に対し) そのとおりでございます。	・安全保障技術研究推進制度 ・事前確認 ・知的財産 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	24

335	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【事務処理要領の文言と契約書の文言との不整合】 ・(契約書の47条1項に、乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続等に従わなければならないとなっている。この「甲が別に定める」ということの中に事務処理要領というものが含まれるのか。契約書と事務処理要領の文言が微妙に異なっている。この「別に定める」ということで事務処理要領の趣旨が契約書の中に入ってくると、また先ほどの正当な理由云々(うんぬん)といったようなことが問題になるのではないかと危惧するとの指摘に対して) ここで言うものは事務処理要領でございますが、今御指摘いただいたとおり、事務処理要領の文言と契約書の文言が違っているというところは、我々もきちんと整合をとっていかなければいけないと考えておりますので、そこは誤解のないように今後見直していきたいと考えております。	・事務処理要領 ・契約書 ・微妙な相違 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	24
336	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【安全保障技術研究推進制度の研究成果は全て公開可能】 ・本制度でございますが、基礎研究を対象としておりまして、成果が公開されて、より多くの研究者、技術者の間で幅広い議論がなされることで、より優れた研究につながるということを我々期待しておりますので、成果の公開こそが最も重要であると考えております。 したがって、本制度においては研究成果は全て公開可能としております。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・公開 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	23
337	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【安全保障技術研究推進制度の成果公開における事前確認】 ・また、正当な理由なく拒んではならないという、その正当な理由でございますが、こちらにつきましては、例えば研究不正等、学術分野におきましては常識的に発表がふさわしくないといった場合についてを想定してございます。 また、こうした場合でありまして、防衛装備庁の判断を受託者に押しつけるということは我々と受託研究者の間の信頼関係を損なうと考えておりますので、あり得ないことと考えています。	・安全保障技術研究推進制度 ・成果公開 ・事前確認 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	23
338	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【学内において学生たちに成果を例えば発表するといった場合には、成果公表の事前申請は不要】 ・まず、今の質問に対してお答えをいたします。 先生が例えば学内において学生たちに成果を例えば発表するといった場合には、発表に当たりませんので、それについては申請は不要でございます。	・学生への成果発表 ・申請は不要 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	27
339	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【安全保障技術研究推進制度による研究への留学生・外国籍の研究参加者の参加】 ・本制度、今御説明ありましたように、研究代表者の方につきましては日本国籍を有していることを条件の一つとさせていただいておりますが、それ以外の研究参加者につきましては国籍の制約はございません。そのため、本制度において研究参加者に留学生や外国籍の研究参加者がいることを特段妨げるものではございません。 ただ、研究代表者を含む全ての研究参加者は、国内の研究機関に所属していること、また研究実施場所は国内に所在していることにつきましては、これは応募要領にも書かせていただいておりますが、必要事項としてお願いしているところでございます。	・安全保障技術研究推進制度 ・留学生や外国籍の研究参加者 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	28

340	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【防衛省資金による研究により、オフリミット・一種の治外法権の場となる】 ・それから、防衛省資金が学術研究に及ぼす悪影響という、これが本来の私の言うべきことなのですが、まず大学等への直接の悪影響としては、まず防衛省資金で購入された設備や研究室を当事者以外が説明できなくなる可能性が非常に高い。オフリミットになるということです。一種の治外法権の場となるということです。	・防衛省資金 ・学術研究に及ぼす悪影響 ・オフリミット	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	33
341	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【大学の研究活動や研究内容が外部から見えにくくなる】 ・それから、大学等の社会的立場への悪影響。これは研究活動や研究内容が外部から見えにくくなるということが、これは第1点、非常に重要なことです。	・大学等の社会的立場 ・悪影響	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	34
342	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	【産学共同と軍学共同の違い：軍事にかかわる研究はオープンにならないことによって意味がある】 ・お尋ねになった1点目は、この制度によって推進されている研究に関連して、それは自分の目標、考えどおりにならないということになった時にどうなのかということであったわけですね。それはそれとしまして、産学共同の場合と軍学共同の場合の本質的な違いは、産学共同に関しては先ほど言いましたように、特許取得によってオープンになったということによって、要するに、特許が開放されるということによって、全てがむしろオープンになるということです。むしろオープンにならないと、その発明の意味はないということです。しかし、この軍事にかかわる研究はオープンにならないことによって意味があるわけですね。そこに決定的な違いがあるわけですから、全く同列に、同じレベルで考えることはできないというふうに私は考えております。	・産学共同 ・軍学共同 ・特許 ・オープン	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	38
343	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-5. 知的財産関係	【安全保障技術研究推進制度の成果の公開と知的財産権の取得】 ・なお、受託者で知的財産権の取得を予定している場合につきましては、その受託者側(がわ)の判断に基づいて公開を控えるということは我々も認めておりますので、公開に先立ちまして、その旨を確認することにしてございます。	・安全保障技術研究推進制度 ・成果の公開 ・知的財産	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	23
344	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-5. 知的財産関係	【国の委託の研究成果の知的財産の国への実施許諾を認めない場合、知的財産は国に帰属】 ・まず、国費により行われた委託研究の成果でございますが、これは一般的に、一義的には国に帰属するものとなっておりますが、本制度におきましては他府省の委託制度と同じく、先ほどありました産業技術力強化法第19条に記載されました一定の条件を受託者が認めた場合に知的財産権を受託者に帰属させることができるとしております。 一方、受託者が条件、我々、この契約におきましては、甲及び甲の指定する第三者となっておりますが、この条件が認められないということであれば、委託業務の成果に係る知的財産権につきましては、いわゆるバイ・ドール条項の適用ができずに防衛装備庁に帰属するということになると理解してございます。 なお、防衛装備庁、我々の制度に限らず、他府省におきましても、国への実施許諾を認めない場合には知的財産権は国に帰属するということになると承知をしているところでございます。	・委託の研究成果 ・知的財産 ・国への実施許諾 ・バイ・ドール条項	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	27

345	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度の研究の過程で生じたいかなる成果も、特定秘密の対象とすることはない】 ・本制度でございますが、累次に説明してございますように、基礎研究を対象としてございます。成果が公開されて、多くの研究者、技術者間で幅広い議論がなされることで、より優れた研究につながることを期待しておりますので、成果の公開こそが最も重要と考えているところでございます。 したがいまして、本制度におきましては、研究の過程で生じたいかなる成果も特定秘密の対象とすることはありません。また、いかなる場合であっても、防衛省から特定秘密に該当する情報を委託先に提供することはありません。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・特定秘密	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	25
346	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度の研究成果は特定秘密に一切該当しないと明示すべき】 ・今おっしゃった事柄は、文章上は全然明示されていないわけですね。(中略) だから、先ほどの特定秘密の問題も、「これは一切該当しない」ということを文章上明示されるべきであるというふうに思います。何か明示すべきことと、明示してはならないことがごっちゃになっていると私は思いますけれども。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・特定秘密	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	25
347	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【特定秘密との関係を規定上読み取れるような形にするべきではないかという意見に対しては、指摘を踏まえて改善していきたい】 ・私どもの考え方としては、鈴木の方からこちらの発表の確認につきましても、特定秘密についてもそのような考えでおりますので、御理解賜るよう適宜適切な形で御説明、公開をしていきたいというふうに思っております。(規定上、かなり読み取れるような形にするべきではないかという意見に対しては) 御指摘を踏まえて改善をしていきたいと思っております。	・特定秘密 ・規定 ・改善	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	26
348	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度の研究成果は特定秘密に指定することはないとの趣旨の募集要領での明示は、検討する】 ・(安全保障技術研究推進制度の成果について特定秘密に指定することはないとの趣旨も公募要領の中に明記される点について) 検討させていただきます。と思います。	・特定秘密 ・募集要項	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	26
349	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【特定秘密の指定権をもつ防衛装備庁長官が安全保障技術研究推進制度を運営するので、成果を特定秘密に指定することはない。】 ・それから1点、私ども特定秘密について御理解を賜りたい。 特定秘密につきましては、防衛省・防衛装備庁におきましては防衛装備庁長官が指定権を持っております。法律によりますと、「行政機関の長が指定するものとする」ということでございます。 他方、この制度の運用も防衛装備庁長官が責任を持って運営しておりますので、この制度は御説明したとおり、オープンなイノベーションを期待するものでございますので、それを特定秘密にするということは行政機関の長が矛盾をする行動をとると、判断をするということでございますので、法律的にも一切そういったことはないというふうに我々は認識しておりますが、いずれにしろ、御理解を賜るよう、御説明とか表記については直すべきところは直していきたいというふうに思っております。	・防衛装備庁長官 ・特定秘密の指定権 ・安全保障技術研究推進制度の運営	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	26

350	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 【安全保障技術研究推進制度の審査の観点】 ・(「要するに、防衛装備に役に立つことが条件であるというふうに審査をされているんでしょうか。」との問いに対し) こちらは公募要領等でも公開しているわけですが、我々審査の観点といたしましては大きく3つ挙げてございます。 まず1つが研究の発展性、将来性、また研究の有効性、研究の効率性ということで、これは他省庁さんと大きく変わるところはございません。 研究の発展性、将来性につきましては、観点、これは外部の先生に求めている観点でございますが、民生品等幅広い分野へ波及することが期待できるかという観点での審査をお願いしているところでございます。 今の御質問にありましたように、では、防衛装備庁としての将来使いたいということについて、では、どこに盛り込まれているんだということろが多分御質問の趣旨だと思いますが、それは先ほど外園が御説明したように、我々が研究テーマを設定するに当たって、その研究テーマについて何らかの研究、何らかの新しい知見が得られるということで、これは将来我々の潜在的な期待に応えられるものだというようには理解してございます。	・安全保障技術研究推進制度 ・審査の観点 ・	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会の討議の報告	14
351	③	3-2. 学問の自由	【生命科学の分野では、やってはいけないと決めた以上は、どこの機関に所属しようとしてはいけない】 ・一番最初に指摘された点、私も、これを準備する過程で悩んだ点でした。といいますのは、この問題を考えるときに参考になる前例として、生命科学分野の様々な議論があり、それが参考になるかどうかということを考えてみました。参考になるところもないわけではない。(中略) 1つ違うかなと思ったのは、生命科学の分野では、やってはいけないというふうに決めた以上は、どこの機関に所属しようとしてはいけないわけですね。ですから、大学に所属しようとして、防衛省に所属しようとして、やっていいものといけないものの区別ははっきりしている。	・生命科学分野 ・やっていいものといけないものの区別 ・所属	小森田委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	27
352	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-5. 【国の委託の研究成果の知的財産の国への実施許諾を認めない場合、知的財産は国に帰属】 ・まず、国費により行われた委託研究の成果でございますが、これは一般的に、一義的には国に帰属するものとなっておりますが、本制度におきましては他府省の委託制度と同じく、先ほどありました産業技術力強化法第19条に記載されました一定の条件を受託者が認めた場合に知的財産権を受託者に帰属させることができます。一方、受託者が条件、我々、この契約におきましては、甲及び甲の指定する第三者となっておりますが、この条件が認められないということであれば、委託業務の成果に係る知的財産権につきましては、いわゆるバイ・ドール条項の適用ができずに防衛装備庁に帰属するということになると理解してございます。 なお、防衛装備庁、我々の制度に限らず、他府省におきましても、国への実施許諾を認めない場合には知的財産権は国に帰属するということになると承知をしているところでございます。	・委託の研究成果 ・知的財産 ・国への実施許諾 ・バイ・ドール条項	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	27
353	③	1-2. 決議の扱い	1-3. 【軍事研究をする人は学術会議をやめるべき】 ・個人には研究の自由があるが、学術会議は組織として軍事研究はしないとしているので、声明を修正しないのであれば、軍事研究をする人は学術会議をやめるべきである。	・軍事研究 ・学術会議 ・	杉田委員長(第一部夏季部会の報告)	3	3	意見交換、今後の審議の進め方について	6

354	③	1-2. 決議の扱い	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い 【防衛省自体の研究があまり問題視されていない】 ・防衛省から出るお金を使ってやるのが軍事研究であるということがよく言われるわけですから、防衛省自体がそれをやることについては余り問題視されないというような気が私はします。そうしてみますと、仮に目指したことの2つ目がもし掘り崩されているんだとするならば、かつての声明のどこに限界があったのかと、そういう観点からの見直しもあっていいのではないかと。	・防衛省 ・軍事研究 ・問題視(されない) ・声明	杉山先生	4	3	意見交換、今後の審議の進め方について	20
355	③	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究	3-7. 安全保障貿易管理 【産学連携とリストラクテッドリサーチ】: ・(産学連携で、さまざまな契約をしている研究はアメリカでもあると思うが、それはリストラクテッドリサーチというカテゴリで分類する必要はないのか。それとも、それもどこかで分類して、それがもし輸出関連と結びつくと、当然法律に引っかかってくるのかとの小林委員の質問に対し) 産学連携の場合は、産業界側(がわ)がこの法律に縛られていますから、大学を通して抜けたら、産業界、企業自身が訴えられますので、大学当局も厳しくそれに対応せざるを得ない。契約上ものすごい厳しいやりとりをするというふうに担当者からは聞いております。	・リストラクテッドリサーチ ・産学連携	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	28
356	③	3-1. 基礎研究	3-3. 公表の自由 【ファンダメンタルとリストラクテッドの比率-米国】 ・(NSFの研究でもリストラクテッドでやるものがあるというが、その割合が実際にどれぐらいなのかとの岡委員の質問に対して)「わからない」、「1つずつの契約を見ないと分からないというふうに国際法務室の担当者は言っていました。研究全体を見たらファンダメンタルに見えるけれども、ある項目だけリストラクテッドという、この情報を使った部分、例えば、安全保障に関する特別な情報を一部使っている場合には、そこに関してはリストラクテッドなことが発生する、そういうことがあるということ各大学は認識して、契約書を隅々まで見ないといけないということで、アメリカの大学は苦労している」	・リストラクテッドリサーチ ・大学 ・契約書	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	26
357	③	3-1. 基礎研究	3-6. 秘密保持義務関係 【科研費は補助金であって事業委託でない】 ・注意してほしいのは、この場合に秘密指定をするのは文科大臣ではなくて事業の委託者である防衛大臣です。防衛省は当然特定秘密の指定権限を持っているということになります。 ちなみに、科学研究費補助金は、補助金であって事業委託ではありませんので、この問題は生じない。このあたりが、次回の研究資金の在り方に関する議論とも関わってくるかもしれません。	・秘密の指定権限 ・事業委託 ・科研費 ・補助金	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	33-34
358	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理 【米国のファンダメンタルリサーチは安全保障輸出管理の対象外】: ・ファンダメンタルリサーチは、ベーシックリサーチとアプライドリサーチを含みます。ですから、これは言葉遣いに十分注意していかないといけないのは、「基礎研究」といったときに、ファンダメンタルリサーチを指しているのか、ベーシックリサーチを指しているのか、ここをしっかりと議論しておく必要があると思います。 ファンダメンタルリサーチの定義には、「科学及び工業分野の基礎研究及び応用研究で」というふうに定義されております。大学におけるほとんどの研究や教育は、この範疇で安全保障輸出管理の、自動的に対象外となるという仕組みがつくられております。	・ファンダメンタルリサーチ ・安全保障輸出管理 ・対象外	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	21

359	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【米国の状況:米国大学は安全保障輸出管理体制が充実】 ・アメリカの大学は、これに対応して、いろいろな形での安全保障に関するコンプライアンスの問題が出てきますから、必ず事務局の中にこういうしっかりした体制を築いて、法律の専門家を大きな大学はみんな置いて、あるいは弁護士と契約してチェックを行っている。スタンフォードみたいなリストラクテッドリサーチを受けられないところは、比較的これが軽くて済みますし、ジョージアテックみたいな場合には、ここにすごく厳しい制約を課しないと、法人自身が罪に問われる可能性があるということです。でございます。	・大学のコンプライアンス体制 ・	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	23
360	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【日本は包括的例外扱いがなく、大学の管理体制も未整備】 ・一方、日本はどうかといいますと、ファンダメンタルリサーチの概念がないので、包括的な例外扱いがございません。適用される法律が、基本的には経済活動に対する規制である経産省の外為法でコントロールされているということで、学術研究活動や教育活動も、全てこの法律に該当するか、非該当かということ判定することが、原理的には求められております。 大学における管理体制は、もちろん全然整備されていなくて、研究者は、実は後で予期せぬ問題に巻き込まれる危険性にさらされながら教育研究を行っているというのが日本の現状でございます。	・日本の大学 ・輸出管理体制 ・	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	23
361	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【日本の状況:安全保障輸出管理の対象が不明確】 ・(前略)安全保障輸出管理の対象が不明確で、学部や大学院での教育で、技術のことをしゃべっても危ない場合もあり得る。それから、海外での学会の発表、オンライン教育での技術提供でも、これも該当する可能性が否定できない。それから、海外との研究連携をやっていく場合には、ますますこれが大きな問題になってくる。	・日本の大学 ・輸出管理 ・	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	23
362	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【ファンダメンタルかリストラクテッドの区別は研究公募中で示される】 ・(ファンダメンタルかリストラクテッドかは、何を根拠に分けるか、安全保障輸出管理上の基準があってある程度の規則の適用ということが通用するのか、それとも、資金の出しもが自分の判断で決定すればそうなるのか、契約を結ぶ側は、それを飲むか飲まないかの選択しかないのかとの小森田委員の質問に対して) 基本的に、アメリカの研究公募の中で、「これはファンダメンタルリサーチです」と書いてあるものと、そうでないという、そこでふるい分けられていて、スタンフォードはファンダメンタルリサーチの応募しか先生たちには許さないという立場をとっているそうです。	・ファンダメンタルリサーチ ・リストラクテッドリサーチ ・研究公募 ・	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	29
363	③	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【アメリカのファンダメンタルリサーチは国立研究所にも適用】 ・(アメリカのファンダメンタルリサーチの適用は大学だけか、資料6-6にfederal laboratories記載があるので、研究所も入るのかとの大西委員からの質問に対し) 国立研究所は入ります。	・リストラクテッドリサーチ ・ ・	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	30
364	③	3-1. 基礎研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【ファンダメンタルリサーチからリストラクテッドリサーチへの移行】: ・(「リストラクテッドかどうかというのは、最初に定義するようなお話」だったが、「研究しているうちに、これはリストラクテッドな話になってきたとか、そういうことはないのかとの杉田委員長からの質問に対して) 「それは分かりませんが、例えば、軍から新しい情報をもらって、それを使って研究を進めないといけないという場合には、多分、契約を結び直したりするんだと思います。それでファンダメンタルからリストラクテッドに移るんじゃないかと」。「最初にファンダメンタルで、もう契約して、その範囲の中でやっている分に関しては、それは契約ですから、契約社会で信じてやっているから、みんな安心してやっていますし、アメリカの研究者の人たちも、インド出身の人、中国出身の人、DARPAのお金をとって研究している」。	・リストラクテッドリサーチ ・契約 ・	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	26



365	③	3-2. 学問の自由	3-3. 公表の自由 【学問の自由、公開性に関連し、特定秘密保護法の運用状況も重要な情報】 ・今の学問の自由ということにも関連して、公開性という問題に関して言いますと、例えば特定秘密保護法の施行の状況といったようなことも関係してくるのではないかと思います。各省庁の中で特定秘密の指定の数を見ますと、やはり防衛省あるいは防衛装備庁あわせて突出をしているわけでありまして、次回でなくても結構ですけれども、いずれ問題となる学問にとって公開性がどのような意味を持ち、そして安全保障の領域でその公開性というものがどのような制約を受けていく可能性があるのか、このことについて十分な認識を持つためにも、特定秘密保護法の運用状況についても一定のファクトを共有していくことが重要のように思いました。	・学問の自由 ・公開性、 ・特定秘密保護法 ・運用状況	佐藤委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	18
366	③	3-2. 学問の自由	3-7. 安全保障貿易管理 【別に好き放題の研究ができるような世界ではもはやない】 ・それから今、多分、安浦先生がおっしゃろうとされたのだらうと思いますが、昔だと冷戦体制のときの禁輸、禁止をしていたような輸出の禁止とか、それからそういう何かいろいろとやっちはいけないことというのがあって、大学には定期的にどうですかというチェックの、来ていますよね。そういったものを一度、一覧はしておいた方がいいだろうと。だから、今だって別に好き放題の研究ができるような世界ではもはやないということを確認した上でということを安浦先生はおっしゃりたかったのだらうと思いますし、少なくとも私はそれを確認しておくべきだと思います。	・好き放題の研究 ・ ・ ・	小林委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	17
367	③	3-2. 学問の自由	3-7. 安全保障貿易管理 【研究行為の規制:安全保障輸出管理制度】 ・あともう一つ、やはり政治的理由で、今日は安浦先生がお話しになったような、安全保障輸出管理制度、こういったものが、やはり制約条件として機能しているようです。	・ ・	小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	42
368	③	3-2. 学問の自由	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【現在での研究には一定の規制がかかっている】 ・法律でまず禁止している事項がありますよね。それから、参照指針という形でライフサイエンス研究に関するガイドラインで規制をかけています。それ以外にも、医療系だとヘルシンキ宣言があります。それから、ヘルシンキ宣言のような形の力はないにしても、やはりラッセル・アインシュタイン声明とかパグウォッシュ会議とか、ああいう形の運動を科学者、物理学者が中心になってやってきたという歴史的事実もあります。もちろん、これは法律的な意味での規制をかけているわけではありませんが、そういうものはいろいろとあったのであって、全てが学問の自由によって今でもできるようにしているわけではないし、学問の自由を憲法で保障しているのは日本国憲法ぐらいだったと思いますし、その問題があるので、少なくとも今も一定の規制がかかっているのだということは知っておいた方がいいかなと思います。	・研究 ・一定の規制 ・ ・	小林委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	18
369	③	3-2. 学問の自由	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【研究行為そのものに関する自由は自明ではない】 ・今日私がお話しするのは、研究行為そのものに関する自由に関して、それほど自明の構造にはなっていないということをお話したいと思います。	・研究の自由	小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	39
370	③	3-2. 学問の自由	【研究行為の規制:自主規制】 ・1つは自主規制型でございまして、これはパグウォッシュ会議という有名なものがございまして、これは原子力爆弾の開発と実行以来出てきた物理学者たちの運動でございまして、それから、アシロマ会議。これは遺伝子組換え技術ができたときに、その研究者たちが自主的に集まって、これがどのような意味を持つかを議論したというのが有名な会議でございまして。その後、アメリカのNIHのガイドラインになり、そして各国がガイドラインを整備して、現在はカルタヘナ議定書という国際的な条約のもとでハーモナイズされております。	・研究に対する規制	小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	40

371	③	3-2. 学問の自由	<p>【研究行為の規制:ガイドライン型】</p> <p>・他方、もう少し強めて、ガイドライン型というものがございませう。これは、ソフトローというふうな言い方をし、事態の進展に対して柔軟に適用するために、ガイドライン体制でコントロールするという考え方が、逆に言いますと、行政指導の裁量濫用といったことが起こりやすいということも考えられます。主としてライフサイエンスの分野でこういうものが整備されてきております。</p>		小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	41
372	③	3-2. 学問の自由	<p>【研究行為の規制:法的規制】</p> <p>・それで、2ページ目にまいりますと、法的規制です。この法的規制の上のところ、特定胚の取扱いに関する指針で、二重丸で、「法的根拠あり」というふうに書いてありますが、これは二つ目のところでは、法的規制でいうと、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律というのがございまして、これでは、この四種類の胚をヒト又は動物の体内に移植することを禁止しております。そして、個体の産生を罰則つきで禁止しております、違反した場合には10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はその併科という形になっております。</p>		小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	41
373	③	3-2. 学問の自由	<p>【研究行為の規制:国際条約とそれに基づく国内法】</p> <p>・それから、兵器の開発・使用の禁止に関しては、国際条約がございまして、これに基づいて、それぞれの国内法ができてきているということ。これもやはりリマインドしておいた方がいいかもしれません。化学兵器、生物兵器、それから核兵器不拡散条約です。</p>		小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	42
374	③	3-2. 学問の自由	<p>【研究の自由の制約:人権、人間の尊厳、公共の福祉、政治的理由】</p> <p>・ただ、いずれにせよ、研究の自由というものは、何らかの形で制約できるというか、制約がなされているわけですね。そのときに、一つは人権、あるいは、ヒトクローンに関しては、人間の尊厳という、日本の法体系では余り使わない言葉が使われて規制されております。それで、心理学や医学やヒトクローン禁止法などがございませう。それから、あとは公共の福利という観点で、各種の兵器の禁止とか、カルタヘナ議定書などは正当化されるのかもしれませんが。あともう一つ、やはり政治的理由で、今日は安浦先生がお話しになったような、安全保障輸出管理制度、こういったものが、やはり制約条件として機能しているようですね。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の自由の制約</li> <li>・人権、人間の尊厳</li> <li>・公共の福祉</li> <li>・政治的理由</li> </ul>	小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	42
375	③	3-3. 公表の自由	<p>2-3. 【公開性という科学の理念の意味するところは、知識の生産者が知識の利用者を管理できないということ】</p> <p>・そして、公開性という科学の理念の意味するところは、知識の生産者が知識の利用者を管理できないということの意味しております。これは、ある意味で創造性の源泉でもありますし、デュアルユース、マルチプルユースの生じるゆえんということにもなるかと思ひます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開性</li> <li>・知識の利用者</li> <li>・管理できない</li> </ul>	小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	43

376	③	3-3. 公表の自由	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究資金	【米国における状況: リストリクテッドリサーチは公表の制限あり】 ・それに対して、初めから、国がお金を出すときに、これはリストリクテッドリサーチだといったものに対しては、これは公表の制限があるという前提でございます。	・リストリクテッドリサーチ ・公表の制限	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	21
377	③	3-3. 公表の自由	3-6. 秘密保持義務関係	【防衛秘密は学術の公開性とは、本来的に緊張関係を持つ】 ・防衛秘密というのは、罰則による情報の秘匿を本質にするわけですので、これは学術の公開性とは、本来的に緊張関係を持つ。その緊張関係は非常に大きい領域であると考えべきだろうと思います。	・防衛秘密 ・学術の公開性 ・緊張関係	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	34
378	③	3-3. 公表の自由	3-7. 安全保障貿易管理	【輸出管理上の国内における公開性】 ・(リストリクテッドなものについて国内で共同研究することは、問題ないのかとの杉田委員長の質問に対して) 国内は、この法律は対象にしておりません。	・輸出管理 ・国内における公開性	杉浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	26
379	③	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【米国の状況: リストリクテッドリサーチを大学外とする米大学】 ・MITとかジョンズホプキンスは、その先生が(引用者注: リストリクテッド)の研究をすることは認めるけれども、大学内ではやってはいけない。別の機関で、サバティカルのとときとか、週1日そちらの方で研究するという契約を結んでやるということを受けています。	・リストリクテッドリサーチ ・大学外	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	22
380	③	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【米国の状況: リストリクテッドリサーチを学内に受け入れる米大学】 ・それから、バージニアテックとかジョージアテックは、これは制限つき研究も受け入れますが、これをやると、本当に違反していないかというのを大学当局が厳しくチェックする。その仕組みを大学が持つ必要がございます、これを整えております。	・リストリクテッドリサーチ ・大学当局のチェック	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	22
381	③	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【米国の状況: 資金の出所にかかわらずリストリクテッドリサーチとなる場合あり】 ・ですから、ざっくり言いますと、アメリカでは、そのファンドの出もとが軍事関係機関である、非軍事関係機関であるにかかわらず、ファンダメンタルリサーチと定義されれば、これは成果の自由な公開が保証されております。それに対して、リストリクテッドリサーチと定義されれば、たとえNSFからのものであっても、成果の公開は個別に制限されるということでございます。	・リストリクテッドリサーチ ・成果の公開の制限	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	22

382	③	3-3. 公表の自由	3-4. 研究契約等による制約	【成果公開にかかる契約上の義務】 ・各府省の委託研究の契約書と比較して、防衛省の委託研究の制約が特に大きいというものではないと。ただ、事前の内容確認の運用によっては、実態としての制約が変わる可能性があるということでございます。	・成果公開 ・事前の内容確認 ・	下田 調査員	4	3	安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響	33
383	③	3-3. 公表の自由	3-5. 知的財産関係	【契約上のノウハウの秘匿義務】 ・それから、成果の公開に関しまして、実はノウハウの秘匿ということもでございます。成果のうちノウハウについては委託者、受託者が協議をし、その秘匿の対象と期間を指定するということが委託契約書に規定されておるといことで、これも防衛省と他府省で大きな差があるというものではございません。	・ノウハウの秘匿 ・契約 ・防衛省 ・	下田 調査員	4	3	安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響	33
384	③	3-3. 公表の自由	3-6. 秘密保持義務関係	【契約上の秘密保持義務】 ・それから、秘密保持義務につきましてですが、これも契約書において秘密保持義務が規定されておりますけれども、その内容について防衛省の契約と他府省の契約とで特に大きな変わりはないというふうに認識しました。ただ、防衛に関する研究開発の事項等について、法令に基づいて秘密保持の必要が発生するような場合、具体的にどのような手続が必要とされ、どのような制約が発生するか、これについては残念ながらよくわからないというものでございます。	・秘密保持義務 ・契約 ・防衛省 ・	下田 調査員	4	3	安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響	33
385	③	3-4. 研究契約等による制約	3-7. 安全保障貿易管理	【留学生への対応の該非判定で、大学には大きな負担】 ・(「武器輸出の問題で・・・すごく微妙な場面を想定すると、例えば、2年の目的で留学してきた学生、でもまだ6カ月に至っていない。そういう学生がいるゼミでこういう内容を話したとすると、それは違反になるのかとの山極委員の質問に対し)(前略)山極先生がこういう話を今日講義しようと思うけれども、クラスの学生はこういうメンバーで、これでやっていいかということのを該非判定の責任者に聞いて、いいと言われたらやるというのが、一応日本の法律上の建前になっています。(中略)その留学生を入れるときのいろんなチェックが、アメリカや、特にイギリスが一番すごいですけれども、ものすごいチェックがあって、大学がやるのではなくて、入国管理局がやるんです。日本の場合は、入管は一切やらずに、その学生は大丈夫かということのを大学が判定しろというふうに言われていて、これも大学においてもものすごい負担になっています。	・留学生 ・武器輸出 ・該非判定 ・大学	安浦 委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	28
386	③	3-6. 秘密保持義務関係	3-7. 安全保障貿易管理	【学術研究に対する4つの制約: 契約、安全保障輸出管理、社会的な規範と防衛秘密法制】: ・先ほど、安浦先生の御報告で、学術研究が制約される局面として3つを挙げられました。契約による制約、安全保障輸出管理による制約、それから社会的な規範による制約の3つですが、実はもう一つ、防衛秘密に関する法制、法制度による制約があるのではないかとということで、安浦先生の御報告を補足する意味もあるのではないかと思います。	・防衛秘密 ・公開性 ・	佐藤 委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	31
387	③	3-6. 秘密保持義務関係	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進	【秘密指定につながる可能性があるということをどのように考えるのか、委員会の検討で重要】 ・いずれにせよ、結果としてせよ、軍事的に利用される技術や知識の研究は秘密指定につながる可能性があるということをどのように考えるのか、これはこの委員会の中で今後検討していくべき重要な事項であらうと思います。	・秘密指定の可能性 ・ ・	佐藤 委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	34

388	③	3-6. 秘密保持義務関係	【防衛秘密の4分類: 自衛隊法に定める秘密、防衛秘密、特別防衛秘密、米軍の機密】 ・防衛秘密ですけれども、現在の日本の法制度は、4つが定められています。 1つは、いわゆる省秘ということになりますが、自衛隊法に定める秘密です。2つ目が防衛秘密で、特定秘密保護法の別表1に定められている事項で、これについては後ほど御説明を申し上げます。3つ目は特別防衛秘密で、いわゆるMDA秘密保護法に定める、合衆国政府から日本に供与された装備品及び情報についての秘密。それから4つ目が、いわゆる米軍の機密で、在日米軍刑事特別措置法に定める秘密ということになります。	・防衛秘密 ・日本の法制度	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	31
389	③	3-6. 秘密保持義務関係	【防衛秘密には研究開発段階のものも含まれる】 ・そのうち、防衛秘密というのは別表1に掲げられているもので、このような形になっております。非常に包括的に、防衛に関する事項が定められていて、これに関する事項が特定秘密に指定される可能性がある。一つ注意しておく必要があるのは、この「チ」と「リ」ですけれども、これらの物の仕様、性能、又は使用方法、あるいは製作、検査、修理又は試験の方法については、研究開発段階のものも含まれるという規定になっています。	・防衛秘密 ・研究開発段階	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	32
390	③	3-6. 秘密保持義務関係	【防衛省、あるいは防衛装備庁が特定秘密を指定する権限あり】 ・さて、この特定秘密を指定する権限を有する行政機関ですが、現在20機関があり、防衛秘密との関係ですと、防衛省、あるいは防衛装備庁が特定秘密を指定する権限を持っている。他方、参考までに申し上げますと、特定保護法施行令の3条によって、指定権限を有する行政機関から除外されている機関というものがある、文部科学省はそのような指定権限を持たない機関とされております。	・特定秘密 ・指定権限 ・防衛装備庁	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	32
391	③	3-6. 秘密保持義務関係	【大学等における研究が直ちに特定秘密の指定対象になることはない】 ・まず、大学等の研究一般が特定秘密、防衛秘密に指定される可能性があるのかということです。特定秘密指定の対象となるのは行政機関の情報です。大学、独立行政法人、国立研究開発法人は、特定秘密保護法2条各号に定める行政機関には該当しないので、大学等における研究が直ちに特定秘密の指定対象になることはないというふうに、ひとまずは考えることができます。	・特定秘密 ・大学	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	32
392	③	3-6. 秘密保持義務関係	【漏えい罪が学術研究に適用されてくることになるのではないかとという危惧】 ・他方、軍事的に利用される技術や知識の研究については漏えい罪が問題になるわけですが、この点については、特定秘密保護法22条2項が適用されるとは考えにくい。同条の適用外であるといったときに、そうすると、端的にこの漏えい罪が学術研究に適用されてくることになるのではないかとという危惧がございます。	・漏えい罪	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	33
393	③	3-6. 秘密保持義務関係	【行政機関からの事業委託で、受託者が作成、取得する情報が特定秘密に指定される可能性が皆無ではない】 ・最後に、行政機関からの事業委託につきましては、受託者が作成、取得する情報が特定秘密に指定される可能性が皆無ではない、制度的には排除されていない。したがって、委託者が秘密指定の権限を持つ機関であるかどうか非常に重要であるということ、この点を再度指摘しておきたいと思っております。	・防衛秘密 ・事業委託 ・指定の可能性	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	34
394	③	3-7. 安全保障貿易管理 3-3. 公表の自由	【ほとんどの応用研究が安全保障輸出管理の対象となる可能性を持っている】 ・ですから、先ほどのアメリカの例に比べて、日本の場合、軍事機関からの研究資金というのはない、これは今議論しているのではないとしますと、その右側(がわ)のところ、非軍事機関からの研究資金であっても、ほとんどの応用研究が安全保障輸出管理の対象となる可能性を持っているというのが、日本の研究現場の極めて危ういポイントだと思っております。	・日本の大学 ・輸出管理	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	24

395	③	3-7. 安全保障貿易管理	<p>【米国の事例からの示唆—結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後、まとめますけれども、何が問題かということは、法律上は必要とされる安全保障輸出管理に関する個別の技術提供の管理、これはやっていい、やってはいけないという、その該非判定等を大学において完璧に実施するのは、極めて大きなコストと時間がかかって非現実的です。</li> <li>しかし法律に抵触する可能性は常に存在し、研究者が安心して教育、研究ができない。これは、やはり6-2の資料で求めているような、抜本的な日本の法体系の改正が必要であるというふうに思います。</li> <li>ファンダメンタルリサーチのような包括的な除外規定、こういったものがあると、一つのソリューション。アメリカは手本にならないという考え方もありますけれども、ここは非常にうまく考えたなという気がいたします。</li> <li>このまま非合法的な状況を改善しないでいくと、やはり大学のコンプライアンス自身が壊れていく可能性がありますので、ここはやはりしっかりやっていく必要があると思います。</li> </ul>	・研究資金 ・輸出管理	安浦委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	24-25
396	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	1-3. 【武器の開発そのものを丸ごと否定するのではない限りは、誰かがやっているということまでは射程が及ばず、名宛人の問題になってくる】	・防衛装備の研究 ・誰かがやっている ・名宛人の問題	小森田委員	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	27
397	③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 【安全保障研究は防衛秘密指定につながる可能性がある】	・安全保障研究 ・防衛秘密指	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	31
398	③ ④	3-3. 公表の自由	3-7. 【輸出管理上の国内における公開性】	・輸出管理、 ・国内における公開性	杉浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	26
399	③ ④	3-3. 公表の自由	4-1. 【全てオープンでは防衛に役に立たない】	・国の研究助成 ・防衛 ・オープン	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	5

400	③ ④	1-2. 決議の扱い 2-4. 二面性(軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	【デュアルユースは二面性あり、また、各論の議論は軍事研究の容認の議論となる】 ・軍事研究容認の前提についてを議論せずに、デュアルユースの各論について話し合いを始めると容認を認めるための話し合いとなる。防衛省の研究費で行う研究成果の平時への活用を意味するデュアルユースの考え方は、文部科学省などの他の研究費で行う研究の非常事態への活用としてのデュアルユースとは異なる論旨展開があると思うので、慎重な議論を望む。	・デュアルユース ・軍事研究 ・容認 ・活用	大政委員 提出資料 委員長代読	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	3
401	③ ④	3-3. 公表の自由 4-5. 学術研究のための研究費の確保	【軍事研究が、研究の正当性についての倫理的問題を伴う、公開性が制限される領域が生じ得る、政策的に位置づけられた場合には研究資金のバランスに影響を与える可能性がある】 ・3番目、軍事研究は研究のあり方に影響を及ぼす可能性がある。今言った2つの点と密接に関係していますけれども、研究の正当性についての倫理的問題を伴う、公開性が制限される領域が生じ得る、政策的に位置づけられた場合には研究資金のバランスに影響を与える可能性がある、ということが考えられるのではないかと思います。	・軍事研究 ・研究の正当性 ・倫理的問題	小森田委員 (論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	13
402	③ ④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 3-4. 研究契約等による制約	【特定秘密が提供される場合に生じる難しい問題】 ・(特定秘密の提供、指定が当事者間の話し合いだけの領域で済むのか、それとも第三者がそこについて判断するような形になっていくのか、との小森田委員からの質問に対して) 前者(引用者注:特定秘密の提供)の場合は、一応、公募要領で「提供しません」となっているわけですが、かりに、防衛装備庁が持っている特定秘密を提供することによって研究を進展させてはどうかということが、例えば、プログラムオフィサーから示唆があった場合に、それを受け入れるかどうかは当然所属の研究機関に知らせることになり、それについてどう判断するかは、各研究機関の判断によると思います。研究者各人についていうと、ここにありますように、特定秘密を扱えるのは、この適正評価を受けた者だけです。その研究者は適正評価を受けることとなります。 そして、それが研究代表者だけではなく、その研究室、あるいはラボラトリーのメンバー全員、例えば、若手のポスドクであったり、あるいは大学院生も含めて、この適正評価を受ける対象者が広がっていくのではないかが一つの問題になろうかと思います。 また、大学としては、委託研究の受入れはいったんは許可したけれども、その後特定秘密に関わるような研究は、大学として望ましくないとなった場合に、そのときに契約を打ち切るのかどうか、そのことによって、既に受けている委託金を返還するのかどうか、非常に難しい問題が生じるのではないかと思います。	・防衛秘密	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	38
403	③ ④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 3-4. 研究契約等による制約	【特定秘密に指定される場合に生じる難しい問題】: ・(特定秘密の提供、指定が当事者間の話し合いだけの領域で済むのか、それとも第三者がそこについて判断するような形になっていくのか、との小森田委員からの質問に対して) これに対して、第2の、この研究の中で生まれた情報、成果が特定秘密に指定される、特に研究進捗状況の中で、安全保障の観点から非常に画期的な成果であるとして、新たに特定秘密に指定されるようになった場合にどうなるのかは、先ほど申し上げた以上に非常に難しい問題を、研究者個人、研究室、研究機関それぞれに生じさせるのではないかと思います。 あえてつけ加えますならば、現在、安全保障技術研究推進制度を受け入れている大学の長、あるいは執行部は、このような可能性についても、研究者各人に十分注意を喚起する、それだけの重要性を持っている問題ではないかと私としては考えております。	・防衛秘密	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	38

404	③ ④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 3-6. 秘密保持義務関係	【現在は受託者に特定秘密が提供されていないので、漏えいの問題はない】 ・特定秘密との関係でいいますと、二つの局面を分けて考えた方がいいと思います 一つは、既に防衛省なり防衛装備庁が持っている特定秘密が、この安全保障技術研究推進制度を通じて各研究機関に提供されて、その結果として、各研究機関で、その特定秘密を漏えいした、そのことについて漏えい罪に問われるかどうかという問題であります。これについては、今大西委員がおっしゃったように、現在は特定秘密が提供されていませんので、この漏えいの問題はない、漏えい罪に問われる問題はないということです。	・特定秘密 ・漏洩	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	36
405	③ ④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度で得られた研究成果が、将来特定秘密や防衛秘密に指定される可能性は排除されていない】 ・他方で、この安全保障技術研究推進制度の中で得られた研究成果が、将来特定秘密や防衛秘密に指定される可能性があるかといえば、その可能性は排除されていないということをお知らせしました。そのことについては、公募要領等では記載がないのではないかと、そのことについては十分注意をする必要があるのではないかと、このことについてご意見を申し上げます。	・防衛秘密 ・特定秘密 ・指定の可能性	佐藤委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	37
406	③ ④ ⑤	1-2. 決議の扱い 1-1. 環境変化／自衛隊／憲法／安全保障環境等	【1950年に出て1967年まで出なかったという話では実はないという、そのところを見ていかなければならない】 ・小森田さんの今日の論点整理の一番最後にもありましたけれども、そして、委員長が今、歴史から何を見ていくのかということがありました。その議論は、実はそれほど単純なものではない、1950年に出て1967年まで出なかったという話では実はないという、そのところを見ていかなければならないと思います。その間に研究資金が全く足りない、今よりも多分足りなかったと思います。そんなことも山ほど議事録の中から出てきます。私たちは、一体この委員会では何を議論すべきかというときには、この上に、こういったものの行間を読んだ、そこで出てきた議論の上に重ねていかなければいけない。今は何だろうかという、その部分を見ていかなければいけない作業はそれほど単純なものではないということをお知らせして、では、どこで、どういうふうな、何を表明すればいいのかということをお知らせしているところです。	・1950年 ・1967年 ・議論	井野瀬委員	2	1	本委員会の位置付けについて	29
407	③ ④ ⑤	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【安全保障にかかわる研究と公開性・透明性、学術研究全般への影響、研究の適切性の判断】 ・それから、仮に一定の安全保障にかかわる研究が行われるとして、それが公開性・透明性とどうかかわるのか、あるいは研究資金の導入がそういうテーマで行われた場合に、学術研究全般にどのような影響を与えるのか、あるいは研究の適切性の判断というのは個々の科学者、これは行動規範というのが科学者に対する行動規範であります。研究機関も一定の判断をするということなので、科学者と研究機関の判断のそれぞれの観点なり役割、そういうことについても論点になるのかというふうな前段階では考えています。	・安全保障にかかわる研究 ・公開性・透明性 ・学術研究全般への影響 ・研究の適切性の判断	大西委員長 (委員会設置の趣旨説明)	1	1	本委員会の位置付けについて	3
408	③ ⑤	3-2. 学問の自由 5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【大学あるいは科学者の所属する組織の理念による制約は可能か】 ・研究者全体に関する規制のかけ方というのは大変難しいわけですが、大学あるいは科学者の所属する組織の理念によって、そもそも制約することが可能かどうかという論点はあろうかと思えます。その点で、先ほどのリストラクテッドリサーチへの対応を各大学が決めているというやり方は、一つの参考になるのかもしれませんが。	・研究に対する規制	小林委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	42-43



409	③ ⑤	3-3. 公表の自由 5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【大学施設外での軍事研究により大学内における自由な研究環境を守る】 ・その次は、シカゴ大学が一つの例なんですけれども、アメリカの大学ではユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーション、URAあたりが大学で行われる研究の公開の原則をはっきり打ち出していますね。研究に関する完全な自由と無条件での情報公開、これに抵触するような研究資金は受け入れないし、大学の研究設備も使わせないと。はっきり大学では基本的に公開できる研究しかないということを明示的に打ち出す。その一方で、秘密研究をやりたいんだったら、軍の人物調査をパスした上で、軍の研究施設に行ってやってくださいと。それは別に大学として拒否はしませんという形で線引きをしているわけですね。これは軍事研究を認めているという意味では問題なのかもしれないけれども、大学における自由な研究環境を守るという観点からいえば、一つのやり方なのかもしれないという意味でここに挙げました。	・アメリカ ・大学 ・自由な研究環境 ・秘密研究	杉山先生	4	3	安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響	37
410	③ ⑥	3-2. 学問の自由 6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【研究の自由の規制に対する批判についてはどう考えるか、この検討会で議論しておく必要がある】 ・これに対して、規制に対する批判が考えられます。これについてはどう考えるかということも、この検討会では議論しておく必要があるだろうと思います。例えば、国内における規制は国外への流出を引き起こす可能性がある。あるいは、これは政治レベルで強調されている点ですけども、国費が投入されている以上、国益のための研究は規制すべきではないのではないかと。これは、研究の自由の擁護とは異なる文脈ですけども、こういうことも言われております。こういうことをどう考えるかということが問題になるように思います。	・研究の自由 ・規制 ・批判 ・国費の投入	小森田委員 (論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	18
411	③ ⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度 / 米軍の資金 / その他 3-3. 公表の自由	【事務処理要領の文言と契約書の文言との不整合】 ・(契約書の47条1項に、乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続等に従わなければならないとなっている。この「甲が別に定める」ということの中に事務処理要領というものが含まれるのか。契約書と事務処理要領の文言が微妙に異なっているので、この「別に定める」ということで事務処理要領の趣旨が契約書の中に入ってくると、また先ほどの正当な理由云々(うんぬん)といったようなことが問題になるのではないかと危惧するとの指摘に対して) ここで言うものは事務処理要領でございますが、今御指摘いただいたとおり、事務処理要領の文言と契約書の文言が違っているというところは、我々もきちんと整合をとっていかねばいけませんと考えておりますので、そこは誤解のないように今後見直していきたいと考えております。	・事務処理要領 ・契約書 ・微妙な相違	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	24
412	④	4-1. 財源による線引き / ミッションを持つ組織からの研究 4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【予算にはミッションがあり、将来的に変質していくことを危惧】 ・応募の際に、公開性・透明性が保たれているといっても、予算にはミッションがあり、将来的に変質していくことを危惧する。	・予算 ・透明性・公開性 ・ミッション ・変質	大政委員 提出資料を委員長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	4
413	④	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善田 5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【出口に何らかの倫理規定なり行動規範なり、あるいはチェックを設けるという形が構造的には良い】 ・佐藤先生の出口の問題、善用と悪用の話も同じですけども、そこに何らかの倫理規定なり行動規範なりを設ける、あるいはチェックを設けるという形の方が構造的にはいいんじゃないかという感じがしました。	・ ・ ・	大政委員	3	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	31

414	④	2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	4-1. 【政府の他の研究制度の成果の活用】 ・ 政府の他の研究制度の成果につきましては、防衛装備庁としても府省内協力して安全保障分野として活用可能なものは活用していきたいというふうに思っております。 他方、各府省が現時点で運用しております研究資金制度、競争的資金制度を中心としますが、それぞれの府省が所掌する行政目的のために設けられているものと存じ上げております。 したがって、防衛装備庁が期待する目的のために、他府省がその制度をその目的のために運用するということはないと思っております。 よって、防衛装備庁といたしましては、装備品の研究開発の効果的・効率的な実施を図るといった自らの行政目的の達成のために本制度を開始し、運用しているところでございます。	・政府の他の研究制度の成果 ・防衛装備庁が期待する目的 ・装備品の研究開発	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	13
415	④	3-1. 基礎研究	3-7. 【米国のファンダメンタルリサーチは安全保障輸出管理の対象外】: ・ファンダメンタルリサーチは、ベーシックリサーチとアプライドリサーチを含みます。ですから、これは言葉遣いに十分注意していかないといけないのは、「基礎研究」といったときに、ファンダメンタルリサーチを指しているのか、ベーシックリサーチを指しているのか、ここをしっかりと議論しておく必要があると思います。 ファンダメンタルリサーチの定義には、「科学及び工業分野の基礎研究及び応用研究で」というふうに定義されております。大学におけるほとんどの研究や教育は、この範疇で安全保障輸出管理の、自動的に対象外となるという仕組みがつくられております。	・ファンダメンタルリサーチ ・安全保障輸出管理 ・対象外	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	21
416	④	3-1. 基礎研究	3-7. 【米国の状況：米国大学は安全保障輸出管理体制が充実】 ・アメリカの大学は、これに対応して、いろいろな形での安全保障に関するコンプライアンスの問題が出てきますから、必ず事務局の中にこういうしっかりした体制を築いて、法律の専門家を大きな大学はみんな置いて、あるいは弁護士と契約してチェックを行っている。スタンフォードみたいなリストラクテッドリサーチを受けられないところは、比較的これが軽くて済みますし、ジョージアテックみたいな場合には、ここにすごく厳しい制約を課しないと、法人自身が罪に問われる可能性があるということでございます。	・大学のコンプライアンス体制	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	23
417	④	3-1. 基礎研究	3-7. 【日本の状況：安全保障輸出管理の対象が不明確】 ・(前略)安全保障輸出管理の対象が不明確で、学部や大学院での教育で、技術のことをしゃべっても危ない場合もあり得る。それから、海外での学会の発表、オンライン教育での技術提供でも、これも該当する可能性が否定できない。それから、海外との研究連携をやっていく場合には、ますますこれが大きな問題になってくる。	・日本の大学 ・輸出管理	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	23
418	④	3-4. 研究契約等による制約	4-1. 【安全保障技術研究推進制度の研究代表者は日本国籍保有者】 ・ これに加えて、研究代表者につきましては、日本国籍を有して、日本語によるヒアリング審査や評価に対応ができること、また研究期間中に、今所属している研究実施機関に継続的に所属することといったことを条件として挙げさせていただいております。	・研究代表者 ・日本国籍	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会での討議の報告	11
419	④	3-4. 研究契約等による制約	4-2. 【安全保障技術研究推進制度の防衛装備庁のPD,PMIによる進捗管理】 ・ また、デーリーのいわゆる進捗の管理でございますが、これは防衛装備庁の職員で構成されますプログラムディレクター、プログラムオフィサーが行うということになります。彼らの仕事といたしましては、いわゆる採択された際の研究計画等でございますので、これにのっとって受託先が研究しているかどうかを確認することになります。	・安全保障技術研究推進制度 ・プログラムオフィサー ・進捗管理	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	12

420	④	3-4. 研究契約等による制約	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【防衛装備庁のプログラムオフィサーの進捗管理では、研究者の自由度を最大限尊重する】 ・ おっしゃるように、このプログラムディレクター、プログラムオフィサーは防衛装備庁に所属いたします研究者が行います。我々5つの研究所、機関を持っておりまして、そこに約600人程度の研究者がおります。(中略) 我々のプログラムオフィサーというものは、いわゆる採択された研究計画というものがございまして、これは実際に応募していただいた研究計画に基づいて安全保障技術研究推進委員会が採択をして、それに基づいて我々委託契約を結ぶわけでございますが、その計画に沿って研究が行われていることを確認するというものがプログラムオフィサーの中心的な業務になります。 プログラムディレクターにつきましては、こういったプログラムオフィサーを統括するということで役割を担っているものでございます。 また、プログラムオフィサーの進捗管理でございますが、我々のスタンスとしては特に基礎研究でございますので、研究者の自由な発想こそがいわゆる革新的・独創的な知見を獲得する上で重要であるというように考えておりますので、研究者の自由度を最大限尊重するという点において、より成果を得るということを期待しているものでございます。	・プログラムオフィサー ・進捗管理 ・研究者の自由度の尊重 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	18
421	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 【 ・防衛装備庁の資金は問題ではないかという話と、研究助成だけなのかということですね。	・防衛装備庁 ・ ・	土井委員(第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会の討議の報告	4
422	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 【研究資金の出所の問題】 ・それから研究資金の出所の問題も、文科省から出ようが、防衛省から出ようが、これは結局は国民の税金なんですね。ですから何のための軍事研究かといったら、自衛隊の自衛力を高めるための研究だと思うんですが、これが最も基本的なテーマだと思います。	・研究資金の出所 ・国民の税金 ・ ・	小松幹事	3	1	各夏季部会の討議の報告	8
423	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-2. 学問の自由 【防衛装備庁のPOによる研究進捗管理で、自由で自律的な研究環境が保証されていない】 ・それで、PO、プログラムオフィサーによる研究進捗管理が行われるということから、自由で自律的な研究環境が保証されていないと私たちは見ております。 先ほど言いましたように、熱心なPOであればあるほど、これが実現できない、自律的に研究できなくなるという状況であると思います。	・プログラムオフィサー ・研究進捗管理 ・ ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	30
424	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度の審査】 ・ まず公募フェーズが終わりますと審査フェーズに入りますが、まず予備審査という形で、これは防衛装備庁の職員により書類審査を行います。ただ、この書類審査というものは点数をつけることはありません。我々の職員数名程度が応募いただいた応募書類を読ませただきまして、それに対してコメントを書くというようなものでございます。この段階でのスクリーニング、いわゆる足切り等はいりません。全て応募は一次審査に回ります。	・安全保障技術研究推進制度 ・書類審査 ・ ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11

425	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の二次審査、ヒアリング審査】 ・ 選定された課題につきまして、二次審査、ヒアリング審査を行いました。研究代表者の方に来ていただきましてプレゼンテーションしていただき、それに基づき先生方に審査をしていただきます。	・安全保障技術研究推進制度 ・二次審査 ・ヒアリング審査 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11
426	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の最終審査】 ・その後、最終審査でございますが、その3分科会の成果等を持ち寄りまして、また同じように安全保障技術研究推進委員会の中で、まあ、その他の事情ですね。研究不正等を総合的に勘案いたしまして、研究課題の採択候補を選定いたします。 その選定された採択候補に基づきまして、これは単なる役所の中の手続ではございますが、プロセスとして防衛装備庁長官が決定をするという形で文書をまとめて外部に報告をさせていただくということになっております。	・安全保障技術研究推進制度 ・最終審査 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11
427	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度のテーマ選定】 ・(前略) 競争的資金、私どもが行政目的のために実施するということでございますが、潜在的には我々の将来の防衛装備品の効率的な研究開発につながるような成果を出すテーマを私どもは選定をさせていただきます。	・防衛装備品 ・効率的な研究開発 ・	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	14
428	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【防衛装備庁のプログラムオフィサーの進捗管理では、進捗状況や翌年度の更新に向けた事業計画の作成の際にいろいろと先生の話をお聞き】 ・プログラムオフィサーの進捗管理につきましては、年に数回、2回か3回程度サイトビジットということで訪問いたしまして、その相手の先生方からどういった進捗状況かを聞くというものでございます。 また、これは単年度の契約を更新いたしますので、翌年度の更新に向けまして事業計画の作成の際にいろいろと先生の話をお聞きさせていただくところが中心になります。	・プログラムオフィサー ・進捗管理 ・事業計画作成 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	19
429	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【装備庁のPOの進捗管理】 ・繰り返してございますが、先生方の研究の自由な発想から、これらのプログラム、大変重要なところでございますので、専門家、近い専門家です。先生方のおっしゃることはよくわかる、なるべくわかる人間をつけて先生方の御意見を聞かせていただいておりますが、そのプログラムオフィサー自体がこの先生がこういうふうにしてほしいとか、そういうことは一切運営上は行っておりませんし、今後も行うつもりはございません。	・プログラムオフィサー ・進捗管理 ・	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	19

430	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度の研究実施において、先生方の自由な発想、自由な計画を我々の意思で曲げるつもりはない】 ・ 繰り返しでございますが、そういう意図(引用者注:POの役割としては防衛用途への応用という方向に向けていくとの趣旨)があるかという御質問には、ありません。そういった意図は一切ございません。 文章ですので、行政目的ですので、潜在的な応用というのは我々念頭に置いていますけれども、この研究実施において先生方の自由な発想、自由な計画を我々の意思で曲げると、こうやってください、ここまでやってくださいということは一切お願いするつもりはございませんし、その辺については説明が不足でございましたら、今後とも説明を尽くしていきたいと、御理解を賜りたいというふうに思っております。	・安全保障技術研究推進制度 ・自由な発想 ・	外圍防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	21
431	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【防衛装備庁の熱心なPOであればあるほど、防衛用途への応用という方向に向けていくというのは考えられる】 ・ しかしながら、熱心なPOであればあるほど、より職務に熱心であり、今小森田さんが言われたように(引用者注:POの役割としては防衛用途への応用という方向に向けていくとの趣旨)、職務上、当然それを積極的に行っていくというのは考えられることであって、という意味で、そういうことがないというふうに断言されることは、僕は形式論にすぎないというふうに私は思っております。	・安全保障技術研究推進制度 ・防衛用途への応用 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	21
432	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度は、大学や研究機関の人間を防衛省の都合のよいパートナーに仕立て上げる】 ・ それから、防衛省資金という意味を考えると、この資金提供によって、基盤技術の開発、防衛装備品開発のための提案だけじゃなしに、軍事技術開発のための人脈づくりとか継続的な協力関係とか、技術収集とか情報提供者としての役割等、大学や研究機関の人間を防衛省の都合のよいパートナーに仕立て上げるということ、これも1つの重要な目的であると私たちは踏んでおります。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学や研究機関の人間 ・防衛省の都合のよいパートナー	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	30
433	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用 【安全保障技術研究推進制度の審査の観点】 ・ (「要するに、防衛装備に役に立つことが条件であるというふうに審査をされているんでしょうか。」との問いに対し) こちらは公募要領等でも公開しているわけでございますが、我々審査の観点といたしましては大きく3つ挙げてございます。 まず1つが研究の発展性、将来性、また研究の有効性、研究の効率性ということで、これは他省庁さんと大きく変わるところはございません。 研究の発展性、将来性につきましては、観点、これは外部の先生に求めている観点でございますが、民生品等幅広い分野へ波及することが期待できるかという観点での審査をお願いしているところでございます。 今の御質問にありましたように、では、防衛装備庁としての将来使いたいということについて、では、どこに盛り込まれているんだということが多分御質問の趣旨だと思いますが、それは先ほど外圍が御説明したように、我々が研究テーマを設定するに当たって、その研究テーマについて何らかの研究、何らかの新しい知見が得られるということで、これは将来我々の潜在的な期待に応えられるものだというふうには理解してございます。	・安全保障技術研究推進制度 ・審査の観点 ・	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	14

434	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用 【防衛省独自で期待する応用分野が我々の行政目的に照らしてある】 ・これは私どもからの見方になりますけれども、各府省さんの競争的資金—まあ、お話しはよくさせていただきます、重複がないようにとか、どこを目指しているんだ、これは日々文科省さんとも、経済産業省さんともいろいろなところでお話をさせていただきながら、防衛省独自で期待する応用分野、ここが伸びたらいいな、これが伸びたら、もう少し我々の装備品も社会のお役に立つんだろうなという分野が我々の行政目的に照らしてあるという認識でございます。	・防衛省独自で期待する分野 ・ ・	外園 防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	16
435	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用 【安全保障技術研究推進制度は装備品への適用を直接目指すものではなく、将来の装備品の研究開発に資する可能性のある基礎、あるいは要素技術の発掘、育成を行うもの】 ・これは先ほども御説明したとおりでございます、本制度は装備品への適用を直接目指すものではございません。将来の装備品の研究開発に資する可能性のある基礎、あるいは要素技術の発掘、育成を行うものでございまして、そのため装備品への適用可能性というものを直接評価することはございません。	・安全保障技術研究推進制度 ・装備品 ・基礎、あるいは要素技術の発掘、育成	鈴木 技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	22
436	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用 【安全保障技術研究推進制度による研究成果としての知的財産の使用】 ・そのため、本制度における、例えば受託者が特許権なり知的財産権をお持ちの場合でも、我々がそれを直接、例えば量産段階で使わせていただくということは、かなり蓋然性が低く、むしろ先生が発明された知的財産権を何かもう商品化されて、汎用性の高い構成部品としてつくられた後に、それを我々が部品として活用させていただくといったようなのが一番大きいんじゃないかなと。 その場合につきましては、汎用性のあるものを民生品として購入することになるわけでございますので、これは、もうその扱いはほかの一般的な特許と何ら変わるところはないというふうに考えております。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・知的財産 ・活用	鈴木 技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	38
437	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【基盤的経費の穴埋めという位置づけ】 ・軍事組織発の研究資金を受ける理由ということで、基盤的経費の穴埋めという位置づけがあるということが記されております。	・軍事的組織発の研究資金 ・基盤的経費 ・穴埋め ・	土井 委員 (第三部 夏季部会 の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	4
438	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【運営費交付金の削減等のバランスで議論すべき】 ・そういう意味では線引きが難しいし、だけど資金の流れだけで矮小化するというのは適切ではないという、基礎研究ということで実際にお金が足りなくなっている、先ほどの御意見もありましたが、運営交付金の削減に伴って基礎研究を行う上で資金として考えているという、ただ、バランスのところでは問題は考えないといけないうところが述べられております。	・基礎研究 ・運営費交付金の削減 ・バランス ・	土井 委員 (第三部 夏季部会 の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	4

439	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【この制度の資金における研究は、大学の研究倫理委で判断すべき】 ・あるいは、この制度の資金における研究については、研究者個人ではなく、大学の研究倫理委で判断すべきであるという御意見。	・倫理委員会 ・	杉田委員 (第一部意見紹介)	5	1	前回の総会・部会について	6
440	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【軍事的な研究資金について、監視する機関を政府の外部に設けてはどうか】 ・軍事的な研究資金について、暴走しないように監視する機関を政府の外部に設けてはどうか。	・監視機関 ・政府の外部に ・	杉田委員長 (第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季での討議の報告	6
441	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【軍事研究の学生教育への悪影響】 ・当然ながら、軍事研究の手伝いをさせられるという学生の意識に対しても非常に悪影響が大きいと思います。第二次世界大戦中に教授から命令されて軍事研究を行った科学者の感想が述べられておるんですが、要するに、自分は軍事研究に動員されたという意識がないというわけです。だから、軍事研究への抵抗感もないというわけです。そういう意識のもとで育っちゃうと、自分の研究成果が実際どのように使われるかということ想像することもなくなってしまふ。そのような学生をつくり出してしまふということでありまして、これは僕は学生教育に対して、非常に大きな問題であると思います。	・軍事研究 ・学生教育 ・問題 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	34
442	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度への応募者数の減少と制度の運用】 ・28年度についても数的には減少しております。制度の運営に支障があるような応募状況ではないということでございますので、私が申し上げるのも恐縮でございますが、過去の答弁とは齟齬がないと、順調にいったおと思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・制度の運用 ・	外園防衛技監	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	40
443	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金	4-2. 【米国国防総省の研究資金の審査方式】 ・国防総省の研究資金でございますけれども、いわゆるピア・レビューとは異なる方式で運用、審査がなされておまして、彼らはそれを「メリットレビュー」というふうに呼んでいただけてございます。 この要点は、ファンディング・エージェンシー、つまり国防総省といたしましても、背広組であります国防長官府、陸・海・空・DARPAと、それぞれがエージェンシーとなっているわけでございますけれども、彼らのミッションに適合的かと、寄与するかどうかと、これが審査のポイントだったということでございます。	・国防総省の研究資金 ・メリットレビュー ・	川名調査員	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	5

444	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【審査は軍内部のプログラムマネジャー】 ・審査を務めますのは、主に軍の作戦計画であるとか、軍事のシステムに精通している内部のプログラムマネジャー、以下「PM」というふうに言いますが、PMでございまして、必要に応じて外部の専門家の意見を聴取するということがあったようでございます。	・プログラムマネジャー (PM) ・軍部内部	川名調査員	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	5
445	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【研究計画作成のプロセスでPMと申請者との直接コミュニケーション】 ・特徴的なのは、研究計画の作成のプロセスにおきまして、PMと申請者の中で直接コミュニケーションが図られると。国防総省のニーズに合わなければ、申請者はそれを聞いた上で修正を行っていくと。修正したものをまずはプレレビュー、予備審査というものにかけられます。これはPMが審査を行うわけでありまして、そこで好意的な評価が下されれば、本審査といいますが、公式の審査過程に進んでいくということになっていました。	・PM ・研究計画の作成 ・修正	川名調査員	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	5
446	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度の一次審査】 ・続きまして一次審査に移りますが、この一次審査以降につきましては、外部の専門家で構成いたします安全保障技術研究推進委員会というものが実施をいたします。 まず一次審査でございまして、これは予備審査において我々が書いたコメント、また応募書類の内容に基づきまして、いわゆる書類審査を行います。書類審査で審査員の方に点数をつけていただきます。その結果を踏まえまして、点数の高いもの、応募が多数の場合、ヒアリング審査を全てやりますと時間がかかりますので、そこで先生にお集まりいただきまして、二次審査を行う研究課題を選定をいたします。	・安全保障技術研究推進制度 ・一次審査	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	11
447	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【審査は軍内部のプログラムマネジャー】 ・審査を務めますのは、主に軍の作戦計画であるとか、軍事のシステムに精通している内部のプログラムマネジャー、以下「PM」というふうに言いますが、PMでございまして、必要に応じて外部の専門家の意見を聴取するということがあったようでございます。	・プログラムマネジャー (PM) ・軍部内部	川名調査員	6	1	各夏季部会での討議の報告	5



448	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金提供	<p>【安全保障技術研究推進制度の創設】</p> <p>・また、こういった中、平成28年8月、防衛省におきまして防衛技術戦略というものを策定いたしました。この中の文章でございますが、考え方といたしまして、「国内研究機関等との技術交流については、お互いの研究活動に対する考え方等を理解、尊重しつつ、相互の自発的な意思に基づいて行うものとの認識の下、交流によって得られた成果は、防衛分野における優れた先進技術の獲得のみならず、我が国全体のイノベーションへの貢献が期待されることから、一般的な研究成果の取扱いと同様に、知的財産の管理には配慮した上で適切に公開していく」、また「大学、独立行政法人の研究機関、企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するため、その研究成果を将来活用することを目指して、独自の安全保障技術研究推進制度（ファンディング制度）を平成27年度に創設したところであり、引き続き推進していく。加えて、技術的優越の確保のために大規模な投資が必要な先進的な技術分野についても、萌芽的研究の育成を行う」と、こういった文章を発表しているところでございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障技術研究推進制度の創設</li> <li>・萌芽的研究の育成</li> <li>・独創的な研究を発掘</li> <li>・優れた先進技術の獲得</li> </ul>	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	8
449	④	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究資金提供	<p>【安全保障技術研究推進制度の目的】</p> <p>・この安全保障技術研究推進制度でございますが、将来の装備品に適用可能な独創的な基礎技術の発掘・育成が目的でございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	9
450	④	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	<p>【防衛省の研究助成が、一般の研究者の研究を誘導し、ひいては研究を長期的に変質させる危険性はないか】</p> <p>・今回の防衛省の研究助成が、一般の研究者の研究を誘導し、ひいては研究を長期的に変質させる危険性はないか、それを避けるための規範は何か？予想されない軍事利用と、予想可能な軍事利用といったレベルの差に応じた行動規範を検討する必要はないか。研究者は十分に理解するだけの教育を受けているか。また、広く海外での取り組みを調べ、十分にメリット、デメリットを検討し、日本での行動規範を作るアクションをとるべきではないか。やはり、予算がどこからでているかがその影響を考える上で重要である。十分な議論が尽くされないまま、防衛省の公募研究が始まっていることに危惧を覚える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛省の研究助成</li> <li>・研究</li> <li>・誘導</li> <li>・変質</li> </ul>	大政委員提出資料を委員長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	4
451	④	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	<p>【防衛装備庁のPOの進捗管理が研究計画をゆがめることはない】</p> <p>・お答えいたしますが、今回は採択された場合に、先生が出していただいた研究計画というものに基づいて採択審査を行いまして、その研究計画がより優れたものが採択をされると。その研究結果に従って我々は計画を立てるということになってございます。</p> <p>したがいまして、我々の行政目的は、採択された研究計画が先生が最初に御提案いただいたとおりに研究が進んでいるかどうかを確認すると。進んでいなければ、どうしたらいいのか我々の相談に乗ることが我々のPOに課せられた役目と考えておりまして、つまり、POが勝手な判断で、もともとの先生から提案があり、採択された研究計画をゆがめるといったことは決してないということで、これまで説明をさせていただいたところでございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムオフィサー</li> <li>・進捗管理</li> <li>・研究計画</li> <li>・</li> </ul>	鈴木技術振興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	20

452	④	4-5. 学術研究のための研究費の確保	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【日本学術会議は、研究費の問題についてきちんと実情を述べ、国に対して予算増額を求めるべき】 ・まず研究費にかかわる問題は、(中略)、要するに、お金が出るんだったら、防衛省からの資金であろうと、成果が公表できなくなってもいいんじゃないかという。それで徴兵、つまり防衛省に協力すると思いついて、それで徴兵、つまり防衛省に協力する、そういうふうにならされているという状況です。 これについては、実は最後にまたお願いしたいんですが、日本学術会議としては腰を据えて、この問題を取り上げるべきであると思います。そして、国なり、文科省なり、財務省なりにきちんと実情を述べ、予算増額を求めるということを日本学術会議としてはやるべきであると思っております。	・日本学術会議 ・研究費の増額 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	31
453	④	3-3. 公表の自由	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【軍事研究が、研究の正当性についての倫理的問題を伴う、公開性が制限される領域が生じ得る、政策的に位置づけられた場合には研究資金のバランスに影響を与える可能性がある】 ・3番目、軍事研究は研究のあり方に影響を及ぼす可能性がある。今言った2つの点と密接に関係していますけれども、研究の正当性についての倫理的問題を伴う、公開性が制限される領域が生じ得る、政策的に位置づけられた場合には研究資金のバランスに影響を与える可能性がある、ということが考えられるのではないかと思います。	・軍事研究 ・研究の正当性 ・倫理的問題	小森田委員(論点整理)	2	2	谷夏李部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	13
454	④	3-7. 安全保障貿易管理	3-3. 公表の自由 【ほとんどの応用研究が安全保障輸出管理の対象となる可能性を持っている】 ・ですから、先ほどのアメリカの例に比べて、日本の場合、軍事機関からの研究資金というのはない、これは今議論しているのではないとしますと、その右側(がわ)のところ、非軍事機関からの研究資金であっても、ほとんどの応用研究が安全保障輸出管理の対象となる可能性を持っているというのが、日本の研究現場の極めて危ういポイントだと思えます	・日本の大学 ・輸出管理 ・	安浦委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	24
455	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-4. 研究契約等による制約 【特定秘密が提供される場合に生じる難しい問題】 ・(特定秘密の提供、指定が当事者間の話し合いだけの領域で済むのか、それとも第三者がそこについて判断するような形になっていくのか、との小森田委員からの質問に対して) 前者(引用者注:特定秘密の提供)の場合は、一応、公募要領で「提供しません」となっているわけですが、かりに、防衛装備庁が持っている特定秘密を提供することによって研究を進展させてはどうかということが、例えば、プログラムオフィサーから示唆があった場合に、それを受け入れるかどうかは当然所属の研究機関に知らせることになり、それについてどう判断するかは、各研究機関の判断によると思います。研究者各人についていうと、ここにありますように、特定秘密を扱えるのは、この適正評価を受けた者だけです。その研究者は適正評価を受けることになります。 そして、それが研究代表者だけではなく、その研究室、あるいはラボラトリーのメンバー全員、例えば、若手のポスドクであったり、あるいは大学院生も含めて、この適正評価を受ける対象者が広がっていくのではないかが一つの問題になるかと思えます。 また、大学としては、委託研究の受入れはいったんは許可したけれども、その後特定秘密に関わるような研究は、大学として望ましくないとなった場合に、そのときに契約を打ち切るのかどうか、そのことに	・防衛秘密 ・	佐藤委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	38

456	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-4. 研究契約等による制約 【特定秘密に指定される場合に生ずる難しい問題】： ・(特定秘密の提供、指定が当事者間の話し合いだけの領域で済むのか、それとも第三者がそこについて判断するような形になっていくのか、との小森田委員からの質問に対して) これに対して、第2の、この研究の中で生まれた情報、成果が特定秘密に指定される、特に研究進捗状況の中で、安全保障の観点から非常に画期的な成果であるとして、新たに特定秘密に指定されるようになった場合にどうなるのかは、先ほど申し上げた以上に非常に難しい問題を、研究者個人、研究室、研究機関それぞれに生じさせるのではないかと思います。 あえてつけ加えますならば、現在、安全保障技術研究推進制度を受け入れている大学の長、あるいは執行部は、このような可能性についても、研究者各人に十分注意を喚起する、それだけの重要性を持っている問題ではないかと私としては考えております。	・防衛秘密	佐藤委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	38
457	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【DARPA型: POIに大きな権限を与えて、リスクをとっていくというところに特色があるという研究スタイル】 ・あともう一つは、これ、明らかにDARPA型を防衛省も意識しているわけですが、DARPA型というのは、イノベーションのところで非常に評価の高いファンディングシステム。アメリカはマルチファンディングといいますがデュアルサポートといいますが、様々なファンディングシステムを持っているのですが、そのDARPA型の特色というのは、通常の大学の、このレポートでいうところの伝統的な物理学者たちの研究活動とは大分違ったモードをやってみせている。つまりピア・レビューとか研究者のコンセンサスとかによって積み上げていくというタイプではなくて、POという方に非常に大きな権限を与えて、そしてリスクをとっていくというところに特色があるという、そういう研究スタイルです。	・アメリカ ・DARPA	小林委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	25
458	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【アメリカの防衛省のファンディングのベーシックリサーチは、ユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチ】 ・かつ、アメリカの防衛省のファンディングの中では、6.1、6.2というふうに番号がついていて、6.1というのが、いわゆるベーシックリサーチという言い方をしているわけですね。しかし、このベーシックリサーチは、例えば理論物理学者が考えているようなベーシックよりは、やはりユースに向かっていくわけですね。最近そういうのをユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチみたいな言い方をすると、実は工学研究というのは大体そういうものではないかという議論になって、そしてピュア・リサーチというのは、そもそもユースを全く考えないという意味での自然の秘密の解明、純粋研究と、そういうふうになってくるわけですね。ですから、このDARPA型みたいなものをいろいろな場面で取り入れるという文脈の中でこの問題が出てきているというふうに考えなくてははいけない。それが2つ目。	・アメリカ ・防衛省 ・ファンディング ・ユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチ		2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	
459	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術推進制度は技術志向型であり、制度のターゲットを設定している。】 ・(前略)従来は基礎研究と応用研究、ベーシック・リサーチズとアプライド・リサーチズという二分法で、基礎研究から応用研究へというふうに単線的に発展していくというふうに理解されていたけれども、基礎か応用かという軸と並んで、これはファンダメンタル・アンダースタンディングという考え方と、ユース・インスパイアードという考え方が対になっていますけれども、何を指して研究をするかというもう一つの軸があると。ですから4象限で考える必要があるという、ストークスという方のお考え方が紹介されています。 これを読んで、改めてこの安全保障技術推進制度を読み直してみると、ここでは「技術志向型の基礎研究」が対象だと。つまり基礎研究であるけれども、技術志向型であるということが書かれています。そしてその説明の文脈の中で、特別な応用用途を直接に考慮することなく、仮説や議論を形成するための理論的・知見的研究というものもある、と。つまりこれが恐らくファンダメンタル・アンダースタンディングを目的とする基礎研究ということなんだと思うんですけども、かなりはっきりとそれとの区別を意識してこの制度のターゲットというものを設定しているということになると思います。	・安全保障技術推進制度 ・基礎研究 ・技術志向型 ・制度のターゲットを設定	小森田委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	17

460	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【安全保障技術研究推進制度のプログラムオフィサーは「防衛用途への応用という出口を目指して、研究委託先と調整を実施する】 ・資料⑬をちょっと御覧いただきますと、これは正にこの制度について防衛省の関係者の方が解説した論文です。資料⑬の上の図ですけれども、この図の中では、プログラムオフィサーの役割が書かれておりまして、プログラムオフィサー、POは「防衛用途への応用という出口を目指して、研究委託先と調整」を実施するというので、下の箱では、「研究委託先の状況を把握し必要なサポートを実施」する。サポートをするためには、それなりのステータスのある人でなければいけないので、POになる人は、大学であれば研究室長レベルの人を当てるといふふうに書かれております。	・安全保障技術研究推進制度 ・プログラムオフィサー ・防衛用途への応用 ・出口	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森委員)を受けて討議	17
461	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【軍事目的を持っている組織が非軍事部門に研究資金を供給するという制度が直接的問題】 ・2番目は、先ほども出ていましたけれども、今、問題になっているのは軍事目的ですね、防衛と言ってもいいですけども、軍事目的を持っている組織がそれに役立つ研究を推進するために、非軍事部門に資金を供給するという制度が今できていて、それをどう考えるかということが直接的問題だろうと思います。 したがって軍事部門—自衛隊、防衛装備庁ですけれども、ここに防衛装備を開発することを目的として研究されていたり、仕事をされている技術者がおられるという、その存在そのものを直接にその是非を問うているわけではないということだと思います。	・軍事目的を持っている組織 ・役立つ研究を推進 ・非軍事部門に資金を供給 ・制度	小森委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	18
462	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【基盤的経費の穴埋めという位置づけ】 ・軍事組織発の研究資金を受ける理由ということで、基盤的経費の穴埋めという位置づけがあるということが記されております。	・軍事的組織発の研究資金 ・基盤的経費 ・穴埋め	土井委員 (第三部夏季部会の報告)	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	4
463	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断 【今の時点でこの安全保障技術推進制度の研究費を、科学者として受けることはできないはず】 ・結論を申し上げますと、今の時点でこの安全保障技術推進制度というものに関する研究費を、科学者として受けることはできないはずだという、受けるべきでないではなくて、できないはずだという気がしてきたので、そのお話をしたいわけです。	・安全保障技術推進制度 ・科学者 ・受けることはできない	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響(吉川先生からの説明)	29

464	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	【安全保障技術研究推進制度に対して、科学者コミュニティの主導権によりその正当性について十分な議論をしなければならない】 ・したがって、私の今日の提案は、この新しい安全保障技術研究推進制度という、これは防衛省が出してくるわけですが、そういったものに対して本当の意味でそれがその「ミニ社会」でもいいですし、科学者コミュニティの主導権による正当性というものを、目的研究として出てきた研究制度というものについて、十分な議論をしなきゃいけないというわけです。	・安全保障技術研究推進制度 ・正統性 ・科学者コミュニティの主導権 ・十分な議論	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響（吉川先生からの説明）	34
465	④	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【形式は内容と名宛人で規定される】 ・3番目は、形式の話も出ました。これについては、文字どおり内容と名宛人によって規定されると思いますので、最後のところで問題になることかと思えます。	・形式 ・内容 ・名宛人	小森委員（論点整理）	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	6
466	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	【安全保障技術研究推進制度は自衛隊の本来業務に関連する研究開発】 ・それ（引用者注：DARPA災害ロボットコンテストへの参加）について学術会議は見解を出してはいないのですけれども、それが直接、今の防衛装備庁の議論の前段で、この関連で比較的、社会的な話題になったことであります。ただ、もちろん性格的にそのDARPAのやつは災害ロボットという、災害救助という観点でありますけれども、今回の少なくとも自衛隊の本来業務に関連する研究開発、基礎研究ではありますが、という違いがあると思えます。	・安全保障技術研究推進制度 ・自衛隊の本来業務に関連する研究開発	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	23
467	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	【】 ・防衛装備庁の資金は問題ではないかという話と、研究助成だけなのかということですね。	・防衛装備庁	土井委員（第三部夏季部会の報告）	3	3	意見交換、今後の審議の進め方について	4
468	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	【安全保障技術研究推進制度は自衛隊の本来業務に関連する研究開発】 ・それ（引用者注：DARPA災害ロボットコンテストへの参加）について学術会議は見解を出してはいないのですけれども、それが直接、今の防衛装備庁の議論の前段で、この関連で比較的、社会的な話題になったことであります。ただ、もちろん性格的にそのDARPAのやつは災害ロボットという、災害救助という観点でありますけれども、今回の少なくとも自衛隊の本来業務に関連する研究開発、基礎研究ではありますが、という違いがあると思えます。	・安全保障技術研究推進制度 ・自衛隊の本来業務に関連する研究開発	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	23

469	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-4. 二面性（軍事研究の成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用） 【防衛装備庁がその目的に照らして研究資金を提供する安全保障技術研究推進制度で、デュアル・ユースという言葉を使えるかどうか、議論が必要】 ・（前略）例えば防衛装備庁がデュアル・ユースという言葉を使えるかどうかについて、私自身はとても疑問です。もはや、軍とか軍の1つの日本のパーツである防衛装備庁が、その目的に照らしてファンディングする、資金を提供するというそのものに、デュアルを問うことが正しいことなのかどうなのかということ、これも議論してほしいと思っています。	・安全保障技術研究推進制度 ・目的に照らした研究資金提供 ・デュアル・ユースという言葉 ・使えるか	井野委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	27
470	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係 【特定秘密との関係を規定上読み取れるような形にするべきではないかという意見に対しては、指摘を踏まえて改善していきたい】 ・私どもの考え方としては、鈴木の方からこちらの発表の確認につきましても、特定秘密についてもそのような考えでありますので、御理解賜るよう適宜適切な形で御説明、公開をしていきたいというふうに思っております。（規定上、かなり読み取れるような形にするべきではないかという意見に対しては）御指摘を踏まえて改善をしていきたいと思っております。	・特定秘密 ・規定 ・改善	外圍防衛技監	6	3	今後の進め方について	26
471	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-4. 「学術研究」の範囲と大学の位置づけ（学術会議の代表性・対象とする科学者（1-4.）と関係） 【安全保障技術研究推進制度で、大学として契約するシステムをやめてくれという議論が出てくる可能性もある】 ・つまり、大学として契約しなくてはいけないというのが、今の安全保障技術研究推進制度の立て付けであるのは事実ですけれども、だから、そのシステムをやめてくれという議論がここから出てくる可能性もあるというのが、多分、山極さんの論点だろうと思うのですよね。だから、そういう形での契約で大学を真正面に出すということが本当にいいのかという論点があり得るので、それは（引用者注：大学向けのアンケート案が）ちょっと先取りしているのではないかとおっしゃっているのかなと思いました。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学として契約するシステム	小林委員	2	3	今後の進め方について	38
472	④	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【安全保障技術研究推進制度への大学の対応に関して情報を集めるべきではないか】 ・岡ですけれども、いろいろ報道を既にされていますけれども、この防衛装備庁の資金に関しては大学によっていろいろ対応をしているというか、その進んでいる大学と進んでいない大学と全く拒否している大学といろいろあると。そういう状況をやはりちょっと把握して、進んでいてある程度のきちんとした内規というものをつくってやっているところもあると思いますので、そういう情報も集められたら集めて、それも資料として見て、やはり検討する課題にすべきではないかと思えます。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学の対応	岡委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	19

473	④	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【特定の分野の振興予算による誘導と研究の自由の制約】 ・そして、公開性という科学の理念の意味するところは、知識の生産者が知識の利用者を管理できないということの意味しております。これは、ある意味で創造性の源泉でもありますし、デュアルユース、マルチプルユースの生じるゆえんということにもなるかと思えます。(中略) 現実には、科学技術政策においては、特定の分野の振興のために予算をつけるといった形の誘導は、既にさんざん行われてきておりますので、その意味では、研究の自由というのは、かなり抽象的な概念にならざるを得ないということでございます。	・進行予算 ・誘導 ・研究の自由	小林委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	43	
474	④	4-5. 学術研究のための研究費の確保	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織からの研究費	【非軍事の領域でのR&Dで基礎研究の費用は賄うべき】 ・ということで、日本で使われた概念もこれと基本的には同じであって、基礎研究や目的を定めたものではないから、軍事にも民生にも役立つと得るといふ論理によって進められているけれども、そのものとしては軍事的R&Dにほかならない。そうすると、なぜ基礎研究をそこから賄うのかということが問われるだろうということで、西川先生についても非軍事的の領域でのR&Dというところで基礎研究の費用は賄うべきではないかというお考えを述べられました。	・非軍事領域でのRD ・基礎研究	小森委員(史学委員会シンポ報告)	7	5(1)	その他(小森田委員からの説明)	5
475	④	4-4. 「学術研究」の範囲と大学の位置づけ(学術会議の代表性・対象とする科学者(1-	【大学だけが特別な存在と考えるべきではない】 ・それから、大学だけが特別な存在と考えるべきではないというふうに思っています。確かに大学は学生の教育も担当していますから特殊性はありますが、自分たちは平和に守られていて、自分の手は汚さないようにしているというふうに見えます。また、大学が防衛研究を全面的に拒否すれば、「政治は無責任な学者や大学はもはや相手にせず」として、防衛装備庁の予算等はどんどん民間企業に流れる可能性が高いというふうに思われます。	・大学 ・特別な存在と考えるべきではない	小松委員	7	5(2)	その他(小松委員からの説明)	49	
476	④	2-3. 研究成果の利用 / 基礎研究との関係	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【科学技術の成果の軍事的な利用については、憲法や国際条約の考え方を踏まえてとるべき科学者の対応を行動規範に定めるべき】 ・これらを踏まえてですが、特に今回の議論をしていくに当たって、デュアル・ユースを科学技術の成果の利用において、民生的な利用と軍事的な利用の両義性を持つことがあり得ることというのをベースの用法として、軍事的な利用については、これは私見が入りますけど、憲法や国際条約の考え方を踏まえて、とるべき科学者の対応を行動規範に定めるべきではないかというふう考えるわけです。	・デュアル・ユース ・科学技術の成果の利用 ・軍事的な利用 ・憲法や国際条約の考え方	大西委員	3	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	20

477	④ ①	3-3. 公表の自由	3-6. 秘密保持義務関係 【契約上の秘密保持義務】 ・それから、秘密保持義務につきましてですが、これも契約書において秘密保持義務が規定されておりますけれども、その内容について防衛省の契約と他府省の契約とで特に大きな変わりはないというふうに認識しました。ただ、防衛に関する研究開発の事項等について、法令に基づいて秘密保持の必要が発生するような場合、具体的にどのような手続が必要とされ、どのような制約が発生するか、これについては残念ながらよくわからないというものでございます。	・秘密保持義務 ・契約 ・防衛省	下田 調査員	4		3. 今後の進め方について	33
478	④ ①	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の相違 【武器の開発そのものを丸ごと否定するのではない限りは、誰かがやっているということまでは射程が及ばず、名宛人の問題になってくる】 ・ところが、今問題になっているのは、おっしゃったように、例えば武器あるいは防衛装備の研究にコミットするかどうかということについて、仮に大学人はコミットすべきではないというふうに考えたとしても、では、武器の開発そのものを丸ごと否定するのではない限りは誰かがやっているということまでは射程が及ばないので、そうすると、名宛人の問題になってきて、我々はどの範囲の人間を想定して議論をするのかという問題になってござるを得ないということで、実はもう少し生命科学については詳しく書こうと思ったのですが、ほとんどやめました、そういう難しい問題があるということが分かりましたので。ということで、御指摘のとおりだと思います。	・防衛装備の研究 ・誰かがやっている ・名宛人の問題	小森 田委員	2		3. 今後の進め方について	27
479	④ ②	4-3. 研究成果の利用	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用 【安全保障技術研究推進制度の成果の活用】 ・こちらは防衛装備品への適用面から着目されます大学や独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するために平成27年度から開始したものでございまして、成果につきましては、有望なものは、もちろん将来の防衛省における研究開発において活用させていただきたいという期待はございます。ただ、加えて、民生における成果の活用も期待しているところでございます。	・装備品への適用面から着目 ・独創的な研究を発掘 ・将来有望な研究を育成 ・民生における成果	鈴木 技術興官	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	9
480	④ ②	2-5. 財源による線引き（研究資金の出所）／ミッションを持つ組織から	3-3. 公表の自由 【軍事は公開性・透明性を原則とする科学研究との間では、何らかの緊張関係に立つ】 ・2番目は、軍事は「敵味方」の関係を事実上想定しているという領域だろうと思います。つまり、「味方」にとって有用なものを「敵」には渡さないという論理が適用される領域だろうと思います。その意味で、公開性・透明性を原則とする科学研究との間では、何らかの緊張関係に立っているという領域ではないかと思われま。これは後ほど、この点については触れたいと思います。	・軍事 ・公開性・透明性 ・科学研究 ・緊張関係	小森 田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	13
481	④ ②	3-2. 学問の自由	3-3. 公表の自由 【学問の自由、公開性に関連し、特定秘密保護法の運用状況も重要な情報】 ・今の学問の自由ということにも関連して、公開性という問題に関して言いますと、例えば特定秘密保護法の施行の状況といったようなことも関係してくるのではないかと思います。各省庁の中で特定秘密の指定の数を見ますと、やはり防衛省あるいは防衛装備庁あわせて突出をしているわけでありまして、次回でなくても結構ですけれども、いずれ問題となる学問にとって公開性がどのような意味を持ち、そして安全保障の領域でその公開性というものがどのような制約を受けていく可能性があるのか、このことについて十分な認識を持つためにも、特定秘密保護法の運用状況についても一定のファクトを共有していくことが重要のように思いました。	・学問の自由 ・公開性、 ・特定秘密保護法 ・運用状況	佐藤 委員	1	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	18



482	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【安全保障技術研究推進制度では、科学者の行動規範にある意図に反して悪用される、「意図に反して」というケースには該当しない】 ・いずれにしても、最終的には装備化するということを目標とした一連のプロセスの出発点のところに位置づけられているわけですので、この科学者の行動規範にある意図に反して悪用される、「意図に反して」というケースには該当しない、目標が明示されているということになるだろうと思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・科学者の行動規範 ・意図 ・悪用	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16
483	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 2-3. 研究成果の利用／基礎研究との関係	【安全保障技術研究推進制度では「技術志向型の基礎研究」が主な対象】 ・もう一つは、その次の「・」ですけれども、基礎研究と応用研究という文脈の中で、この研究は、アンダーラインを引いたところですが、「技術志向型の基礎研究」が主な対象である。ですから、純粋な基礎研究とも違う、やや応用を向いたような技術志向型の基礎研究ということになっております。ただ、ちょっとここは入り組んだ表現ですけれども、いわば純粋な基礎研究もあるので、ここでは、応用先を直接指示することはしないという文言に28年度の公募要領ではなっております。	・安全保障技術研究推進制度 ・技術志向型 ・基礎研究 ・対象	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16
484	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 2-4. 二面性(軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	【安全保障技術研究推進制度では、スピノンについては「分離」を強調している】 ・そして、研究者に対してそのことを踏まえた上で、文言は省略しますが(これも——これは公募要領の文言の一文を引いてあります——スピノンについては「分離」を強調していると思います。 つまり、防衛装備品そのものの研究開発ではない。防衛装備品そのものの研究開発は防衛省において引き続き行う。600人の研究者がいると言われておりますけれども、そこで行っていくということが前提になっておりまして、両者は別であるということが強調されております。	・安全保障技術研究推進制度 ・スピノン ・分離 ・強調	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16
485	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 2-4. 二面性(軍事研究成果の民生利用と民生研究成果の軍事利用)	【安全保障技術研究推進制度では、スピノフについては、「連続」を強調している】 ・スピノフの方については、その次のページですけれども、いわば「連続」を強調しております。防衛装備の研究が民生にも生かされることを期待するということが強調されております。 2007年から2008年にかけて公募要領の文言が若干変更されておりますけれども、新しい公募要領でも、民生への利用ということが強調されております。	・安全保障技術研究推進制度 ・スピノフ ・連続 ・強調	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	16

486	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-2. 学問の自由 【防衛省資金による研究による教室、学生への悪影響】 ・それから、あとはその研究が真理の探究でなくなる。防衛省の研究のためである。そういうことをやっている研究者が堂々としているということが教室に、あるいは学生たちにどんな悪影響を及ぼすか。これは私たち自身、十分押さえておく必要がある。まさに、知的退廃につながるわけですね。	・教室、学生 ・悪影響 ・	池内先生	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	34
487	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【「原則を公開」とされるが、軍事研究は秘密性の高い領域だけに、原則が破られる可能性についての吟味が必要】 ・したがって、「原則を公開」とすることが強調されておりますが、普通の領域であれば、これでよいかもしれないのですけれども、秘密性の高い領域だけに、原則が破られる可能性についての吟味が必要ではないか。例えば、「防衛装備庁が保有する情報・施設」の利用と公開性との関係はどうなのか。あるいは、POですね、プログラムオフィサーによる、いわゆる「進捗管理」はどのように行われるか。「例外」を設ける場合に、どのように要件で、どのように判断するかということが問題になるかもしれません。	・原則公開 ・軍事研究 ・秘密性の高い領域 ・原則が破られる可能性	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	17
488	④ ②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【安全保障技術研究推進制度による研究への留学生・外国籍の研究者の参加】 ・本制度、今御説明ありましたように、研究代表者の方につきましては日本国籍を有していることを条件の一つとさせていただいておりますが、それ以外の研究参加者につきましては国籍の制約はございません。そのため、本制度において研究参加者に留学生や外国籍の研究者がいることを特段妨げるものではありません。 ただ、研究代表者を含む全ての研究参加者は、国内の研究機関に所属していること、また研究実施場所は国内に所在していることにつきましては、これは応募要領にも書かせていただいておりますが、必要事項としてお願いしているところでございます。	・安全保障技術研究推進制度 ・留学生や外国籍の研究者 ・	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	28
489	④ ②	4-5. 学術研究のための研究費の確保	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織からの研究資金 【研究資金をめぐる全体的な動向という視点からどう考えるか】 ・最後に、研究資金をめぐる全体的な動向という視点からどう考えるかという問題です。 これは十分な検討ができておりませんので、ほとんど項目だけなのですが、まず、研究資金についての動向について言いますと、大学への要請は、今日の議論の文脈から言うと、非常に粗っぽく要約すれば次のようになるかなと思います。 基礎研究の主要な担い手として引き続き期待する。そして、基盤的経費、国立大学の場合には運営費交付金ですけれども、これの依存度を減らして、外部資金に比重を移すようにと、これが特に財務省からは強く求められている点です。3番目、大学を他から隔てている—他というのは企業や研究独法などが含まれると思いますけれども—資金面、人の面あるいは制度の面での「壁」をなくして風通しをよくするようということが求められているように思います。 そういう状況の中で「デュアル・ユース技術」の研究の拡大が主張されております。	・研究資金 ・動向 ・基盤的経費 ・外部資金	小森田委員(論点整理)		2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	19

490	④ ③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【「原則を公開」とされるが、軍事研究は秘密性の高い領域だけに、原則が破られる可能性についての吟味が必要】 ・したがって、「原則を公開」とすることが強調されておりますが、普通の領域であれば、これでもよいかもしれないのですけれども、秘密性の高い領域だけに、原則が破られる可能性についての吟味が必要ではないか。例えば、「防衛装備庁が保有する情報・施設」の利用と公開性との関係はどうなのか。あるいは、POですね、プログラムオフィサーによる、いわゆる「進捗管理」はどのように行われるか。「例外」を設ける場合に、どのように要件で、どのように判断するかということが問題になるかもしれません。	・原則公開 ・軍事研究 ・秘密性の高い領域 ・原則が破られる可能性	小森委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	17
491	④ ③	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-3. 公表の自由 【軍事的組織から研究費を大学等が受け入れる場合、成果の公開、利用の自衛目的への限定等が条件となるのでは】 ・軍事的組織から研究費を大学等が受け入れる場合、その成果については論文や知財確保の上での公開、利用の自衛目的への限定等が条件となるのではないかと。後者、利用の自衛目的への限定については、研究者、研究機関及び研究費の支給や成果の利用にあたる政府そのものが、それぞれの条件への適合を判断する必要があると。それぞれの条件の適合というのは、利用目的が自衛にかなっているかどうかということでもあります。	・ ・ ・	大西委員	3	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	22
492	④ ⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性 【防衛装備庁のプログラムオフィサーの進捗管理では、進捗状況や翌年度の更新に向けた事業計画の作成の際にいろいろと先生の話をお聞きください】 ・プログラムオフィサーの進捗管理につきましては、年に数回、2回か3回程度サイトビジットということで訪問いたしまして、その相手の先生方からどういった進捗状況かを聞くというものでございます。 また、これは単年度の契約を更新いたしますので、翌年度の更新に向けまして事業計画の作成の際にいろいろと先生の話をお聞きさせていただくということが中心になります。	・プログラムオフィサー ・進捗管理 ・事業計画作成 ・	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会での討議の報告	19
493	④ ⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【機関として大学等が自衛のための装備の研究を認めるのかどうか、その基準はなにか】 ・更に自衛のための一定の装備が認められて、そのために大学等の研究者が研究をしたいという人が出てきたときに、機関として大学等がそれを認めるのかどうかという判断というのが当然あると思うので、それは機関として認めるべきでないというのと、機関として場合によっては認めるべきだという議論があり得ると思うんですね。 そのときの、機関として認めるということがあり得るとすれば、その基準は何かという議論があると思うので、やっぱり幾つか議論の分岐点というのが実際にはあるのだろうと思います。そこをしっかりとっておかないと、どこから意見が違っているのかということが余り漠としていけると議論が詰まっていけないのかなと。	・大学等の研究者 ・研究 ・機関としての大学等 ・基準	大西委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	11
494	④ ⑤	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断 【防衛省の安全保障技術研究推進制度等について、専門家集団が議論をし、制度の問題点を指摘し、意見を言うていくこともありうるのでは】 ・例えば防衛省の安全保障技術研究推進制度について、制度のあり方として専門家集団が議論をしていき、そういった制度の問題点を指摘するとか、あるいは資金の出所ということになるかもしれませんが、米軍からの資金供与というものが制度的にどのような問題を抱えるのかということについて専門家集団として意見を言うていく、それはあり得ることのように思いますが、改めて先生の御意見をお伺いできればと思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・制度のありかた ・専門家集団 ・問題点の指摘	佐藤委員	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	30

495	④ ⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【安全保障に関わる研究は、研究者各人が、あるいは研究者コミュニティとして慎重に考えていく必要がある】 ・その上で、安全保障に関わる研究は、あえてこの緊張関係に踏み込んでいくという性格を持っておりますので、そこで何がかけられているのか、これは研究者各人が、あるいは研究者コミュニティとして慎重に考えていく必要があると思います。	・安全保障に関わる研究 ・研究者 ・研究者コミュニティ ・慎重に	佐藤委員	5	3	安全保障に関わる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	34
496	④ ⑥	3-3. 公表の自由 3-5. 知的財産関係	【契約上のノウハウの秘匿義務】 ・それから、成果の公開に関しまして、実はノウハウの秘匿ということもござります。成果のうちノウハウについては委託者、受託者が協議をし、その秘匿の対象と期間を指定するということが委託契約書に規定されておるといことで、これも防衛省と他府省で大きな差があるというものではございません。	・ノウハウの秘匿 ・契約 ・防衛省	下田調査員	4	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	33
497	④ ⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【アメリカをモデルにしていくということの意味というのは、なかなか重いものがある】 ・3つ目は、これは軍事とか日米の社会的文脈という議論の中で出てくるのですが、6ページのところで(3)でお書きになっているように、アメリカというのは非常にユニークな国家です。全ての軍事動員力、開発力を一國で賄っている国というのは、かつてはどの国もそれを目指したのですが、現実にはそういうフルセット型の国というのは、アメリカと中国とロシアぐらいしかもうなくなってきているわけで、それ以外の国は、必ず何らかの多国間の連携の中で問題を立てざるを得ない構造になっています。そういう意味で、アメリカをモデルにしていくということの意味というのは、なかなか重いものがあるのではないかと。そういうことをやはり議論しておかないと、DARPA型の、それも成功事例のファンディングシステムだけを見ると、非常に成功例に見えるかもしれないというところがちょっと議論としては必要なのかなと思います。	・アメリカ ・モデル ・重い	小林委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	26
498	④ ⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度の研究成果は特定秘密に指定することはないとの趣旨の募集要領での明示は、検討する】 ・(安全保障技術研究推進制度の成果について特定秘密に指定することはないとの趣旨も公募要領の中に明記される点について) 検討させていただきますと思います。	・特定秘密 ・募集要項	外園防衛技監	6	3	今後の進め方について	26
499	④ ⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【国内の機関の話と、国外の機関(米軍ほか)とは分けて考えて議論を】 ・今の結論(引用者注: 大学向けのアンケートはしない)でいいと思うのですが、将来的に議論するとき、この2番を、国内の機関の話と、国外の機関、米軍とここでは書いてありますけど、これは分けて考えないと、今日の小森田先生の9ページの、要するに、国費の投入をしたのだから規制すべきではないという議論の話とがごっちゃになってしまう可能性があると思うのです。海外のものというのは、これは厳然として、今日のお話でも、国家という議論があれば、海外からお金をもらう話と、日本国内でお金をもらう、日本の国のお金をもらう話というのは本質的に違うわけだと思うので、こういう書き方をすること自身が、ちょっと一般の国民からも疑惑を招くのではないかと、米軍と防衛省は一緒だと我々は見ているのだという、そういう推論さえされかねないという気がいたします。	・国内の機関 ・国外の機関(米軍ほか) ・分けて考えて ・議論	安浦委員	2	3	今後の進め方について	39

500	⑤	1-2. 決議の扱い	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【日本学術会議が打ち出すべき声明(軍事関連研究関係)】 ・最後に、日本学術会議に打ち出していたきたいと声明というのは、これは資料3-2の最後のところにちょっとだけ大きい字で、ちょっとだけわかるように書いたわけですが、やはり学術研究の原点を矜持、誇りと節操をもって遵守することを誓い、軍事開発と関連する機関からの献金は一切受け取らないという明言にする。それから、武器輸出にかかわる研究には携わらない、民生のための研究のみに従うとの決意を表明する。それは、戦争のない平和を創造するための先頭に立つ日本学術会議として守るべき責務であり、積極的にこの責務を全うすることは科学者としての義務であるということをきちんと述べていただきたい。これは希望であります。	・日本学術会議 ・学術研究の原点 ・声明	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	35
501	⑤	1-2. 決議の扱い	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【国論が分裂しているときに一方に学術会議が加担してよいのか】 ・つまり国民的な合意がない中で、安全保障のための研究は許容し得る研究なんだという路線を打ち出すことは、かつて1951年のときに日本学術会議で問題になったように、国論が分裂しているときに、その一方に学術会議が加担するようなことをしていいのかと、そういう議論が出てきてもいいのかなという気がしないでもない、そういうことです。		杉山先生	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	24
502	⑤	3-1. 基礎研究	3-7. 安全保障貿易管理	【ファンダメンタルかリストラクテッドの区別は研究公募中で示される】 ・(ファンダメンタルかリストラクテッドかは、何を根拠に分けるか、安全保障輸出管理上の基準があってある程度の規則の適用ということが通用するのか、それとも、資金の出しもとが自分の判断で決定すればそうなるのか、契約を結ぶ側は、それを飲むか飲まないかの選択しかないので小森田委員の質問に対して) 基本的に、アメリカの研究公募の中で、「これはファンダメンタルリサーチです」と書いてあるものと、そうでないという、そこでふるい分けられていて、スタンフォードはファンダメンタルリサーチの応募しか先生たちには許さないという立場をとっているそうです。	・ファンダメンタルリサーチ ・リストラクテッドリサーチ ・研究公募	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	29
503	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【DARPA型：POに大きな権限を与えて、リスクをとっていくというところに特色があるという研究スタイル】 ・あともう一つは、これ、明らかにDARPA型を防衛省も意識しているわけですが。DARPA型というのは、イノベーションのところで非常に評価の高いファンディングシステム。アメリカはマルチファンディングといいますがデュアルサポートといいますか、様々なファンディングシステムを持っているのですが、そのDARPA型の特色というのは、通常の大学の、このレポートでいうところの伝統的な物理学者たちの研究活動とは大分違ったモードをやってみせている。つまりピア・レビューとか研究者のコンセンサスとかによって積み上げていくというタイプではなくて、POという方に非常に大きな権限を与えて、そしてリスクをとっていくというところに特色があるという、そういう研究スタイルです。	・アメリカ ・DARPA	小林委員	2	1	各夏季部会での討議の報告	25
504	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【装備庁のPOの進捗管理】 ・繰り返してございますが、先生方の研究の自由な発想から、これらのプログラム、大変重要なところでございますので、専門家、近い専門家ですので、先生方のおっしゃることはよくわかる、なるべくわかる人間をつけて先生方の御意見を聞かせていただいておりますが、そのプログラムオフィサー自身がこの先生がこういうふうにしてくださいとか、そういうことは一切運営上行っておりませんし、今後も行うつもりはございません。	・プログラムオフィサー ・進捗管理	外圍防衛技監	6	1	各夏季部会での討議の報告	19

505	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-3. 【安全保障の考え方をじっくり考えてみる必要があり、日本学術会議こそが議論すべき問題】 ・それから、現在の核時代において、安全保障とは何かということ問い直す必要があると思います。単純に言いますと、国家の軍事安全保障であって、人間の安全保障ではないという、そういうことに流れがちなわけです。現実には日本の第二次世界大戦においてそうでありました。そのような安全保障の考え方というのをじっくり考えてみる必要がある。 この問題も日本学術会議が、これは幅広い分野を抱えている日本学術会議こそ議論されるべき問題ではないかと思ひます。	・国家の軍事安全保障 ・人間の安全保障 ・日本学術会議	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	31
506	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-4. 【指針が出せるような議論になるように整理を】 ・多様な意見があるということはある程度列挙するというのは、最終的にはやむを得ないのかもしれないのですけれども、それにしてもやっぱり今の問題に関してきちんとした指針が出せるような議論になるように整理を是非していただきたいというふうに思ひます。	・指針 ・議論の整理	岡委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	12
507	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-4. 【適切性の判断での日本学術会議、大学・研究機関の役割】 ・私自身は、日本学術会議がそれを明確に示して、あと大学や研究機関が平和憲章とか倫理規範とか、そういうものによって宣言する、明確にする、鮮明に表現するということが重要であると、必要であると思ひております。 研究者個人に委ねちゃうと、これは研究者個人の全く恣意に任される一のような意見も含み得るので、私は機関が判断することに賛成いたします。	・日本学術会議 ・大学や研究機関 ・平和憲章・倫理規範	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	36
508	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【個人の判断と組織の判断】 ・判断の責任ということですが、研究法人の長の責任と個人研究者の責任を踏まえた議論が必要ということで、誰がどういうふうに判断するかということですね。	・判断の責任 ・研究法人の長 ・個人研究者	土井委員(第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	5
509	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	【組織としての軍事研究の抑止が重要】 ・学術会議は、50年及び67年決議で軍事研究への協力の拒否を表明しており、これをもとに、各研究機関でも「大学憲章」などのかたちで表出し国際的な学術研究を行っている。このように組織としての軍事研究の抑止が重要である。あわせて、組織としては、個人の学問の自由を担保することも重要である。	・軍事研究の抑止 ・学問の自由	大委員提出資料を委員長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	4
510	⑤	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判	【生命科学研究と「安全保障技術推進制度」は相容れない】 ・生命科学研究を中心とした研究者は、人の「命」と「生」を守るための研究が基本で、少なくとも生命科学研究と「安全保障技術推進制度」は相容れない。	・生命科学研究	大委員提出資料を委員長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	4

511	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【日本学術会議が打ち出すべき声明(研究費の不足)】 ・あわせて、もう一度、やはり日本の学術界は研究費不足によって非常に病弊した、疲れ切った状態にあるということも、やはり深刻に受け取っていただきたいと思います。その打破のための運動、あるいは勧告・声明ということをして日本学術会議としては常に国及び文科省等と言ってもらわないと、この状況は変わらない。ますます悪くなるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。	・日本学術会議 ・研究費不足 ・ ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	36
512	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【学術会議がどのように見られるか】 ・学術会議がどのような発出をするかは、学術会議がどのように見られるかと非常に関係している。	・学術会議 ・発出 ・ ・	杉田委員長(第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	7
513	⑤	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【公開性、あるいは軍事と民生の区別等について、学術会議がリーダーシップを】 ・あるいは、公開性、あるいは軍事と民生の区別等について、学術会議がリーダーシップをとってチェックを進めてはどうか。	・公開性 ・軍事と民生の区別 ・学術会議のリーダーシップ ・	杉田委員長(第一部意見紹介)	5	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	6
514	⑤	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	5-1. 機関等の判断/個々の科学者の判断 【大学でのいわゆる「軍事研究」については、各大学の慣行等に委ねられてきている】 ・大学については、自律性を前提としておりますし、それから直接的に、例えば「平和」云々ということをして大学について明示した法的なものがあるわけではありませんので、法改正ということが問題になっているわけではないと思います。いわゆる「軍事研究」については、各大学の慣行等に委ねられてきているということだろうと思います。	・大学 ・軍事研究 ・各大学の慣行 ・	小森田委員(論点整理)	2	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	10
515	⑤	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【研究が国際化しており、外国の研究者から見ても理解される科学者の論理を立てるべき】 ・しかし、他方では、研究者の現場から言うと、研究のプロセスの結果も、非常に国際化しているという状況になっているわけです。ですから、日本の科学者はこういうふうにするけれども、それはアメリカとは、例えば違うかもしれないということでは済まない、非常に国境を越えた科学者の世界というのができてきている。 そうすると、仮に日本ではこういうやり方をとるということを決めて、それに基づいてやっていくとしても、そのことが国際社会から見て、あるいは外国の研究者から見ても、一致できるかどうかはともかくとして、少なくとも理解されるような科学者の論理というものを立てていかないと、他方ではまずい。つまり、日本は日本、独自の道をやりますというだけでは済まないという問題が、多分あるんだと思うんです。	・研究の国際化 ・外国の研究者に理解される科学者の論理	小森田委員	5	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	15

516	⑤	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	4-4. 【大学だけでなく民間も含めた議論が必要】 「学術研究」の範囲と大学の位置づけ(学術会議の代表性・対象とする科学者(1-4.)と関 ・デュアルユースの線引きはできない、大学だけ線引きするのはどうか、民間も含む必要がある。	・デュアルユース ・民間を含んだ議論	杉田委員長(第三部意見紹介)	5	2	各夏季での軍事的利用と民生的利用、及びデュアルユース問題について討議の報告	6
517	⑤	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪用	4-5. 【】 ・先ほど言ったことの繰り返しですけど、科学者の行動規範は、「科学者の意図に反して」という言葉が入っているわけですね。つまり自分たちの研究がどういうものに使われるかわからないということについて自覚をする必要があるということに重要なポイントがあって、これはどんな問題についても妥当するものだと思います。 しかし同時に、今、問題になっている防衛装備庁の制度についていうと、これは防衛装備庁の制度目的そのものが防衛装備の改善につなげていくという目的が明示されているわけですね。それに応募する、あるいは大学が承認するということの是非ということが問題になっているわけなので、そうすると「意図に反して」ということではなくて、正にそういうものであるということ在意図して受け入れるかどうか。意図する場合にも積極的に意図するという場合もあるし、消極的にということもあると思いますけれども、そこのあるところがありますので、科学者の行動規範で言っていることのある意味では延長線上なんだけれども、それとは違った要素が含まれている。(中略)その意味でも、行動規範と全く無関係ではないけれども、違った次元の問題が提起されているというふうに理解すべきじゃないかというふうに思います。	・	小森委員	3	2	各夏季での軍事的利用と民生的利用、及びデュアルユース問題について討議の報告	34
518	⑤	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪用	5-2. 【以前のような民生と軍事研究の線引きは難しく、個々の課題・事例について審査すべき】 ・学術会議が過去に声明を出した時から時代が変わっているの、以前のような民生と軍事研究の線引きは難しい。国を構成する省庁は必要があって設置されている物であり、特定の省庁を否定するのはおかしい。問題とすべきは運営の問題だと考える。私個人は、個々の課題・事例について審査すべきだと考えているが、所属大学では本制度に対する応募については極めて慎重である。	・線引き、 ・個々の課題・事例について審査、 ・軍事研究	大政委員 提出資料を委員長代読	4	2	各夏季での軍事的利用と民生的利用、及びデュアルユース問題について討議の報告	5
519	⑤	3-1. 基礎研究	3-3. 【ファンダメンタルとリストラクテッドの比率-米国】 ・(NSFの研究でもリストラクテッドでやるものがあるというが、その割合が実際にどれぐらいなのかとの岡委員の質問に対して)「わからない」、「1つずつの契約を見ないとわからないというふうに国際法務室の担当者は言っていました。研究全体を見たらファンダメンタルに見えるけれども、ある項目だけリストラクテッドという、この情報を使った部分、例えば、安全保障に関する特別な情報を一部使っている場合には、そこに関してはリストラクテッドなことが発生する、そういうことがあるということを各大学は認識して、契約書を隅々まで見ないといけないということで、アメリカの大学は苦勞している」	・リストラクテッドリサーチ ・大学 ・契約書	安浦委員	5	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	26



520	⑤	3-2. 学問の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【現在での研究には一定の規制がかかっている】 ・法律でまず禁止している事項がありますよね。それから、参照指針という形でライフサイエンス研究に関するガイドラインで規制をかけています。それ以外にも、医療系だとヘルシンキ宣言があります。それから、ヘルシンキ宣言のような形の力はないにしても、やはりラッセル・アインシュタイン声明とかパグウォッシュ会議とか、ああいう形の運動を科学者、物理学者が中心になってやってきたという歴史的事実もあります。もちろん、これは法律的な意味での規制をかけているわけではありませんが、そういうものはいろいろとあったのであって、全てが学問の自由によって今でもできるようにしているわけではないし、学問の自由を憲法で保障しているのは日本国憲法ぐらいだと思いますし、その問題があるので、少なくとも今も一定の規制がかかっているのだということは知っておいた方がいいかなと思います。	・研究 ・一定の規制 ・	小林委員	1	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	18
521	⑤	3-2. 学問の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【大学あるいは科学者の所属する組織の理念による制約は可能か】 ・研究者全体に関する規制のかけ方というのは大変難しいわけですが、大学あるいは科学者の所属する組織の理念によって、そもそも制約することが可能かどうかという論点はあろうかと思えます。その点で、先ほどのリストラクテッドリサーチへの対応を各大学が決めているというやり方は、一つの参考になるのかもしれない。	・研究に対する規制 ・	小林委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	42 - 43
522	⑤	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【米国の状況：リストラクテッドリサーチを学内に受け入れる米大学】 ・それから、バージニアテックとかジョージアテックは、これは制限つき研究も受け入れますが、これをやると、本当に違反していないかというのを大学当局が厳しくチェックする。その仕組みを大学が持つ必要がございます、これを整えております。	・リストラクテッドリサーチ ・大学当局のチェック ・	安浦委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
523	⑤	3-3. 公表の自由	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【米国の状況：資金の出所にかかわらずリストラクテッドリサーチとなる場合あり】 ・ですから、ざっくり言いますと、アメリカでは、そのファンドの出もとが軍事関係機関である、非軍事関係機関であるかにかかわらず、ファンダメンタルリサーチと定義されれば、これは成果の自由な公開が保証されております。それに対して、リストラクテッドリサーチと定義されれば、たとえNSFからのものであっても、成果の公開は個別に制限されるということでございます。	・リストラクテッドリサーチ ・成果の公開の制限 ・	安浦委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
524	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度 / 米軍の資金 / その他	3-3. 公表の自由	【安全保障技術研究推進制度の研究成果は全て公開可能】 ・本制度でございますが、基礎研究を対象としておりまして、成果が公開されて、より多くの研究者、技術者の間で幅広い議論がなされることで、より優れた研究につながるということを我々期待しておりますので、成果の公開こそが最も重要であると考えております。 したがって、本制度においては研究成果は全て公開可能としております。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・公開 ・	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23

525	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【安全保障技術研究推進制度の成果公開における事前確認】 ・また、正当な理由なく拒んではならないという、その正当な理由でございますが、こちらにつきましては、例えば研究不正等、学術分野におきましては常識的に発表がふさわしくないといった場合についてを想定してございます。 また、こうした場合でありましても、防衛装備庁の判断を受託者に押しつけるということは我々と受託研究者の間の信頼関係を損なうと考えておりますので、あり得ないことと考えています。	・安全保障技術研究推進制度 ・成果公開 ・事前確認 ・	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23
526	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【学内において学生たちに成果を例えば発表するといった場合には、成果公表の事前申請は不要】 ・まず、今の質問に対してお答えをいたします。 先生が例えば学内において学生たちに成果を例えば発表するといった場合には、発表に当たりませんので、それについては申請は不要でございます。	・学生への成果発表 ・申請は不要 ・	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	27
527	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-5. 学術研究のための研究費の確保 【運営費交付金の削減等のバランスで議論すべき】 ・そういう意味では線引きが難しいし、ただ資金の流れだけで矮小化するというのは適切ではないという、基礎研究ということで実際にお金が足りなくなっている、先ほどの御意見もありましたが、運営交付金の削減に伴って基礎研究を行う上で資金として考えているという、ただ、バランスのところでは問題は考えないといけないうところが述べられております。	・基礎研究 ・運営費交付金の削減 ・バランス ・	土井委員(第三部夏季部会の報告)	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	4
528	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-3. 公表の自由 【軍事的組織から研究費を大学等が受け入れる場合、成果の公開、利用の自衛目的への限定等が条件となるのでは】 ・軍事的組織から研究費を大学等が受け入れる場合、その成果については論文や知財確保の上での公開、利用の自衛目的への限定等が条件となるのではないかと。後者、利用の自衛目的への限定については、研究者、研究機関及び研究費の支給や成果の利用にあたる政府そのものが、それぞれの条件への適合を判断する必要があると。それぞれの条件の適合というものは、利用目的が自衛にかなっているかどうかということでもあります。	・ ・ ・ ・	大西委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
529	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 【安全保障技術研究推進制度による研究の大学としてのチェックが必要】 ・一般的に、ある事柄に夢中になると、とことん打ち込むというのは科学者の特性だから、より一層外部的な、あるいは開かれた大学としてのチェックということを行っていかねばならないというふうに思っています。	・安全保障技術研究推進制度 ・大学としてのチェック	池内先生	6	2	シンポジウムについて	34

530	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	<p>【現在、大学には安全保障技術研究の社会的意義を学問的に検証する専門的科学者の組織が存在していないが、これはある意味では科学者の怠慢だった】</p> <p>・したがって、もしそれを可能にするにはどうすればいいかと言えば、それをここにちょっと、時間もありませんので書きますけれども、大学に「平和学部」、あるいは先ほどの赤林先生の話をついたら「倫理学部」の方がよかったかもしれないですけれども、そういったように例えば現在、大学には安全保障技術研究の社会的意義を学問的に検証する専門的科学者の組織が存在していないという。これはほかの分野で提起されている問題と非常に異質だったということ。これはある意味では科学者の怠慢だったんです。問題がここまでありながら、そういったものを我々は提起してこなかった。大学にそういうものを議論する場をつくらなかったということです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・安全保障技術研究の社会的意義</li> <li>・学問的に検証</li> <li>・専門的科学者の組織が存在していない</li> </ul>	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響（吉川先生からの説明）	35
531	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	<p>【専門的科学者を擁する学部を設置して、安全保障に関する課題につき、学問の自治に基づいて研究教育を行う】</p> <p>・したがって、他の社会的課題と同じように、専門的科学者を擁する学部を設置して、安全保障に関する課題につき、学問の自治に基づいて研究教育を行う。こういうところに育っている人が、実は先ほど言った研究のスタートに関する社会的期待というものを探るときに、この人たちが参加してそういったものを、研究の正当性というのを議論する。これは、あたかも生命倫理の倫理委員会と共通の形を持っているんだと思います。今はそれができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的科学者を擁する学部を設置</li> <li>・安全保障に関する課題</li> <li>・学問の自治に基づいて研究教育</li> <li>・研究の正統性の議論</li> </ul>	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響（吉川先生からの説明）	36
532	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	<p>【研究の進捗管理も平和学部の人に参加を】</p> <p>・そして2番目は、これは中身を見るんですけども、当然、その目的研究においては、他省庁もつくれということと、2番目にはやっぱり研究の進捗の管理も、そういう先ほどの倫理学部というか平和学部の人も参画して、本当にそれが人類にとっていいものになるのかどうかということを判断するようにしなければいけない。こういうことです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の進捗管理</li> <li>・平和学部の人に参加を</li> <li>・</li> </ul>	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響（吉川先生からの説明）	36
533	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-3. 人文社会科学者も含めた総合的判断の必要性	<p>【専門家集団による人文社会科学者も含めた総合的判断が必要ではないか】</p> <p>・個々の研究者が常識に基づいて判断すればいいんだというふうに総長の見解ではなっているんですが、個人の客観的な判断を期待できるか、それから、総合的に判断が必要だというふうに総長はおっしゃっているんだけれども、個別分野の科学者に国際政治状況なんかも含めて総合的な判断ができるかどうかという問題ですね。もう一つは、専門家集団による人文社会科学者も含めた総合的判断が必要ではないかと。その中には当然仮に許容し得るとされる軍事研究であったとしても、安全保障政策と整合性がとれているのかどうかということとはきちんとチェックする必要があるだろうと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な判断</li> <li>・専門家集団</li> <li>・人文社会科学者</li> <li>・</li> </ul>	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	24 - 25

534	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	5-3. 【安全保障の考え方をじっくり考えてみる必要があり、日本学術会議こそが議論すべき問題】 ・それから、現在の核時代において、安全保障とは何かということ問い直す必要があると思います。単純に言いますと、国家の軍事安全保障であって、人間の安全保障ではないという、そういうことに流れがちなわけです。現実には日本の第二次世界大戦においてそうでありました。そのような安全保障の考え方というのをじっくり考えてみる必要がある。 この問題も日本学術会議が、これは幅広い分野を抱えている日本学術会議こそ議論されるべき問題ではないかと思えます。	・国家の軍事安全保障 ・人間の安全保障 ・日本学術会議	池内先生	6	2	谷夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	31
535	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【審査を行う場合、制度の「入口で」判断するという考え方、個別案件ごとに判断するという考え方もあり、いずれにしても、根拠や基準が問われる】 ・そこで、審査を仮に行うとした場合に、どういうことが考えられるかということについて一言しておきました。 1つは、制度の「入口で」判断するという考え方です。例えば、制度の目的、資金源、公開性が担保されているかどうかという基準を考えて、そこで制度そのものを判断するという考え方もあると思います。それに対して「中に入って」、つまりは、その制度を使ってアプライしようとする個別案件ごとに判断するという考え方もあり得るだろうと思います。 安全保障技術推進研究制度の場合は委託研究でありまして、大学の機関の長が判こを押すということになっておりますので、不可避的に研究機関としての判断が求められるという仕組みに既になっているわけです。 いずれにしても、根拠や基準が問われるということになります。 大学についてどうかといいますと、既に規則を備えている事例、それから行動規範等をこの間の動きに即して補充した事例を、ほかにもあると思いますけれども、私の気づいた範囲内で3点挙げておきました。	・審査 ・制度の入口 ・個別案件 ・根拠や基準	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	18
536	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【科学者の行動規範では、軍事研究は直接的な主題にはなっていない】 ・ただし、そこでは直接的には鳥インフルエンザ問題が契機になっており、もちろんそれを超えて、より一般的な問題としてデュアル・ユースの問題が提起されているわけですけれども、科学者の行動規範の6にあるような、科学者自身の「意図に反して」とか、「破壊的行為」に「悪用」される、つまり善用より「悪用」は阻止すべきであるという言葉の使い方そのものの中にあらわれているように、少なくともこの検討報告ないし科学者の行動規範の中では、いわゆる軍事研究というものは直接的な主題にはなっていないという問題があると思います。	・ ・ ・	小森田委員	3	2	谷夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	17
537	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	【制度の入り口での是非の判断と研究課題での判断】 ・(前略)この制度の入り口で是非を判断する考え方があり得るだろう。三部でも資金源の問題がかなり議論されたようです。それから公開性の問題、こういう観点から制度の入り口のところで制度の評価をするという考え方もあり得るし、制度そのものを前提とした上で中に入って個々の、例えば研究課題についてどう考えるかということも問題にするということもあり得るだろうと思います。	・制度の是非 ・判断 ・入り口 ・研究課題	小森田委員	3	2	谷夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	19

538	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【民生的な研究の結果が軍事的に利用できる場合、学術会議の科学者の行動規範で、研究者・機関がその研究方法や成果の発表方法にして妥当性の判断】</p> <p>・②のデュアル・ユースですね、民生的な研究の結果、軍事的にそれが利用できるということについては、これはオープンに研究成果がなっている、可能性は開かれているということでもありますけれども、学術会議の科学者の行動規範で、研究者・機関がその研究方法や成果の発表方法にして妥当性の判断をするということになっているということです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事的に利用</li> <li>・科学者の行動規範</li> <li>・研究者・機関</li> <li>・妥当性の判断</li> </ul>	大西委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
539	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【憲法の規定やWMD条約等の国際約束に抵触しないことが条件になる】</p> <p>・論点のところの(2)の④が今回のポイントに、直接の対象になるわけですが、ここでは軍事的な研究費を民生的な研究機関や研究者が使って、直接ではないにせよあるステップを経て軍事的組織の装備品に利用されるという場合に、憲法の規定、あるいは化学兵器禁止条約とか、生物兵器禁止条約とか、核拡散防止条約、日本がサインしている条約に抵触しないということ等が条件になるし、文民統制が必要になるということでもあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	大西委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
540	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【ドイツの大学における軍事研究への対応】</p> <p>・もう一つ、最近のドイツで議論になっているのは、大学その他の研究機関が軍事研究に従事することをどのように考えるのかという、正にこの委員会と同じテーマです。ドイツでも近年、軍事研究、ドイツ語でいいますと、“Rüstungsforschung”ということですので、むしろ軍備研究というふうに言った方が正確かもしれません。“Militär”ではなくて“Rüstung”という言葉が使われているんですが、この軍備研究に対する国防省や企業からの研究資金の供与が非常に増加しております。これに対して近年、大学の基本規則、憲章等に“Zivilklausel”、英語でいうと“Civil Clause”になりますけれども、市民条項とか、民生条項を規定する動きが広がっております。</p> <p>この“Zivilklausel”は、研究や教育を平和目的や民生目的で行うことの宣言ということになるわけで、各大学における研究や教育の基本指針となるものです。日本でも昨年、新潟大学で同じような内容が科学者行動規範に規定をされておりますけれども、ドイツでは更に活発な広がりを見せているというふうに感じています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ</li> <li>・軍事研究</li> <li>・大学の基本規則・憲章等</li> <li>・民生条項</li> </ul>	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	23
541	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【個別の研究での判断】</p> <p>・この判断の方法としては大きく二つやり方があるように思います。一つは個別の研究について判断をする、個別の研究について許容性を判断するという方法です。実体的にはどれだけ軍事性が強いのか、手続的には公開性や透明性が確保されているのか、このようなことを考慮することになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	25

542	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【個別の研究での判断】</p> <p>・なお、必要があれば後ほどまた補足をしたいと思いますが、先ほど来、自衛であれば良いのではないかという御議論もあるということも承知をしていますが、自衛のためであるかどうかの有効な判断基準になるのか、線引きの基準になるのか、これは慎重に議論していく必要があるのではないかと考えております。</p>	・ ・ ・	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	26
543	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【物理学会の運用変更】</p> <p>・その運用を変えるのはかなり実際的な面があって、それは先ほどからも出ているように、例えば防衛大学校の先生方で、科研費なんかもらっているかもしれないけれども、非常に基礎的な研究をしていて、物理学会でその成果を発表したりというような先生方がおられる。そのときに、しかし防衛大学校の教員であるからそれは許さないというような一律的な判断はしないと。それだけではなくて、だから軍事関係から個人として資金をもらって研究をしているような方もいるかもしれないけれども、そういう場合でも研究そのものが基礎研究であれば、それは理事会で判断してというような条項がついていますけれども、理事会で判断の上でそれを学会で発表することを許すというような、実際的な運用の問題が議論されたというふうに聞いています。</p>	・ ・ ・	岡委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	33
544	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【】</p> <p>・先ほどの私の問題提起で触れたのですけれども、個々の研究について審査をするというやり方と、それから類型的、制度的に判断をするというやり方の恐らく組合せになると思います。</p> <p>です。ですので個別研究について審査をする場合に、それは基本的には研究者各人のまず自己規律から始まると思いますが、所属機関でどう判断するのか。その所属機関の判断に対して例えば学術コミュニティの代表として日本学術会議がどのようなガイドラインを提供するのか。あるいは研究者だけの議論ではなく、これは学術会議の行動規範にも書かれています。社会との対話ということでのどのような議論をしていくのか。こういう多層的な議論の中で行われるべきではないか。したがって、個別の研究機関で丸がつくかバツがつくかという話だけではなさそうな気がいたしました。</p>	・ ・ ・	佐藤幹事	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	37
545	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【科学者が所属する研究機関や学協会の立場は、要するに、科学者の倫理や社会的責任の問題】</p> <p>・その次が5番目、科学者が所属する研究機関や学協会の立場はどのようなものであるべきかという問題です。</p> <p>これは、要するに、科学者の倫理や社会的責任の問題です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究機関</li> <li>・学協会</li> <li>・科学者の倫理</li> <li>・社会的責任</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	17
546	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【日本物理学会の例】</p> <p>・学協会については、よく知られているのは、日本物理学会の例です。1967年に、「内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たない」という決議を行いました。これについて、1995年に決議の取扱いについての取り決めがなされまして、運用の指針が出されました。その結果、明白な軍事研究と判断される場合を除き学会発表その他は自由である、あるいは出版物における投稿は自由であるということ。それから、主催組織が軍関係である場合には協力を断るといことになり、そして「明白な軍事研究」、あるいは「軍関係団体」であるか否かについては理事会が判断するということになったようです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本物理学会</li> <li>・決議</li> <li>・運用の指針</li> <li>・学会発表</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	19

547	⑤	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【学術会議は軍事について検討を始めると共に、科学者、特に大学にこの議論をすることを強く要請すべき】 ・最後に、日本学術会議において、上記の1は検討を始めているけれども、まだ有効な結論にはなっていない。先ほどの助言者の流れですね。それから、2についてはまだ検討されていない。軍事というところについては検討されていない。 したがって、3にあるようなこういった関与はできない。ほかの問題では関与はできるんだけど、そんなような軍事に関してはできない。そのことが、日本学術会議が安全保障技術研究推進制度に対して、科学者を代表して明解に対応することが困難であることの原因であり、会議はこのことについて検討を始めると共に、科学者、特に大学にこの議論をすることを強く要請するというのが、私だったらやることです。	・学術会議 ・軍事の検討 ・大学での議論の要請 ・	吉川先生	7	2	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響（吉川先生からの説明）	36
548	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	4-5. 学術研究のための研究費の確保	【日本学術会議が打ち出すべき声明(研究費の不足)】 ・あわせて、もう一度、やはり日本の学術界は研究費不足によって非常に病弊した、疲れ切った状態にあるということも、やはり深刻に受け取っていただきたいと思います。その打破のための運動、あるいは勧告・声明ということをして日本学術会議としては常に国及び文科省等に言ってもらわないと、この状況は変わらない。ますます悪くなるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。	・日本学術会議 ・研究費不足 ・ ・	池内先生	6	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	36
549	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割		【学術コミュニティ、あるいは社会や公共を含めて研究成果の軍事的利用の可否を議論するような場も必要では】 ・その上で、この問題を研究者個人の対応、あるいは責任だけに完全に委ねてしまっても良いのかということが次の問題になります。研究が終了し成果が公開されてしまいますと、その成果の利用はいわば研究者本人の手を離れてしまうことになりますので、その場合に学術コミュニティ、あるいは社会や公共を含めて研究成果の軍事的利用の可否を議論する、そのような場も必要ではないかと思ひます。	・ ・ ・	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	26
550	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割		【科学者行動規範に書く、入り口の倫理委員会をつくる、出口で第三者委員会をつくるという制度づくりを】 ・つまり科学者行動規範の中に書いていく、そして入り口の倫理委員会をつくる、出口のところでは第三者委員会をつくるという制度づくりを、私は学術会議がつくるという形にしないと、多分個々のテーマで議論してみたり、もう少し大枠の中の細かい軍事か民事か、あるいは研究資金の出所がどうであるかというレベルで議論を始めてしまうと、多分仕切りができないんじゃないかというふうに思ひます。というふうに思ひるので、もうちょっと大きいレベルかなというふうに思ひます。	・ ・ ・	向井委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	28

551	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【「問題の所在を常に意識し、持続的に議論を行えるような環境を形成する役割」が少なくとも科学者コミュニティはあるのではないか】 ・そこで、これらの問題を考える上で、科学者コミュニティはどのような役割を果たすべきかということが問題になります。 私は、ちょっと波線を引いたのは強調したいという趣旨なのですが、「問題の所在を常に意識し、持続的に議論を行えるような環境を形成する役割」が少なくとも科学者コミュニティはあるのではないかと思えます。 より具体的にどうするかということについては、様々な考え方があり得ると思えます。例えば、行動規範を提示するというのが考えられますし、その上で、個人の判断に委ねるのか、組織として対応するかという問題が出てくると思えます。	・問題の所在 ・意識 ・持続的に議論 ・科学者コミュニティ	小森委員 (論点整理)		2	論点整理(小森委員)を受けて討議	18
552	⑤	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【学術会議の声明を含んだ安全保障と学術に関する行動規範とか見解というものが拡充されていく必要がある】 ・そういう意味では、学術会議の言っている声明だけではなくて、声明を含んだ行動規範とか、この領域における見解というものが拡充されていく必要があるのではないか、議論を通じてですね。というふうに考えて、こうした委員会の設置が必要だと私は考えたわけです。	・安全保障と学術 ・行動規範 ・声明	大西委員	1	2	谷夏李部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	21
553	⑤	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【学術会議が対象とする科学者・組織の範囲を議論すべき】 ・これまでも既に出たんですが、要するに我々が対象とする範囲をどこにするか。それで、大学だけを聖域として議論しても意味がないというようなことを杉山先生はおっしゃったと思うんですけども、一方で、大学が一番学術に関係していて、この聖域を守るということも我々としては非常に重要なことだと思っているので、その辺の関係、それから、防衛装備庁の資金は企業も対象としていると思うので、企業に対してここで何か訴えかけることができるのかどうか、その対象のことについて議論がもう少し必要なのではないかと。既に一度は議論したことであるということは理解しているんですが、一方で、そのときに必ずしも結論が出ていなかったような気がするので、その辺をお願いしたいと思います。	・学術会議が対象とする科学者・組織の範囲 ・企業	岡委員	4	3	意見交換、今後の審議の進め方について	39
554	⑤	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者 【学術にかかわる組織であれば国の研究機関あるいは民間の研究機関も対象】 ・今の点ですけれども、一応設置提案者としては、設置提案の中では学術という言葉で統一していて、大学を対象としているとは書いていないですね。ですから、学術にかかわる組織であれば国の研究機関あるいは民間の研究機関も対象としているというのが一応設置の趣旨で、典型的には大学かもしれませんが、学術と安全保障との関係というのが一応問いかけにはなっています。	・学術会議の代表性、 ・国の研究機関、民間の研究機関	大西委員	4	3	意見交換、今後の審議の進め方について	40



555	⑤	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割 【学術会議の代表性とそこから発せられるメッセージ】 ・誰を代表しているのかということ、その正当性はどこにあるのかということ、学術会議の会員の皆様と、私は連携会員ですが、選出の方法においては、学術界の代表性というものを担保する仕組みを持っていないと思います。したがって、それが厄介だなと。 それから、誰に向けて発言をするのかというときに、日本なのか、世界なのか、日本の大学なのかということは気になるところであります。 (中略) 科学者と一言で言っていますが、これだけのボリュームがあるんだと。そして、所属形態が違うのだということ、我々は意識しなくてはならないと思います。	・学術会議 ・代表制	小林委員	5	3	安全保障に関する研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響	43
556	⑤	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係 【安全保障技術研究推進制度の研究成果は特定秘密に一切該当しないと明示すべき】 ・今おっしゃった事柄は、文章上は全然明示されていないわけですよ。(中略) だから、先ほどの特定秘密の問題も、「これは一切該当しない」ということを文章上明示されるべきであるというふうに思います。何か明示すべきことと、明示してはならないことがごっちゃになっていると私は思いますけれども。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・特定秘密	池内先生	6	3	今後の進め方について	25
557	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織からの研究資金 【委員会の議論を踏まえて大学として方針を出したい】 ・私としては、この日本学術会議の討議を注意深く見守りたいという態度を堅持しております。先ほど井野瀬委員がおっしゃられたように、この議論を踏まえて何らかの方針を出したい。特に、その公募に応募するに当たっては学長名で出てきますので、大学の学長の責任というのは非常に重いと思っております。ですから、先ほど議長がおっしゃられたように、この議論がどういう形でまとめられるのか、あるいはまとめられないのかまだ決まっておられませんけれども、この議論の重みは非常に私どもは重いというふうに感じておりますので、是非ともそういったことを指針とさせていただきますと思います。	・大学の対応	山極委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	10
558	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割 【NATOからの資金提供の事例】 ・すみません、今までの経緯ですけれども、今、山極委員が御指摘になった点に関連して、学術会議の幹事会の中で2回ほど、これまで議論したことがあります。 1つは、前期になりますけれども、NATOからアメリカのNASというアカデミーを通じて、というよりもNAS、アメリカのアカデミーから日本の学術会議に対して共同研究の申し出があったのです。その資金源はNATOの資金だと。テーマは防災ロボット、災害救助ロボットの研究という、そういうのを日米で共同でやると。それをNATOが資金的にバックアップするという、そういう仕組みだったわけです。 そのとき、非公式ではあったのですが、いずれ「うん」と言えば公式な依頼が来るという、そういう状態のときに学術会議で議論しまして、大勢は否定的であったので、それはお断りするということにしました。その断った理由は、災害救助そのものは人道的な観点で考慮の余地があるわけですけれども、NATOという軍事同盟で、これは日本の自衛隊に比べてはるかに守備範囲が広い軍事同盟で、そこが資金を出すということについて、日本の学術会議は受けるべきではないというような議論がありまして、それはお断りしたということがありました。	・NATO ・資金提供 ・防災ロボット ・米国アカデミー	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	22

559	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	5-4. 学術会議の声明等の学術会議の役割	【DARPAの災害ロボットコンテストの事例】 ・それから、これは学術会議では正式な議論になってはいませんでしたけれども、今の安全保障の防衛装備庁の前に、こちらはアメリカの国防総省がやはり災害ロボットについて、これはDARPAですけれども、世界的なコンテストをやるといって、是非日本の研究者にも参加してほしいということで、2回出来事がある、特に2回目についてはコンテストには日本の研究チーム、学生だったと思いますけれども、参加をした。ただ、日本側ではいろいろなことを考慮して、DARPAからは一切お金の受け取らないという仕組みをつくって、派遣費用あるいは事前の研究も日本の資金で行って、仮に賞を取っても賞金は受け取らないというような、たしか条件を整えて参加したということだったと思います。	・DARPA ・災害ロボット ・コンテスト ・資金は受け取らない	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	23
560	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断		【日本物理学会の対応】 ・1967年の学術会議の決議に日本物理学会が関係しています。これは半導体国際会議に、物理学会が主催した会議だったのですけれども、物理学会はそれで、そのときに決議をして、それにのっかって学術会議が同様の決議をしました。物理学会にはその決議というのが学術会議と同じように今でも生きていて、例えば研究者の学術の研究発表においてもその決議が生きているという立場でやっています。ただし、状況がいろいろ変わってきているので、物理学会の対応も少しずつ変化はしているような、個人的には感じます。言いたかったことは、実際に科学者が研究をしている場というのでは、その学会等というのが非常に大きな役割を果たしているし、そういうところで雑誌発表もするし、また口頭発表もするという事なので、やはりその学会等の対応というのちょっと視野に入れておいた方がいいのではないかと。特に、物理学会はそういう感じで当事者でありましたので、いろいろその後の経緯等があるので、場合によっては物理学会の話聞いてみるというのも、この会議として有効ではないかというふうに思います。	・日本物理学会 ・学術研究発表 ・対応の変化	岡委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	24
561	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断		【日本学術会議がどういう方針を出してくれるを大学は見ている】 ・日本学術会議がどういう方針を出してくれるのだと。そこを横目でにらみながら他大学とも歩調を合わせつつ、防衛装備庁の公募に対してどういう方針を出すかというのはこれから決めましょうというところが大半だと思います。	・学術会議 ・防衛装備庁の公募 ・方針 ・大学	山極委員	2	3	今後の進め方について	35
562	⑤	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	1-2. 決議の扱い	【学術会議の既出の声明で尽きている、再検討する必要はない】 ・それから、学術会議の既出の声明で尽きている、再検討する必要はない。むしろ、学術研究が日本だけを対象にしているわけではなく、世界に対してどのように訴えていくのかである。	・声明 ・再検討不用 ・世界に対する訴え	杉田委員 (第一部会意見の紹介)	5	3	意見交換、今後の審議の進め方について	6
563	⑤	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善・悪用	【安全保障と学術では、民生か軍事に焦点を当てて議論する必要があるのではないか】 ・その中で、この安全保障と学術というのは、民生か軍事かというところに1つ焦点を当てて議論する必要があるのではないかと。国によっては軍事組織は、日本もそうですが、認められているので、そこから、そこで行われている研究は正当なのだという主張をする、そういう立場もあり得ると思うんですね。ですから、その場合にどの程度の、原子爆弾をつくるのはいけないということであれば、軍事の中である兵器の開発に科学者が加わるのはいけないということになる。では、通常兵器ではどうなのだというような議論がそこではあり得ると思います。	・安全保障と学術 ・民生か軍事か ・軍事組織で行われる研究は正当との主張 ・程度	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	26

564	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	3-3. 公表の自由	<p>【国際共同研究で成果発表について注意喚起することもある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それと、もう1つの論文の発表を控えるかどうかということですが、これも難しい案件でありまして、私どもは国際共同研究なんかを結構やっていますので、国際共同研究である研究結果が出て、それがその相手国の軍事に非常に影響がありそうだというような研究が出てきた場合、この場合には発表のあり方に関して注意をしてくださいというふうな、そういう配慮をなさいという勧告をすることはしております。そういう例はございます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際共同研究</li> <li>・軍事に影響</li> <li>・発表のあり方</li> <li>・注意・配慮</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	13
565	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	3-3. 公表の自由	<p>【社会的な影響力が大きく問題を起こしかねないようなケースには、倫理委員会が助言するが、軍事に関して明文化されているということは聞いていない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(倫理委員会の審査項目の中にミリタリーに関係する研究については注意を払うという、こういうことは一応入っているのかとの委員長の質問に対して)入っておりません。少なくとも指針においては入っておりませんが、研究者が出す時点で、これは大丈夫でしょうかというふうな形で事務局なんかに相談に来るんですけども、そのときに研究者の方の自主的な判断で、学術会議の昔の声明とかもございまして、軍事研究につながるかもしれない社会的な、軍事研究に限らず社会的に大きな問題になりそうだという、そういうケースに関しては、研究者の方から取り下げるといった場合もございまして、</li> <li>・ですが、医学の場合は、軍事に限らず他のいろんな意味での社会的な影響力が大きい問題を起こしかねないようなケースに関しては、非常に配慮するというのを倫理委員会なんかは、そういう助言はいたしております。ただし、軍事に関して明文化されているということは聞いておりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な影響力が大きく問題を起こしかねないようなケース</li> <li>・倫理委員会の助言</li> <li>・軍事に関して明文化されていない</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	13
566	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	5-3. 人文社会科学者も含めた総合的判断の必要性	<p>【倫理委員会の委員構成:社会の目を担保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会の委員構成でありますけれども、どういう人が委員になっているのかという、要点は、倫理審査委員会は医学系の研究者だけではなくて、人文・社会科学の有識者、一般の立場からの意見を述べることができる者が含まれ、そうすることによって社会の目が担保されるという。具体的には、ここに6点書いてありますけれども、医学・医療の専門家、倫理学・法学と人文・社会科学の有識者、あと、一般の立場から意見を述べることができる、それとその所属機関に所属していない委員です。要するに学外委員と呼ばれていますけれども、そういう者が含まれていること。あと、男女両性で構成されていること等が挙げられておりますけれども、ここで何でもかような多様な構成をとることかということ、大きな意味ではありませんけれども社会の目を担保する、要するに社会合意という点を小さくした形で、少なくとも一般の人が見たときに、これはまずいんじゃないかというふうな意見がちゃんと反映されるためにこういう構成になっているというふうにお考えください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会の委員構成</li> <li>・人文・社会科学の有識者</li> <li>・一般の立場からの意見を述べることができる者</li> <li>・社会の目</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	8

567	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【行政の指針「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」が重要】</p> <p>・まず、法令・指針なんですけれども、これは数は結構ございます。今、一番我々の現場で、法令は当然守ることになるわけなんですけれども、一番我々にとって重要と言いますか、大切になってくるのは行政の指針であります。「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」、これが厚生労働省と文部科学省の共同で出されております。それ以外にも指針というのがありますけれども、主にこれに至るまでが長くて、なかなかいろいろ固まらなかった部分も大分この指針によって固まってきたという、そういう流れがございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令</li> <li>・行政の指針</li> <li>・「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	7
568	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【機関の長の責務：研究の機関の長が最終的には研究を許可する】</p> <p>・まず、機関の長の責務ということでありまして、要点は、機関の長は研究に対する総括的な監督義務、及び研究者への教育・研修の責務が課されているということでありまして、今日のテーマで重要になるのは、多分、ここの3番目のところにあります「研究の許可等」というところだと思います。このまま読みますと「研究の実施又は研究計画書の変更」を求められたときは、ここで倫理審査委員会が出てくるんですが、その「倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し」、許可または不許可について決定するということでありまして、要するに研究の機関の長が最終的には研究を許可するという、そういうのが医学系研究の流れでは現在のスタンダードになっているということでありまして。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の長の責務</li> <li>・研究に対する総括的な監督義務</li> <li>・研究者への教育・研修の責務</li> <li>・研究の許可</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	7
569	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【事実上、倫理審査委員会の承認が、研究機関の長の判断になる】</p> <p>・ここで出てきました倫理委員会というのは何かということでありましてけれども、この人を対象とした倫理指針に書かれていることは、「倫理的な観点・科学的な観点から研究を審査し、研究機関の長に意見を述べる」というふうに書かれております。実質的には研究機関の長が細かい研究の審査をできるわけではございませんので、事実上、倫理審査委員会の意見と言いますか承認というものが、研究機関の長の判断になるというふうにお考えいただいていると思います。私は15年やっておりますけれども、倫理委員会の判断に対して、研究機関の長がそれを覆したという事例はございません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査委員会</li> <li>・倫理的な観点</li> <li>・科学的な観点</li> <li>・研究機関の長に意見を述べる</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	8
570	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【倫理審査委員会是指針に基づき倫理的及び科学的観点から審査】</p> <p>・したがって、倫理委員会というのは重要になるわけなんですけれども、どう書いてあるかという、「倫理審査委員会は、研究機関の長から研究の実施の適否について意見を求められたときに、指針に基づいて倫理的及び科学的—後で説明しますが、この2点から中立かつ公正な審査を行い、文書により意見を述べなければならないということで、倫理委員会の役割というのは非常に重要になってきております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査委員会</li> <li>・指針</li> <li>・倫理的及び科学的観点</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	8

571	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【倫理委員会は科学的妥当性と倫理的妥当性の両側面について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に具体的にどんなふうに審査するかと言いますと、流れですけれども、科学的妥当性と倫理的妥当性の両側面について検討いたします。科学的妥当性をどこまで審査できるかというのは議論の余地があるところでもありますけれども、実際やっても意味がないような研究ですね、そういう、科学的に意味がないものをやるような計画書という、そういうようなものを認めたら、それは倫理的ではないということになるわけですね。識見者に余計な負担がかかってしまったりとか、余計なお金がかかるとか、そういう意味で科学的妥当性というものを、これは主に専門家の先生なんかに入っていていただいて、近隣の研究者の評価をしていただいたりとか、あとは実際に医学的な意義があるかどうかということの評価をしていただいたり、デザイン、解析方法、実施場所、対象者の選定、あとは起こり得る危険性とか、これが科学的妥当性、他にもありますけれども、こういう点をチェックしていきます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会</li> <li>・科学的妥当性</li> <li>・倫理的妥当性</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	8
572	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【倫理的妥当性の検討で特に重要な点は個人情報の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に、本分であります倫理的妥当性の側面についての検討については、細かくは御説明いたしません、特に重要な点としては、個人情報の管理とか、その結果の公開、開示の方法ですね。それとインフォームドコンセントと言いますと、被験者さん、研究の参加者の方へ説明、同意文書がどれぐらいちゃんとわかりやすく書かれているとか、内容は妥当かとかです。あとはリスクとベネフィットのバランス。十分リスクは低められているとか、ちゃんとリスクはベネフィットと比べて認められるかどうかというような視点です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理的妥当性</li> <li>・個人情報の管理</li> <li>・研究参加者への説明</li> <li>・リスクとベネフィットのバランス</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	9
573	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【1, 500を超える倫理審査委員会の審査の質の標準化が課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・という、いかにもうまくいっていい感じがされるかもしれませんが、倫理委員会にも、最後のスライドですが、様々な問題がございます。</li> <li>まず第1には、質の標準化です。国内には各研究機関ごとに倫理審査委員会が設置されておりまして、その数が1, 500を超えます。倫理審査に携わる人材も不足しております。最も言われることは審査の質です。標準化されているかどうかということが、昔から言われております。あるA委員会とB委員会を比べると、B委員会の方が通りやすいとか、A委員会は厳しいのでB委員会に出そうとか、そういう倫理委員会ショッピングみたいなことが行われたりするようなこともあると伺っております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査委員会</li> <li>・審査の質の標準化</li> <li>・倫理審査に携わる人材不足</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	9
574	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【指針を読んだだけでは新規の倫理問題になかなか対応できない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2番目ですけれども、倫理審査の内容の多様性ということでもあります。審査される研究の内容がいろいろで、常に新しい倫理問題を含むものが出てきます。したがって、この指針等で一定の基準が定められてはいるんですけれども、指針を読んだだけでは新規の倫理問題になかなか対応できないという、そういう問題があるかというふうに思っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査の内容の多様性</li> <li>・新規の倫理問題</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（赤林先生からの説明）	10

575	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【実施中のモニタリングや研究終了時の審査委員会の果たす役割も課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それと3番目に挙げましたのは、倫理審査のタイミングです。通常、倫理審査委員会の研究の審査は開始時に行うこととなります。ですから、まず研究実施については入り口のところで医学研究に関してはまず、非常に厳しいというか綿密な審査を行うというのが今、制度になっておまして、ただ、しかし研究の実施中のモニタリングのようなこと、うまくいっているかどうかとか、有害事象が生じていないかどうか、それと、そういう実施中のモニタリングや研究終了時の審査委員会の果たす役割については、これも倫理審査委員会がやっぱりかかわっていかねばいけないという必要性が指摘されていますが、広範な合意はまだ得られていないというところであります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施中のモニタリング</li> <li>・研究終了時</li> <li>・審査委員会の果たす役割</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	10
576	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【基本的には科学者が倫理委員会に出し、倫理委員会の承認をもって、機関の長が最終的によしとする】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上がスライドなんですけれども、恐らく倫理委員会というのは、主な業務というのは被験者保護になります。被験者というのは研究に参加される方です。研究参加者保護という表現を用いてもいいかと思えます。それが主題になりますので、今、御説明したようなやり方ですとやってきているわけでありまして、研究の適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関に委ねられるかというふうな質問に関して、明確な回答は申し上げることはできませんが、基本的には科学者が倫理委員会に出していい。それで機関の長が最終的に倫理委員会の承認をもってよしとするということで、研究を先へ進めるということを機関の長が承認するという、そういうシステムになっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の適切性の判断</li> <li>・科学者が申請</li> <li>・倫理委員会の承認</li> <li>・機関の長の承認</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	10
577	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【研究参加者のリスクとベネフィットを見ることが大前提で、医学研究が進めばほかの社会全体にも利益が及ぼされるので、こそういう部分を配慮して議論をしていくということもある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(このリスクとベネフィットというのは、被験者個人のレベルのリスクとベネフィットという議論に一応閉じているのか、あるいは社会全体で得られ得るようなベネフィットとかリスクという、そういったレベルの議論は倫理審査委員会では主としては行われていないという理解でよいのかとの小林委員の質問に対し) 基本的にはまず個人といいますか、研究に参加してくれる方のリスクとベネフィットを見るというのは大前提であります。科学研究のベネフィットというのは、要するに医学研究が進めばほかの社会全体にも利益が及ぼされますので、このリスクベネフィットの、ベネフィットの部分には、そういう公共善といいますか、そういう部分を配慮して議論をしていくということもございませう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクとベネフィット</li> <li>・倫理審査委員会での議論</li> <li>・科学研究のベネフィット</li> <li>・社会全体への利益</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	11
578	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【個人の被験者に大きなリスクが及ぼされる場合は、社会のベネフィットの方が譲らなければならない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(個人のベネフィットとかリスクのレベルと、社会のリスクとベネフィットの間が予定調和にならないというような議論とか、そういう問題で悩まれたりはしないのかなとの趣旨の小林委員の質問に対して) そうですね。社会のベネフィットを優先するがために、個人へのリスクが過剰になるという場合があります。ですから、その場合は議論をするわけですが、少なくとも、どちらが優先するかという個人への被験者に大きなリスクが及ぼされる場合は、それは社会のベネフィットの方が譲らなければならない。個人のリスクが比較的少ないものであれば、社会への公共善へのベネフィットが考慮されていいんじゃないかという場合があります。難しいです、そこは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の被験者</li> <li>・大きなリスク</li> <li>・社会のベネフィットの方が譲る</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	11

579	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【基本、倫理審査委員会は(法的な責任ではなく)倫理的な責任、道義的な責任を負う】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査委員会が法的に責任をとることがあるのか、あるいは裁判になる、要するに裁判として倫理審査委員会を訴えることができるのかということに関しては、結構、昔から議論がありまして、倫理委員会が訴えられたという事例も、全世界も含めてあるのですけれども、基本、倫理審査委員会というのは倫理的な責任を負う、道義的な責任を負うということになりますので、もしリスクが大きなものになって、被験者の方がお亡くなりになられたとか、大きな事件になった場合は、当然のことながら倫理委員会と一緒に機関の長と出て、記者会見等をして社会へ説明していくという、そういう倫理的、道義的な責任は持ちますけれども、法的な責任の対象になるというふうなことは、強い意見としてはないというふうに思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理審査委員会</li> <li>・法的な責任</li> <li>・倫理的な責任</li> <li>・道義的な責任</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	11
580	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【実際にモニタリングが必要な研究については、モニタリングをする、独立する委員会を別途立ち上げるように委員会の方から要求することもある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あと、実際に予期されないリスクというのは、どんな研究でもあり得るものです。したがって、最後に申しあげましたように倫理委員会が監視すると言いますか、モニタリングと言うんですけれども何例か、1例目はうまくいったけれども2例目、3例目で、もし死亡していたなんていうことになると困るわけですので、そういうモニタリングも倫理委員会がすべきであるという議論は以前よりもございますし、実際にモニタリングが必要とされると考えられた研究についてはモニタリングをする、独立する委員会を別途立ち上げるように委員会の方から要求することもございます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング</li> <li>・独立委員会の設置</li> <li>・</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	11
581	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【機関の長は総長・学長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学部で審査された場合も常に総長ということ、要するに機関の長になりますので、総長になるということで訂正させていただきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の長</li> <li>・総長(学長)</li> <li>・</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	13
582	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【倫理委員会の入り口の審査で手一杯で、モニタリングにはマンパワーが不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、必要なものについては、非常に必要性が高いと、モニタリングですね、実施中の。それについては今でもやっております。ただ、システマティックにやっているかという、そうではないです。例えば5例が終わったところで報告しなさいとか、10例終わったところで報告しなさい。</li> <li>・一番の問題点は、やはりマンパワーと言いますか、業務量と言いますか、もう倫理委員会は入り口のところを審査するだけで、ある意味、手いっぱいというのが現状でありまして、本当はその途中もやっていかなきゃいけないんだけれども、とにかくマンパワーが足りないというので、必要だね、だけどちょっと今、現状じゃできないねという、それが本音のところじゃないかと思っております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング</li> <li>・マンパワーが不足</li> <li>・</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	15

583	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【行政の指針の違反では、罰則という明確なものがなく、せいぜい違反者公表とか、研究費の停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罰則に関しては非常に、法律は確実に刑罰になります。例えば、臓器移植法にしても、クローン法にしても、今度新しくできた再生医療治療についても。法律はもうはっきりしているんですが、ガイドラインというものの罰則というのが明確なものがなくて、あるとすればせいぜい違反者公表とか、あと研究費の停止ですね。そういう法的なものよりは弱くなります。更にもう一つ、行政以外にも学会のガイドラインというものがございすけれども、学会のガイドラインになるともっと低くなって、せいぜい学会除名ぐらいな感じになって。ただ、除名されたとしても医師の免許は持っていますから、通常の医療行為はできちゃうわけなので、代理母なんかのことでそういうことがございましたけれども、そういうふうな、規制のあり方としては、まずは法律、次に行政のガイドライン、3番目に学会のガイドライン、あとはもう現場任せという4段階に分かれますが、一番、指針のところというのはさほど強い罰則というのがないんですが、日本はなぜか指針が比較的うまく機能している</li> </ul>	・	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	15
584	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>【重篤な研究倫理違反があった場合は、各大学等の判断で、学内で処罰を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(研究者が倫理違反をした場合に、機関の長は懲戒を倫理違反に基づき行うのかとの山極委員の質問に対して) もちろんやります。重篤な研究倫理違反があった場合は懲戒委員会にかかって、例えば学位取消しなんていうこともございすし、それは重篤度によりますけれども、各大学等の判断で、そういう処罰は学内ではやっています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重篤な研究倫理違反</li> <li>・懲戒委員会</li> <li>・各大学等の判断</li> <li>・処罰は学内で</li> </ul>	赤林先生	7	1 (1)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(赤林先生からの説明)	16
585	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	<p>1-1. 環境変化 / 自衛隊 / 憲法 / 安全保障環境等</p> <p>【若い30代の技術者は、原子力平和利用の基本法もあっても、ほとんど気にしていないという状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更に私が心配していることは、最近の動向です。これは朝日新聞で引用されたのでそのままここで書いたんですが、私がやったあるセミナーで、もちろん非公開のセミナーで引用できないんですけど、「核兵器をつくるよう命じられたら従いますか」と、これは科学者の社会的倫理の講義をやっているときなんです、「複数の日本人がためらいもなく『Yes』と言った」ということがちょっと新聞に出てしまっていて、実際、私もショックだったんですが、本当にためらいもなく言っていました。若い30代の技術者ですけども。そういう状況にあるということなので、法律や国内法は原子力平和利用の基本法もあっても、ほとんど気にしていないという状況です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い30代の技術者</li> <li>・核兵器をつくるよう命じられたら従いますか</li> <li>・「複数の日本人がためらいもなく『Yes』と言った」</li> <li>・原子力平和利用の基本法もあっても、ほとんど気</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	27



586	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【原子力技術は軍事利用から始まったので、当初から民生利用の転用防止ということが制度化されていた】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず最初に、原子力平和利用という言葉なのですが、御存じのとおり、原子力の平和利用って、もともとは原子力技術って軍事利用から始まったので、当初から民生利用の転用防止ということが制度化されていた。これが非常に大きいですね。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力技術</li> <li>・軍事利用</li> <li>・民生利用の転用防止</li> <li>・制度化</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	23
587	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【軍事転用を完全に防止することは困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これによって、いろいろな国際規制、国内規制、2国間協定、いろいろあるんですけども、結論から言うと、軍事転用を完全に防止することは困難であるということです。できることは、障壁を高くすることが最大限できることであって、完全に防止するのは難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事転用</li> <li>・完全に防止することは困難</li> <li>・</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	23
588	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【専門家である科学者・技術者コミュニティの役割は非常に重要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後、したがって、専門家である科学者・技術者コミュニティの役割は非常に重要であり、よく言われている社会的責任という言葉も、私は非常に個人の立場からも重要であるというふうに考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学者・技術者コミュニティの役割</li> <li>・社会的責任</li> <li>・</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	23
589	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【兵器転用可能な核物質をつくることのできる技術：ウラン濃縮技術とプルトニウムの再処理技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、核兵器のノウハウというののもかなり公になっていて、今の時点で何が大事かという、一番難しいのは、結局、核物質を手に入れること。これさえ手に入れてしまえば、後のノウハウは、核兵器はつくれちゃうわけです。基本的には。</li> <li>・したがって、今日お話しするのは、この兵器転用可能な核物質をつくることのできる技術。もっと言いますと、ウラン濃縮技術とプルトニウムの再処理技術。濃縮技術というのは、原子力発電をすれば必ず必要なのですが、再処理については必ずしも必要ではない。ここが結構大事です。しかも、両方を持ってしまうと、片方でもそうなんです、いずれかを持つとその国、あるいはその組織は潜在的に核保有能力を持つことができるというふうに、自分たちがどう思っているかと周りがそう思うようになる。したがって、国際規制が必要である。こういうことです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵器転用可能な核物質をつくることのできる技術</li> <li>・ウラン濃縮技術</li> <li>・プルトニウムの再処理技術</li> <li>・</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	23

590	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【原子力平和利用を担保する3つの仕組み：国際規制、国内法規制・政策、自主的取組】</p> <p>・実際に担保—仕組みというのは3つ、国際規制と国内法規制・政策、それから自主的取組に大きく分かれますが、この順番で説明していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力平和利用を担保の仕組み</li> <li>・国際規制</li> <li>・国内法規制・政策</li> <li>・自主的取組</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	24
591	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【国際規制ですが、一番重要なものとして核不拡散条約】</p> <p>・国際規制ですが、一番重要なものとして核不拡散条約というのがあります。ここの第4条というところに、平和利用の「奪い得ない権利」というのが書かれていまして、これがなかなか強力な文章でありまして、核不拡散の観点から新しい規制を入れようと思っても、今技術を持っていない途上国の人たちがこれを盾に強く反対するというので、この「奪い得ない権利」というのは今の国際システムで非常に重要な言葉になっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際規制</li> <li>・核不拡散条約</li> <li>・平和利用の「奪い得ない権利」</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	24
592	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【軍事転用を防ぐ仕組みが保障措置だが、基本は防止ではなく検知】</p> <p>・実際にこのNPTの中で軍事転用を防ぐための仕組みが、いわゆる保障措置と言われているもので、計量管理だとかいろんな仕組みがあるんですけども、査察ですとか、いろいろあるんですが、基本は防止ではなくて検知。要するに、軍事転用をもししたら見つけられるようにしましょう。抑止ですね、どちらかという。防止はできないんで、基本的には。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事転用を防ぐ仕組み</li> <li>・保障措置</li> <li>・査察</li> <li>・防止ではなく検知</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	24
593	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【平和利用の担保の2国間協定の問題は、供給国の政策によって二重基準ができる】</p> <p>・それから、平和利用の担保の2国間協定。これは供給国が非供給国に要求する協定で、これは法的な制約力があるんですが、問題は供給国の政策によって二重基準ができること。Aという国には許して、Bという国には許さないということが起きてしまっている。それが機微な技術の移転につながってしまっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和利用の担保</li> <li>・2国間協定</li> <li>・供給国の政策</li> <li>・二重基準</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	24

594	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	<p>【科学技術は全て軍事転用が可能なので、エンドユース、最終目的が何に使うのかということと、どうやって担保するのかという仕組みがないといけない】</p> <p>・最後になりますが、原子力平和利用からの教訓をこの会に何か言えるかなと思ったんですが、皆さん御存じのとおり、当然、科学技術は全て軍事転用が可能なので、全部デュアルユースだと言っちゃっていいと思うんですが、軍事転用が可能だからといってそれだけで研究を禁止するわけにはいかないんですけれども、逆に民生利用だからといって自由に研究していいわけではない。ここが大事でありまして、結局エンドユース、最終目的が何に使うのかということと、どうやって担保するのかという仕組みがないといけない。</p> <p>原子力の場合は、幸い、最初が軍事利用から始まったので、仕組みから始まっているわけです。それでも、その検証メカニズムが難しい。一方で研究の自由を確保しなきゃいけない。どうやって透明性を確保するかが悩ましい。</p> <p>それから、機微な技術をどうやって決めて、その管理をどうするか。実際は軍事利用への転用を防止することは不可能なので、障壁をいかに高くするか。これしかない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンドユース</li> <li>・軍事転用</li> <li>・担保する仕組み</li> <li>・障壁をいかに高くするか</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	28
595	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-7. 安全保障貿易管理	<p>【輸出供給国が集まってつくった自主輸出管理というガイドラインがあるが、各国政府の政策に依存している】</p> <p>・それから最後に、輸出供給国が集まってつくった自主輸出管理というガイドラインがあるのですが、これも規制ではなくて、各国政府の政策に依存しているというのが現状です。その結果いろんなことが起きちゃうんですが、ちょっと具体的な例で言うと、皆さんよく御存じのイラン濃縮問題って、イランはNPTのメンバーの国で保障措置を受けているんですが、秘密の活動をやってたということで、これをとめようとアメリカとヨーロッパが一生懸命やったんですが、最終的に外交で解決した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出供給国</li> <li>・自主輸出管理というガイドライン</li> <li>・各国政府の政策に依存</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	24
596	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-7. 安全保障貿易管理	<p>【安全保障貿易管理は輸出を管理するものであって、機微な技術の輸出を禁止する規制は日本にはない】</p> <p>・それから、安全保障貿易管理は、これは輸出を管理するものであって、機微な技術については禁止する規制は日本にはありません。条件がそろえば輸出していいとなっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障貿易管理</li> <li>・輸出を管理</li> <li>・機微な技術の輸出</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	26
597	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-7. 安全保障貿易管理	<p>【輸出管理について、法律上は企業が自分で最終目的を検証するということを義務づけられているだけで、国としては検証する仕組みがない】</p> <p>・実際にどういうことが起きたかという、実際に日本からも核兵器の核物質をつくることのできるための、いろんな汎用機器ではあるんですが、これは輸出管理にかかっているんですけれども、第三国を通じて最終的にリビアとかイランに売却されていた。</p> <p>ここでポイントは、最終目的用途というのを書かなきゃいけないんですが、それを検証する仕組みがないということです、日本には。これは今は、法律上は企業が自分で最終目的を検証するということを義務づけられているだけで、国としては検証する仕組みがないので、こういうことが起きてしまうということです</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出管理</li> <li>・最終目的用途</li> <li>・企業が検証</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	27

598	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	3-7. 安全保障貿易管理	<p>【アメリカでは国内法で濃縮・再処理は輸出してはいけないという法律がある】</p> <p>・これは政策上の問題なので、外交上の問題なのではないというのが外務省の説明なんです、例えばアメリカでは国内法で濃縮・再処理は輸出してはいけないという法律があるので、本当に今そういう政策をつくりたいければ、法律を国内につくればいいと思うんですができていません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ</li> <li>・国内法</li> <li>・濃縮・再処理は輸出してはいけない</li> <li>・</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	26
599	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断		<p>【平和利用の権利というのは侵さざる権利として認められているので、軍事転用の防止、検証が重要】</p> <p>・それから3番目に、これは国際的なNPTの核拡散防止条約にも書かれていることなんです、基本的に平和利用の権利というのは侵さざる権利として認められているので、これをやめるわけにはいかない。一方で、それをどうやって軍事転用を防止するんだというときに大事なのが透明性確保。この透明性という言葉は簡単なんです、具体的に制度化しようと思うと、検証がすごく重要であるということです。検証をどうするかというのが最大のポイントだということです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和利用の権利</li> <li>・軍事転用の防止</li> <li>・制度化</li> <li>・検証</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	23
600	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断		<p>【研究者・組織がそれを十分に認識していないと軍事転用される可能性もある】</p> <p>・4番目、制度ができていてからといって、それで安心してはいけません。最終的に研究者・組織がそのことについて安心していれば、研究者・組織がそれを十分に認識していないと軍事転用される可能性もあるし、研究者・組織が意図的に平和利用の制度を利用することもある。これが現実です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者・組織の認識</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	23
601	⑤	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断		<p>【核物質関連の国際条約はガイドラインであって、最後は国内法に依存する】</p> <p>・あと、核物質のものについてもいろいろ条約があるんですが、これも国際条約はガイドラインであって、最後は国内法に依存するというのが現状です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核物質</li> <li>・国際条約</li> <li>・ガイドライン</li> <li>・国内法に依存</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	24

602	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【原子力基本法第2条に「平和の目的に限り」という言葉が入り、これが軍事転用を防ぐということになっている】</p> <p>・国内規制、例えば日本の場合には原子力基本法というのがあります。この第2条に「平和の目的に限り」という言葉が入っています。これが軍事転用を防ぐということになっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内規制</li> <li>・原子力基本法</li> <li>・「平和の目的に限り」</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	25
603	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【原子炉等規制法と放射線発散処罰法】</p> <p>・あと、原子炉等規制法で、実は核テロリズム対策への規制というのは意外と新しく2012年に法律が通っています。それから、放射線発散処罰法というのは、これも意外だったんですが、違法で核爆発装置をつくったり、放射性物質をまき散らした場合の罰則というのは、意外と今まではっきり書かれていなかったということで、2014年に決まりました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法</li> <li>・放射線発散処罰法</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	26
604	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【自主的取組としての原子力学会の倫理規定】</p> <p>・自主的取組へいきますが、もう学術会議の声明の話は皆さん御存じなので飛ばしますけれども、実は原子力学会に倫理規定というのがあります。これは2000年ごろにできているんですけど、JCOの事故があった後にできたんですが、この中に「平和利用への限定」という言葉が書かれています。「核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない」ということが書いてあります。それから「核拡散への注意」とか、それから6-1も大変重要で、「科学的事実の尊重」ということが書いてあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的取組</li> <li>・原子力学会</li> <li>・倫理規定</li> <li>・平和利用への限定</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	27
605	⑤	5-1. 機関等の判断 ／ 個々の科学者の判断	<p>【長崎大学の安全保障技術研究支援制度への対応】</p> <p>・最後に、組織や団体の自主的行動規範も非常に重要であるということで、ぜひ独立した科学者・技術者コミュニティを確立して、日本学術会議に期待をすることが大であるということで、私の最後としたいですが、参考資料の中で、1つだけ長崎大学がこの問題で今年4月に見解を出しています。そこだけ読ませていただきたいんですが、この議論の中で私もちょっと参加させていただいたのは、結局、長崎大学は大学の綱領として、理念として、「地球の平和を支える科学を創造する」。貢献することを理念として定めているという、これにのっとって今回の安全保障の技術支援制度については見合わせるようお願いするという。見解文なので、これは拘束力はないんですけども、実質的にはこれが出たことによって、科学者の方で応募している人は今のところない。実は、昨年度には数名の方が応募をしたんですけども、結局それをとめたということになっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎大学</li> <li>・大学の綱領</li> <li>・安全保障技術研究支援制度</li> <li>・見合わせ</li> </ul>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか（鈴木先生からの説明）	28

606	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	<p>【政府への助言とか、市民社会への信頼ができる情報発信が、科学者コミュニティには求められているんじゃないか】</p> <p>・それから、科学的根拠がないことを政府の人たちがしゃべっていても、それに対して発言する人もいない。政府への助言とか、市民社会への信頼ができる情報発信という、そういうことが科学者コミュニティには求められているんじゃないか。</p>	<p>・政府への助言</p> <p>・市民社会への信頼ができる情報発信</p> <p>・科学者コミュニティ</p> <p>・</p>	鈴木先生	7	1 (3)	研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか(鈴木先生からの説明)	28
607	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断	<p>【最先端の科学技術をやる場合には、ルールをつくってから国が研究開発を支援するという仕組みをちゃんとつくるのが大事】</p> <p>・どんな科学技術が、どのような用途に用いられるかというのは、もちろん最初はわからないわけですよ。目的指向でやっている場合でさえ、その先行きでどのように転用されるかわからないということを考えますと、もし今回のような安全保障技術研究支援制度のようなものを使うのであれば、このようなきちんとした仕組みがないと、科学者としても安心して取り組めないでしょうし、社会としても安心して見ていられないというか。</p> <p>今の仕組みでも、これが今の安全保障技術支援制度がなくても、私は民生利用の中から軍事転用される可能性は当然あるわけですね、今でも。その場合でも、実はこのようなハイテクの場合については、このようなルールがあった方がいいという立場なんです。</p> <p>だから、海外で言いますと、既にそういう、例えばバイオシキーの場合もそうですし、原子力はちょっと特別かもしれませんが。ナノテクでもいいかもしれませんが、最先端の科学技術をやる場合には、必ず先ほどの倫理委員会ではありませんけれども、そういうルールをつくってから国が研究開発を支援するという仕組みをちゃんとつくるのが大事ではないかなというふうに思います。</p>	<p>・最先端の科学技術</p> <p>・転用防止のルール</p> <p>・国が研究開発を支援するという仕組み</p> <p>・</p>	鈴木先生	7	1・2	質疑応答	37
608	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	<p>【潜在的な悪用の可能性を知っているのは科学者ですから、内部告発の制度でその人たちを守るという制度は必要】</p> <p>・公益通報制度、私は賛成です。日本の公益通報制度はまだちょっと不十分だと思いますが、(中略) 私は最先端の科学技術になればなるほど、潜在的な悪用の可能性を知っているのは科学者ですから、そういう意味では内部通報者制度、内部告発の制度でその人たちを守るという制度は必要だと思います。</p>	<p>・潜在的な悪用の可能性</p> <p>・科学者</p> <p>・内部告発の制度</p> <p>・科学者を守る制度</p>	鈴木先生	7	1・2	質疑応答	40
609	⑤	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	<p>【民生用、軍事用の研究の区別が難しい以上、研究者個々人の判断に委ねるしかない】</p> <p>・また、その許される自衛の範囲内で、大学や組織はやはり監視委員会みたいなものを置いて、通常は緩やかに判断・指導—これは技術が悪用されそうな場合は機能するセーフティーネットとして、軍事研究にかかわるか否かは民生用、軍事用の研究の区別が難しい以上、研究者個々人の判断に委ねるしかないというふうに思っています。</p>	<p>・民生用、軍事用の研究の区別が難しい</p> <p>・研究者個々人の判断</p> <p>・</p>	小松委員	7	5 (2)	その他(小松委員からの説明)	48

610	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の相違	<p>【大学の研究者だけでなく、民間企業や防衛省の研究者にも一定のガイドラインとして呼びかけを】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そう(民生用、軍事用の研究の区別が難しい以上、研究者個々人の判断に委ねると)すれば、大学の研究者だけでなく、民間企業や防衛省の研究者にも一定のガイドラインとして呼びかけられます。研究者個々人の判断能力に対して危惧の念があるかもしれませんが、もともと学問の自由、自由な研究環境を守るというコンセプトにも、研究者個々人の見解、矜持、節度等に依存している部分が多いというふうに考えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の研究者</li> <li>・民間企業や防衛省の研究者</li> <li>・一定のガイドライン</li> </ul>	小松委員	7	5 (2)	その他(小松委員からの説明)	48
611	⑤	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割		<p>【防衛研究とは、ある程度の距離を置いてバランスをとりながら、研究者の側からも防衛研究を今後監視していくことが必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後になりますが、防衛研究とは、ある程度の距離を置いてバランスをとりながら、研究者の側からも防衛研究を今後監視していくことが必要と思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛研究</li> <li>・ある程度の距離</li> <li>・バランス</li> <li>・研究者の側からの監視</li> </ul>	小松委員	7	5 (2)	その他(小松委員からの説明)	49
612	⑤ ③	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由	<p>【安全保障技術研究推進制度の成果公開における事前確認は、基本的には知財の関係だけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(「この「甲に確認をする」というのは、基本的には知財の関係だけということで、知財について以外のことであれば、確認を得る、承認を得る得ないということは関係ないというふうに理解をしてよろしいでしょうか、この契約の解釈として。」との質問に対し) そのとおりでございます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障技術研究推進制度</li> <li>・事前確認</li> <li>・知的財産</li> </ul>	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	24
613	⑤ ③	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断	3-2. 学問の自由	<p>【生命倫理の分野で法的な規制等、既に研究の自由は様々な制約を受けている】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここで直ちに問題になるのは、恐らく研究の自由という問題だと思えます。研究の自由は絶対的なものか？_これは前回も若干指摘がありましたけれども、既に研究の自由は様々な制約を受けている。代表的なのは、生命倫理の分野で法的な規制もありますし、審査システムをつくられているということになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命倫理</li> <li>・法的な規制</li> <li>・研究の自由</li> <li>・制約</li> </ul>	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	17
614	⑤ ⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-5. 知的財産関係	<p>【安全保障技術研究推進制度の成果の公開と知的財産権の取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、受託者で知的財産権の取得を予定している場合につきましては、その受託者側(がわ)の判断に基づいて公開を控えるということは我々も認めておりますので、公開に先立ちまして、その旨を確認することにしてございます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障技術研究推進制度</li> <li>・成果の公開</li> <li>・知的財産</li> </ul>	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23

615	⑤ ⑥	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方 【科学者は本来こういうことを考えるべきと言うのか、それとも、現実には動かなかった歴史をリアルに見るのか】 ・いずれにせよ、①から②、③(引用者注:小森田委員の論点整理の科学者のありべき立場の三種)というふうに進むに従って、科学者は倫理的で立派な人間であるべきであるという、そういうモードになっていくだろうと思います。そういうことを我々は、少なくとも声明というか、科学者は本来こういうことを考えるべきなのだよということと言うのか、それとも、現実の科学はそういうふうには動かなかったよねという歴史をリアルに見るのか、そのリアルに見た上で、でもというふうに語るのかというところが問われるような気がいたします。	・科学者 ・倫理的 ・現実の科学 ・歴史をリアルに見る	小林委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	27
616	⑤ ⑥	6-1. 文民統制	6-2. 専門家の役割 【国会での議論を通じた文民統制の一翼を担う責任が、科学者にあるのでは】 ・文民統制の最終的な決定権というのは、恐らく国会にあるんだろうと思うんですね。少なくとも首相だとか防衛大臣が文民だから、それで文民統制が効いているということではなくて、やっぱり国民も間接的であれ関与する形の国会での議論を通して文民統制が効いていくと。そこに科学者はその一翼を担う責任があるのではないかと。科学者がここはオーケー、これは駄目みたいなことを決定する権限はもちろんないと思うんですけども、そういう国会での議論をサポートするような責任を担う必要があるだろうと。それを個々の科学者がみんな一人一人やる、自分がこれからやろうとしていることについて、これは安全保障政策とどういう関係があるのかということ自分で考えることは、これは恐らく不可能なことだと思いますので、しかるべき専門家集団がいわばシンクタンクみたいな形で提言するなり指針を出すなり、何かそういうようなことがなされていけば、それにのっとって個々の科学者が行動するというふうなことがあり得るのではないかとというふうに思います。	・国会 ・文民統制 ・専門家集団	杉山先生	4	2	軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について	29
617	⑥	1-1. 環境変化	6-2. 専門家の役割 【狭義の軍事技術のみを安全保障技術と考えるのは、現実離れ】 ・Food SecurityやCyber Securityなど、Security(安全保障)の学術分野は急速に広がっており、狭義の軍事技術のみを安全保障技術と考えるのは、現実離れしている。このため、「安全保障と学術」に関する包括的な調査・議論と提案を行う専門委員会の設置を提案する。	・安全保障 ・包括的な調査・議論	大政委員 出資委員 長代読	4	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	5
618	⑥	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	4-1. 安全保障技術研究推進制度 【安全保障技術研究推進制度の対象は民間の研究者も含む】 ・こういう問題だと、どうしても大学の研究者が何となく対象になるのですけれども、この安全保障技術研究推進制度の募集要項を見ると、応募資格は民間企業とか独立行政法人とか一般法人とかも入っているわけですね。また、この学術会議にも民間の研究者も当然入っているわけです。ですから、やはりその辺、少し幅広に考えないといけないのかなというふうに思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・応募資格 ・民間企業 ・研究者	小松委員	1	1	各夏季部会での討議の報告	10
619	⑥	2-5. 財源による線引き(研究資金の出所) / ミッションを持つ組織から	3-7. 安全保障貿易管理 【産学連携とリストラクテッドリサーチ】: ・(産学連携で、さまざまな契約をしている研究はアメリカでもあると思うが、それはリストラクテッドリサーチというカテゴリーで分類する必要はないのか。それとも、それもどこかで分類して、それがもし輸出関連と結びつくと、当然法律に引っかかってくるのかとの小林委員の質問に対し) 産学連携の場合は、産業界側(がわ)がこの法律に縛られていますから、大学を通して抜けたら、産業界、企業自身が訴えられますので、大学当局も厳しくそれに対応せざるを得ない。契約上ものすごい厳しいやりとりをするというふうには担当者からは聞いております。	・リストラクテッドリサーチ ・産学連携	安浦委員	5	1	各夏季部会での討議の報告	28



620	⑥	3-4. 研究契約等による制約	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の防衛装備庁のPD,PMIによる進捗管理】 ・また、デーリーのいわゆる進捗の管理でございますが、これは防衛装備庁の職員で構成されますプログラムディレクター、プログラムオフィサーが行うということになります。彼らの仕事といたしましては、いわゆる採択された際の研究計画等でございますので、これにのっとって受託先が研究しているかどうかを確認するということになります。	・安全保障技術研究推進制度 ・プログラムオフィサー ・進捗管理	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会での討議の報告	12
621	⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【安全保障技術研究推進制度の二次審査、ヒアリング審査】 ・選定された課題につきまして、二次審査、ヒアリング審査を行いました。研究代表者の方に来ていただきましてプレゼンテーションしていただき、それに基づき先生方に審査をしていただきます。	・安全保障技術研究推進制度 ・二次審査 ・ヒアリング審査	鈴木技術振興官	6	1	各夏季部会での討議の報告	11
622	⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【防衛装備庁の熱心なPOであればあるほど、防衛用途への応用という方向に向けていくというのは考えられる】 ・しかしながら、熱心なPOであればあるほど、より職務に熱心であり、今小森田さんが言われたように(引用者注:POの役割としては防衛用途への応用という方向に向けていくとの趣旨)、職務上、当然それを積極的に行っていくというのは考えられることであって、という意味で、そういうことがないというふうには断言されることは、僕は形式論にすぎないというふうには私は思っております。	・安全保障技術研究推進制度 ・防衛用途への応用	池内先生	6	1	各夏季部会での討議の報告	21
623	⑥	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【研究計画作成のプロセスでPMと申請者との直接コミュニケーション】 ・特徴的なのは、研究計画の作成のプロセスにおきまして、PMと申請者の中で直接コミュニケーションが図られると。国防総省のニーズに合わなければ、申請者はそれを聞いた上で修正を行っていくと。修正したものをまずはプレレビュー、予備審査というものにかけられます。これはPMが審査を行うわけですが、そこで好意的な評価が下されれば、本審査といいますが、公式の審査過程に進んでいくということになっていただいております。	・PM ・研究計画の作成 ・修正	川名調査員	6	1	各夏季部会での討議の報告	5
624	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用	【歯止めがないということを理解して、学術会議では議論すべき】 ・歯止めがないということを理解して、学術会議では議論すべきである。外国研究者云々(うんぬん)は波及効果の一端であるので、本質を議論すべきである。	・(軍事研究に)歯止めがない	杉田委員長(第三部会意見の紹介)	5	1	前回の総会・部会について	6

625	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【科学者がビジョンを持ってする選択は、グローバルスタンダードに対する挑戦になってくるかもしれないが、それは構わない】 ・(より国際的な、通用性のある科学者の論理としては、どういものがあり得るかという小森田委員の質問に対して)ですから、全てを全部やりたいというのが科学者、あるいは研究者の気持ちだと言われれば、そうかもしれないのですけれども、やはりどこか選ぶということが必要になってきて、そのときに何を考えて、何を自分はビジョンとして持っているから、こういう道を選ぶんだということを言うことは、それほど難しいことではないだろうと思うんです。 ですから、グローバルスタンダードに対する、ある意味では確かに挑戦になってくるかもしれないのですけれども、それはあって構わないものであろうというふうに私は考えます。	・科学者 ・ビジョン ・選択 ・グローバルスタンダード	小森田委員	5	1	第二部の夏季部会における意見交換状況について	15
626	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【学術会議での検討】 ・タイミングに関しましては、研究者のモラル、倫理観を打ち出すタイミングとしていい。過去の声明とかぶる部分があっても良いというふうな御意見。また、技術展開が早い中で、50年前の議論のままでいいの。現役の研究者が議論し続けるというのも大事ではないか。例えば3~5年ごとのサイクルで学術会議で検討すべきではないかという御意見もあります。	・研究者のモラル、倫理観 ・技術展開が早い ・現役の研究者での議論	土井委員(第三部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	5
627	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【安全保障上の研究をしない不利益についても検討すべき】 ・最初の方の御意見、一部の機密漏えいのおそれに対して、大学側の対応が必要ではないか。 あるいは、やはり日本の安全保障関係が厳しくなる中、安全保障上の研究をしない不利益についても検討すべきである。 それから、もしも日本で研究をしない場合には、ほかへ依頼されるかもしれないが、それでいいの。	・機密漏えい ・大学側の対応 ・安全保障 ・研究をしない不利益	杉田委員長(第一部夏季部会の報告)	3	1	各夏季部会での討議の報告	6
628	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【防衛力についての学術会議の姿勢を決めないと議論が行き詰まる】 ・防衛力というのは相対的なものですから、北朝鮮なんかがかつと軍事力を増している中で、当然リニューアルや開発が必要なわけでしょうね、防衛省から見れば。それに対して、学術会議が根本的なところでどう判断するのか。これを議論して我々の姿勢を決めないと、全てが行き詰まっていくような、そんな感じがします。	・防衛力 ・学術会議の姿勢 ・議論の行き詰まり	小松幹事	3	1	各夏季部会での討議の報告	8
629	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【「自衛がどこまで云々」というような問題の拡散は避けるべき】 ・先ほどの御意見ですけれども、国民が云々である、国民がどういふうに考えるかというのはとても大事なことでして、我々、科学者、研究者に何が出来るかということも、その枠で考えていかなければいけないのですけれども、元々の問題が防衛装備庁の学術推進の、そのような軍事の学術への接近の在り方をどのように捉えるか、各大学、各学協会がこれをどういふうに考えたらいいか、一つのガイドライン、一つの指標を学術会議に示してほしい、あるいは求めているということを考えて、今、言いましたように、この制度が防衛目的でできていること、防衛を目的とすることは当然のことなので、先ほど小松先生が言われた「自衛がどこまで云々」というような問題の拡散は、逆に避けるべきではないかと思っています。	・	井野瀬委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	10
630	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【自衛隊の存在なり日本の軍備というのを自衛のためと限っても認めるのか、認めないのかは第一の論点】 ・私は、小松先生おっしゃったことは第1の論点というか問題で、そもそも自衛隊の存在なり日本の軍備というのを自衛のためと限っても認めるのか、認めないのか。認めないということになれば、そのための今回の研究費も当然認めないということになると思うんですね。ですからそこは構造としては一つの選択肢があると。	・	大西委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	10

631	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【軍事と民事の線引きと、安全保障と学術との言葉使い】 ・それと2番目のポイントなのですが、これは一部の資料を拝見すると、言葉の使い方が民事と軍事という分け方をしている、民事、軍事の線引きが難しい。ところが第一部の言葉を使うと安全保障と学術となっているんですね。 軍事という言葉を使うのと、安全保障ってナショナルセキュリティですから、こういう言葉を使うのとはちょっと意味合いが違ってきてしまっていて、軍事ということから出ていくネガティブなイメージのところ議論しているのか、安全保障というところで守りを固めるという意味で議論しているのかでかなり意見に温度差が出てしまう可能性がある、私はこら辺の認識をやはりもう一度、学術会議がまとめるときでも言葉の民事、軍事という使い方のところと、安全保障って使ったときの議論というのを、少し温度差をちゃんとしていくような方向にしないと、まとまらないんじゃないのかなというふうに懸念しています。	・民事と軍事の線引き ・安全保障と学術 ・学術会議	向井委員	3	1	各夏季部会での討議の報告	12
632	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【戦争中の経験等を踏まえて、しっかりした歯止めをつけるべき】 ・あるいは、戦争中の経験等を踏まえて、しっかりした歯止めをつけるべきである等々意見が出ております。	・歯止め	杉田委員長（第一部会意見の紹介）	5	1	前回の総会・部会について	6
633	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【科学者としての矜持と節操が大事】 ・あるいは、軍事研究をやらないと宣言していても、やる人はやる。北朝鮮の研究者も防衛技術を研究しているつもりであろう。科学者としての矜持と節操が大事である。	・科学者としての矜持と節操	杉田委員長（第三部会意見の紹介）	5	1	前回の総会・部会について	6
634	⑥	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用	5-2. 個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断 【防衛予算であっても、一概にその目的が戦争のためではない課題募集もあるはず】 ・すでに、以前から学術会議として、科学者は戦争のための研究に加担しないと宣言している。理念としてはこのままでよいのではないか。しかし、防衛予算であっても、義肢や義手の開発など、傷ついた人のための技術開発などもあり、一概にその目的が戦争のためではない課題募集もあるはずだ。そこで、理念は理念で尊重し、公募課題ごとに、問題がないかどうか、問題があれば指摘するというのではどうか。	・防衛予算 ・義肢や義手の開発	大政委員 提出資料を委員長代読	4	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	4
635	⑥	3-2. 学問の自由	5-1. 機関等の判断／個々の科学者の判断 【研究行為そのものに関する自由は自明ではない】 ・今日私がお話するのは、研究行為そのものに関する自由に関して、それほど自明の構造にはなっていないということをお話したいと思えます。	・研究の自由	小林委員	5	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	39

636	⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【防衛省資金による研究により、オフリミット・一種の治外法権の場となる】 ・それから、防衛省資金が学術研究に及ぼす悪影響という、これが本来の私の言うべきことなのですが、まず大学等への直接の悪影響としては、まず防衛省資金で購入された設備や研究室を当事者以外が説明できなくなる可能性が非常に高い。オフリミットになるということです。一種の治外法権の場となるということです。	・防衛省資金 ・学術研究に及ぼす悪影響 ・オフリミット	池内先生	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	33
637	⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-3. 公表の自由 【産学共同と軍学共同の違い:軍事にかかわる研究はオープンにならないことによって意味がある】 ・お尋ねになった1点目は、この制度によって推進されている研究に関連して、それは自分の目標、考えどおりにならないということになった時にどうなのかということであったわけですね。それはそれとしまして、産学共同の場合と軍学共同の場合の本質的な違いは、産学共同に関しては先ほど言いましたように、特許取得によってオープンになったということによって、要するに、特許が開放されるということによって、全てがむしろオープンになるということです。むしろオープンにならないければ、その発明の意味はないということです。しかし、この軍事にかかわる研究はオープンにならないことによって意味があるわけですね。そこに決定的な違いがあるわけですから、全く同列に、同じレベルで考えることはできないというふうに私は考えております。	・産学共同 ・軍学共同 ・特許 ・オープン	池内先生	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	38
638	⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	4-3. 研究成果の利用 【安全保障技術研究推進制度は装備品への適用を直接目指すものではなく、将来の装備品の研究開発に資する可能性のある基礎、あるいは要素技術の発掘、育成を行うもの】 ・これは先ほど御説明したとおりでございます。本制度は装備品への適用を直接目指すものではございません。将来の装備品の研究開発に資する可能性のある基礎、あるいは要素技術の発掘、育成を行うものでございまして、そのため装備品への適用可能性というものを直接評価することはございません。	・安全保障技術研究推進制度 ・装備品 ・基礎、あるいは要素技術の発掘、育成	鈴木技術振興官	6	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	22
639	⑥	4-3. 研究成果の利用	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪・悪用 【安全保障技術研究推進制度の成果の活用】 ・こちらは防衛装備品への適用面から着目されます大学や独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するために平成27年度から開始したものでございまして、成果につきましては、有望なものは、もちろん将来の防衛省における研究開発において活用させていただきたいという期待はございます。ただ、加えて、民生における成果の活用も期待しているところでございます。	・装備品への適用面から着目 ・独創的な研究を発掘 ・将来有望な研究を育成 ・民生における成果	鈴木技術振興官	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	9
640	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等 【リアルな現実認識を持つことと、科学者がその中でどう判断するかは、分けて考える必要がある】 ・しかし我々が求められているのは飽くまでも科学者としてどう考えるかということなので、先ほど国民の意見を二分するようなという御発言もありましたけれども、ここで同じレベルで何らかの答えを出すということを求められているとは思わない。また、求めようとしても難しいだろうと思います。ですからリアルな認識を現実に対して持つということと、科学者がその中でどう判断するかということとは、やはり一応分けて考える必要があるのじゃないかというふうに思っています。	・リアルな認識 ・科学者 ・判断	小森田委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	16

641	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割 【科学者がビジョンを持ってする選択は、グローバルスタンダードに対する挑戦になってくるかもしれないが、それは構わない】 ・(より国際的な、通用性のある科学者の論理としては、どういうものがあり得るかという小森田委員の質問に対して)ですから、全てを全部やりたいというのが科学者、あるいは研究者の気持ちだと言われれば、そうかもしれないのですけれども、やはりどこか選ぶということが必要になってきて、そのときに何を考えて、何を自分はビジョンとして持っているから、こういう道を選ぶんだということを言うことは、それほど難しいことではないだろうと思うんです。 ですから、グローバルスタンダードに対する、ある意味では確かに挑戦になってくるかもしれないのですけれども、それはあつて構わないものであろうというふうに私は考えます。	・科学者 ・ビジョン ・選択 ・グローバルスタンダード	小森田委員	5	2	軍事利用と民生的利用及びデュアルユース問題について	15
642	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【論点整理の二つの側面】 ・1つは、私の役割は論点整理ということですが、論点整理という場合に、2つの側面があると考えられるのではないかと。1つは、事実認識ないしは問題の所在についての認識で、もう一つは、それを踏まえて議論し、どう判断するかという問題です。	・論点整理 ・事実認識 ・判断	小森田委員(論点整理)	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	5
643	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【国家ということでターゲットを限定することによって、様々な問題が見えてくる】 ・私は、とりあえず国家ということでターゲットを限定することによって、様々な問題が見えてくるということからスタートするということが良いのではないかと整理を今日はしました。おっしゃった点は議論の中で十分、サイバーの問題を含めて明らかにするべきかなと思います。	・国家 ・ターゲット ・限定	小森田委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23
644	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【国の政策、国の対策といったものに限って我々は議論するべきではないか】 ・それから、国ということですが、これもこの議論の発端からすれば、国の政策、国の対策といったものに限って我々は議論するべきではないか。もちろんいろいろな形の技術開発等々ありますし、それが人間の安全保障に関わる問題であるということに関する論点は多々出てくると思うのですが、国が対処すべき問題として、あるいは国がやるべき問題として、現政府が国と定義している部分、国の対策として考えている部分ということに関して、私たちがどういふことを言えるかという部分に限ってやらないと、あらゆる問題に発展してしまいそうな気がしますので、これは少し絞って議論を進めていただきたいと思います。	・国の政策	山極委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23
645	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【】 ・先ほどのドイツのDFGの提言を参照すれば、軍事的な利用のリスク、これはリスクというふうに言って良いのだと思いますが、そのリスクに直面したとき、研究者としてどのようにリスクを分析するのか、あるいはどのようにリスクを低減するのか、研究成果の公表の在り方、あるいは最終的には研究の放棄の可能性を含めて検討していくということが、小森田委員の問題整理の延長線上に生じてくるのではないかと思います。	・	佐藤委員	3	2	各夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアルユース問題について討議の報告	26

646	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【自衛力、防衛力の充実をどう考えるかある程度議論しないと、リアルな認識を持ち得ないのではないか】 ・岡委員の方から、国民の意見が二分するようなテーマに対してはちょっと距離を置いた方がいいんじゃないかという話がありました。確かに我々学者は政治とは一線を画すというのは大事だと思うんですが、でも、元々この問題というのは自衛力、防衛力の充実というところから来ていると思うので、それをどう考えるかある程度議論しないと、リアルな認識を持ち得ないのじゃないかなという気がします。	・ ・ ・	小松幹事	3	2	谷夏季部会での軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について討議の報告	27
647	⑥	1-1. 環境変化	1-2. 決議の扱い 【ほかの人たちも含めて研究成果の軍事利用を阻止する】 ・学会議の20数年間にわたる70年ぐらいまでの動きを見てみますと、声明は一つの象徴なわけですが、2つのことを目指していた。一つは戦争目的の科学研究を科学者として行わないと。もう一つは、自分たちだけではなくて、ほかの人たちも含めて研究成果の軍事利用を阻止すると。そうすることによって戦争が起きるのを防ぐんだというこの2つがあったというふうに私は理解します。簡単に言えば、軍事研究をしないし、させないということです。	・軍事研究 ・研究成果の軍事利用 ・	杉山先生	4	3	意見交換、今後の審議の進め方について	18
648	⑥	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	1-2. 決議の扱い 【自衛隊の存在、憲法の解釈、安全保障環境の変化等を踏まえて、現段階で50年の声明をどう考えるのか、議論の価値がある】 ・それで、見直しというのは私も行き過ぎた見出しの取り方だというふうに思っているのですが、ただ、1950年という、まだ自衛隊が存在しない時期であります。したがって、こうした問題で憲法の解釈とか、あるいは実態としての安全保障に対する日本の仕組みというのは変わってきたというのは事実だと思うんですね。そういうことを踏まえて、現段階で50年の声明をどう考えるのかということは、その後、出てきた事実なり出来事を踏まえると、議論の価値があるのではないかというふうに私は思ったわけがあります。	・自衛隊の存在 ・憲法の解釈 ・安全保障 ・50年の声明	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	21
649	⑥	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障	1-2. 決議の扱い 【声明の理想の踏襲と現在における新たな線引き】 ・井野瀬委員から、設立以来、多様な議論が行われていることを注視すべきだ。今、情勢が悪化する中で、かつての声明の理想を踏襲すべきである。現在の段階において線引きを新たに示すべきである。抽象的な線引きではなく、何らかの別な線引きを示すべきである。	・声明の理想の踏襲 ・新たな線引き ・	杉田委員長(第一部夏季部会の報告)	3	3	意見交換、今後の審議の進め方について	7
650	⑥	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪用・悪用 【「武器」の殺傷能力の水準については限界がない】 ・そして、「武器」について言いますと、殺傷能力の水準については限界がない。これは、つまり相手側が能力を高めれば、こちら側もそれに対応して高めていくという、そういう関係にありますので、それ自体としては限界を設けることは困難である。近年の内閣法制局長官の発言、これは憲法論ですので、直接どうすべきかということを行っているわけではありませんけれども、核兵器も憲法上は持ち得るという見解が政府の高官から示されております。ただし、特に非人道的なものについては国際的に禁止されている。つまり、お互いに禁止しないとなかなか一方的に禁止することが難しいということなので、条約を通じて禁止することになっていて、化学兵器については禁止条約があり、国内法がそれを受けているということになります。	・武器 ・殺傷能力の水準 ・限界なし ・	小森委員(論点整理)	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	12
651	⑥	1-2. 決議の扱い	1-4. 学会議の代表性・対象とする科学者 【名宛人は内容から決まる】 ・2番目に、名宛人ということがありました。これについては、内容がどうなるかによって名宛人はおのずから多分決まってくるだろうと思いますので、議論の出発点の段階では、これについて決めておくということではできないだろうと思います。ただ、審議の過程で名宛人が誰かということ意識しておくことは、論点を明確にする意味では有益ではないかと思えます。その意味で、レジュメでは、仮にですけれども、学会議会員自身から始まって一般の国民に至る、考え得る様々な名宛人について書いておきました。	・名宛人 ・内容 ・学会議会員 ・国民一般	小森委員(論点整理)	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	5

652	⑥	1-2. 決議の扱い	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【推薦制となった学術会議による声明見直しには、広く科学者の意見を吸い上げるような方法、広く議論喚起するような方策が必要】 ・最後、声明見直しの手続に関してちょっと気になることがあります。70年ぐらいまでの2つの声明は、学術会議の会員が公選制、選挙で選ばれていた時代のものです。ところが、会員の選出方法が1985年に推薦制に変わりました。(中略) 更に2004年に再改正して、この方向での改定が強まったように思われます。だとするならば、もちろん規定上は問題ないんだと思うんですが、広く科学者の意見を吸い上げるような方法、広く議論喚起するような方策が必要なのではないかという気がいたします。	・学術会議 ・公選制 ・推薦制	杉山先生	4	3	意見交換、今後の審議の進め方について	25
653	⑥	1-3. 防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の	1-4. 学術会議の代表性・対象とする科学者	【名宛人には企業、防衛関係も含む】 ・今の名宛人のことですけれども、日本学術会議とすると、従来から多様な科学の在り方、多様な科学者を育てていこうという立場に立っていることを考えると、大学の人間だけではなくて、企業の方、あるいは防衛に近いところで研究しておられる方も当然含まれるべきであろうと思うんですね。	・名宛人 ・ ・	花木委員	3	3	意見交換、今後の審議の進め方について	9
654	⑥	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	【安全保障技術研究推進制度では、科学者の行動規範にある意図に反して悪用される、「意図に反して」というケースには該当しない】 ・いずれにしても、最終的には装備化するという目標とした一連のプロセスの出発点のところに位置づけられているわけですので、この科学者の行動規範にある意図に反して悪用される、「意図に反して」というケースには該当しない、目標が明示されているということになるだろうと思います。	・安全保障技術研究推進制度 ・科学者の行動規範 ・意図 ・悪用	小森委員(論点整理)	2	3	意見交換、今後の審議の進め方について	16
655	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	2-1. 軍事的利用・民生的利用と善悪	【安全保障と学術では、民生か軍事に焦点を当てて議論する必要があるのではないか】 ・その中で、この安全保障と学術というのは、民生か軍事かというところに1つ焦点を当てて議論する必要があるのではないか。国によっては軍事組織は、日本もそうですが、認められているので、そこから、そこで行われている研究は正当なのだという主張をする、そういう立場もあり得ると思うんですね。ですから、その場合にどの程度の、原子爆弾をつくるのはいけないということであれば、軍事の中である兵器の開発に科学者が加わるのはいけないということになる。では、通常兵器ではどうなのだというような議論がそこではあり得ると思います。	・安全保障と学術 ・民生か軍事か ・軍事組織で行われる研究は正当との主張 ・程度	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	26
656	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	【安全保障技術研究推進制度への対処のみを考えるのか、諸外国の軍の公募・共同研究も合わせてかんがえるべきか】 ・これは今度の防衛装備庁の件の対処だけにとどまるのか、あるいは安全保障ですから、例えばアメリカを問わず諸外国からこの種類のデュアル・ユースの公募があった場合に、それも含めて考えるべきなのかというような議論の内容について、少し御意見を伺いたいなと思うんですね。これは当然出てくる可能性は十分ありますね。軍事と言ったときに、実は私の大学ではアメリカ軍ということも意識して討論したことがございました。むしろ軍事というのはそっちの方だったんですね。日本は軍を持たないと言っているのだから軍事と言っていないわけですよ。アメリカ軍の依頼による共同研究だったと思いますけれども、そちらの方もあわせて考えるべきなのか、あるいはそれは全くもう論外で、今は日本の防衛省の、装備庁の話だけにとどめるべきなのかという、ちょっとそのあたりを含めて。	・防衛装備庁 ・公募 ・諸外国からのデュアル・ユースの公募	山極委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	22

657	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	4-1. 【安全保障技術研究推進制度の創設に関し、防衛、安全保障に詳しい政治家の話聞く必要はないか】 ・安全保障に関わるということは、もろに政治が関わっているわけですね。この研究助成も以前はなかったのが新しくこういう推進制度が出てきたということですから、防衛省の方の話は幹事会の方で聞かれたことですのでけれども、政治の分野の話は聞く必要はないでしょうか。何かそれも必要のような気がするのですが。(中略) いわゆるお役人ではなくて、防衛、安全保障に詳しい政治家です。	・防衛、安全保障に詳しい政治家の話	小松委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	
658	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	5-4. 【学術会議の声明を含んだ安全保障と学術に関する行動規範とか見解というものがある】 ・そういう意味では、学術会議の言っている声明だけではなくて、声明を含んだ行動規範とか、この領域における見解というものがあるのではないかと、議論を通じてですね。というふうに考えて、こうした委員会の設置が必要だと私は考えたわけです。	・安全保障と学術 ・行動規範 ・声明	大西委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	21
659	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【2017年の春の総会ぐらいをめどに、できれば何らかの見解を】 ・学術会議は慎重に審議をするということが必要な場ですけれども、同時に昨今、様々な問題をめぐって時期におくれず適時に意思表示をするようにということが内外から求められています。そういう観点から言うと、やってみないと分からないので目標は絶対ではないと思いますけれども、やはり来年の春の総会ぐらいをめどに、できれば何らかの見解を表明できることが望ましいのではないかと	・学術会議 ・見解表明 ・春の総会 ・メド	小森委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	9
660	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	【2017年4月の総会には、絶対に何かを出さないと】 ・いろいろなことを決めていくのは、学術会議の場合は総会なので、来年4月の総会というのは、これは絶対に何かを出さないと、学術会議の意思も決まらないと思います。	・総会	井野委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	9
661	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【大学の対応の指標として2017年3月までに学術会議は何か示すべき】 ・それからもう一つ、各大学が、あるいは大学で教育、研究を預かっていらっしゃる先生方、特に執行部の方々がどのように反応すればいいのかについての指針のようなものを、この安全保障と学術に関して、特に防衛装備庁の研究推進制度に対してどのように大学として対応すればいいのかの、1つの指標として、この検討委員会を見ていらっしゃる方も聞いておりますので、それが指標になるかならないかはさておき、あるいはそうなりたいという意思を含めて、やはり来年3月末までには、つまり3月末までに何か出すということは、来年の1月、2月あたりには、私は何かを学術会議として、この委員会として示す必要があると思っています。	・大学の対応 ・指標	井野委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	9
662	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	【「軍事」と「安全保障」という言葉の意味の早い段階での整理が必要】 ・その提案の文書の中では、「軍事と学術」というふうにかなり明確に書いてあって、しかし委員会の名称その他では「安全保障」という言葉が使われています。ですから、言葉の使い方について、安全保障という言葉はどういう意味で使うかということについての整理が何らかの段階でされないと、ある意味では無限にテーマが広がります。ですから、そこは割合、早い段階で交通整理をしておいた方がいいのではないかと、というふうには私は思います。 安全保障という言葉は非常にたくさん使われますし、それから、もっと言うと「安全・安心」という言葉も、ある意味で何でも入るような言葉なので、そうしないと、この委員会の明確なターゲットがなかなか定まらないということになるのではないかと思います。	・	小森委員	1	3	意見交換、今後の審議の進め方について	26



663	⑥		<p>【物理学の教育というときに、社会との関係というようなものというのは、当然、考えていかなければならない】</p> <p>・(学生を巻き込んだときに、どう考えるかとの趣旨の岡委員に質問に対して)物理学の教育というときに、当然、力学がどう、電磁気がどうって教育もあるんですけども、もう1つ、やっぱり今日の吉川先生のお話にもあったように、社会との関係というようなものというのは、当然、考えていかなきゃならない。</p> <p>これは物理だけではなくて、私個人ではあらゆる分野についてあり得ることで、まさに吉川先生がおっしゃったように、社会と自分の抱えている学問分野との関連というのも、学問を進めると同時に考えていかなきゃならないことだ。</p>	・ ・ ・ ・	小沼先生	7	1・2	質疑応答	42
664	⑥		<p>【実際に社会的な決定に対して有効になるようなことを、自分の分野ではどういう貢献ができるのかということ、考えないといけない人を育てなければならない】</p> <p>・(学生を巻き込んだときに、どう考えるかとの趣旨の岡委員に質問に対して)そういう点で、我が国はやっぱり科学と社会の関係というように言うけれども、教育で物すごくおくれたんですね。これは現実には、先ほどのお話で生命倫理委員会でも人手が足りない、足りないというお話があるでしょ。私はやっぱり、科学者の人数じゃないんですけども、頭の中の15%と言っているんですけども、15%ぐらいはそういうポリシー、アドバイス・フォー・ポリシーというか、サイエンス・フォー・ポリシー、実際に社会的な決定に対して有効になるようなことを、自分の分野ではどういう貢献ができるのかということ、考えなきゃいけない人を育てなきゃいけないと思うんです。</p>	・ ・ ・ ・	吉川先生	7	1・2	質疑応答	43
665	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	<p>【政府に対して学術が一定の距離を置くのはいいとしても、全く協力しないというのはいかがなものか】</p> <p>・その政府に対して、学術が一定の距離を置くのはいいとしても、全く協力しないというのはいかがなものかというふうに考えます。国論を二分するような事柄の一方だけに学術はくみするべきではないという意見もありますが、選択肢が「やってはいけない」、「何ともいえない」、「やるべきだ」とすれば、1の「やってはいけない」というのは、もう既に一方にくみしていることになります。</p>	・政府 ・学術 ・一定の距離 ・協力	小松委員	7	5(2)	その他(小松委員からの説明)	48
666	⑥	6-3. 検討・結論のタイミング、検討	<p>【自衛・防衛のための軍事力はどこまで認めるのかを徹底的に議論して判断すべき】</p> <p>・それで、まず私の考えを整理すると、私はまず自衛・防衛のための軍事力はどこまで認めるのかを徹底的に議論して判断すべきというふうに考えています。</p>	・自衛・防衛のための軍事力 ・どこまで認めるのか ・徹底的に議論 ・	小松委員	7	5(2)	その他(小松委員からの説明)	48
667	⑥②	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他 3-3. 公表の自由	<p>【大学の研究活動や研究内容が外部から見えにくくなる】</p> <p>・それから、大学等の社会的立場への悪影響。これは研究活動や研究内容が外部から見えにくくなるということが、これは第1点、非常に重要なことです。</p>	・大学等の社会的立場 ・悪影響 ・ ・	池内先生	6	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	34

668	⑥ ②	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進捗 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【デュアル・ユースという問題は装備庁が言っているデュアル・ユースの線に沿って話を進めるべきではないか】 ・デュアル・ユースという問題、大西委員のおっしゃったように、違う定義があり得ると思うのですが、そもそもこの委員会の発足した経緯からすると、やはり装備庁の公募ということが発端になっておりますから、装備庁が言っているデュアル・ユースということに限って、その線に沿って話を進めるべきではないかと1つは思います。	・デュアル・ユース ・装備庁 ・	山極委員	2	2	論点整理(小森田委員)を受けて討議	23
669		1-1. 環境変化 2-1. 軍事的利用・民生的利用と善用・悪用	【現在は脅威が拡散しデュアルユース問題の議論がしにくい】 ・核兵器の脅威が今やなくなったとはとても言えないわけで、むしろ核兵器以外にいろんな形の脅威がありとあらゆるところに拡散する形で出てきているというのが実態だろうと思いますね。ただ、昔は核兵器とか毒ガスとか非常にピンポイントで象徴的な兵器があったので、ある意味では議論しやすかったと思うんですけども、今は拡散してしまっているので議論がしにくい、難しくなっているということがあるんだろうと思います。	・核兵器 ・毒ガス ・象徴的 ・拡散	杉山先生	4	1	前回議事録(案)の確認	32
670		2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事)	【デュアルユースというのはスピンオン・民から軍への転換】 ・それから、今言っているデュアルユースというのは「スピンオン」であるということを強調しておきたいと思います。スピンオンというのは、「民から軍への転換」である。つまり、大学や研究機関で開発されている民生技術が軍事のために利用されようとしているということです。このことを押さえる必要がある。つまり、これはデュアルではないんです。一方的に民生利用されているものが軍事に適用されているということですからね。軍事に適用されたら幅が広がっていいなんていうことは、ちょっと逆なんです。軍事に適用されれば、本来、民生利用として想定されていたものも制限されてしまうということなわけです。このこと「スピンオン」であるということを引き押ししておく必要があると思います。	・デュアルユース ・スピンオン ・民から軍への転換 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	32
671		2-4. 二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事)	【デュアルユースの民生品の開発は委託先が勝手にやること】 ・軍事目的で開発された製品が民生利用されて多くの人々を潤わせたということ、この事実は私は否定しておりません。しかしながら、防衛省がああ図に描いてありますように、デュアルユースの民生品の開発は委託先が勝手にやることです。防衛省が何らかの手を下す。手を広げて、幅を広げてやろうということでは無論ないわけですが。それは、そもそもこの制度の目的がそうではありませんから。だから、民生利用にできる、するというのは、まさに二枚舌なんです。現実には起こり得ないことです。	・デュアルユース ・民生品の開発 ・委託先 ・	池内先生	6	1	安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響	33

672	2-2. 両用技術と汎用技術	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【サイバーテロとバイオテロへの対応】</p> <p>・我々にとって本当に怖いのは国という概念を持たないで起こってくるいわゆる今のISみたいなテロの組織だと思えますよね。そういうテロに関して、そういったものをどういうふうになショナルセキュリティで防護していくのかというのは非常に大きな私たちにとって問題なのじゃないかと思います。</p> <p>このときにやっぱり一番テロは、本当にやろうとしているのはサイバーセキュリティというのが本当に大きな問題。それともう一つ、これ二部からの報告が出ていないのですが、結局、人の生命とか、生物の命とか、バイオハザードとか、そういうものを変えられてしまうようなテロであった場合には非常に大きいわけで、バイオテロの分野、これラディエーションもそうですし、バイオハザード、これジェネティックなことを含めて、こういったことに関して、私は現在こういうような状況が本当にテロ組織なんかが入り込んでくるようになってしまっていて、そういったことで国という枠を超えてもアタックができてしまうような現状なのかどうなのか。そういったことに関して我々は国際組織の一員として、どういうふうを守っていくかということに関してもしっかり議論をしないと、これまでの1番目の問題に行くんですけど、これまでのスキームの中だけでやるべきか、やるべきじゃないかという議論にとどまるべきではないというふうに思っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティ</li> <li>・サイバーテロ</li> <li>・バイオテロ</li> </ul>	向井委員	3	2	委員長 の選出、副委員長・幹事の指名と承認	13
673	1-2. 決議の扱い	1-1. 環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等	<p>【第二次大戦後、物理学者は核開発を反省したが、医学者は十分に反省していない】</p> <p>・第二次大戦後、物理学者は核開発を反省したけれども、医学者は十分に反省していない。</p> <p>現在の時点で抑止論を持ち出すことは適切ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核開発</li> <li>・反省</li> <li>・物理学者</li> <li>・医学者</li> </ul>	杉田委員長 (第一部夏季部の報告)	3			7
674	3-2. 学問の自由	3-7. 安全保障貿易管理	<p>【研究行為の規制:安全保障輸出管理制度】</p> <p>・あともう一つ、やはり政治的理由で、今日は安浦先生がお話しになったような、安全保障輸出管理制度、こういったものが、やはり制約条件として機能しているようです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	小林委員	5			42
675	3-2. 学問の自由	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	<p>【研究の自由の規制に対する批判についてはどう考えるか、この検討会で議論しておく必要がある】</p> <p>・これに対して、規制に対する批判が考えられます。これについてはどう考えるかということも、この検討会では議論しておく必要があるだろうと思います。例えば、国内における規制は国外への流出を引き起こす可能性がある。あるいは、これは政治レベルで強調されている点ですけれども、国費が投入されている以上、国益のための研究は規制すべきではないのではないかと。これは、研究の自由の擁護とは異なる文脈ですけれども、こういうことも言われております。こういうことをどう考えるかということが問題になるように思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の自由</li> <li>・規制</li> <li>・批判</li> <li>・国費の投入</li> </ul>	小森田委員 (論点整理)	2			18
676	4-1. 安全保障技術研究推進制度/米軍の資金/その他	2-1. 軍事的利用/民生的利用と善悪	<p>【研究資金の出所の問題】</p> <p>・それから研究資金の出所の問題も、文科省から出ようが、防衛省から出ようが、これは結局は国民の税金なんですね。ですから何のための軍事研究かと思ったら、自衛隊の自衛力を高めるための研究だと思えますが、これが最も基本的なテーマだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究資金の出所</li> <li>・国民の税金</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	小松幹事	3			8

677	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【安全保障技術研究推進制度の研究の過程で生じたいかなる成果も、特定秘密の対象とすることはない】 ・本制度でございますが、累次に説明してございますように、基礎研究を対象としてございます。成果が公開されて、多くの研究者、技術者間で幅広い議論がなされることで、より優れた研究につながることを期待しておりますので、成果の公開こそが最も重要と考えているところでございます。 したがって、本制度におきましては、研究の過程で生じたいかなる成果も特定秘密の対象とすることはありません。また、いかなる場合であっても、防衛省から特定秘密に該当する情報を委託先に提供することはありません。	・安全保障技術研究推進制度 ・研究成果 ・特定秘密	鈴木技術振興官	6			25
678	4-1. 安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他	3-6. 秘密保持義務関係	【特定秘密の指定権をもつ防衛装備庁長官が安全保障技術研究推進制度を運営するので、成果を特定秘密に指定することはない。】 ・それから1点、私ども特定秘密について御理解を賜りたい。 特定秘密につきましては、防衛省・防衛装備庁におきましては防衛装備庁長官が指定権を持っております。法律によりますと、「行政機関の長が指定するものとする」ということでございます。 他方、この制度の運用も防衛装備庁長官が責任を持って運営しておりますので、この制度は御説明したとおり、オープンなイノベーションを期待するものでございますので、それを特定秘密にするということは行政機関の長が矛盾をする行動をとると、判断をするということでございますので、法律的にも一切そういったことはないというふうに我々は認識しておりますが、いずれにしろ、御理解を賜るよう、御説明とか表記については直すべきところは直していきたいというふうに思っております。	・防衛装備庁長官 ・特定秘密の指定権 ・安全保障技術研究推進制度の運営	外園防衛技監	6		26	
679	4-1. 財源による線引き／ミッションを持つ組織からの研究費	4-2. 研究の誘導・変質の可能性	【予算にはミッションがあり、将来的に変質していくことを危惧】 ・応募の際に、公開性・透明性が保たれているといっても、予算にはミッションがあり、将来的に変質していくことを危惧する。	・予算 ・透明性・公開性 ・ミッション ・変質	大政委員提出資料を委員長代読	4		4	
680	4-5. 学術研究のための研究費の確保	5-4. 学術会議声明等の学術会議の役割	【日本学術会議は、研究費の問題についてきちんと実情を述べ、国に対して予算増額を求めるべき】 ・まず研究費にかかわる問題は、(中略)、要するに、お金が出たんなら、防衛省からの資金であろうと、成果が公表できなくなってもいいんじゃないかという。それで徴兵、つまり防衛省に協力すると思いつき、それで徴兵、つまり防衛省に協力する、そういうふうにならされているという状況です。 これについては、実は最後にまたお願いしたいんですが、日本学術会議としては腰を据えて、この問題を取り上げるべきであると思っております。そして、国なり、文科省なり、財務省なりにきちんと実情を述べ、予算増額を求めるということを日本学術会議としてはやるべきであると思っております。	・日本学術会議 ・研究費の増額	池内先生	6		31	

681	5-1. 機関等の判断 / 個々の科学者の判断	5-4. 【NATOからの資金提供の事例】 ・すみません、今までの経緯ですけれども、今、山極委員が御指摘になった点に関連して、学会議の幹事会の中で2回ほど、これまで議論したことがあります。 1つは、前期になりますけれども、NATOからアメリカのNASというアカデミーを通じて、というよりもNAS、アメリカのアカデミーから日本の学会議に対して共同研究の申し出があったのですね。その資金源はNATOの資金だと。テーマは防災ロボット、災害救助ロボットの研究という、そういうのを日米で共同でやると。それをNATOが資金的にバックアップするという、そういう仕組みだったわけです。 そのとき、非公式ではあったのですが、いずれ「うん」と言えば公式な依頼が来るという、そういう状態のときに学会議で議論しまして、大勢は否定的であったので、それはお断りするというにしました。その断った理由は、災害救助そのものは人道的な観点で考慮の余地があるわけですから、NATOという軍事同盟で、これは日本の自衛隊に比べてはるかに守備範囲が広い軍事同盟で、そこが資金を出すということについて、日本の学会議は受けるべきではないというような議論がありまして、それはお断りしたということがありました。	・NATO ・資金提供 ・防災ロボット ・米国アカデミー	大西委員	1			22
682	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	1-1. 【リアルな現実認識を持つことと、科学者がその中でどう判断するかは、分けて考える必要がある】 ・しかし我々が求められているのは飽くまでも科学者としてどう考えるかということなので、先ほど国民の意見を二分するような御発言もありましたけれども、ここで同じレベルで何らかの答えを出すということを求められているとは思わない。また、求めようとしても難しいだろうと思います。ですからリアルな認識を現実に対して持つということと、科学者がその中でどう判断するかということとは、やはり一応分けて考える必要があるのじゃないかというふうに思っています。	・リアルな認識 ・科学者 ・判断	小森田委員	3		16	
683	6-3. 検討・結論のタイミング、検討の進め方	2-1. 【歯止めがないということを理解して、学会議では議論すべき】 ・歯止めがないということを理解して、学会議では議論すべきである。外国研究者云々(うんぬん)は波及効果の一端であるので、本質を議論すべきである。	・(軍事研究に)歯止めがない	杉田委員長 (第三部意見の紹介)	5		6	

- 注
- 1 各回の委員会の議事録から主な意見を抽出し(発言者、委員会の回数、議事録のページ)を付した。
  - 2 整理のため、見出しを付した。
  - 3 各論点①～⑤のサブカテゴリーを作成し、主な意見を分類した。(その他⑥も追加)
  - 4 論点のサブカテゴリーごとに主な意見を整理して並べた。
  - 5 複数のサブカテゴリーに亘るものは再掲載した(灰色ハッチが付いている部分)

- ① 50 年および 67 年決議以降の条件変化をどう捉えるか
  - 1-1.環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等
  - 1-2.決議の扱い
  - 1-3.防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い
  - 1-4.学術会議の代表性・対象とする科学者
- ② 軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について
  - 2-1.軍事的利用・民生的利用と善用・悪用
  - 2-2.両用技術と汎用技術
  - 2-3.研究成果の利用／基礎研究との関係
  - 2-4.二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事利用)
  - 2-5.財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織からの研究資金提供
- ③ 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
  - 3-1.基礎研究
  - 3-2.学問の自由／研究の自由／研究の規制
  - 3-3.公表の自由
  - 3-4.研究契約等による制約
  - 3-5.知的財産関係
  - 3-6.秘密保持義務関係
  - 3-7.安全保障貿易管理
- ④ 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
  - 4-1.安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他
  - 4-2.研究の誘導・変質の可能性
  - 4-3.研究成果の利用
  - 4-4.「学術研究」の範囲と大学の位置づけ(学術会議の代表性・対象とする科学者(1-4.)と関連)
  - 4-5.学術研究のための研究費の確保
- ⑤ 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられる
  - 5-1.機関等の判断／個々の科学者の判断
  - 5-2.個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断
  - 5-3.人文社会科学者も含めた総合的判断の必要性
  - 5-4.学術会議声明等の学術会議の役割
- ⑥ その他
  - 6-1.文民統制
  - 6-2.専門家の役割
  - 6-3.検討・結論のタイミング、検討の進め方

- 1-1.環境変化/自衛隊/憲法/安全保障環境等
- 1-2.決議の扱い
- 1-3.防衛省・自衛隊・防衛関連産業における研究とそれら職員の研究の扱い
- 1-4.学術会議の代表性・対象とする科学者
- 2-1.軍事的利用・民生的利用と善用・悪用
- 2-2.両用技術と汎用技術
- 2-3.研究成果の利用／基礎研究との関係
- 2-4.二面性(軍事研究の成果の民生利用と民生研究の成果の軍事利用)
- 2-5.財源による線引き(研究資金の出所)／ミッションを持つ組織からの研究資金提供
- 3-1.基礎研究
- 3-2.学問の自由
- 3-3.公表の自由
- 3-4.研究契約等による制約
- 3-5.知的財産関係
- 3-6.秘密保持義務関係
- 3-7.安全保障貿易管理
- 4-1.安全保障技術研究推進制度／米軍の資金／その他
- 4-2.研究の誘導・変質の可能性
- 4-3.研究成果の利用
- 4-4.「学術研究」の範囲と大学の位置づけ(学術会議の代表性・対象とする科学者(1-4.)と関連))
- 4-5.学術研究のための研究費の確保
- 5-1.機関等の判断／個々の科学者の判断
- 5-2.個々の課題・事例での判断／研究助成制度としての判断
- 5-3.人文社会科学者も含めた総合的判断の必要性
- 5-4.学術会議声明等の学術会議の役割
- 6-1.文民統制
- 6-2.専門家の役割
- 6-3.検討・結論のタイミング、検討の進め方